

基本計画書

基		本				計		画	
事 項		記 入 欄						備 考	
計 画 の 区 分		研究科の専攻の設置							
フリガナ 設置者		コクリツダ ^イ ガクホウジン キュウシュウダ ^イ ガク 国立大学法人 九州大学							
フリガナ 大学の名称		キュウシュウダ ^イ ガク 九州大学 (Kyushu University)							
大学本部の位置		福岡市西区元岡744							
大学の目的		九州大学は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神に則り、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。							
新設学部等の目的		国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する、幅広い人間力を有した人材の育成を目的とする。本専攻（修士課程）では、学生のニーズに応じて高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース、基礎医学研究者養成コースの4つのコースを開設し、全コースに留学生のための英語での講義・実習を行う「国際コース」を設ける。教育する学生には、志望専攻分野の基礎的な知識と応用力をベースにしつつ、口腔機能に関する幅広い基礎知識、生命科学に関する基礎から高度な専門知識、さらに医療人、研究者として身につけるべき倫理性を修得させる。さらに、コース固有の学修目標の達成を可能とする専攻分野の講義科目、及び研究能力を高めるための演習科目を充実させたカリキュラムを実現することで、教育研究上の目的を遂行する。							
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	開設時期及び開設年次	所在地	
	歯学府口腔科学専攻	年	人	年次人	人	修士（口腔科学）	年 月 第 年次 令和5年4月	福岡県福岡市東区馬出3-1-1	
	計	2	6	-	12				
同一設置者内における変更状況 （定員の移行、名称の変更等）		歯学府 口腔科学専攻（6）（令和4年4月事前相談） 令和5年4月名称変更予定 統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 → ユーザー感性スタディーズ専攻							
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数		
		講義	演習	実験・実習	計				
	歯学府口腔科学専攻 （修士課程）	5科目	43科目	0科目	48科目	30単位			

教 員	学 部 等 の 名 称		専任教員等						兼 任 教 員 等
			教授	准教授	講師	助教	計	助手	
	新 設 分		人	人	人	人	人	人	人
員		歯学府口腔科学専攻	19 (16)	11 (12)	13 (15)	40 (42)	83 (85)	0 (0)	0 (0)
		計	19 (16)	11 (12)	13 (15)	40 (42)	83 (85)	0 (0)	0 (0)
	既	人文科学府							
		人文基礎専攻 修士課程	8 (8)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	11 (11)
		人文基礎専攻 博士後期課程	8 (8)	8 (8)	3 (3)	0 (0)	19 (19)	0 (0)	0 (0)
		歴史空間論専攻 修士課程	5 (5)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	14 (14)
		歴史空間論専攻 博士後期課程	6 (6)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	0 (0)
		言語・文学専攻 修士課程	8 (8)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	14 (14)	0 (0)	13 (13)
		言語・文学専攻 博士後期課程	9 (9)	5 (5)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		地球社会統合科学府							
		地球社会統合科学専攻 修士課程	26 (26)	26 (26)	9 (9)	4 (4)	65 (65)	0 (0)	5 (5)
		地球社会統合科学専攻 博士後期課程	27 (27)	25 (25)	9 (9)	0 (0)	61 (61)	0 (0)	0 (0)
		人間環境学府							
		都市共生デザイン専攻 修士課程	4 (4)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	10 (10)	0 (0)	14 (14)
		都市共生デザイン専攻 博士後期課程	5 (5)	4 (4)	0 (0)	2 (2)	11 (11)	0 (0)	0 (0)
		人間共生システム専攻 修士課程	4 (4)	4 (4)	1 (1)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	1 (1)
		人間共生システム専攻 博士後期課程	7 (7)	7 (7)	1 (1)	0 (0)	15 (15)	0 (0)	0 (0)
		行動システム専攻 修士課程	4 (4)	10 (10)	2 (2)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	2 (2)
		行動システム専攻 博士後期課程	6 (6)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
		教育システム専攻 修士課程	12 (12)	10 (10)	1 (1)	0 (0)	23 (23)	0 (0)	1 (1)
		教育システム専攻 博士後期課程	8 (8)	9 (9)	1 (1)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	0 (0)
		空間システム専攻 修士課程	6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	13 (13)
		空間システム専攻 博士後期課程	6 (6)	7 (7)	0 (0)	4 (4)	17 (17)	0 (0)	0 (0)
		実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	4 (4)	3 (3)	1 (1)	0 (0)	8 (8)	0 (0)	2 (2)
		法学府							
		法政理論専攻 修士課程	27 (27)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	43 (43)	0 (0)	13 (13)
		法政理論専攻 博士後期課程	36 (36)	16 (16)	0 (0)	0 (0)	52 (52)	0 (0)	2 (2)
		法務学府							
		実務法学専攻 専門職学位課程	12 (12)	1 (1)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	1 (1)	34 (34)

工学府							
材料工学専攻 修士課程	13 (13)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	9 (9)
材料工学専攻 博士後期課程	13 (13)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	18 (18)	0 (0)	14 (14)
応用化学専攻 修士課程	16 (16)	20 (20)	0 (0)	8 (8)	44 (44)	0 (0)	12 (12)
応用化学専攻 博士後期課程	15 (15)	18 (18)	0 (0)	8 (8)	41 (41)	0 (0)	15 (15)
化学工学専攻 修士課程	5 (5)	6 (6)	0 (0)	4 (4)	15 (15)	0 (0)	10 (10)
化学工学専攻 博士後期課程	4 (4)	5 (5)	0 (0)	0 (0)	9 (9)	0 (0)	7 (7)
機械工学専攻 修士課程	19 (19)	15 (15)	0 (0)	17 (17)	51 (51)	0 (0)	10 (10)
機械工学専攻 博士後期課程	17 (17)	15 (15)	0 (0)	17 (17)	49 (49)	0 (0)	7 (7)
水素エネルギーシステム専攻 修士課程	8 (8)	3 (3)	0 (0)	5 (5)	16 (16)	0 (0)	22 (22)
水素エネルギーシステム専攻 博士後期課程	8 (8)	3 (3)	0 (0)	5 (5)	16 (16)	0 (0)	21 (21)
航空宇宙工学専攻 修士課程	6 (6)	4 (4)	0 (0)	8 (8)	18 (18)	0 (0)	15 (15)
航空宇宙工学専攻 博士後期課程	6 (6)	4 (4)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
量子物理工学専攻 修士課程	10 (10)	8 (8)	0 (0)	10 (10)	28 (28)	0 (0)	17 (17)
量子物理工学専攻 博士後期課程	9 (9)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	16 (16)	0 (0)	7 (7)
船舶海洋工学専攻 修士課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
船舶海洋工学専攻 博士後期課程	7 (7)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	10 (10)	0 (0)	7 (7)
地球資源システム工学専攻 修士課程	3 (3)	4 (4)	0 (0)	7 (7)	14 (14)	0 (0)	10 (10)
地球資源システム工学専攻 博士後期課程	6 (6)	7 (7)	0 (0)	0 (0)	13 (13)	0 (0)	7 (7)
共同資源工学専攻 修士課程	3 (3)	3 (3)	0 (0)	0 (0)	6 (6)	0 (0)	10 (10)
土木工学専攻 修士課程	14 (14)	10 (10)	0 (0)	0 (0)	24 (24)	0 (0)	9 (9)
土木工学専攻 博士後期課程	14 (14)	11 (11)	0 (0)	0 (0)	25 (25)	0 (0)	7 (7)
芸術工学府							
芸術工学専攻 修士課程	22 (22)	38 (38)	3 (3)	18 (18)	81 (81)	0 (0)	22 (22)
芸術工学専攻 博士後期課程	(23) (23)	38 (38)	3 (3)	12 (12)	(76) (76)	0 (0)	0 (0)
システム情報科学府							
情報理工学専攻 修士課程	21 (21)	25 (25)	0 (0)	17 (17)	63 (63)	0 (0)	23 (23)
情報理工学専攻 博士後期課程	19 (19)	25 (25)	0 (0)	17 (17)	61 (61)	0 (0)	0 (0)
電気電子工学専攻 修士課程	18 (18)	14 (14)	0 (0)	16 (16)	48 (48)	0 (0)	23 (23)
電気電子工学専攻 博士後期課程	17 (17)	13 (13)	0 (0)	16 (16)	46 (46)	0 (0)	0 (0)

概要	総合理工学府		46	49	0	40	135	0	37
	総合理工学専攻 修士課程		(46)	(49)	(0)	(40)	(135)	(0)	(37)
	総合理工学専攻 博士後期課程		46	49	0	40	135	0	10
			(46)	(49)	(0)	(40)	(135)	(0)	(10)
	生物資源環境科学府								
	資源生物科学専攻 修士課程		16	26	0	19	61	0	0
			(16)	(26)	(0)	(19)	(61)	(0)	(0)
	資源生物科学専攻 博士後期課程		16	24	0	19	59	0	0
			(16)	(24)	(0)	(19)	(59)	(0)	(0)
	環境農学専攻 修士課程		18	22	0	14	54	0	0
			(18)	(22)	(0)	(14)	(54)	(0)	(0)
	環境農学専攻 博士後期課程		18	21	0	14	53	0	0
			(18)	(21)	(0)	(14)	(53)	(0)	(0)
	農業資源経済学専攻 修士課程		4	3	1	3	11	0	0
			(4)	(3)	(1)	(3)	(11)	(0)	(0)
	農業資源経済学専攻 博士後期課程		4	3	1	4	12	0	0
			(4)	(3)	(1)	(4)	(12)	(0)	(0)
	生命機能科学専攻 修士課程		20	16	1	17	54	0	0
			(20)	(16)	(1)	(17)	(54)	(0)	(0)
	生命機能科学専攻 博士後期課程		18	14	0	14	46	0	0
		(18)	(14)	(0)	(14)	(46)	(0)	(0)	
分	統合新領域学府								
	ユーザー感性学専攻 修士課程		6	4	1	2	13	0	13
			(6)	(4)	(1)	(2)	(13)	(0)	(13)
	ユーザー感性学専攻 博士後期課程		2	3	0	0	5	0	0
			(2)	(3)	(0)	(0)	(5)	(0)	(0)
	オートモーティブサイエンス専攻 修士課程		11	7	0	0	18	0	23
			(11)	(7)	(0)	(0)	(18)	(0)	(23)
	オートモーティブサイエンス専攻 博士後期課程		12	8	0	0	20	0	6
			(12)	(8)	(0)	(0)	(20)	(0)	(6)
	ライブラリーサイエンス専攻 修士課程		5	6	0	0	11	0	8
			(5)	(6)	(0)	(0)	(11)	(0)	(8)
	ライブラリーサイエンス専攻 博士後期課程		3	5	0	0	8	0	0
			(3)	(5)	(0)	(0)	(8)	(0)	(0)
	要	マス・フオア・イノベーション連係学府							
博士前期課程		27	15	1	4	47	0	0	
		(27)	(15)	(1)	(4)	(47)	(0)	(0)	
博士後期課程		26	15	1	4	46	0	0	
		(26)	(15)	(1)	(4)	(46)	(0)	(0)	
計		1263	1115	116	606	3100	1	679	
		(1263)	(1115)	(116)	(606)	(3100)	(1)	(679)	
合 計		1282	1126	129	646	3183	2	679	
		(1279)	(1127)	(131)	(648)	(3185)	(2)	(679)	

教員以外の職員の概要	職 種		専 任		兼 任		計								
	事 務 職 員		1149 人 (1149)		0 人 (0)		1149 人 (1149)								
	技 術 職 員		2062 人 (2062)		0 人 (0)		2062 人 (2062)								
	図 書 館 専 門 職 員		70 人 (70)		0 人 (0)		70 人 (70)								
	そ の 他 の 職 員		37 人 (37)		0 人 (0)		37 人 (37)								
	計		3318 人 (3318)		0 人 (0)		3318 人 (3318)								
校 地 等	区 分		専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体				
	校 舎 敷 地		2, 273, 413㎡		0 ㎡		0 ㎡		2, 273, 413㎡						
	運 動 場 用 地		196, 368㎡		0 ㎡		0 ㎡		196, 368㎡						
	小 計		2, 451, 214㎡		0 ㎡		0 ㎡		2, 451, 214㎡						
	そ の 他		72, 867, 450㎡		0 ㎡		0 ㎡		72, 867, 450㎡						
	合 計		75, 337, 231㎡		0 ㎡		0 ㎡		75, 337, 231㎡						
校 舎			専 用		共 用		共用する他の学校等の専用		計		大学全体				
			654, 618㎡ (654, 618㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)		0 ㎡ (0 ㎡)		654, 618㎡ (654, 618㎡)						
教室等		講義室		演習室		実験実習室		情報処理学習施設		語学学習施設		大学全体			
		347室		362室		115室		15室 (補助職員 人)		4室 (補助職員 人)					
専 任 教 員 研 究 室				新設学部等の名称				室 数							
				歯学府口腔科学専攻				85 室							
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称		図 書 〔うち外国書〕 冊		学術雑誌 〔うち外国書〕 種		電子ジャーナル 〔うち外国書〕 点		視聴覚資料 点		機械・器具 点		標本 点		大学全体
			4,198,705 〔1,805,858〕 (4,198,705 〔1,805,858〕)		76,869 〔34,083〕 (76,869 〔34,083〕)		52,670 〔52,653〕 (52,670 〔52,653〕)		8,540 (8,540)		81 (81)		7,434,882 (7434882)		
	4,198,705 〔1,805,858〕 (4,198,705 〔1,805,858〕)		76,869 〔34,083〕 (76,869 〔34,083〕)		52,670 〔52,653〕 (52,670 〔52,653〕)		8,540 (8,540)		81 (81)		7,434,882 (7434882)				
	計		4,198,705 〔1,805,858〕 (4,198,705 〔1,805,858〕)		76,869 〔34,083〕 (76,869 〔34,083〕)		52,670 〔52,653〕 (52,670 〔52,653〕)		8,540 (8,540)		81 (81)		7,434,882 (7434882)		
図書館			面積		閲覧座席数				収 納 可 能 冊 数				大学全体		
			46, 365㎡		3, 121 席				5, 363, 973 冊						
体育館			面積		体育館以外のスポーツ施設の概要										
			12, 019㎡		野 球 場 1 面		陸 上 競 技 場 1 面								
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	経費の見積り	区 分		開設前年度	第 1 年次	第 2 年次	第 3 年次	第 4 年次	第 5 年次	第 6 年次					
		教員 1 人当り研究費等			—	—	—	—	—	—					
		共 同 研 究 費 等			—	—	—	—	—	—					
		図 書 購 入 費		—	—	—	—	—	—	—					
		設 備 購 入 費		—	—	—	—	—	—	—					
	学生 1 人当り納付金	第 1 年次		第 2 年次	第 3 年次		第 4 年次		第 5 年次			第 6 年次			
		— 千円		— 千円	— 千円		— 千円		— 千円			— 千円			
学生納付金以外の維持方法の概要					—										

既設大学等の状況	大 学 の 名 称	九州大学 (Kyushu University)							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入学定員	編入学定員	収容定員	学位又は称号	定員超過率	開設年度	所 在 地
	【学部】 共創学部 共創学科	年	人	年次人 —	人	学士(学術)	倍	平成30年度	福岡県福岡市 西区元岡744
	文学部 人文学科	4	105	—	420	学士(文学)	1.02	平成12年度	同上
	教育学部	4	46	—	184	学士(教育学)	1.08	昭和24年度	同上
	法学部	4	189	—	756	学士(法学)	1.04	昭和24年度	同上
	経済学部 経済・経営学科 経済工学科	4 4	141 85	3年次 10 10	584 360	学士(経済学)	1.04 1.06	平成12年度 昭和52年度	同上
	理学部 物理学科 化学科 地球惑星科学科 数学科 生物学科	4 4 4 4 4	55 62 45 50 46	3年次 5	220 248 180 210 184	学士(理学)	1.05 1.04 1.10 1.08 1.05	昭和24年度 昭和24年度 平成2年度 昭和24年度 昭和24年度	同上
	医学部 医学科 生命科学科 保健学科	6 4 4	110 12 134	—	663 48 536	学士(医学) 学士(生命医科学) 学士(保健学) 学士(看護学)	1.00 1.10 1.01	昭和24年度 平成19年度 平成14年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
	歯学部 歯学科	6	53	—	318	学士(歯学)	0.99	昭和42年度	同上
	薬学部 創薬科学科 臨床薬学科	4 6	49 30	—	196 180	学士(創薬科学) 学士(薬学)	1.05 1.01	平成18年度 平成18年度	同上
	工学部 電気情報工学科 材料工学科 応用化学科 化学工学科 融合基礎工学科 機械工学科 航空宇宙工学科 量子物理工学科 船舶海洋工学科 地球資源システム工学科 土木工学科 建築学科 建築学科 電気情報工学科 物質科学工学科 地球環境工学科 エネルギー科学科 機械航空工学科	4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	153 53 72 38 57 135 29 38 34 34 77 58 — — — — — — —	—	306 106 144 76 114 270 58 76 68 68 154 116 — — — — — —	学士(工学)	1.03	令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 令和3年度 昭和29年度 平成8年度 平成9年度 平成10年度 平成10年度 平成11年度	福岡県福岡市 西区元岡744
	芸術工学部 芸術工学科 環境設計学科 工業設計学科 画像設計学科 音響設計学科 芸術情報設計学科	4 4 4 4 4 4	187 — — — — —	—	561 — — — — —	学士(芸術工学)	1.02	令和2年度 平成15年度 平成15年度 平成15年度 平成15年度 平成15年度	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号
	農学部 生物資源環境学科	4	226	—	904	学士(農学)	1.04	平成10年度	福岡県福岡市 西区元岡744

入学定員変更(5)
令和3年度まで
入学定員変更(5)
令和4年度まで

※工学部における
学科毎の入学定員
超過率について

学生募集を、学
科単位ではなく学
科の専門教育で必
要な基礎科目が共
通である5つの学
科群と入学時には
所属学科群が未定
の群の、計6つの
区分により実施
し、3年次におい
て各学科への配属
がきまるため、現
状、学科毎で算出
できず。

令和3年より学生募集停止
令和3年より学生募集停止
令和3年より学生募集停止
令和3年より学生募集停止
令和3年より学生募集停止
令和3年より学生募集停止

令和2年より学生募集停止
令和2年より学生募集停止
令和2年より学生募集停止
令和2年より学生募集停止
令和2年より学生募集停止
令和2年より学生募集停止

【大学院】 人文科学府 人文基礎専攻 修士課程 博士後期課程 歴史空間論専攻 修士課程 博士後期課程 言語・文学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3 2 3	16 7 20 9 20 9	—	32 21 40 27 40 27	修士(文学) 博士(文学)	0.52 0.75 0.65 0.40 0.55 0.96	平成12年度 平成12年度 平成12年度	福岡県福岡市 西区元岡744
地球社会統合科学府 地球社会統合科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3	60 35	—	120 105	修士(学術) 修士(理学) 博士(学術) 博士(理学)	0.67 0.50	平成26年度	同上
人間環境学府 都市共生デザイン専攻 修士課程 博士後期課程 人間共生システム専攻 修士課程 博士後期課程 行動システム専攻 修士課程 博士後期課程 教育システム専攻 修士課程 博士後期課程 空間システム専攻 修士課程 博士後期課程 実践臨床心理学専攻 専門職学位課程	2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	20 5 11 9 17 10 19 9 28 7 30	—	40 15 22 27 34 30 38 27 56 21 60	修士(人間環境学) 修士(文学) 修士(教育学) 修士(心理学) 修士(工学) 博士(人間環境学) 博士(文学) 博士(教育学) 博士(工学) 臨床心理修士 (専門職)	1.07 0.66 0.90 0.62 1.08 1.00 0.68 0.47 1.44 0.66 1.03	平成12年度 平成12年度 平成12年度 平成17年度 平成12年度 平成17年度	同上
法学府 法政理論専攻 修士課程 博士後期課程	2 3	72 17	—	134 51	修士(法学)	0.46 0.21	平成22年度	同上
法務学府 実務法学専攻 専門職学位課程	3	45	—	135	法務博士(専門職)	0.72	平成16年度	同上
経済学府 経済工学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノ ベーション連係学府の内 数とする入学定員数) 博士後期課程 (マス・フォア・イノ ベーション連係学府の内 数とする入学定員数) 経済システム専攻 修士課程 博士後期課程 産業マネジメント専攻 専門職学位課程	2 3 3 2 3 2	20 【1】 10 【1】 27 14 45	—	40 【2】 30 【2】 54 42 90	修士(経済学) 博士(経済学) 経営修士(専門職)	1.09 0.40 0.94 0.45 0.97	平成12年度 平成15年度 平成15年度	同上 入学定員変更 (1) 入学定員変更 (1)

理学府 物理学専攻 修士課程 博士後期課程 化学専攻 修士課程 博士後期課程 地球惑星科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3	41 14 62 19 41 14	—	82 42 124 57 82 42	修士(理学) 博士(理学)	1.07 0.61 1.11 0.63 1.06 0.49	平成20年度 平成20年度 平成12年度	福岡県福岡市 西区元岡744
数理学府 数理学専攻 修士課程 (マス・フォア・イノ ベーション連係学府の内 数とする入学定員数) 博士後期課程 (マス・フォア・イノ ベーション連係学府の内 数とする入学定員数)	2 3	54 【8】 20 【9】	—	108 【16】 60 【18】	修士(数理学) 修士(技術数理学) 博士(数理学) 博士(機能数理学)	1.00 1.01	平成12年度	同上
システム生命科学府 システム生命科学専攻 博士課程	 5	 54	—	270	修士(システム生命科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(情報科学) 博士(システム生命科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(情報科学)	1.35	平成15年度	同上
医学系学府 医学専攻 博士課程 医科学専攻 修士課程 保健学専攻 修士課程 博士後期課程 医療経営・管理学専攻 専門職学位課程	4 2 2 3 2	107 20 27 10 20	—	428 40 54 30 40	博士(医学) 修士(医科学) 修士(看護学) 修士(保健学) 博士(看護学) 博士(保健学) 医療経営・管理学 修士(専門職)	1.07 0.62 1.19 0.60 0.90	平成20年度 平成15年度 平成19年度 平成21年度 平成13年度	福岡県福岡市東区 馬出3丁目1番1号
歯学府 歯学専攻 博士課程	4	43	—	172	博士(歯学) 博士(臨床歯学) 博士(学術)	0.89	平成12年度	同上
薬学府 創薬科学専攻 修士課程 博士後期課程 臨床薬学専攻 博士課程	2 3 4	55 12 5	—	110 36 20	修士(創薬科学) 博士(創薬科学) 博士(臨床薬学)	0.84 1.46 0.80	平成22年度 平成24年度 平成24年度	同上

入学定員変更 (8)

入学定員変更 (9)

工学府			—		修士(工学) 博士(工学)		令和3年度	福岡県福岡市 西区元岡744	
材料工学専攻									
修士課程	2	43		86		1.06			
博士後期課程	3	10		20		0.80			
応用化学専攻							令和3年度		
修士課程	2	68		136		1.18			
博士後期課程	3	18		36		1.24			
化学工学専攻							令和3年度		
修士課程	2	30		60		1.18			
博士後期課程	3	8		16		0.62			
機械工学専攻							平成22年度		
修士課程	2	73		146		1.24			令和3年度より入学定員変更 (11)
博士後期課程	3	16		48		0.62			
水素エネルギーシステム専攻							平成22年度		
修士課程	2	35		70		1.05			令和3年度より入学定員変更 (5)
博士後期課程	3	9		27		0.70			
航空宇宙工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	30		60		1.18			
博士後期課程	3	10		32		0.43			令和3年度より入学定員変更 (△2)
量子物理工学専攻							令和3年度		エネルギー量子工学専攻から名称変更
修士課程	2	30		60		0.91			令和3年度より入学定員変更 (2)
博士後期課程	3	10		20		0.43			
船舶海洋工学専攻							令和3年度		海洋システム工学専攻から名称変更
修士課程	2	25		50		1.10			令和3年度より入学定員変更 (4)
博士後期課程	3	8		16		0.62			
地球資源システム工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	20		40		1.22			
博士後期課程	3	8		24		1.20			
共同資源工学専攻							平成29年度		
修士課程	2	10		20		1.45			
土木工学専攻							令和3年度		
修士課程	2	52		104		1.30			
博士後期課程	3	16		32		1.21			
物質創造工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
物質プロセス工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
材料物性工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
化学システム工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
建設システム工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
都市環境システム工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
海洋システム工学専攻							平成12年度		船舶海洋工学専攻へ名称変更
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
エネルギー量子工学専攻							平成12年度		量子物理工学専攻へ名称変更
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止

芸術工学府 芸術工学専攻			—		修士(芸術工学) 修士(デザインストラテジー)		令和4年度	福岡県福岡市南区 塩原4丁目9番1号	
修士課程	2	120		120	博士(芸術工学)	1.22			
博士後期課程	3	30		30	博士(工学)	0.46			
芸術工学専攻							平成15年度		令和4年より学生募集停止
修士課程	2	—		—		—			令和4年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			
デザインストラテジー専攻									
修士課程	2	—		—		—	平成18年度		令和4年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—	平成20年度		令和4年より学生募集停止
システム情報科学府			—		修士(情報科学)			福岡県福岡市 西区元岡744	
情報理工学専攻					博士(情報科学)		令和3年度		
修士課程	2	105		210	修士(理学)	0.99			入学定員変更 (2)
(マス・フォア・イノベーション連係学院の内数とする入学定員数)		【2】		【4】	修士(工学)				
博士後期課程	3	29		58	修士(工学)	0.90			入学定員変更 (3)
(マス・フォア・イノベーション連係学院の内数とする入学定員数)		【3】		【6】	修士(学術)				
電気電子工学専攻					博士(学術)		令和3年度		
修士課程	2	65		130		1.31			入学定員変更 (1)
(マス・フォア・イノベーション連係学院の内数とする入学定員数)		【1】		【2】					
博士後期課程	3	16		32		0.67			入学定員変更 (1)
(マス・フォア・イノベーション連係学院の内数とする入学定員数)		【1】		【2】					
情報学専攻							平成21年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
情報知能工学専攻							平成21年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
電気電子工学専攻							平成21年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
総合理工学府			—		修士(理学)			福岡県春日市 春日公園6丁目1番地	
総合理工学専攻					修士(工学)		令和3年度		
修士課程	2	172		344	修士(学術)	1.25			
博士後期課程	3	62		124	博士(理学)	0.84			
量子プロセス理工学専攻					博士(工学)		平成12年度		
修士課程	2	—		—	博士(学術)				令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
物質理工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
先端エネルギー理工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
環境エネルギー工学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止
大気海洋環境システム学専攻							平成12年度		
修士課程	2	—		—		—			令和3年より学生募集停止
博士後期課程	3	—		—		—			令和3年より学生募集停止

生物資源環境科学府 資源生物科学専攻 修士課程 博士後期課程 環境農学専攻 修士課程 博士後期課程 農業資源経済学専攻 修士課程 博士後期課程 生命機能科学専攻 修士課程 博士後期課程	2 3 2 3 2 3 2 3 2 3 2 3	66 26 66 21 13 5 99 25	—	132 78 132 63 26 15 198 75	修士(農学) 博士(農学)	0.99 0.58 0.94 0.57 0.49 0.33 1.02 0.50	平成22年度 平成22年度 平成22年度 平成22年度	福岡県福岡市 西区元岡744
統合新領域学府 ユーザー感性学専攻 修士課程 博士後期課程 オートモーティブサイエンス専攻 修士課程 博士後期課程 ライブラリーサイエンス専攻 修士課程 博士後期課程	 2 3 2 3 2 3	 30 4 21 7 10 3	—	 60 12 42 21 20 9	修士(感性学) 修士(芸術工学) 修士(工学) 修士(オートモーティブサイエンス) 修士(ライブラリーサイエンス) 修士(学術) 博士(感性学) 博士(芸術工学) 博士(工学) 博士(オートモーティブサイエンス) 博士(ライブラリーサイエンス) 博士(学術)	0.68 0.16 0.68 0.66 0.30 0.44	平成21年度 平成23年度 平成21年度 平成23年度 平成25年度	同上
マス・フォア・イノベーション連係学府 博士前期課程 博士後期課程	2 3	12 14	—	24 28	修士(数理学) 修士(技術数理学) 修士(情報科学) 修士(理学) 修士(工学) 修士(学術) 修士(経済学) 博士(数理学) 博士(機能数理学) 博士(情報科学) 博士(理学) 博士(工学) 博士(学術) 博士(経済学)	0.91 0.42	令和4年度	同上

附属施設の概要	○附属病院 名 称：九州大学病院 目 的：患者の診療を通じて医学、歯学の教育と研究を行うこと。 所 在 地：福岡市東区馬出3-1-1 設置年月：昭和24年5月 規 模 等：土地面積313,745㎡ (病院地区：九州大学病院、医学部、歯学部、薬学部、生体防御医学研究所) 校舎等敷地88,043㎡ (九州大学病院) 病床数1,275床、診療科37科 ○農場 名 称：九州大学農学部附属農場 目 的：農学に関する教育と研究を行うこと。 所 在 地：(農学部附属農場)福岡県福岡市西区元岡744番地 (高原農業実験実習場)大分県竹田市久住町久住字4045-4 設置年月：大正10年4月 規 模 等：土地面積396,670㎡(高原農業実験実習場を含む。) ○演習林 名 称：九州大学農学部附属演習林 目 的：林学及び林産学に関する教育と研究を行うこと。 所 在 地：(福岡演習林)福岡県糟屋郡篠栗町津波黒394 (宮崎演習林)宮崎県東臼杵郡椎葉村大河内949 (北海道演習林)北海道足寄郡足寄町北五条1-85 (早良実習場)福岡県福岡市西区生の松原1-23-2 設置年月：大正11年5月 規 模 等：土地面積(全演習林の合計) 71,425,335㎡ ○薬草園 ・名 称：九州大学大学院薬学府附属薬用植物園 ・目 的：薬学に関する教育と研究を行うこと。 ・所在地：福岡県粕屋郡篠栗町津波黒394 (九州大学農学部附属演習林内) ・設置年月日：昭和49年4月設置 ・敷地：約26,800㎡	
----------------	--	--

国立大学法人九州大学 設置申請等に関わる組織の移行表

令和4年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	令和5年度	入学 定員	編入学 定員	収容 定員	変更の事由
九州大学				九州大学				
共創学部				共創学部				
共創学科	105	—	420	共創学科	105	—	420	
文学部				文学部				
人文学科	151	—	604	人文学科	151	—	604	
教育学部	46	—	184	教育学部	46	—	184	
法学部	189	—	756	法学部	189	—	756	
経済学部		3年次		経済学部		3年次		
経済・経営学科	141	10	584	経済・経営学科	141	<u>二</u>	<u>564</u>	
経済工学科	85	10	360	経済工学科	85	10	360	
理学部				理学部				
物理学科	55	—	220	物理学科	55	—	220	
化学科	62	—	248	化学科	62	—	248	
地球惑星科学科	45	3年次	180	地球惑星科学科	45	3年次	180	
数学科	50	5	210	数学科	50	5	210	
生物科学科	46	—	184	生物科学科	46	—	184	
医学部				医学部				
医学科	110	—	660	医学科	<u>105</u>	—	<u>630</u>	
生命科学科	12	—	48	生命科学科	12	—	48	
保健学科	134	—	536	保健学科	134	—	536	
歯学部				歯学部				
歯学科	53	—	318	歯学科	53	—	318	
薬学部				薬学部				
創薬科学科	49	—	196	創薬科学科	49	—	196	
臨床薬学科	30	—	180	臨床薬学科	30	—	180	
工学部				工学部				
電気情報工学科	153	—	612	電気情報工学科	153	—	612	
材料工学科	53	—	212	材料工学科	53	—	212	
応用化学科	72	—	288	応用化学科	72	—	288	
化学工学科	38	—	152	化学工学科	38	—	152	
融合基礎工学科	57	20	268	融合基礎工学科	57	20	268	
機械工学科	135	—	540	機械工学科	135	—	540	
航空宇宙工学科	29	—	116	航空宇宙工学科	29	—	116	
量子物理工学科	38	—	152	量子物理工学科	38	—	152	
船舶海洋工学科	34	—	136	船舶海洋工学科	34	—	136	
地球資源システム工学科	34	—	136	地球資源システム工学科	34	—	136	
土木工学科	77	—	308	土木工学科	77	—	308	
建築学科	58	—	232	建築学科	58	—	232	
芸術工学部				芸術工学部				
芸術工学科	187	—	748	芸術工学科	187	—	748	
農学部				農学部				
生物資源環境学科	226	—	904	生物資源環境学科	226	—	904	
計	2,554	45	10,692	計	2,549	<u>35</u>	10,642	

【大学院】			
人文科学府			
人文基礎専攻			
修士課程	16	—	32
博士後期課程	7	—	21
歴史空間論専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	9	—	27
言語・文学専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	9	—	27
地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	—	120
博士後期課程	35	—	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	5	—	15
人間共生システム専攻			
修士課程	11	—	22
博士後期課程	9	—	27
行動システム専攻			
修士課程	17	—	34
博士後期課程	10	—	30
教育システム専攻			
修士課程	19	—	38
博士後期課程	9	—	27
空間システム専攻			
修士課程	28	—	56
博士後期課程	7	—	21
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	—	60
法学府			
法政理論専攻			
修士課程	72	—	134
博士後期課程	17	—	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	—	135
経済学府			
経済工学専攻			
修士課程	20	—	40
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
博士後期課程	10	—	30
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	14	—	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	—	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
化学専攻			
修士課程	62	—	124
博士後期課程	19	—	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	—	108
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(8)		(16)
博士後期課程	20	—	60
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(9)		(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	—	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	—	428
医科学専攻			
修士課程	20	—	40

【大学院】			
人文科学府			
人文基礎専攻			
修士課程	16	—	32
博士後期課程	7	—	21
歴史空間論専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	9	—	27
言語・文学専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	9	—	27
地球社会統合科学府			
地球社会統合科学専攻			
修士課程	60	—	120
博士後期課程	35	—	105
人間環境学府			
都市共生デザイン専攻			
修士課程	20	—	40
博士後期課程	5	—	15
人間共生システム専攻			
修士課程	11	—	22
博士後期課程	9	—	27
行動システム専攻			
修士課程	17	—	34
博士後期課程	10	—	30
教育システム専攻			
修士課程	19	—	38
博士後期課程	9	—	27
空間システム専攻			
修士課程	28	—	56
博士後期課程	7	—	21
実践臨床心理学専攻			
専門職学位課程	30	—	60
法学府			
法政理論専攻			
修士課程	72	—	134
博士後期課程	17	—	51
法務学府			
実務法学専攻			
専門職学位課程	45	—	135
経済学府			
経済工学専攻			
修士課程	20	—	40
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
博士後期課程	10	—	30
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
経済システム専攻			
修士課程	27	—	54
博士後期課程	14	—	42
産業マネジメント専攻			
専門職学位課程	45	—	90
理学府			
物理学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
化学専攻			
修士課程	62	—	124
博士後期課程	19	—	57
地球惑星科学専攻			
修士課程	41	—	82
博士後期課程	14	—	42
数理学府			
数理学専攻			
修士課程	54	—	108
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(8)		(16)
博士後期課程	20	—	60
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(9)		(27)
システム生命科学府			
システム生命科学専攻			
博士課程	54	—	270
医学系学府			
医学専攻			
博士課程	107	—	428
医科学専攻			
修士課程	20	—	40

保健学専攻				保健学専攻			
修士課程	27	—	54	修士課程	27	—	54
博士後期課程	10	—	30	博士後期課程	10	—	30
医療経営・管理学専攻				医療経営・管理学専攻			
専門職学位課程	20	—	40	専門職学位課程	20	—	40
歯学府				歯学府			
歯学専攻				口腔科学専攻	6	—	12 専攻の設置(届出)
博士課程	43	—	172	歯学専攻			
薬学府				博士課程	43	—	172
創薬科学専攻				薬学府			
修士課程	55	—	110	創薬科学専攻			
博士後期課程	12	—	36	修士課程	55	—	110
臨床薬学専攻				博士後期課程	12	—	36
博士課程	5	—	20	臨床薬学専攻			
工学府				博士課程	5	—	20
材料工学専攻				工学府			
修士課程	43	—	86	材料工学専攻			
博士後期課程	10	—	30	修士課程	43	—	86
応用化学専攻				博士後期課程	10	—	30
修士課程	68	—	136	応用化学専攻			
博士後期課程	18	—	54	修士課程	68	—	136
化学工学専攻				博士後期課程	18	—	54
修士課程	30	—	60	化学工学専攻			
博士後期課程	8	—	24	修士課程	30	—	60
機械工学専攻				博士後期課程	8	—	24
修士課程	73	—	146	機械工学専攻			
博士後期課程	16	—	48	修士課程	73	—	146
水素エネルギーシステム専攻				博士後期課程	16	—	48
修士課程	35	—	70	水素エネルギーシステム専攻			
博士後期課程	9	—	27	修士課程	35	—	70
航空宇宙工学専攻				博士後期課程	9	—	27
修士課程	30	—	60	航空宇宙工学専攻			
博士後期課程	10	—	30	修士課程	30	—	60
量子物理学専攻				博士後期課程	10	—	30
修士課程	30	—	60	量子物理学専攻			
博士後期課程	10	—	30	修士課程	30	—	60
船舶海洋工学専攻				博士後期課程	10	—	30
修士課程	25	—	50	船舶海洋工学専攻			
博士後期課程	8	—	24	修士課程	25	—	50
地球資源システム工学専攻				博士後期課程	8	—	24
修士課程	20	—	40	地球資源システム工学専攻			
博士後期課程	8	—	24	修士課程	20	—	40
共同資源工学専攻				博士後期課程	8	—	24
修士課程	10	—	20	共同資源工学専攻			
土木工学専攻				修士課程	10	—	20
修士課程	52	—	104	土木工学専攻			
博士後期課程	16	—	48	修士課程	52	—	104
芸術工学府				博士後期課程	16	—	48
芸術工学専攻				芸術工学府			
修士課程	120	—	240	芸術工学専攻			
博士後期課程	30	—	90	修士課程	120	—	240
システム情報科学府				博士後期課程	30	—	90
情報理工学専攻				システム情報科学府			
修士課程	105	—	210	情報理工学専攻			
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)	修士課程	105	—	210
博士後期課程	29	—	87	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(2)		(4)
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)	博士後期課程	29	—	87
電気電子工学専攻				(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(3)		(9)
修士課程	65	—	130	電気電子工学専攻			
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)	修士課程	65	—	130
博士後期課程	16	—	48	(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(2)
(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)	博士後期課程	16	—	48
総合理工学府				(うち、研究科等連係課程実施基本組織に割り当てる定員数)	(1)		(3)
総合理工学専攻				総合理工学府			
修士課程	172	—	344	総合理工学専攻			
博士後期課程	62	—	186	修士課程	172	—	344
				博士後期課程	62	—	186

生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75
統合新領域学府			
ユーザー感性学専攻			
修士課程	30	—	60
博士後期課程	4	—	12
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
マス・フォア・イノベーション			
連係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
計	2,733	—	6,544
	<26>	—	<66>

生物資源環境科学府			
資源生物学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	26	—	78
環境農学専攻			
修士課程	66	—	132
博士後期課程	21	—	63
農業資源経済学専攻			
修士課程	13	—	26
博士後期課程	5	—	15
生命機能科学専攻			
修士課程	99	—	198
博士後期課程	25	—	75
統合新領域学府			
<u>ユーザー感性スタディーズ専攻</u>			
修士課程	<u>10</u>	—	<u>20</u>
博士後期課程	<u>3</u>	—	<u>9</u>
オートモーティブサイエンス専攻			
修士課程	21	—	42
博士後期課程	7	—	21
ライブラリーサイエンス専攻			
修士課程	10	—	20
博士後期課程	3	—	9
マス・フォア・イノベーション			
連係学府			
博士前期課程	<12>	—	<24>
博士後期課程	<14>	—	<42>
計	<u>2,718</u>	—	<u>6,513</u>
	<26>	—	<66>

名称変更

研究科等連係課程実施基本組織

各連係協力学府の定員の内数
各連係協力学府の定員の内数

※ < >は、研究科等連係課程実施基本組織の定員数であり、各連係協力学府の定員の内数

設置の前後における学位等及び専任教員の所属の状況

届 出 時 に お け る 状 況						新 設 了 学 部 等 の 学 年 進 行 状 況					
学部等の名称	授与する学位等		異 動 先	専任教員		学部等の名称	授与する学位等		異 動 元	専任教員	
	学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授		学位又は 称号	学位又は 学科の分野		助教 以上	うち 教授
医学系学府保健 学専攻	修士 (看護学)	保健衛生学 関係 (看護学関 係)				医学系学府保健 学専攻	修士 (看護学)	保健衛生学 関係 (看護学関 係)			
	修士 (保健学)	保健衛生学 関係 (看護学関 係及び リハビリテー ション関係を 除く)					修士 (保健学)	保健衛生学 関係 (看護学関 係及び リハビリテー ション関係を 除く)			
	計		0	0	計			0	0		
					歯学府口腔科学 専攻(修士課程)	修士	保健衛生学 関係	歯学府歯学専攻(D)	83	19	
計								計		83	19
計											

基 礎 と な る 学 部 等 の 改 編 状 況

開設又は 改編時期	改 編 内 容 等	学 位 又 は 学 科 の 分 野	手 続 きの 区 分
平成19年4月	大学院医学系学府保健学専攻(修士課程) 設置	保健衛生学	設置認可

教 育 課 程 等 の 概 要														
（歯学府口腔科学専攻修士課程）														
科目 区分	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態			専任教員等の配置					備考
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
コ 必 ア カ リ キ ュ ラ ム	歯学概論	1 前①・②		2		○			16	3				
	歯科臨床概論	1 前①・②		2		○			9	2				
	口腔生物学	1 前②・1 後③		2		○			5					
	口腔病態学	1 前②・1 後③		2		○			6	3				
	スタートアップ倫理学	1 前①	2			○			1					
	小計（5科目）	—	2	8	0	—			16	3	0	0	0	
各 コ ー ス （ 基 礎 編 ）	高度 専門 医療 人 養成 コース	小児口腔医科学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1				オムニバス ※ 演習
		矯正歯科学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1					※ 演習
		歯科保存学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		1	3		オムニバス ※ 演習
		歯周病学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		2			オムニバス ※ 演習
		クラウンブリッジ補綴学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1		5		オムニバス ※ 演習
		インプラント・義歯補綴学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		1			オムニバス ※ 演習
		口腔画像情報科学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1	2			オムニバス ※ 演習
		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※			1	2	6		オムニバス ※ 演習
		口腔顎顔面外科学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※			1	2	7		オムニバス ※ 演習
		歯科麻酔学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		1	2		オムニバス ※ 演習
	医療 行政・ 教育 機関 指導 者 養成 コース	口腔予防医学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※			1	1			オムニバス ※ 演習
		歯科医学教育学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1					※ 演習
	医療 技術 開発 コース	生体材料学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1		2		オムニバス ※ 演習
	基礎 医学 研究 者 養成 コース	分子口腔解剖学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1			3		オムニバス ※ 演習
		口腔細胞工学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1		1		オムニバス ※ 演習
		口腔機能解析学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		1	2		オムニバス ※ 演習
		口腔機能分子科学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1	1		2		オムニバス ※ 演習
		口腔病理学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※		1		1	2		オムニバス ※ 演習
		口腔脳機能病態学（基礎編）	1 前②～後④	2		○	※			2				オムニバス ※ 演習
		小計（21科目）	—	0	42	0	—			16	12	15	40	

各コース（応用編）	高度専門医療人養成コース	小児口腔医科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1				オムニバス※ 演習
		矯正歯科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1					※ 演習
		歯科保存学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1		1	3		オムニバス※ 演習
		歯周病学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1			2		オムニバス※ 演習
		クラウンブリッジ補綴学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1		5		オムニバス※ 演習
		インプラント・義歯補綴学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1		1			オムニバス※ 演習
		口腔画像情報科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1	2			オムニバス※ 演習
		顎顔面腫瘍制御学（応用編）	2前①～後③		2		○	※			1	2	6		オムニバス※ 演習
		口腔顎顔面外科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※			1	2	7		オムニバス※ 演習
		歯科麻酔学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1		1	2		オムニバス※ 演習
		高齢者歯科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1	1			オムニバス※ 演習
		総合診療歯科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1			5		オムニバス※ 演習
	医療行政・教育機関指導者養成コース	口腔予防医学（応用編）	2前①～後③		2		○	※			1	1			オムニバス※ 演習
		歯科医学教育学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1					※ 演習
	医療技術開発者養成コース	生体材料学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1		2		オムニバス※ 演習
	基礎医学研究者養成コース	分子口腔解剖学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1			3		オムニバス※ 演習
		口腔細胞工学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1		1		オムニバス※ 演習
		口腔機能解析学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1		1	2		オムニバス※ 演習
		口腔機能分子科学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1	1		2		オムニバス※ 演習
		口腔病理学（応用編）	2前①～後③		2		○	※		1		1	2		オムニバス※ 演習
		口腔脳機能病態学（応用編）	2前①～後③		2		○	※			2				オムニバス※ 演習
		小計（21科目）	—	0	42	0	—			16	12	13	42		
修士研究	修士研究	1前②～2後④	14					○	16	3				共同	
	小計（1科目）	—	14	0	0	—			16	3	0	0			
合計（48科目）			—	16	92	0	—			16	12	15	42		
学位又は称号		修士（口腔科学）			学位又は学科の分野				保健衛生学関係（看護学関係及びリハビリテーション関係を除く）						

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
	1 学年の学期区分	4 学期
	1 学期の授業期間	8 週
	1 時限の授業時間	90分
【修了要件】 修士課程に2年以上在学し、以下の要件を満たす30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することが必要である。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。 【履修方法】 1. 高度専門医療人養成コース (a) 必須コアカリキュラム (8単位以上) (b) 高度専門医療人養成コース内科目 (18単位以上) コース内科目 (基礎編) (2単位以上) コース内科目 (応用編) (2単位以上) 修士研究 (14単位) (c) 高度専門医療人養成コース外選択科目 (4単位以上) コース外科目 (基礎編) (2単位以上) コース外科目 (応用編) (2単位以上) 2. 医療行政・教育機関指導者養成コース (a) 必須コアカリキュラム (8単位以上) (b) 医療行政・教育機関指導者養成コース内科目 (18単位以上) コース内科目 (基礎編) (2単位以上) コース内科目 (応用編) (2単位以上) 修士研究 (14単位) (c) 医療行政・教育機関指導者養成コース外選択科目 (4単位以上) コース外科目 (基礎編) (2単位以上) コース外科目 (応用編) (2単位以上) 3. 医療技術開発者養成コース (a) 必須コアカリキュラム (8単位以上) (b) 医療技術開発者養成コース内科目 (18単位以上) コース内科目 (基礎編) (2単位以上) コース内科目 (応用編) (2単位以上) 修士研究 (14単位) (c) 医療技術開発者養成コース外選択科目 (4単位以上) コース外科目 (基礎編) (2単位以上) コース外科目 (応用編) (2単位以上) 4. 基礎医学研究者養成コース (a) 必須コアカリキュラム (8単位以上) (b) 基礎医学研究者養成コース内科目 (18単位以上) コース内科目 (基礎編) (2単位以上) コース内科目 (応用編) (2単位以上) 修士研究 (14単位) (c) 基礎医学研究者養成コース外選択科目 (4単位以上) コース外科目 (基礎編) (2単位以上) コース外科目 (応用編) (2単位以上)		

授 業 科 目 の 概 要			
（歯学府口腔科学専攻修士課程）			
科目	授業科目の名称	講義等の内容	備考
必須 コア カリ キュ ラム	歯学概論	歯学の各分野の現状と九大歯学府の研究の概要を理解する。大学院生および医療に関わる人として学ぶ姿勢や学ぶ者としてとるべき態度等について議論を深め、今後2年間、自らに問い続けていく契機とする。 （オムニバス方式 全15回） (15 吉浦 一紀 /1回) 口腔画像診断学分野の研究の概要を紹介する。 (10 西村 英紀 /1回) 歯周病学分野の研究の概要を紹介する。 (2 石川 邦夫 /0.5回) 生体材料学分野の研究の概要を紹介する。 (14 横山 武志 /1回) 歯科麻酔学分野の研究の概要を紹介する。 (9 築山 能大 /0.5回) 歯科医学教育学分野の研究の概要を紹介する。 (7 自見 英治郎/0.5回) 口腔細胞工学分野の研究の概要を紹介する。 (8 高橋 一郎 /1回) 歯科矯正学分野の研究の概要を紹介する。 (4 兼松 隆 /0.5回) 口腔機能科学分野の研究の概要を紹介する。 (12 前田 英史 /1回) 歯科保存学分野の研究の概要を紹介する。 (3 柏崎 晴彦 /1回) 高齢者・障害者歯科学分野の研究の概要を紹介する。 (5 清島 保 /0.5回) 口腔病理学分野の研究の概要を紹介する。 (13 山座 孝義 /0.5回) 分子口腔解剖学分野の研究の概要を紹介する。 (1 鮎川 保則 /1回) インプラント・義歯補綴学分野の研究の概要を紹介する。 (11 福本 敏 /1回) 小児口腔医学分野の研究の概要を紹介する。 (6 重村 憲徳 /0.5回) 口腔機能解析学分野の研究の概要を紹介する。 (16 和田 尚久 /1回) 総合診療歯科学分野の研究の概要を紹介する。 (28 山田 朋弘 /1回) 口腔顎顔面外科学分野の研究の概要を紹介する。 (18 川野 真太郎/1回) 顎顔面腫瘍制御学分野の研究の概要を紹介する。 (20 竹下 徹 /0.5回) 口腔予防医学分野の研究の概要を紹介する。	オムニバス方式
	歯科臨床概論	九州大学病院歯科部門の各診療科・部を臨床見学することにより、歯科が対象とする疾患について理解する。歯科治療の目的である患者への貢献、歯科疾患の予防と歯・口を中心とした健康増進等を理解する。将来の口腔健康科学者としての自覚を早期に確立する。 （オムニバス方式 全15回） (15 吉浦 一紀 /1回) 口腔画像診断学分野の診療内容を紹介する。 (10 西村 英紀 /1回) 歯周病学分野の診療内容を紹介する。 (14 横山 武志 /1回) 歯科麻酔学分野の診療内容を紹介する。 (8 高橋 一郎 /2回) 歯科矯正学分野の診療内容を紹介する。 (12 前田 英史 /1回) 歯科保存学分野の診療内容を紹介する。 (3 柏崎 晴彦 /1回) 高齢者・障害者歯科学分野の診療内容を紹介する。 (1 鮎川 保則 /3回) インプラント・義歯補綴学分野の診療内容を紹介する。 (11 福本 敏 /2回) 小児口腔医学分野の診療内容を紹介する。 (16 和田 尚久 /1回) 総合診療歯科学分野の診療内容を紹介する。 (28 山田 朋弘 /1回) 口腔顎顔面外科学分野の診療内容を紹介する。 (18 川野 真太郎/1回) 顎顔面腫瘍制御学分野の診療内容を紹介する。	オムニバス方式
	口腔生物学	基礎生命科学の学習の前提となる生物学の基本的な事項を概説する。細胞レベルでの遺伝子とその働き、生体の構造と機能の基本原則を理解し、説明する能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (7 自見 英治郎/3回) 生化学・分子生物学の基礎的事項を解説する。 (4 兼松 隆 /3回) 歯科薬理学の基礎的事項を解説する。 (5 清島 保 /1回) 口腔組織学の基礎的事項を解説する。 (13 山座 孝義 /5回) 口腔解剖学の基礎的事項を解説する。 (6 重村 憲徳 /3回) 口腔生理学の基礎的事項を解説する。	オムニバス方式
	口腔病態学	歯科における代表的疾患の原因、病態を理解する。広く生命現象の解明ならびに疾患の病因・病理・病態の解明に必要な研究について理解する。個体の反応、病因と病態およびその診断と治療について理解し、説明する能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (10 西村 英紀 /2回) 不正咬合の病因・病理・病態について解説する。 (12 前田 英史 /2回) 歯髄炎の病因・病理・病態について解説する。 (3 柏崎 晴彦 /2回) 高齢者・障害者の口腔機能低下の病因・病理・病態について解説する。 (5 清島 保 /2回) 口腔疾患の病理について解説する。 (11 福本 敏 /2回) 口腔領域の先天異常、発育異常の病因・病理・病態について解説する。 (20 竹下 徹 /1回) う蝕の病因・病理・病態について解説する。 (28 山田 朋弘 /1回) 先天・後天異常、顎変形症の病因・病理・病態について解説する。 (18 川野 真太郎/1回) 口腔腫瘍、口腔粘膜疾患、唾液腺疾患の病因・病理・病態について解説する。	オムニバス方式
	スタートアップ倫理学	高い倫理観を有し、医療人として節度を保つとともに、自己管理を徹底し、自己犠牲と奉仕の精神を備える。歯科医療および歯科医学研究を実施するための法的根拠、規律、規範、患者の権利、医療人の義務について理解し、説明する能力を養う。	

各 コ ー ス 基 礎 編	高 度 専 門 療 人 養 成 コ ー ス	小児口腔医科学 (基礎編)	小児の口腔内の特徴と成長および発達を理解し、小児歯科における口腔健康管理計画を立案できる知識を習得する。そのために必要な論文等からの情報収集の方法や、論理的な歯科保健指導を実施する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (11 福本 敏 /7.5回) 小児の口腔内の特徴と成長および発達について解説 および基礎的演習を行う。 (27 山座 治義/7.5回) 小児歯科における口腔健康管理計画について解説 および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		矯正歯科学 (基礎編)	矯正診断の意義と目的を理解し、不正咬合に対する矯正治療の総合診断の理論的な流れについて説明する。矯正診断に必要な問診、チェアサイドでの診査項目、各種検査について説明し、検査結果の分析を行う方法を理解する。さらに、矯正診断に必要な問題点リストの作成法を理解し、不正咬合に対する矯正治療の総合診断の手順、ならびに、矯正治療の治療ゴールの設定法の基本理念を身につけ、説明する能力を養う。	演 講 習 義 1 1 5 5 時 時 間 間
		歯科保存学 (基礎編)	歯科保存学分野に関する近年の研究動向を理解するために、論文を読む。歯科保存学分野で使用する機材および材料の特性を理解し、それらを用いた研究テーマおよび計画を立案する。分子生物学的、理工学的、ならびに細菌学的解析法を理解した上で、研究に必要なものを選択し習熟する。さらに、研究結果を導き出すために必要な知識および技術を習得する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (12 前田 英史 /3.75回) 歯科保存学分野で使用する機材および材料の特性について解説する。 (36 友清 淳 /3.75回) 分子生物学的、理工学的、ならびに細菌学的解析法について解説する。 (72 長谷川 大学/2.5回) 歯髄幹細胞を用いた歯周組織再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (63 杉井 英樹 /2.5回) 分子生物学的手法を用いた歯根膜再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (73 濱野 さゆり/2.5回) iPS細胞を用いた歯周組織再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		歯周病学 (基礎編)	歯周病学の歴史、研究の動向を理解するために論文を読む。その理解に基づき、自身で研究テーマを設定するため、指導教員や他の学生の前で、プレゼンテーションを行い、ディスカッションをする能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (10 西村 英紀 /講義3.5回) 歯周病学の歴史、歯周病学の最新情報について解説する。 (34 讃井 彰一 /5.75回) 歯周組織修復・再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (38 福田 隆男 /5.75回) 歯周病治療に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		クラウンブリッジ 補綴学 (基礎編)	クラウンブリッジ補綴学に関する基礎的知識 (歯質の欠損、歯の欠損、咬合をはじめとする顎口腔系の不調和などの形態および機能の異常に関連する疫学、病因論、治療学)、および関連する基礎医学 (解剖学、生理学、歯科理工学など) と臨床医学の知識を身につける。本分野に関わる論文を検索、抄読し、研究プロトコルの作成や統計解析の手法について理解し、さらにこれらを通してクラウンブリッジ補綴学の歴史と潮流を習得する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (1 鮎川 保則 /2回) クラウンブリッジ補綴学の基礎知識を解説する。 (17 荻野 洋一郎/2回) クラウンブリッジ補綴学の最新情報を解説する。 (81 諸井 亮司 /2.5回) 骨代謝に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (47 大内田 理一/2.5回) インプラントナビゲーションに関するの解説および基礎的演習を行う。 (67 高橋 良 /2回) 補綴治療学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (77 松崎 達哉 /2回) 歯科インプラントのバイオメカニクスに関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (48 大木 郷資 /2回) 歯科インプラント学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

各 コ ー ス 基 礎 編	高 度 専 門 療 人 養 成 コ ー ス	インプラント・義歯補綴学（基礎編） インプラントおよび義歯を用いた治療に関連する基本的知識（診査診断、治療の流れ、治療効果の評価、疫学、病因論、顎口腔系に対する治療の影響）を教授し、歯科医療における欠損補綴治療の意義について理解する。補綴学に関連した欧米専門誌から最新の文献を抄読する。この授業では1つの文献を時間をかけて詳しく読み解くのではなく、多数の文献を読みこなすことを目標とする。これにより補綴学の知識を広げ、今後向き合う臨床や研究内容の価値を正しく判断できる能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (1 鮎川 保則/11.25回) 歯科インプラント学の基礎知識を解説、義歯補綴学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (31 木原 優文/3.75回) 歯科補綴学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		口腔画像情報科学（基礎編） 歯・顎・顔面の構造や機能について、画像診断学的手法により病態の解明や生体情報の解析を行った論文の抄読と、画像工学や放射線利用による生体分析の基礎的な手法を習得する能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (15 吉浦 一紀 /4回) 画像診断学に関する研究の基礎知識を解説する。 (21 筑井 徹 /4.5回) 画像検査の定量化に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (30 岡村 和俊 /3.25回) 唾液腺疾患の診断に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (43 清水(吉野) 真弓/3.25回) 顎顔面領域の画像診断学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 口腔顎顔面領域の疾患、特に良性・悪性の口腔腫瘍、口腔粘膜疾患あるいは唾液腺疾患について、病因や病態を理解あるいは解明し、新たな治療法の開発・確立に寄与するため、関連論文を読み、研究手法の原理を理解した上で実践し、結果を導き出す能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (18 川野 真太郎/2回) 口腔癌の浸潤・転移機構に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (41 光安 岳志 /2回) 口唇口蓋裂治療に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (80 森山 雅文 /2回) IgG4関連疾患の病態形成に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (76 前原 隆 /2回) IgG4関連疾患の治療法に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (51 緒方 謙一 /2回) 口腔疾患に対する幹細胞治療に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (78 丸瀬 靖之 /1回) 口腔癌における免疫チェックポイント分子に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (58 坂本 泰基 /1回) 口腔癌の診断と治療に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (54 金子 直樹 /2回) COVID-19に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (33 坂本 英治 /1回) 口腔顔面痛に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科疾患（先天・後天異常、顎変形症、口腔癌、良性腫瘍、嚢胞、粘膜疾患、外傷、炎症、唾液腺疾患、顎関節疾患など）に関する病態の基礎知識、臨床的および細胞生物学的、分子生物学的研究に関する基礎知識・技能を習得する能力を養う。 （オムニバス方式 全15回） (28 山田 朋弘 /3回) 先天異常・後天異常に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (32 熊丸 渉 /2回) 口腔癌の浸潤・転移機構に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (29 大山 順子 /2回) 自己免疫疾患の発症に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (82 矢内 雄太 /2回) 口腔外科一般に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (62 杉 友貴 /1回) 再生歯科・インプラントに関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (64 杉山 悟郎 /1回) 口腔癌細胞の生化学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (44 今城(秋山) 育美/1回) 口腔外科一般治療の介助に関する基礎的演習を行う。 (75 藤永 貴大 /1回) 口腔癌の転移機構に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (84 吉濱 直哉 /1回) 口腔外科一般治療の介助に関する基礎的演習を行う。 (70 長野 公喜 /1回) 口腔外科一般治療の介助に関する基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

歯科麻酔学 (基礎編)	全身麻酔法および周術期全身管理を理解するために必要な呼吸や循環の生理学を学ぶ。それに基づいてバイタルサインやモニタリングについて学習する。さらに全身状態を評価するために必要な検査項目とその評価について学ぶ。その上で、麻酔管理の流れや臨床上的の問題点について仮説を立てて検証できる能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (14 横山 武志/6回) 歯科麻酔学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (37 一杉 岳 /4回) 全身管理に関する基礎的演習を行う。 (68 塚本 真規/3回) 周術期の代謝栄養管理に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (49 大島 優 /2回) 麻酔時の全身管理に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
高齢者歯科学 (基礎編)	高齢者の口腔健康管理に必要な基礎知識として、口腔と全身の老化、精神的・心理的側面や歯科医療、社会福祉などについて理解するために、関連論文を読む。高齢者歯科学を理解する上で重要な臨床及び疫学研究手法の原理を理解した上で、研究計画を立案する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (3 柏崎 晴彦 /6回) 高齢者の口腔健康管理に必要な基礎知識を解説する。 (24 水谷 慎介 /4.5回) 高齢者および有病者の口腔内管理、口腔機能に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (42 山添 淳一 /4.5回) 災害医療に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
総合診療歯科学 (基礎編)	総合診療歯科学臨床の実践および発展のための臨床研究あるいは基礎研究の最新の知見および研究成果に関する情報収集能力修得のために、専門的文献の抄読や研究成果に関する討議を行う能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (16 和田 尚久 /4回) 総合診療歯科学分野の臨床を実践する上で必要な基礎知識を解説する。 (50 王丸 寛美 /4回) 総合診療歯科学分野の臨床を実践する上で必要な基礎演習を行う。 (74 原口 晃 /3回) 歯周病原細菌の病原因子に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (61 神野 哲平 /2回) 口腔癌の抗癌剤抵抗性に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (83 祐田 明香 /1回) 歯科保存治療の臨床的調査に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (79 御手洗 裕美/1回) 歯根膜組織再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

各 コ ー ス 基 礎 編	医療行政・教育機関指導者養成コース	口腔予防医学 (基礎編) 人々の健康づくりに貢献するために、公衆衛生の理念と目的、集団における健康問題に関する予防医学、社会医学の役割と実践について学ぶ。また、疾病予防、健康の保持増進、健康管理、母子保健、学校保健、産業保健などの諸問題から人々の健康について考える。地域保健・医療・福祉についての関係法規に関連する知識の習得、法的位置づけを理解する。また、現代社会における社会福祉の意義、理念について学び、社会福祉の仕組みと広がりについても理解する。 医学研究のデザイン、統計的仮説検定と信頼区間、サンプルサイズ設計、分割表データの解析、回帰と相関、層別解析、多変量解析諸手法などについて学び、医学データの統計解析に必要な基礎知識、ならびに応用能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (20 竹下 徹 /7.5回) 口腔保健医療、地域保健・医療・福祉についての関係法規の理解に必要な基礎知識および基礎的演習を行う。 (40 古田(大山) 美智子/7.5回) 医学データの統計解析に必要な基礎知識および基礎的演習を行う。	演習オムニバス方式 11ニ 55パ 時時 間間 方 式
	歯科医学教育学 (基礎編)	本講義および演習では、医系大学で実践される教育、教育プログラム評価、eラーニング等について理解する能力を養う。医学教育学に関する研究に必要な基礎知識および基礎的演習を行う。 The aim of this course is to enable students to improve their academic presentation skills. The course will guide students through the process of preparing an academic presentation and help students to develop their ability to communicate their research effectively in English.	演習義 11 55 時 間 間
	医療技術開発者養成コース	生体材料学 (基礎編) 医薬品医療機器等法における医薬品、医療機器等の区分、両者の品質、有効性及び安全性の確保に関する概念を理解させる。医療機器等について代表的な機器の機能及び安全性、リスクを理解しリスクベネフィットを理解する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (2 石川 邦夫 /3回) 薬品医療機器等法における医薬品、医療機器等の区分、両者の品質、有効性及び安全性の確保について解説する。 (22 林 幸彦朗/4回) ナノ医療及び骨補填材等の生体材料に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (69 土谷 享 /4回) 生体関連セラミックスに関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (56 岸田 良 /4回) 生体材料学の計算化学に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演習オムニバス方式 11ニ 55パ 時時 間間 方 式

基礎医学研究者養成コース	分子口腔解剖学 (基礎編)	幹細胞生物学ならびにそれを応用したトランスレーショナルリサーチに関する研究で重要な最新の研究の動向を理解するために、論文を読む。幹細胞生物学ならびにトランスレーショナル研究を理解する上で重要な細胞の取り扱い、顕微鏡・免疫学・生化学・分子生物学的手法の基礎を習得・実践し、研究成果を得る能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (13 山座 孝義 /6回) 幹細胞生物学の研究をする上で必要な基礎的知識の解説および基礎的演習を行う。 (65 園田 聡一郎/4.5回) トランスレーショナルリサーチに関する研究の解説の解説および基礎的演習を行う。 (53 加藤 大樹 /2回) オルガネラの生合成および機能調節に関する研究の解説の解説および基礎的演習を行う。 (57 久本 由香里/2.5回) 糖尿病関連因子と骨代謝に関する研究の解説の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
	口腔細胞工学 (基礎編)	骨代謝、エネルギー代謝に関する研究および分子生物学領域で重要な最新の研究の動向を理解するために、論文を読む。生命科学を理解する上で重要な細胞および動物の取り扱い、生化学・分子生物学的手法の原理を理解した上で実践し、結果を導き出す能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (7 自見 英治郎 /9回) 骨代謝、エネルギー代謝に関する基礎的知識の解説および基礎的演習を行う。 (23 松田(野村) 美穂/3回) 分子生物学の基礎的知識を解説および基礎的演習を行う。 (52 GAO JING /3回) 細胞内情報伝達機構に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
	口腔機能解析学 (基礎編)	口腔の機能、特に味覚に関する研究および神経生理学領域で重要な最新知見を得るために論文を読む。口腔機能を理解する上で重要な実験動物の取り扱い方および細胞・神経・行動生理学の実験手法の原理を理解し、実践する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (6 重村 憲徳 /6.5回) 口腔の機能、特に味覚に関する基礎的知識の解説および基礎的演習を行う。 (35 實松 敬介 /4.5回) 甘味受容体と味覚修飾物質に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (66 高井 信吾 /3回) 味覚の受容・情報伝達機構に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (46 岩田 周介 /1回) 味覚に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
	口腔機能分子科学 (基礎編)	慢性炎症に起因する病態の発症機構解明研究に必要な最新の科学論文を抄読し議論して、個別研究の立案と実践に向けた基礎的研究能力を養いそれを実践する。また研究倫理教育を実践する能力を養う。 生命科学研究に必要な細胞生物学・生化学・分子生物学的手法を修得し、実験動物学を学び行動薬理学を修学する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (4 兼松 隆 /7回) 慢性炎症に起因する病態の発症機構に関する基礎的知識の解説および基礎的演習を行う。 (19 武 洲 /2回) 慢性全身炎症と脳機能に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (59 佐野 朋美/4.5回) 歯周病と糖尿病に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (55 川端 由子/1.5回) 味覚に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
	口腔病理学 (基礎編)	病理学を総論と各論に分けて理解を深める。基礎編では、総論の理解を図る。種々の疾患は発生した臓器や組織が異なっても、その疾患に特徴的な、かつ共通する形態学的、機能的変化が存在する。この普遍性を究明するのが、総論となる。総論を理解した上で実践し、病態を理解する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (5 清島 保 /6.5回) 口腔病理学総論を理解する上で必要な基礎的知識の解説および基礎的演習を行う。 (39 藤井 慎介 /4.5回) 歯の発生およびがん形成に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (85 和田 裕子 /2.5回) 扁平上皮癌に対する非観血的な新規治療法に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (71 長谷川 佳那/1.5回) 歯の再生に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
各コース基礎編	口腔脳機能病態学 (基礎編)	口腔機能、脳機能、およびそれらと全身健康状態との連携について、包括的な知識習得を目的として、文献の検索・精読を行う。研究を行うにあたって必要な情報を得る方法を習得し、生命科学研究に必要な細胞および動物の取り扱い、生化学・分子生物学的手法の原理を理解した上で実践する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (25 溝上 顕子 /7.5回) エネルギー代謝に関する研究の解説および基礎的演習を行う。 (26 安河内 友世/7.5回) ライフステージにおける栄養素摂取と疾患罹患感受性の分子基盤に関する研究の解説および基礎的演習を行う。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

各 コ ー ス 応 用 編	高 度 専 門 療 人 養 成 コ ー ス	小児口腔医科学 (応用編)	小児の口腔管理を実践し、実施計画立案のために必要な歯科関連データの取得方法や、その解析方法を学ぶ。また解析したデータを学術論文としてまとめるため必要な論理的説明ができる能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (11 福本 敏 /7.5回) 口腔組織の成長と発達をヒトおよびマウスで解析し、論理的説明ができる能力を教授する。 (27 山座 治義/7.5回) 小児歯科における口腔健康管理計画を実践し、解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		矯正歯科学 (応用編)	不正咬合を有する成長期の患者のおかれた社会的環境や成長期特有の生理的状态、成長のタイミングに配慮して成長期からの長期咬合管理を適切に実施するための基本的な知識を習得する。さらに、成人患者のおかれた社会的環境や、顎関節症および歯周病などの成人期の口腔の諸問題に配慮して適切な本格矯正治療を実施するための基本的な知識を習得する能力を養う。不正咬合を有する成長期および成人患者のおかれた社会的環境や成長期特有の生理的状态を解説し、実践対応できる能力を教授する。	演 講 習 義 1 1 5 5 時 時 間 間
		歯科保存学 (応用編)	基礎編で習得した知識および技術をもとに実験を進め、得られた結果を吟味することで、研究テーマ立案時に立てた仮説について検証を行う。研究成果を学会等での発表し、論文を作成する。これらにより、研究内容を理解した上で論理的に説明する能力の習得する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (12 前田 英史 /3.75回) 歯科保存学分野で使用する機材および材料の最新情報を解説する。 (36 友清 淳 /3.75回) 研究に必要な最新の分子生物学的、理工学的、ならびに細菌学的解析法について解説する。 (72 長谷川 大学/2.5回) 歯髄幹細胞を用いた歯周組織再生に関する基礎的知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (63 杉井 英樹 /2.5回) 分子生物学的手法を用いた歯根膜再生に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (73 濱野 さゆり/2.5回) iPS細胞を用いた歯周組織再生に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		歯周病学 (応用編)	自身のテーマに沿った基礎、臨床研究を遂行できる。基礎研究は、主に細胞を扱い、炎症や組織再生に関わる研究を行う。臨床研究は、フィールドワーク、疫学研究、観察研究を行う、それらの遂行に必要な研究倫理や医学統計について適切に対応できる能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (10 西村 英紀 /3.5回) 歯周病学の最新情報について解説する。 (60 新城 尊徳 /5.75回) 炎症や組織再生に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (45 岩下 未咲 /5.75回) フィールドワーク、疫学研究、観察研究を行う上で必要な研究倫理や医学統計について適切に対応できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		クラウンブリッジ補綴学 (応用編)	クラウンブリッジ補綴で使用する各補綴装置の特徴やその臨床操作、技工操作について理解する。また、臨床例を通じた症例検討に参加し、担当されたケースで症例検討を実施する。また、自らが取り組む研究のプロトコルの作成を実施し、データの収集、解析を行う。さらに自らの研究に類似する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (1 鮎川 保則 /2回) 顎口腔補綴学の最新情報を解説する。 (17 荻野 洋一郎 /2回) クラウンブリッジ補綴学の最新情報を解説する。 (81 諸井 亮司 /2.5回) 骨代謝研究に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (47 大内田 理一 /2.5回) インプラントナビゲーションに関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (67 高橋 良 /2回) 補綴治療学に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (77 松崎 達哉 /2回) 歯科インプラントのバイオメカニクスに関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (48 大木 郷資 /2回) 歯科インプラント学に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

各 コ ー ス 応 用 編	高 度 専 門 療 人 養 成 コ ー ス	インプラント・ 義歯補綴学 (応用編)	自分の専門とする領域において代表となる文献をいくつか選び、できるだけ深く読み込むことで、自分自身の臨床や研究の背景、方法、そして得られた結果を理解し、考察することを目標とする。また、最新の文献を常に読むことで、自らの臨床や研究の方向修正をできる能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (1 鮎川 保則 /11.25回) 歯科インプラント学の最新情報を解説、義歯補綴学に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (31 木原 優文 /3.75回) 歯科補綴学に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		口腔画像情報科学 (応用編)	各自の研究テーマに即した歯・顎・顔面の病態に対する画像診断学的/画像工学的/射線計測学的分析を行う。関連した論文を渉猟してその内容について討論するとともに、論文構想の検討や統計処理などに関して、指導を受けながら実践する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (15 吉浦 一紀 /4回) 画像診断学に関する研究の最新情報を解説する。 (21 筑井 徹 /4.5回) 画像検査の定量化に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (30 岡村 和俊 /3.25回) 唾液腺疾患の診断に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (43 清水(吉野) 真弓/講義3.25回) 顎顔面領域の画像診断学に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式
		顎顔面腫瘍制御学 (応用編)	口腔顎顔面領域の疾患、特に良性・悪性の口腔腫瘍、口腔粘膜疾患あるいは唾液腺疾患について、病因や病態を理解あるいは解明し、新たな治療法の開発・確立に寄与できる研究を立案し、自分の研究に関する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (18 川野 真太郎 /2回) 口腔癌の浸潤・転移機構に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (41 光安 岳志 /2回) 口唇口蓋裂治療に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (80 森山 雅文 /2回) IgG4関連疾患の病態形成に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (76 前原 隆 /2回) IgG4関連疾患の治療法に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (51 緒方 謙一 /2回) 口腔疾患に対する幹細胞治療に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (78 丸瀬 靖之 /1回) 口腔癌における免疫チェックポイント分子に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に析できる能力を教授する。 (58 坂本 泰基 /1回) 口腔癌の診断と治療に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (54 金子 直樹 /2回) COVID-19に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (33 坂本 英治 /1回) 口腔顔面痛に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オ 習 義 ム 1 1 ニ 5 5 パ 時 時 ス 間 間 方 式

各 コ ー ス 応 用 編	高 度 専 門 療 人 養 成 コ ー ス	口腔顎顔面外科学 (応用編) 口腔顎顔面外科学研究の基本原則を学習する。研究の新しい流れを検索し、それに基づいて研究計画作成し、研究を進めていく能力を開発する。 さらに、得られたデータを解析・解釈し、論文を作成する力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (28 山田 朋弘 /3回) 先天異常・後天異常に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (32 熊丸 渉 /2回) 口腔癌の浸潤・転移機構に関する基礎知識に基づいた 研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (29 大山 順子 /2回) 自己免疫疾患の発症に関する基礎知識に基づいた研究 を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (82 矢内 雄太 /2回) 口腔外科一般に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (62 杉 友貴 /1回) 再生歯科・インプラントに関する基礎知識に基づいた 研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (64 杉山 悟郎 /1回) 口腔癌細胞の生化学に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (44 今城(秋山) 育美/1回) 口腔外科一般治療の介助に関する実践的演習を行う。 (75 藤永 貴大 /1回) 口腔癌の転移機構に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (84 吉濱 直哉 /1回) 口腔外科一般治療の介助に関する実践的演習を行う。 (70 長野 公喜 /1回) 口腔外科一般治療の介助に関する実践的演習を行う。	演 講 オムニバス方式 義 1155 習 1155 時 1155 間 1155
		歯科麻酔学 (応用編) 自身の研究の遂行に必要な臨床上の問題点を抽出する。それを解決するための方策を立案し、検証する。さらにその問題点と解決法について説明する能力を養う。また、論文としてまとめる能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (14 横山 武志/6回) 歯科麻酔学に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (37 一杉 岳 /4回) 全身管理に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (68 塚本 真規/3回) 周術期の代謝栄養管理に関する基礎知識に基づいた研究 を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (49 大島 優 /2回) 麻酔時の全身管理に関する基礎知識に基づいた研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オムニバス方式 義 1155 習 1155 時 1155 間 1155
		高齢者歯科学 (応用編) 自分で立案した研究計画を実践できるようになる。基礎編で習得した臨床及び疫学研究手法をもとに、高齢者歯科学に関する研究を行う。また、自分の研究に関する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (3 柏崎 晴彦 /6回) 高齢者の口腔健康管理に関する臨床研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (24 水谷 慎介 /4.5回) 高齢者および有病者の口腔内管理、口腔機能に 関する臨床研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (42 山添 淳一 /4.5回) 災害医療に関する臨床研究を 実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オムニバス方式 義 1155 習 1155 時 1155 間 1155
		総合診療歯科学 (応用編) 総合診療歯科学に関する自身の研究（臨床研究あるいは基礎研究）遂行のために、研究計画の立案と実践、研究結果の評価、統計処理および論文作成を行う能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (16 和田 尚久 /4回) 総合診療歯科学分野の臨床研究を 実践する上で研究計画の立案と実践、研究結果の評価、統計処理を 教授する。 (50 王丸 寛美 /4回) 総合診療歯科学分野の臨床を 実践する上で必要な応用演習を行う。 (74 原口 晃 /3回) 歯周病原細菌の病原因子に関する研究の 解説および基礎的演習を行う。 (61 神野 哲平 /2回) 口腔癌の抗癌剤抵抗性に関する基礎知識 に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (83 祐田 明香 /1回) 歯科保存治療の臨床的調査に 関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (79 御手洗 裕美/1回) 歯根膜組織再生に関する基礎知識 に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演 講 オムニバス方式 義 1155 習 1155 時 1155 間 1155

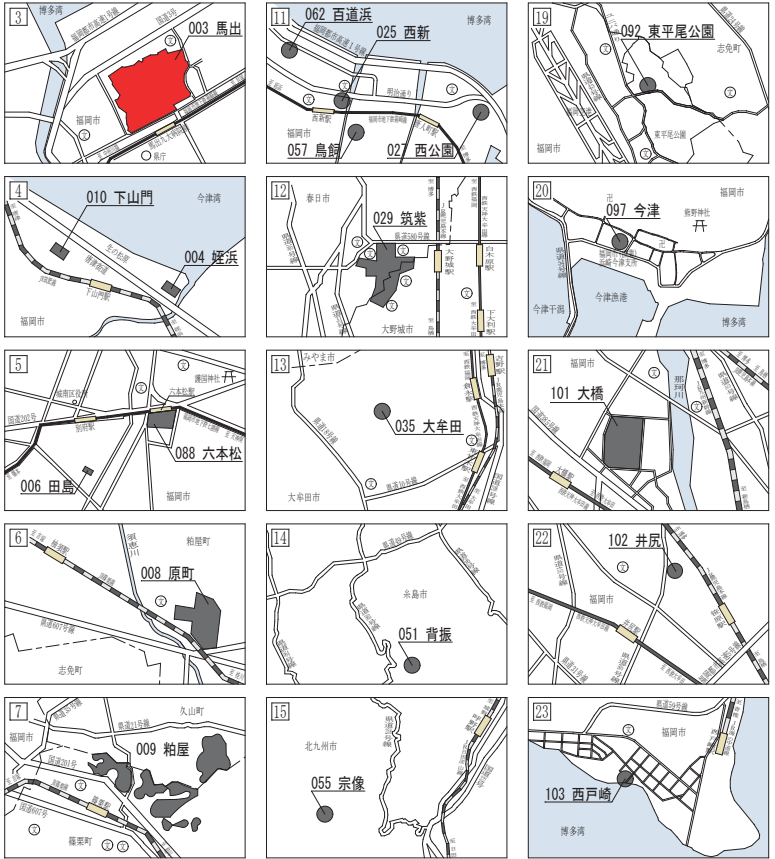
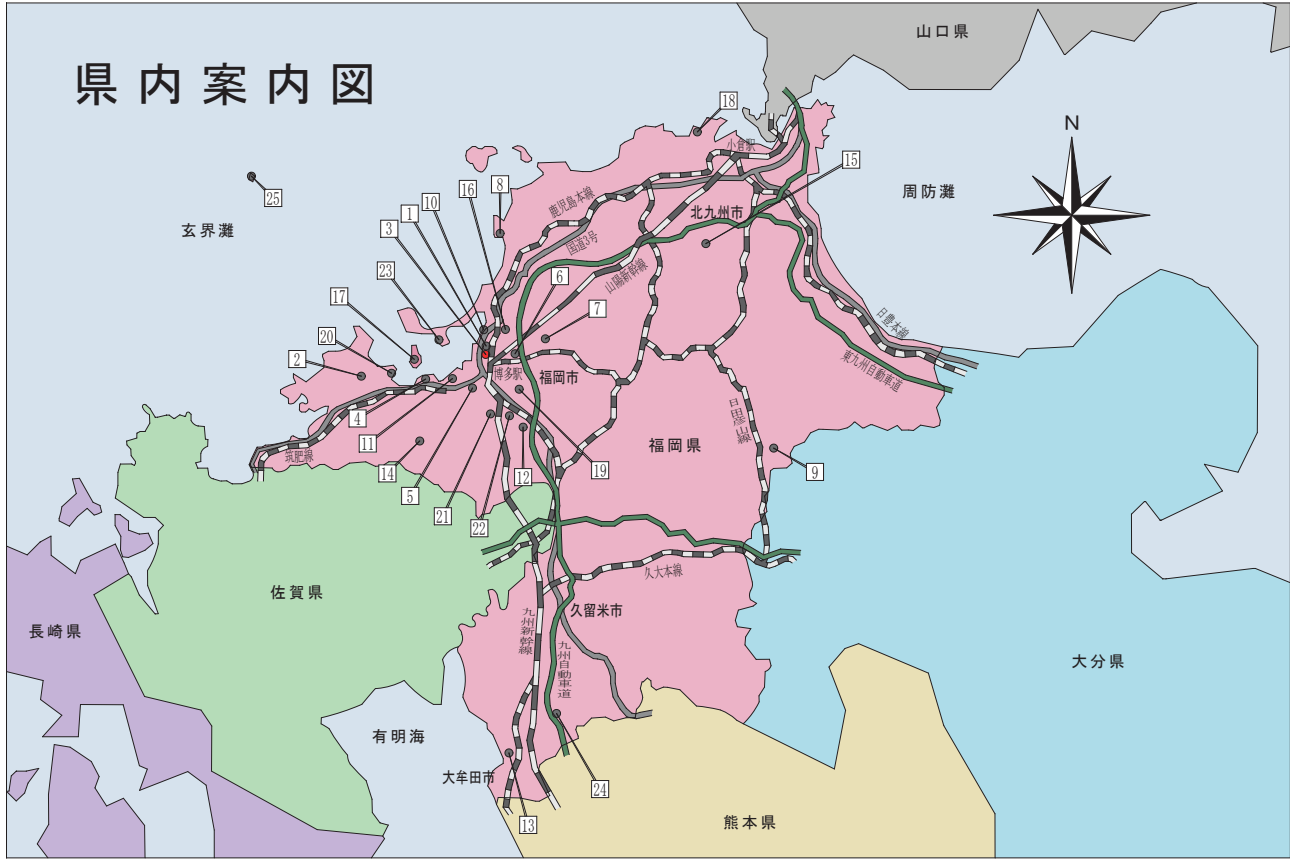
医療行政・教育機関指導者養成コース	口腔予防医学 (応用編)	社会の疾病構造の変化、生活習慣の現状と対策、医療の現状と課題、少子高齢社会の実態、環境汚染問題、貧困と健康など現代社会で起こっている問題を広く取り上げ、その問題を取り巻く社会情勢について考察する。 地域などを研究フィールドとして、主に事例研究を通じて健診結果や疫学研究の成果をフィードバックすることにより、衛生行政での実践活動について学ぶ。 医学統計学基礎編で習得した主要な統計手法について、実例を用いて統計解析ソフトで演習を行う。その後、探索的な研究仮説を検討し、公開されている公的データを利用して、統計解析の実施と結果の提示する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (20 竹下 徹 /7.5回) 口腔保健医療、地域保健・医療・福祉に関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (40 古田(本村) 美智子/7.5回) 医学データの統計解析に関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演習オムニバス方式 1155時間
	歯科医学教育学 (応用編)	本講義および演習では、医系大学で実践される教育、教育プログラム評価、eラーニング等を実践し、客観的に評価する能力を養う。医学教育学に関する研究に関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。 The aim of this course is to enable students to improve their academic writing skills. The course will guide students through the process of writing an academic paper and help students to develop their ability to communicate their research effectively in English.	演習オムニバス方式 1155時間
医療技術開発者養成コース	生体材料学 (応用編)	生体材料学基礎編を基盤に特定の医療機器（生体材料）創製に係る創製手法、分析方法、細胞による評価方法、実験動物を用いた評価方法を含めた研究を行う。関連分野の文献を説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (2 石川 邦夫 /3回) 医療機器（生体材料）創製に係る創製手法、分析方法、細胞による評価方法、実験動物を用いた評価方法を解説する。 (22 林 幸彦朗 /4回) ナノ医療及び骨補填材等の生体材料に関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (69 土谷 享 /4回) 生体関連セラミックスに関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (56 岸田 良 /4回) 生体材料学の計算化学に関する基礎知識に基づいた研究を实践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演習オムニバス方式 1155時間

各 コ ー ス 応 用	基礎医学研究者養成コース	分子口腔解剖学 (応用編)	基礎編で習得した顕微鏡・免疫学・生化学・分子生物学的手法をもとに、幹細胞生物学ならびにそれを応用したトランスレーショナルリサーチに関する研究を行う。自身の研究に関する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (13 山座 孝義 /6回) 幹細胞生物学の研究をする上で必要な最新情報の解説および実践的演習を行う。 (65 園田 聡一郎/4.5回) トランスレーショナルリサーチに関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (53 加藤 大樹 /2.25回) オルガネラの生合成および機能調節に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (57 久本 由香里/2.25回) 糖尿病関連因子と骨代謝に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式
		口腔細胞工学 (応用編)	自分の研究に必要な細胞を調製できるようになる。また、動物を用いて、基礎編で習得した生化学・分子生物学的手法をもとに、骨代謝研究、およびエネルギー代謝に関する研究を行う。自分の研究に関する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (7 自見 英治郎 /9回) 骨代謝、エネルギー代謝に関する最新情報の解説および実践的演習を行う。 (23 松田(野村) 美穂/3回) 分子生物学の基礎的知識を解説および実践的演習を行う。 (52 GAO JING /3回) 細胞内情報伝達機構に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式
		口腔機能解析学 (応用編)	口腔の機能、特に味覚に関する研究および神経生理学領域で重要な最新知見を背景として、実験動物を取り扱い、細胞・神経・行動生理学の実験手法を用いて研究を実践し、修士論文を作成する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (6 重村 憲徳 /6.5回) 口腔の機能、特に味覚に関する最新情報の解説および実践的演習を行う。 (35 實松 敬介 /4.5回) 甘味受容体と味覚修飾物質に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (66 高井 信吾 /3回) 味覚の受容・情報伝達機構に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (46 岩田 周介 /1回) 味覚に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式
		口腔機能分子科学 (応用編)	がんの発症・増悪機構の解明、アルツハイマー型認知症を含む神経変性疾患発症機構の解明、性差に起因する病態発症機構の解明、加齢による味覚障害機構解明に必要な最新科学論文を抄読し議論を展開させ、個別研究の実践・発表に向けた応用的研究能力を養い、生命科学研究の実践に必要な高度な応用的研究解析能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (4 兼松 隆 /7回) 慢性炎症に起因する病態の発症機構に関する最新情報の解説および実践的演習を行う。 (19 武 洲 /2回) 慢性全身炎症と脳機能に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (59 佐野 朋美/4.5回) 歯周病と糖尿病に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (55 川端 由子/1.5回) 味覚に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式
		口腔病理学 (応用編)	病理学を総論と各論に分けて理解を深める。応用編では、疾患の各論的理解を図る。同一の原因により発生する疾患でも、臓器や組織の特異的な構造の違いにより臨床症状や形態学的変化が修飾される。各論として種々の疾患を臓器、組織別に把握することを目的とする。特に口腔領域の臓器・組織における症例を題材としつつ、研究テーマに関連する論文の内容を理解し、説明する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (5 清島 保 /6.5回) 口腔病理学総論を理解する上で必要な最新情報の解説および実践的演習を行う。 (39 藤井 慎介 /4.5回) 歯の発生およびがん形成に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (85 和田 裕子 /2.5回) 扁平上皮癌に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (71 長谷川 佳那/1.5回) 歯の再生に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式
		口腔脳機能病態学 (応用編)	基礎編で習得した知識や生化学・分子生物学的手法をもとに、指導教員とディスカッションを行いながら口腔機能、脳機能、およびそれらと全身健康状態との連携に関する研究を立案し、実践する。実験結果を解釈し、それに関して討論する能力、そこから次の実験を立案する能力を養う。 (オムニバス方式 全15回) (25 溝上 顕子 /7.5回) エネルギー代謝に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。 (26 安河内 友世/7.5回) ライフステージにおける栄養素摂取と疾患罹患感受性の分子基盤に関する基礎知識に基づいた研究を実践し、客観的に解析できる能力を教授する。	演講 オムニバス 11ニ 55パ 時時 間間 方式

修士研究	修士研究 (各分野)	各分野の研究内容に従って研究計画の立案、代表的な実験手技の理解、得られた結果の統計学的評価ができ、研究結果を論文として発表する能力を養う。 (15 吉浦 一紀) 画像診断学に関する研究 (10 西村 英紀) 歯周病学に関する研究 (2 石川 邦夫) 歯科材料に関する研究 (14 横山 武志) 歯科麻酔学に関する研究 (9 築山 能大) 歯科医学教育学に関する研究 (7 自見 英治郎) 口腔生化学・分子生物学に関する研究 (8 高橋 一郎) 歯科矯正学に関する研究 (4 兼松 隆) 歯科薬理学に関する研究 (12 前田 英史) 歯科保存修復学に関する研究 (3 柏崎 晴彦) 高齢者・障害者歯科学に関する研究 (5 清島 保) 口腔病理学に関する研究 (13 山座 孝義) 口腔解剖学に関する研究 (1 鮎川 保則) 歯科インプラント学に関する研究 (11 福本 敏) 小児歯科学に関する研究 (6 重村 憲徳) 口腔生理学に関する研究 (16 和田 尚久) 総合歯科学に関する研究 (28 山田 朋弘) 先天異常・後天異常に関する研究 (18 川野 真太郎) 口腔癌の浸潤・転移機構に関する研究 (20 竹下 徹) 予防歯科学に関する研究	4 実共 2 験同 0 ・ 時実 間習
------	---------------	--	---------------------------------

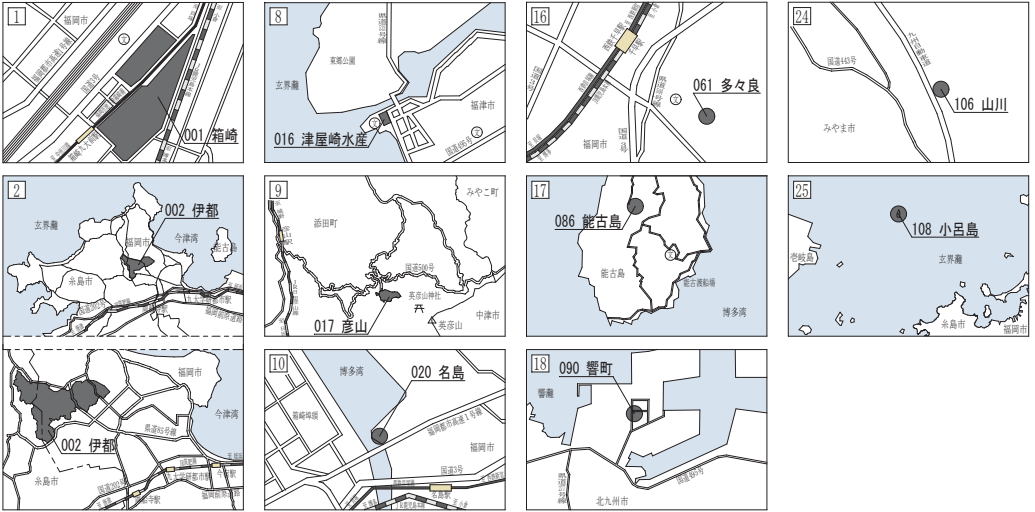
(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。

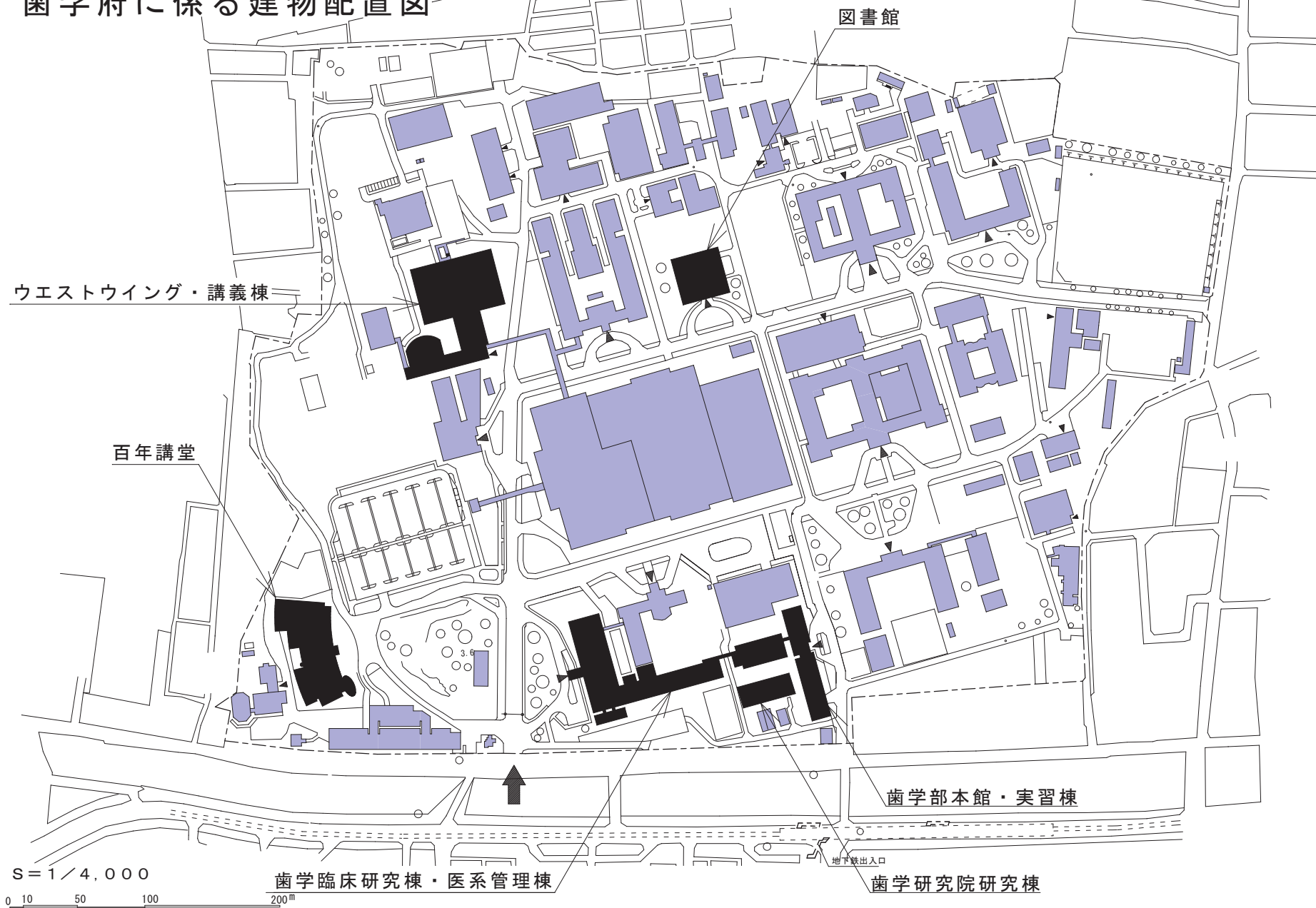
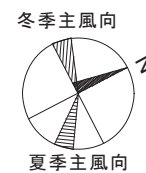


番号	団地番号	団地名	所在地	交通アクセス
1	001	箱崎	福岡市東区箱崎6丁目10番1号	
2	002	伊都	福岡市西区大字元岡744番地	J R 九大学研都市駅より5.1Km 昭和バスにて15分
3	003	馬出	福岡市東区馬出3丁目1番1号	福岡市営地下鉄 馬出九大病院前駅より徒歩5分
4	004	経の浜	福岡市西区小戸5丁目	
5	010	下山門	福岡市西区生の松原1丁目23	
6	006	田島	福岡市城南区田島1丁目1番	
7	088	六本松	福岡市中央区六本松4丁目300番15	
8	008	原町	福岡県糟屋郡粕屋町大字原町111	
9	009	粕屋	福岡県糟屋郡篠栗町津波394	
10	016	津屋崎水産	福岡県福岡市津屋崎2506	
11	017	彦山	福岡県田川郡添田町大字彦彦山1326	
12	020	名島	福岡市東区名島1丁目2736-21	
13	025	西新	福岡市早良区西新2丁目16番23号	
14	027	西公園	福岡市中央区西公園253-1	
15	057	鳥飼	福岡市中央区鳥飼3丁目12番21	
16	062	百道浜	福岡市早良区百道浜3丁目8番34号	
17	029	筑紫	福岡県春日市春日公園6丁目1番地	
18	035	大牟田	福岡県大牟田市岬492番4内	
19	051	背振	福岡県糸島市瑞梅寺139-61	
20	055	宗像	北九州市小倉南区頂吉字頂吉山国有林3077ろ2林小丘	

番号	団地番号	団地名	所在地
16	061	多々良	福岡市東区水谷1丁目2755番
17	086	能古島	福岡市西区能古島
18	090	響町	福岡県北九州市若松区響町3-19-1
19	092	東平尾公園	福岡市博多区東平尾公園1丁目1
20	097	今津	福岡県福岡市西区今津83-2, 3, 4
21	101	大橋	福岡市南区塩原4丁目9番1号
22	102	井尻	福岡市南区井尻2丁目36番40号
23	103	西戸崎	福岡市東区西戸崎5丁目21番6号
24	106	山川	福岡県みやま市山川町甲田字南松233-3
25	108	小呂島	福岡市西区大字小呂島285



馬出キャンパス 歯学府に係る建物配置図

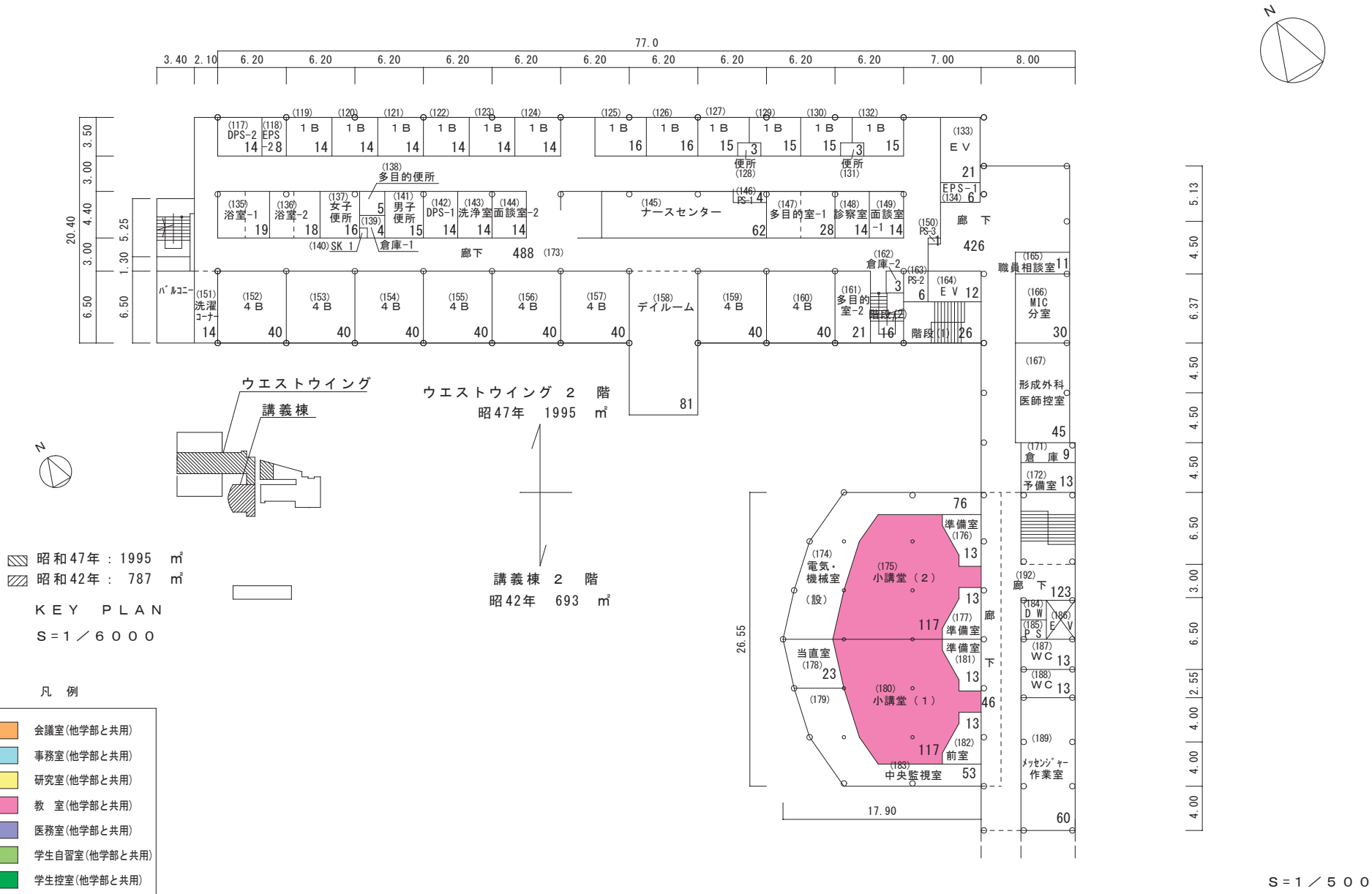


学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	005

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

棟 別 平 面 図

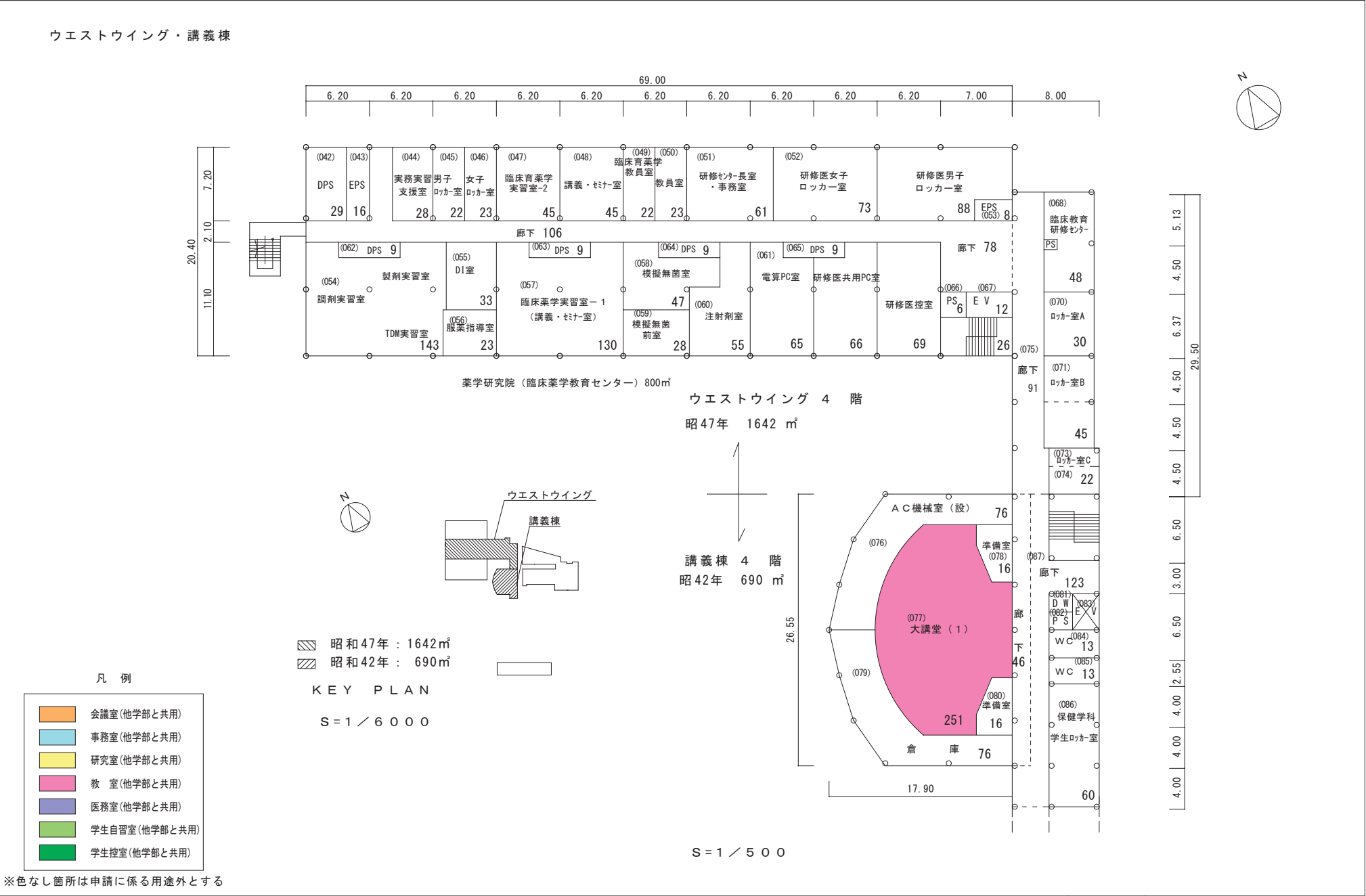
ウエストウイング・講義棟



学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	005

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

棟 別 平 面 図

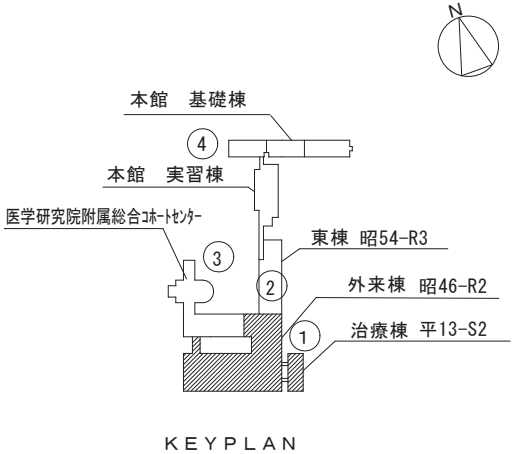
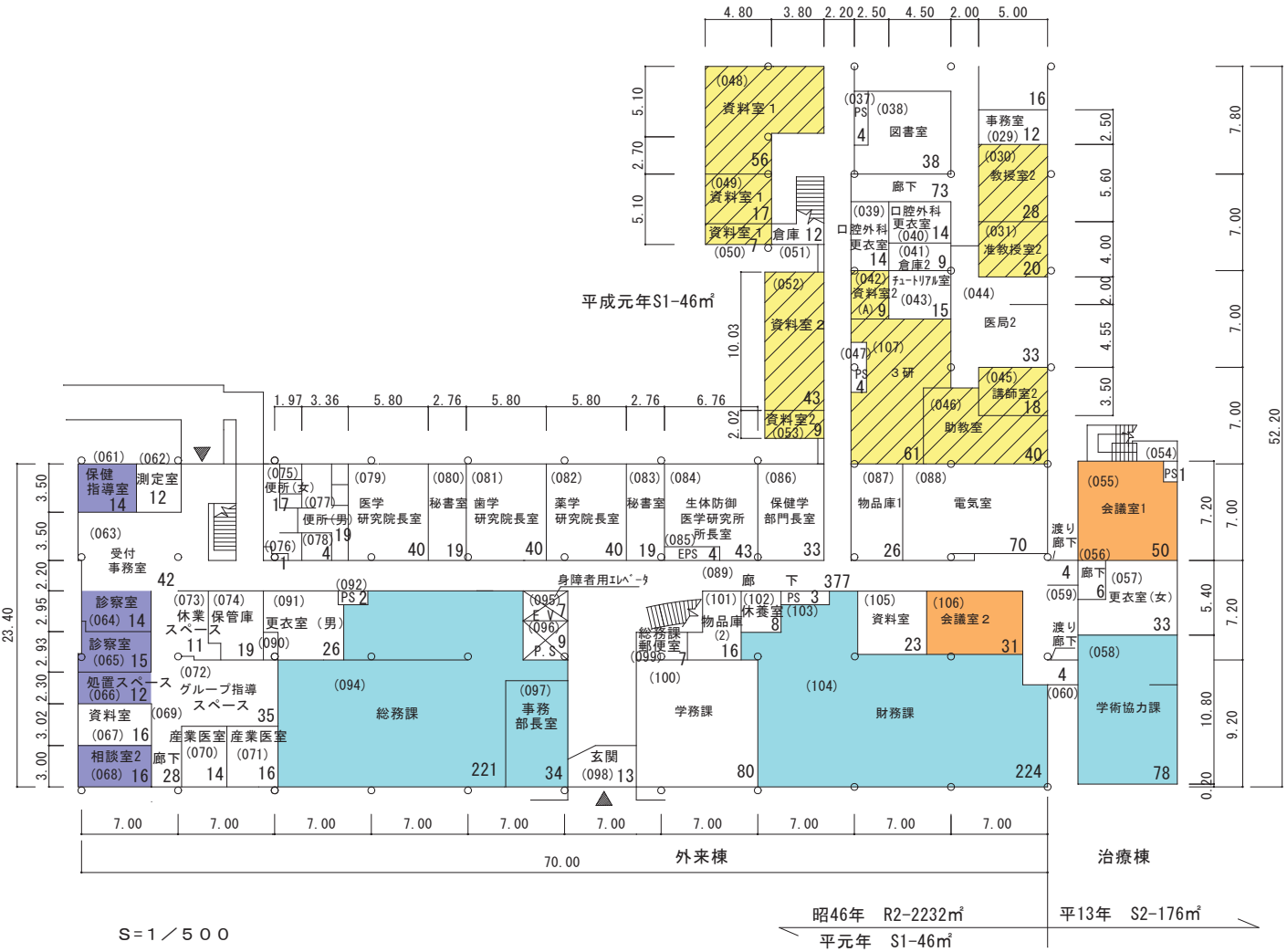


学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	081

国立大学法人等施設実態調査（様式3）

棟 別 平 面 図

081 歯学臨床研究棟・医系管理棟



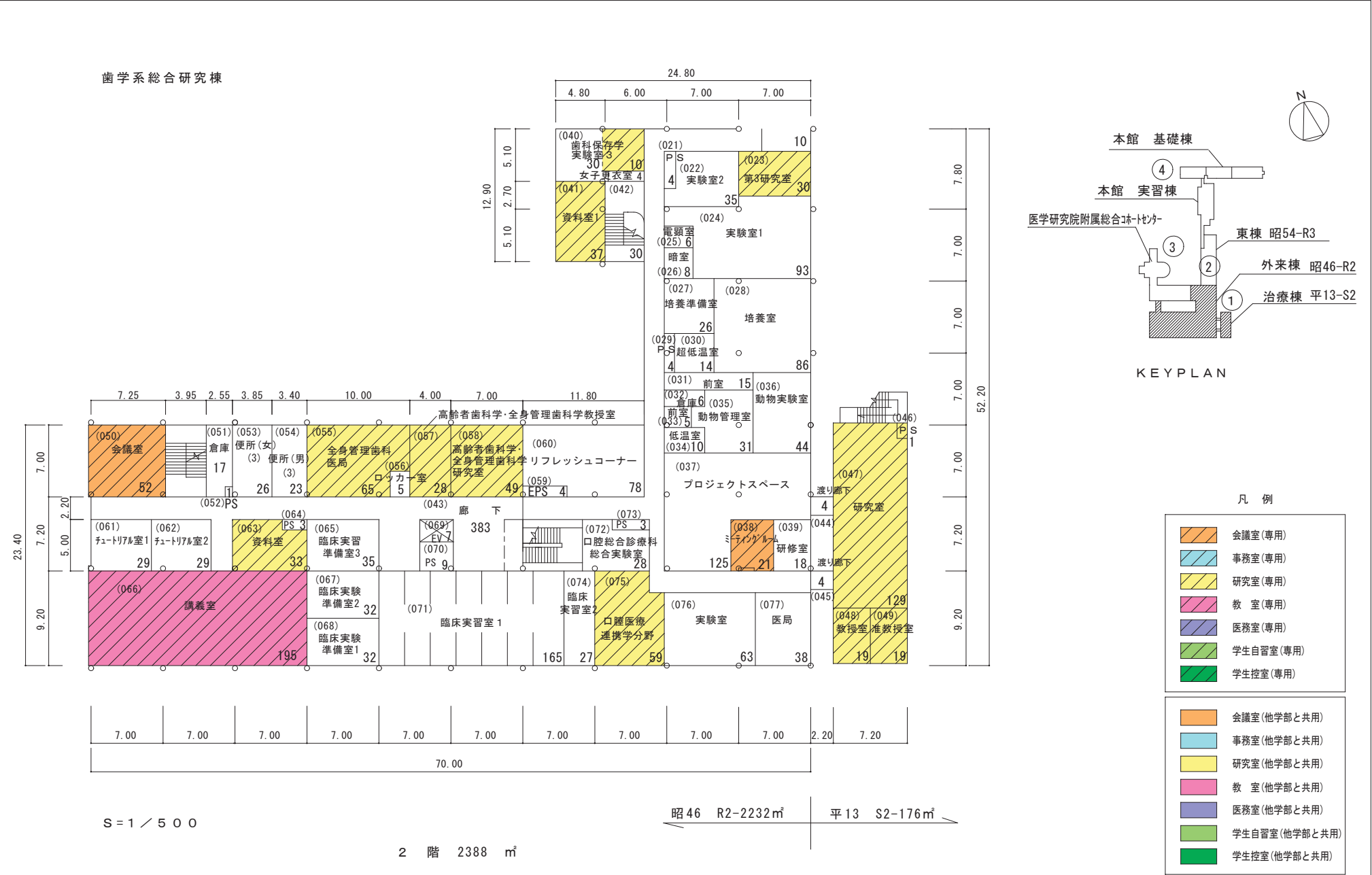
- 凡 例
- 会議室(専用)
 - 事務室(専用)
 - 研究室(専用)
 - 教室(専用)
 - 医務室(専用)
 - 学生自習室(専用)
 - 学生控室(専用)
- 会議室(他学部と共用)
- 事務室(他学部と共用)
- 研究室(他学部と共用)
- 教室(他学部と共用)
- 医務室(他学部と共用)
- 学生自習室(他学部と共用)
- 学生控室(他学部と共用)

※色なし箇所は申請に係る用途外とする

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	081

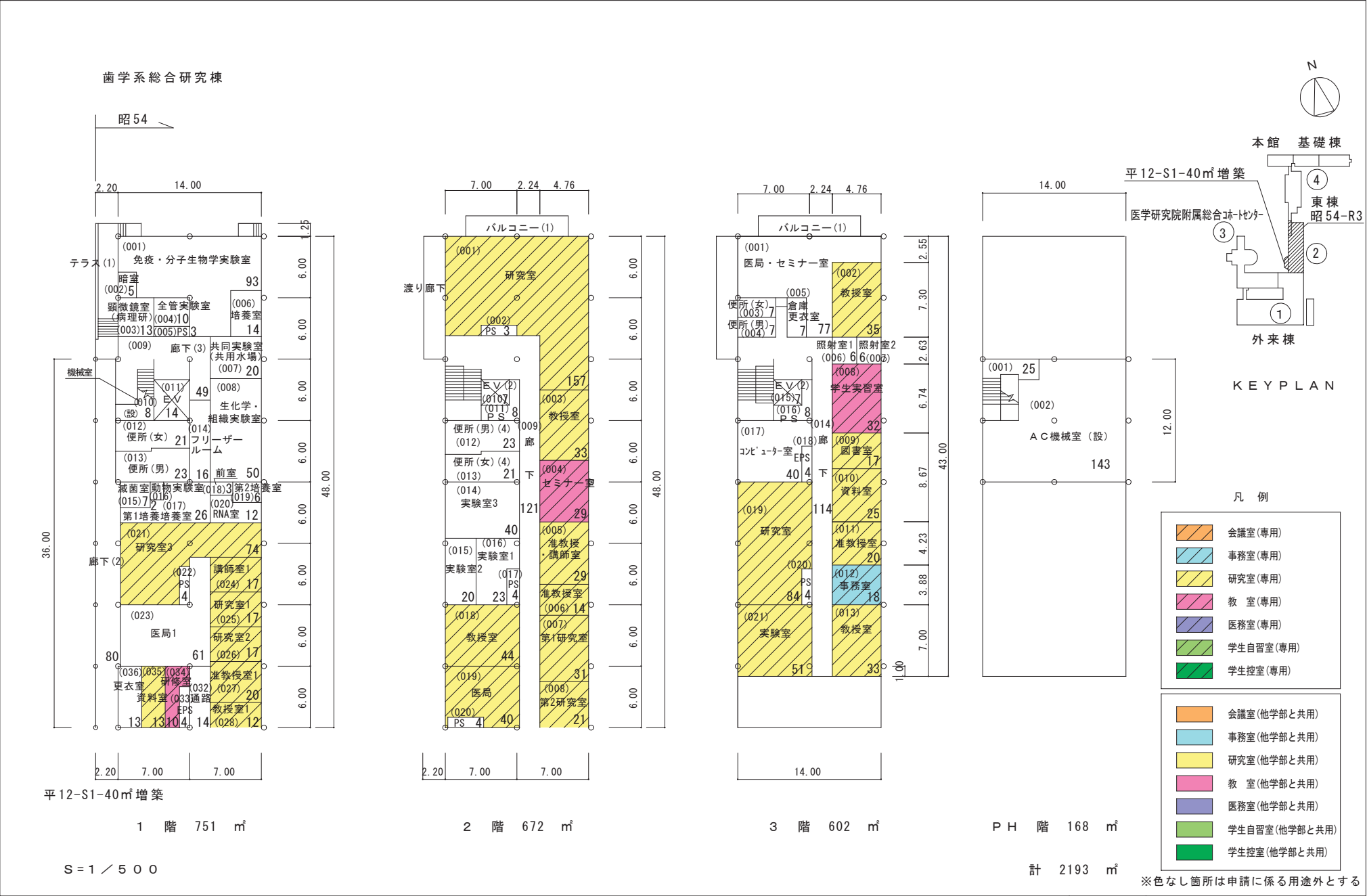
国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

棟 別 平 面 図



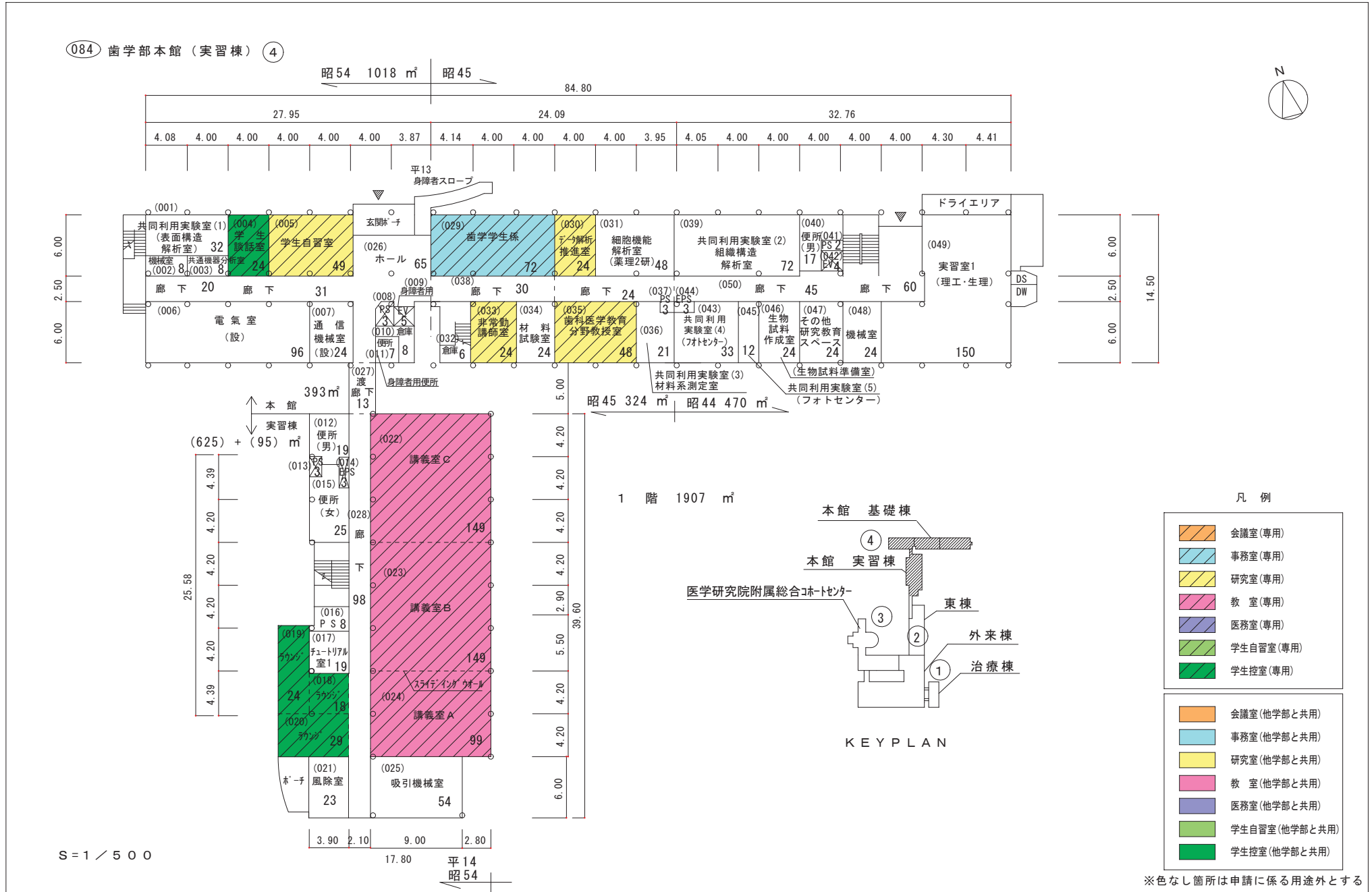
棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九州大学	003	馬 出	081



棟 別 平 面 図

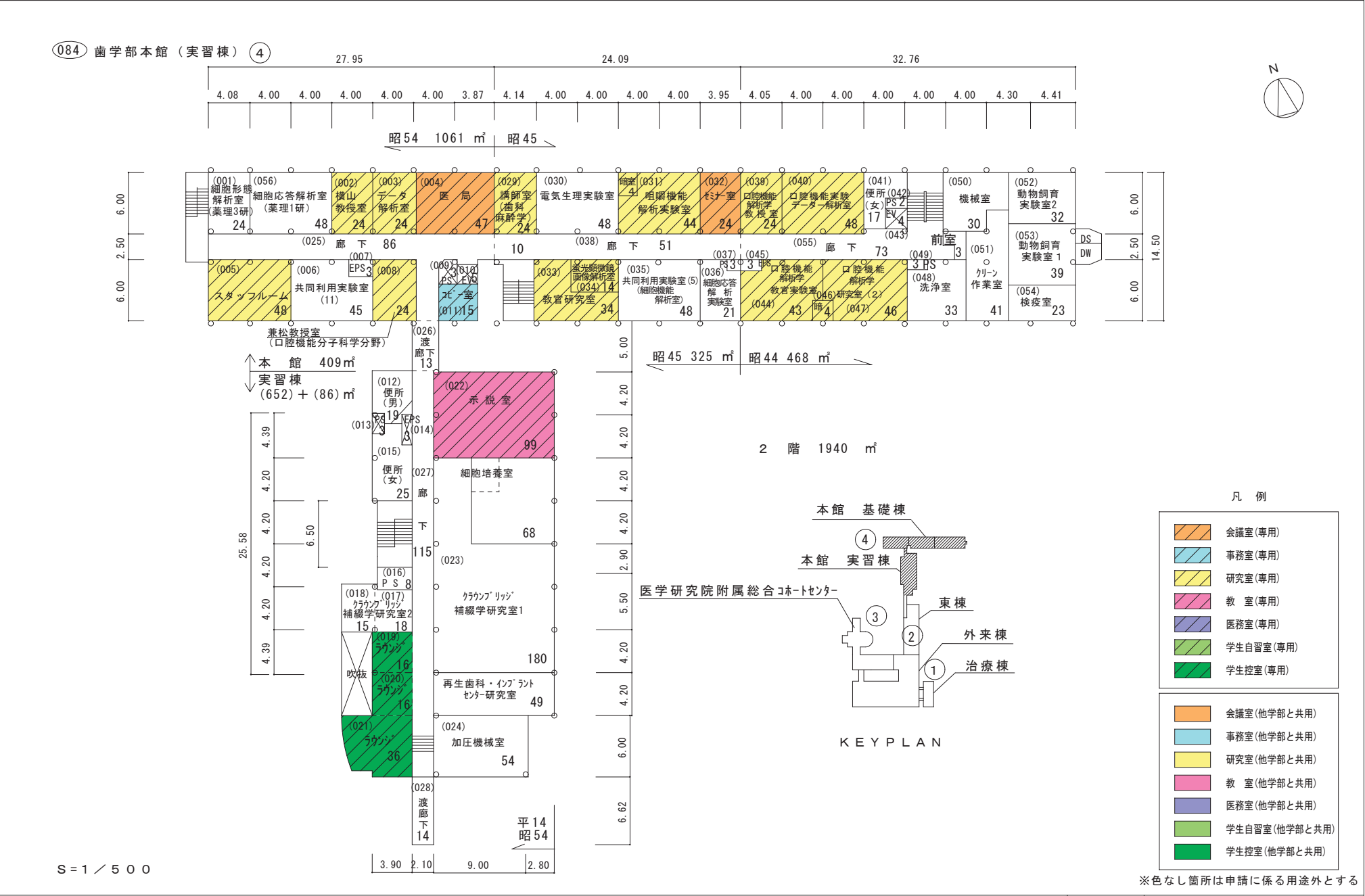
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	084



学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	084

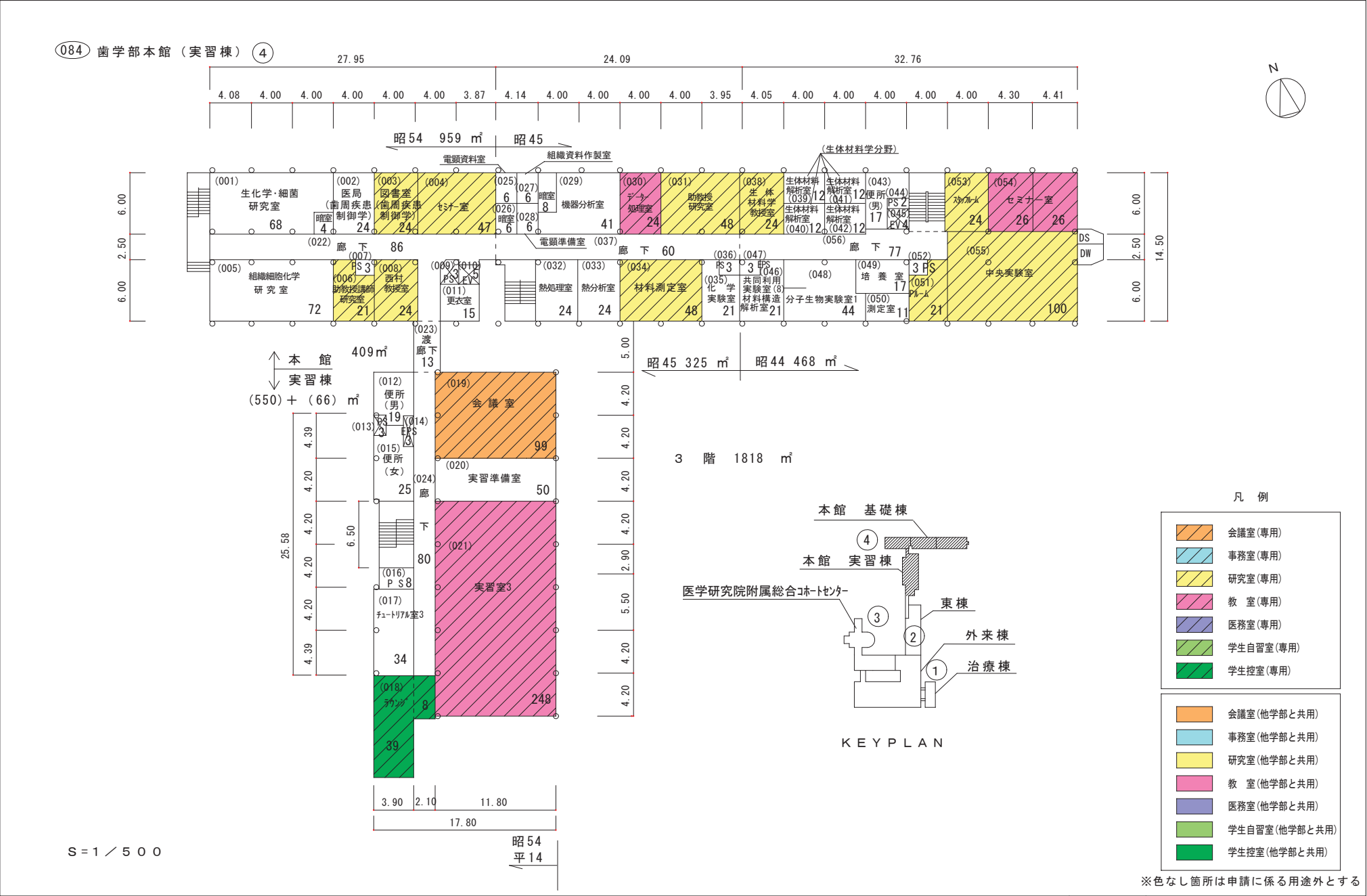
国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

棟 別 平 面 図



棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九州大学	003	馬 出	084



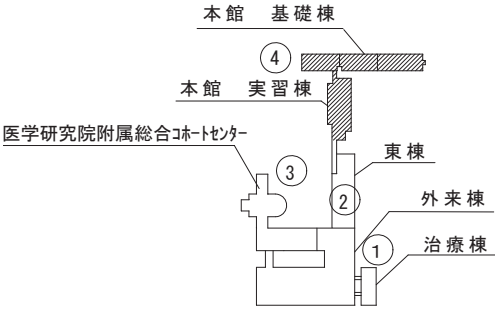
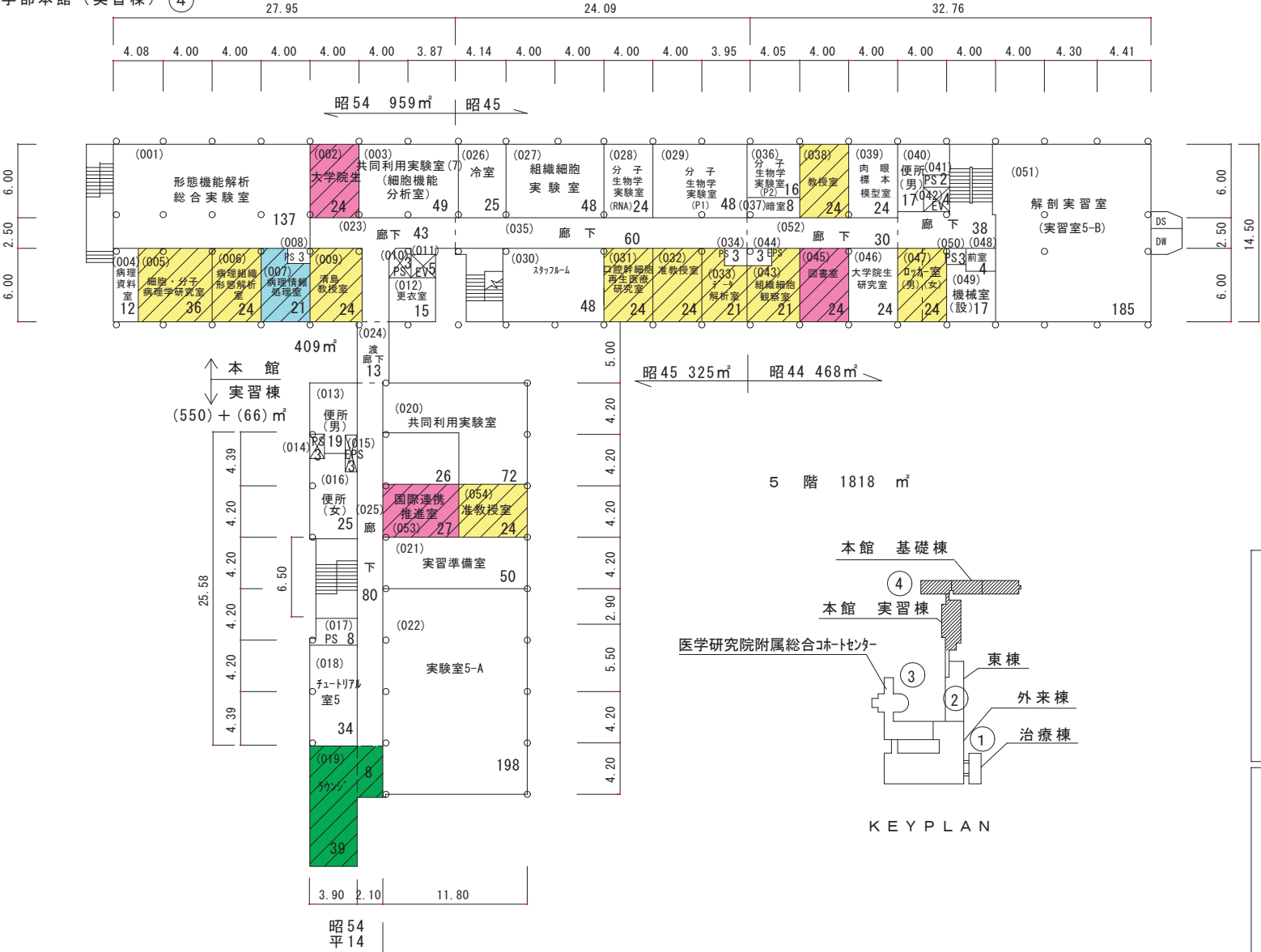
S = 1 / 5 0 0

昭 54
平 14

棟別平面図

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九州大学	003	馬 出	084

084 歯学部本館（実習棟） ④



- 凡 例
- 会議室(専用)
 - 事務室(専用)
 - 研究室(専用)
 - 教室(専用)
 - 医務室(専用)
 - 学生自習室(専用)
 - 学生控室(専用)
- 会議室(他学部と共用)
- 事務室(他学部と共用)
- 研究室(他学部と共用)
- 教室(他学部と共用)
- 医務室(他学部と共用)
- 学生自習室(他学部と共用)
- 学生控室(他学部と共用)

※色なし箇所は申請に係る用途外とする

S = 1 / 5 0 0

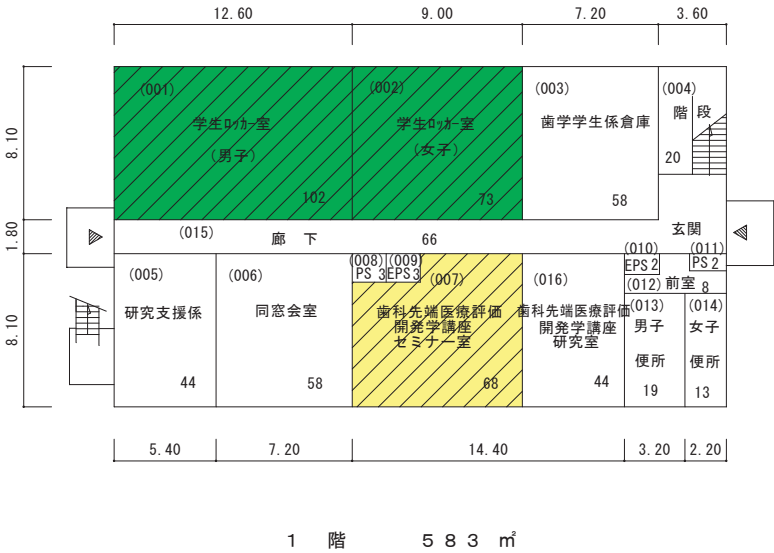
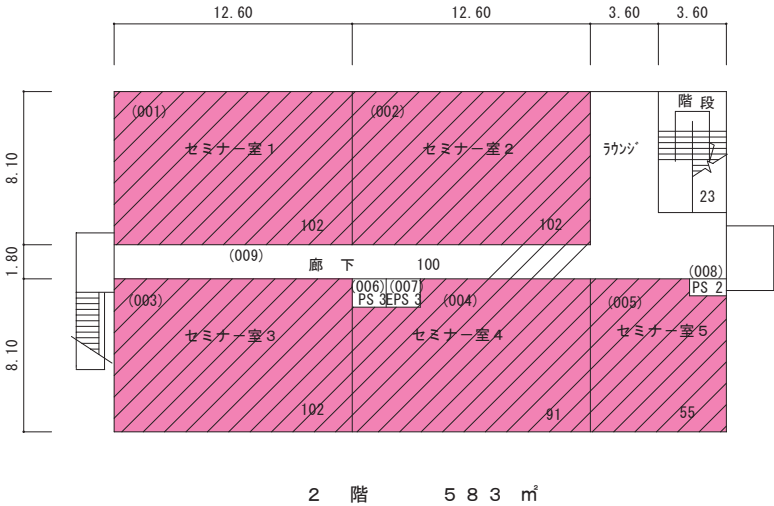
学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	095

棟 別 平 面 図

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

095 歯学研究院研究棟

平 13 S 2 1166㎡



凡 例

	会議室(専用)
	事務室(専用)
	研究室(専用)
	教 室(専用)
	医務室(専用)
	学生自習室(専用)
	学生控室(専用)
	会議室(他学部と共用)
	事務室(他学部と共用)
	研究室(他学部と共用)
	教 室(他学部と共用)
	医務室(他学部と共用)
	学生自習室(他学部と共用)
	学生控室(他学部と共用)

※色なし箇所は申請に係る用途外とする

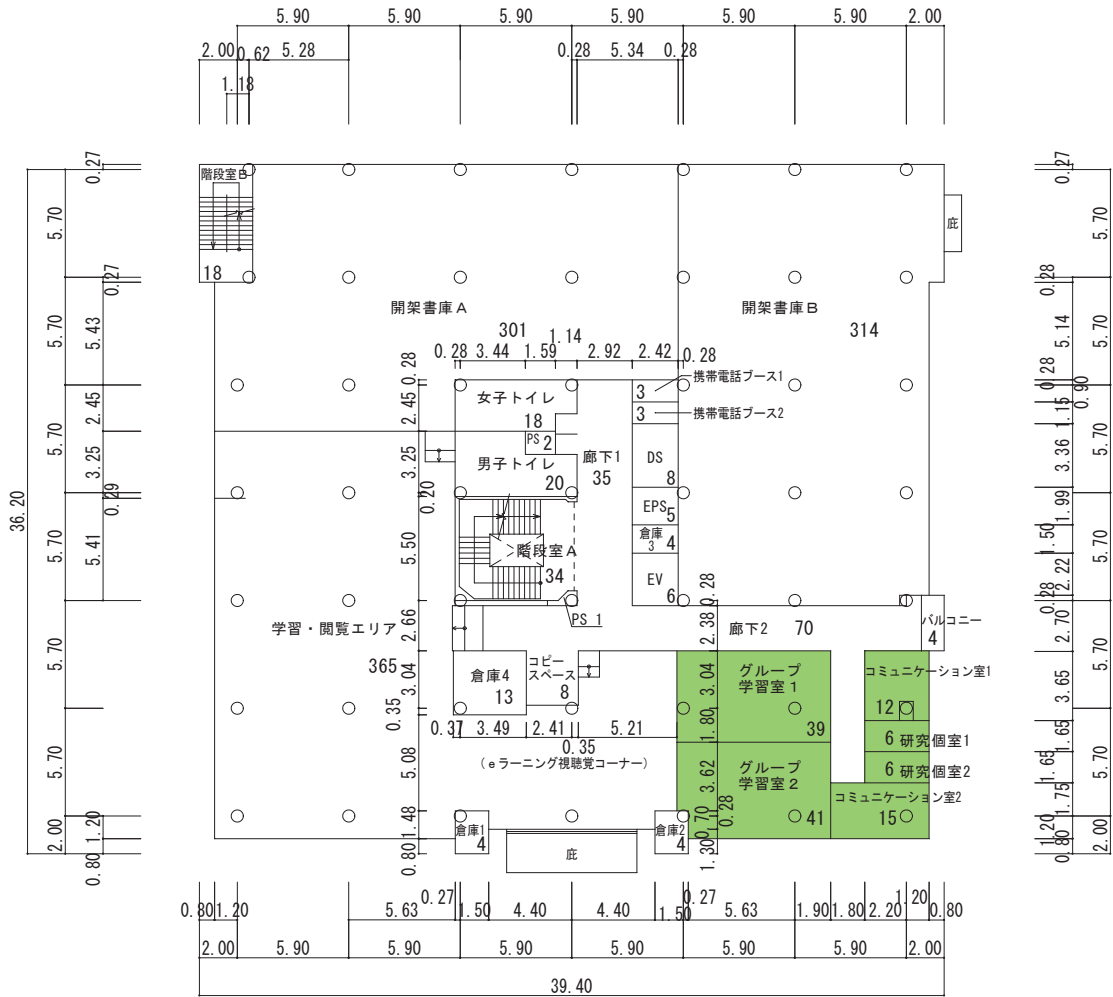
S = 1 / 4 0 0

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	125

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

棟 別 平 面 図

125 図 書 館



2 階 1,359 m² S = 1 / 4 0 0

凡 例

- 会議室(他学部と共用)
- 事務室(他学部と共用)
- 研究室(他学部と共用)
- 教 室(他学部と共用)
- 医務室(他学部と共用)
- 学生自習室(他学部と共用)
- 学生控室(他学部と共用)

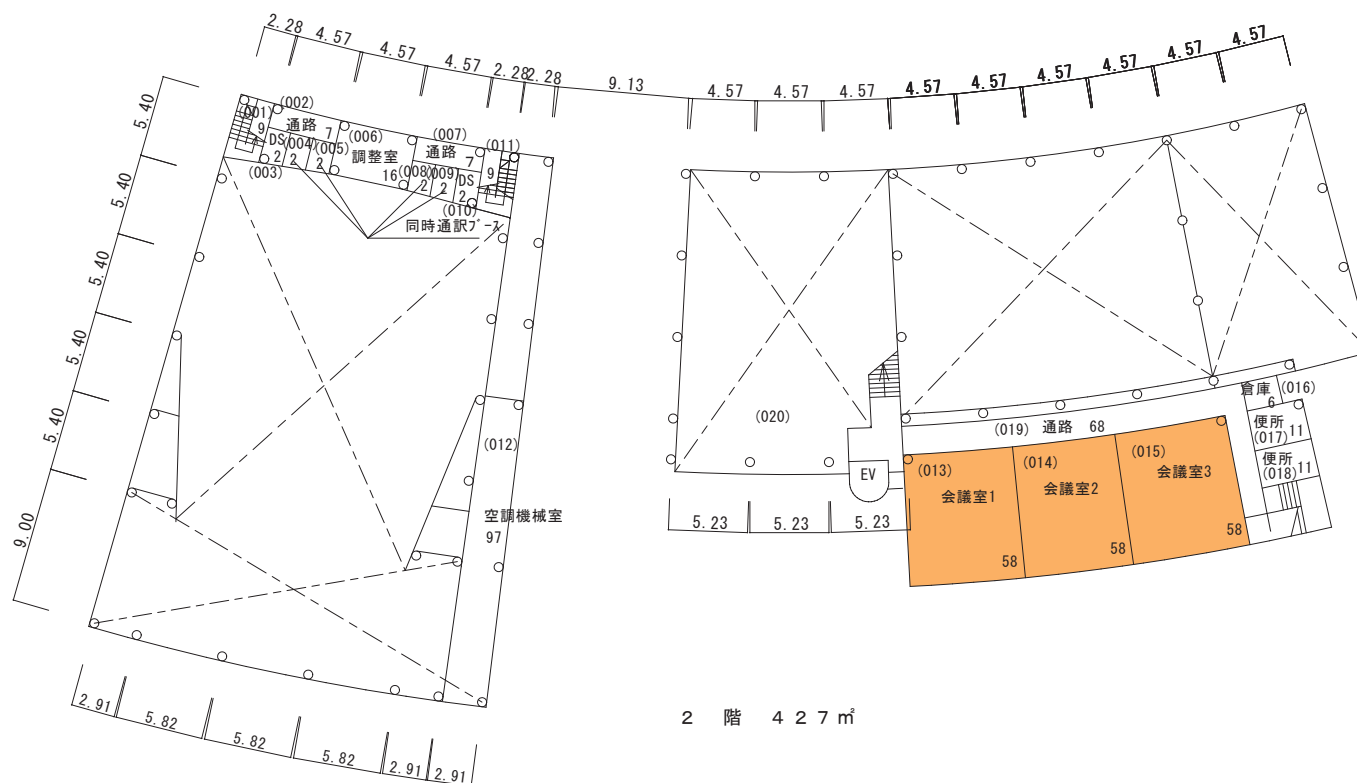
※色なし箇所は申請に係る用途外とする

棟 別 平 面 図

国立大学法人等施設実態調査 (様式3)

学校番号	学 校 名	団地番号	団 地 名	棟 番 号
0368	九 州 大 学	003	馬 出	153

百年講堂



2 階 4 2 7 m²

凡 例

- | | |
|---|----------------|
|  | 会議室 (他学部と共用) |
|  | 事務室 (他学部と共用) |
|  | 研究室 (他学部と共用) |
|  | 教室 (他学部と共用) |
|  | 医務室 (他学部と共用) |
|  | 学生自習室 (他学部と共用) |
|  | 学生控室 (他学部と共用) |

※色なし箇所は申請に係る用途外とする

S = 1 / 5 0 0

九州大学学則（案）

平成 16 年度九大規則第 1 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 5 年 月 日
（令和 4 年度九大規則第 号）

目次

第 1 章 総則（第 1 条～第 2 条の 2）

第 2 章 組織等（第 3 条～第 17 条）

第 3 章 役員、職員等（第 18 条～第 26 条）

第 4 章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議（第 27 条～第 30 条）

第 5 章 教授会（第 31 条）

第 6 章 雑則（第 32 条）

附則

第 1 章 総則

（目的等）

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）の精神に則り、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。【学教法第 83 条】

2 本学は、前項の目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

（自己評価等）

第 2 条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。【学教法第 109 条】

2 本学は、前項の自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努めるものとする。

（教育研究活動状況の公表）

第 2 条の 2 本学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。【学教法第 113 条】

第 2 章 組織等

（学部）

第 3 条 本学に、次の表に掲げるとおり、学部及び学科を置く。

【学教法第 85 条】【大学設置基準第 4 条】

学 部	学 科
共創学部	共創学科
文学部	人文学科
教育学部	
法学部	
経済学部	経済・経営学科、経済工学科
理学部	物理学科、化学科、地球惑星科学科、数学科、生物学科
医学部	医学科、生命科学科、保健学科

歯学部	歯学科
薬学部	創薬科学科、臨床薬学科
工学部	電気情報工学科、材料工学科、応用化学科、化学工学科、融合基礎工学科、機械工学科、航空宇宙工学科、量子物理工学科、船舶海洋工学科、地球資源システム工学科、土木工学科、建築学科
芸術工学部	芸術工学科
農学部	生物資源環境学科

2 学部又は学科ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。**【大学設置基準第2条】**

3 学部又は学科ごとの卒業認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。

4 各学部の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

5 学部の修業年限、教育課程、学生の入学、退学、卒業その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学学部通則（平成16年度九大規則第2号）で定める。

（大学院）

第4条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。**【学教法第97条】**

2 本大学院は、本学の目的に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、又は高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培い、文化の進展に寄与することを目的とする。**【学教法第99条】**

3 本大学院のうち、学術の理論及び応用を教授研究し、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とするものは、専門職大学院とする。**【学教法第99条】**

第5条 本大学院に、学校教育法（昭和22年法律第26号）第100条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和49年文部省令第28号）第30条の2第1項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。

【学教法第100条】

第6条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。**【大学院設置基準第6条】**

学 府	専 攻
人文科学府	人文基礎専攻、歴史空間論専攻、言語・文学専攻
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻
人間環境学府	都市共生デザイン専攻、人間共生システム専攻、行動システム専攻、教育システム専攻、空間システム専攻、実践臨床心理学専攻
法学府	法政理論専攻
法務学府	実務法学専攻

経済学府	経済工学専攻、経済システム専攻、産業マネジメント専攻
理学府	物理学専攻、化学専攻、地球惑星科学専攻
数理学府	数理学専攻
システム生命科学府	システム生命科学専攻
医学系学府	医学専攻、医科学専攻、保健学専攻、医療経営・管理学専攻
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻
薬学府	創薬科学専攻、臨床薬学専攻
工学府	材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻、機械工学専攻、水素エネルギーシステム専攻、航空宇宙工学専攻、量子物理工学専攻、船舶海洋工学専攻、地球資源システム工学専攻、共同資源工学専攻、土木工学専攻
芸術工学府	芸術工学専攻
システム情報科学府	情報理工学専攻、電気電子工学専攻
総合理工学府	総合理工学専攻
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻、環境農学専攻、農業資源経済学専攻、生命機能科学専攻
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻
マス・フォア・イノベーション関係学府	
備考 各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。	

- 2 学府又は専攻ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的は、別に規則で定める。
【大学院設置基準第1条の2】
- 3 学府又は専攻ごとの修了認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針は、別に定める。
- 4 博士課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するために必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。
【大学院設置基準第4条第1項】

5 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

【大学院設置基準第3条第1項】

6 専門職学位課程は、高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とし、そのうち法科大学院にあっては、専ら法曹養成のための教育を行うことをその目的とする。

【専門職大学院設置基準第2条第1項、第18条】

7 各学府の教員組織の編制その他必要な事項は、別に規則で定める。

8 学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号）で定める。

第7条 第5条の本大学院に置く研究院は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人文科学研究院
 - (2) 比較社会文化研究院
 - (3) 人間環境学研究院
 - (4) 法学研究院
 - (5) 経済学研究院
 - (6) 言語文化研究院
 - (7) 理学研究院
 - (8) 数理学研究院
 - (9) 医学研究院
 - (10) 歯学研究院
 - (11) 薬学研究院
 - (12) 工学研究院
 - (13) 芸術工学研究院
 - (14) システム情報科学研究院
 - (15) 総合理工学研究院
 - (16) 農学研究院
- （基幹教育院）

第7条の2 本学に、本学の学生として共通に期待される学びの基幹を育成するための全学組織として、基幹教育院を置く。

2 基幹教育院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（高等研究院）

第7条の3 本学に、高度な研究活動の推進と展開を通じて人材を育成し、その研究成果を広く社会に還元するための全学的組織として、高等研究院を置く。

2 高等研究院の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

（附置研究所）

第8条 本学に、研究所を附置する。

2 前項の研究所（以下「附置研究所」という。）は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該附置研究所の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

【学教法第96条】

附置研究所	目 的
生体防御医学研究所	生体防御医学に関する学理及びその応用の研究
応用力学研究所	力学に関する学理及びその応用の研究
先導物質化学研究所	物質化学に関する先導的な総合研究
マス・フォア・インダストリ研究所	数学の産業応用及びその学理研究

3 各附置研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(国際研究所)

第8条の2 本学に、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所を置く。

2 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所は、カーボンニュートラル・エネルギー研究に関する基礎科学を創出するとともに、環境調和型で持続可能な社会の実現に向けた課題の解決に貢献することを目的とする。

3 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(病院)

第9条 医学部及び歯学部に、これらに附属する共用の教育研究施設として、医学部・歯学部附属病院を置き、九州大学病院（以下「病院」という。）と称する。 【大学設置基準第39条】

2 病院の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(附属図書館)

第10条 本学に、附属図書館を置く。 【大学設置基準第36条】

2 附属図書館の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

第11条 削除

(情報基盤研究開発センター)

第12条 本学に、研究、教育等に係る情報化を推進するための実践的調査研究、基盤となる設備等の整備及び提供その他専門的業務を行う全国共同利用施設として、情報基盤研究開発センターを置く。

2 情報基盤研究開発センターは、前項の業務のほか、本学における情報基盤に係るシステム開発を行う。

3 情報基盤研究開発センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育関係共同利用拠点)

第12条の2 第7条の2に規定する基幹教育院は、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号。以下「学教法施行規則」という。）第143条の2第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた教育関係共同利用拠点として他大学の利用に供するものとする。

(共同利用・共同研究拠点)

第12条の3 次の表に掲げる附置研究所等は、学教法施行規則第143条の3第2項の規定により、文部科学大臣の認定を受けた共同利用・共同研究拠点としてそれぞれ学術研究の発展に資するものとする。

附置研究所等	共同利用・共同研究拠点	認定期間
生体防御医学研究所	多階層生体防御システム研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
応用力学研究所	応用力学共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
先導物質化学研究所	物質・デバイス領域共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
マス・フォア・インダストリ研究所	産業数学の先進的・基礎的共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日
情報基盤研究開発センター	学際大規模情報基盤共同利用・共同研究拠点	令和4年4月1日～令和10年3月31日

- (エネルギー研究教育機構)
- 第12条の4 本学に、エネルギー分野における高度な研究及び教育活動を推進するための全学的組織として、エネルギー研究教育機構を置く。
- 2 エネルギー研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
- (アジア・オセアニア研究教育機構)
- 第12条の5 本学に、アジア・オセアニア地域における社会的課題の解決、課題の発掘及び提示に向けた研究教育活動を推進するための全学的組織として、アジア・オセアニア研究教育機構を置く。
- 2 アジア・オセアニア研究教育機構の内部組織その他必要な事項は、別に定める。
- (学内共同教育研究センター)
- 第13条 本学に、次に掲げるいずれかの機能を担い、本学の教員その他の者が共同して教育研究活動を行う組織として、学内共同教育研究センターを置く。 【学教法第96条】
- (1) 主に教育又は研究活動を支援すること。
- (2) 主に教育又は研究を推進すること。
- (3) その他全学業務を推進すること。
- 2 学内共同教育研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、そのうち設置期間を定める学内共同教育研究センターの当該設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

学内共同教育研究センター	設置期間の満了する日
実験生物環境制御センター	
熱帯農学研究センター	
アイソトープ統合安全管理センター	
中央分析センター	
留学生センター	
総合研究博物館	
システムLSI研究センター	令和13年3月31日
国際宇宙惑星環境研究センター	令和14年3月31日
韓国研究センター	
医療系統合教育研究センター	
超伝導システム科学研究センター	令和5年3月31日
未来デザイン学センター	
グローバルイノベーションセンター	

超顕微解析研究センター	
環境安全センター	
西部地区自然災害資料センター	
大学文書館	
ロバート・ファン／アントレプレナーシップ・センター	
アドミッションセンター	
水素エネルギー国際研究センター	
未来化学創造センター	令和7年3月31日
鉄鋼リサーチセンター	令和7年3月31日
低温センター	
加速器・ビーム応用科学センター	
グリーンテクノロジー研究教育センター	令和5年3月31日
シンクロトロン光利用研究センター	
先端医療オープンイノベーションセンター	令和7年3月31日
極限プラズマ研究連携センター	令和6年3月31日
有体物管理センター	
分子システム科学センター	令和5年3月31日
日本エジプト科学技術連携センター	令和6年3月31日
プラズマナノ界面工学センター	令和6年3月31日
EUセンター	令和6年3月31日
環境発達医学研究センター	令和13年3月31日
ユヌス&椎木ソーシャル・ビジネス研究センター	令和6年9月30日
医用生体工学研究センター	令和8年3月31日
次世代燃料電池産学連携研究センター	令和14年3月31日
科学技術イノベーション政策教育研究センター	令和8年3月31日

先端素粒子物理研究センター	令和5年3月31日
分子システムデバイス産学連携教育研究センター	令和6年3月31日
水素材料先端科学研究センター	令和5年3月31日
アジア埋蔵文化財研究センター	令和5年3月31日
キャンパスライフ・健康支援センター	
五感応用デバイス研究開発センター	令和5年10月31日
持続可能な社会のための決断科学センター	
サイバーセキュリティセンター	
数理・データサイエンス教育研究センター	令和10年3月31日
植物フロンティア研究センター	令和5年3月31日
最先端有機光エレクトロニクス研究センター	令和6年3月31日
都市研究センター	令和6年3月31日
次世代接着技術研究センター	令和6年3月31日
先進電気推進飛行体研究センター	令和12年3月31日
ネガティブエミッションテクノロジー研究センター	令和8年3月31日
ラーニングアナリティクスセンター	令和8年3月31日
洋上風力研究教育センター	令和9年3月31日

- 3 各学内共同教育研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(先導的研究センター)
- 第13条の2 本学に、先導的に研究を行う拠点として、先導的研究センターを置く。
- 2 先導的研究センターは、次の表の左欄に掲げるとおりとし、各先導的研究センターの設置期間の満了する日は、それぞれ同表右欄のとおりとする。

先導的研究センター	設置期間の満了する日
ヒトプロテオーム研究センター	令和5年3月31日
多重ゼータ研究センター	令和5年3月31日

- 3 各先導的研究センターの内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学部等の附属施設)

第14条 次の表の左欄に掲げる学部、学府、研究院、附置研究所等に、それぞれ同表の右欄に掲げる附属の教育施設又は研究施設を置く。 **【大学設置基準第39条】**

学 部 等	附 属 施 設
理学部	天草臨海実験所
農学部	農場、演習林
人間環境学府	総合臨床心理センター
工学府	ものづくり工学教育研究センター
システム情報科学府	電気エネルギーシステム教育研究センター
薬学府	薬用植物園
生物資源環境科学府	水産実験所
比較社会文化研究院	浅海底フロンティア研究センター
人間環境学研究院	環境建築R & Eセンター
理学研究院	地震火山観測研究センター
医学研究院	胸部疾患研究施設、心臓血管研究施設、脳神経病研究施設、ヒト疾患モデル研究センター、総合コホートセンター、プレシジョンメディシン研究センター
歯学研究院	オーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター、歯科発生再生研究センター
薬学研究院	産学官連携創薬育薬センター、グリーンファルマ構造解析センター
工学研究院	環境工学研究教育センター、アジア防災研究センター、国際教育支援センター、小分子エネルギーセンター、次世代蓄エネルギーデバイス研究センター、次世代経皮薬物送達研究センター
芸術工学研究院	応用知覚科学研究センター、応用生理人類学研究センター、環境設計グローバル・ハブ、SDGsデザインユニット、社会包摂デザイン・イニシアティブ、デザイン基礎学研究センター
システム情報科学研究院	光・量子プロセス研究開発センター、量子コンピューティングシステム研究センター
農学研究院	生物的防除研究施設、遺伝子資源開発研究センター、国際農業教育・研究推進センター、イノベーティブバイオアーキテクチャーセンター、昆虫科学・新産業創生研究センター、アクアバイオリソース創出センター

生体防御医学研究所	高深度オミクスサイエンスセンター、システム免疫学統合研究センター
応用力学研究所	大気海洋環境研究センター、高温プラズマ理工学研究センター、自然エネルギー統合利用センター、海洋プラスチック研究センター
カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所	次世代冷媒物性評価研究センター、三井化学カーボンニュートラル研究センター
情報基盤研究開発センター	汎オミクス計測・計算科学センター

- 2 各附属施設の内部組織その他必要な事項は、当該学部等の長が、別に定める。
(情報統括本部)
- 第15条 本学に、全学的な情報支援を行うための組織として、情報統括本部を置く。
- 2 情報統括本部の目的は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 全学的な情報基盤の整備
- (2) 情報技術を用いた教育研究及び大学運営に関わる業務の総合的な支援
- 3 情報統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(統合移転推進本部)
- 第15条の2 本学に、統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画を推進するための組織として、統合移転推進本部を置く。
- 2 統合移転推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(基金本部)
- 第15条の3 本学に、九州大学基金による支援助成事業及び基金強化事業（以下「基金事業」という。）を推進するための組織として、基金本部を置く。
- 2 基金本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(広報本部)
- 第15条の4 本学に、広報戦略の策定及び広報活動の推進を図るための組織として、広報本部を置く。
- 2 広報本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(グローバル化推進本部)
- 第15条の5 本学に、全学的なグローバル化を推進するための組織として、グローバル化推進本部を置く。
- 2 グローバル化推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(学術研究・産学官連携本部)
- 第15条の6 本学に、全学の学術研究及び産学官連携を推進するための組織として、学術研究・産学官連携本部を置く。
- 2 学術研究・産学官連携本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(教育改革推進本部)
- 第15条の7 本学に、教育課程及び教育方法等の改善、高大接続・入試改革等の教育改革並びにキャリア教育の開発等を推進するための組織として、教育改革推進本部を置く。
- 2 教育改革推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(未来社会デザイン統括本部)
- 第15条の8 本学に、全学的な社会的課題解決の取組を推進するための組織として、未来社会デザイン統括本部を置く。
- 2 未来社会デザイン統括本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。

(データ駆動イノベーション推進本部)

第15条の9 本学に、全学的なデータ駆動型活動の推進及び新たなデジタル社会のあるべき姿を研究するための組織として、データ駆動イノベーション推進本部を置く。

2 データ駆動イノベーション推進本部の構成その他必要な事項は、別に規則で定める。
(推進室等)

第16条 本学に、特定の重要事項を企画、推進又は支援する組織として、推進室等を置く。

2 前項の推進室等は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該推進室等の目的は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

推進室等	目的
社会連携推進室	社会連携（産学官連携を除く。）の推進を支援すること。
国際戦略企画室	国際戦略の企画・立案等を行うこと。
SHAREオフィス	全学的なグローバル化の推進を支援すること。
インスティテューショナル・リサーチ室	大学運営の基礎となる情報の調査・収集・分析及び提供により、大学の意思決定を支援すること。
キャンパス計画室	キャンパス計画の推進を支援すること。
環境安全衛生推進室	安全衛生の推進を支援すること。
ハラスメント対策推進室	ハラスメントの防止及び対策の推進を支援すること。
男女共同参画推進室	男女共同参画の推進を支援すること。
情報環境整備推進室	情報環境整備の推進を支援すること。
統合移転事業推進室	統合移転事業及び伊都キャンパスの整備計画に係る企画・立案を行うこと。
法務統括室	法務機能の強化に係る企画・立案を行うこと。
基金事業推進室	九州大学基金に係るファンドレイジング（本学が行う寄附獲得のための活動をいう。）に関すること。
同窓生連携推進室	同窓生との連携に関すること。
広報戦略推進室	広報戦略に基づく広報活動の推進を支援すること。
跡地処分統括室	移転跡地処分のリスクマネジメントに係る企画・立案等を行うこと。
総長支援室	総長の指示に基づく大学全体の戦略等に係る企画・立案・調整・情報収集を行うこと。
危機管理室	危機管理及び危機発生時の対応に関すること。

研究戦略企画室	本学の研究戦略に基づき大学全体の研究力強化に向けた取組等に係る具体的な企画・立案及び制度設計を行うこと。
オープンイノベーションプラットフォーム	産学官連携の推進を支援すること。

3 前項の各推進室等の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(伊都診療所)

第16条の2 本学に、伊都診療所（以下「診療所」という。）を置く。

2 診療所の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

(事務組織)

第17条 本学に、庶務、会計、施設及び学生の厚生補導等に関する事務を処理させるため事務局を置く。

2 本学の学部、学府等に、その事務を処理させるため事務部を置く。ただし、必要がある場合は、数個の学部等の事務を併せて処理する事務部を置く。

3 前2項に規定する事務組織のほか、本学に、内部監査を実施させるとともに、監事監査の事務を補助させるため監査室を置く。

4 前3項の事務組織の内部組織その他必要な事項は、別に規則で定める。

【大学設置基準第41条、第42条】

(統括技術部及び技術部)

第17条の2 本学に、教育研究のための技術支援に関する全学的組織として、統括技術部を置く。

2 本学の学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所等に、教育研究に関する技術的な支援を行わせるため、技術部を置くことができる。

3 第1項の統括技術部及び前項の技術部の内部組織その他必要な事項は、別に定める。

第3章 役員、職員等

(役員)

第18条 国立大学法人法（平成15年法律第112号。以下「法人法」という。）第10条の規定に基づき、本学に、役員として、学長（「総長」と称する。）、理事8人以内及び監事2人を置く。

【法人法第10条】

第19条 総長は、校務をつかさどり、所属職員を統督するとともに、本学を代表し、その業務を総理する。

【学教法第92条】【法人法第11条】

2 総長は、この規則その他の総長が定める規則等において理事又は職員に委任する業務について報告を求め、必要な措置を命じ、又はその措置を自ら行うことができる。

第20条 理事は、総長の定めるところにより、総長を補佐して本学の業務を掌理し、総長に事故があるときはその職務を代理し、総長が欠員のときはその職務を行う。

【法人法第11条】

第21条 監事は、本学の業務を監査する。この場合において、監事は、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、役員（監事を除く。）及び職員に対して事務及び事業の報告を求め、又は本学の業務及び財産の状況を調査することができる。

【法人法第11条】

(職員)

第22条 本学に、教員、事務職員、技術職員、高度専門職員その他必要な職員を置く。

2 前項の教員は、教授、准教授、講師、助教、准助教及び助手（「教務助手」と称する。）とする。

3 教授、准教授、講師、助教及び教務助手の職務は学校教育法（昭和22年法律第26号）第92条の定めるところによるものとし、准助教の職務は教授及び准教授の職務を助けることとする。

【学教法第92条】

(副学長)

第23条 本学に、総長の定めるところにより、総長を助け、命を受けて校務をつかさどるため、副学長若干人を置く。

2 副学長は、理事のうちから総長が指名する者が兼ねる。

3 前項の規定にかかわらず、総長が特に必要と認めた場合は、職員のうちから総長が指名する者が副学長を兼ねることができるものとする。

【学教法第92条】

(副理事)

第24条 本学に、総長の定めるところにより、理事の職務を助けるため、副理事若干人を置く。

2 副理事は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(総長補佐)

第24条の2 本学に、総長の定めるところにより、総長が命ずる特定の事項を担当し、総長を助けるため、総長補佐若干人を置くことができる。

2 総長補佐は、教授その他の職員のうちから総長が指名する。

(部局長等)

第25条 学部、学府、研究院、基幹教育院、附置研究所、カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所、病院、附属図書館及び情報基盤研究開発センター（以下「部局」という。）に長（以下「部局長」という。）を置く。

2 部局長は、当該部局の業務を掌理する。

3 各部局に、副部局長を置くことができる。

4 副部局長は、部局長の定めるところにより、部局長を補佐して部局の業務を処理し、部局長に事故があるときはその職務を代理し、部局長が欠員のときはその職務を行う。

5 部局長及び副部局長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

6 学科及び専攻に、それぞれ学科長又は専攻長を置くことができる。

7 学科長及び専攻長の任命手続その他必要な事項は、別に定めるものとする。

(センター長等)

第26条 学内共同教育研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該学内共同教育研究センターの業務を掌理する。

3 各学内共同教育研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該学内共同教育研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

第26条の2 先導的研究センターに長（以下「センター長」という。）を置く。

2 センター長は、当該先導的研究センターの業務を掌理する。

3 各先導的研究センターに、副センター長を置くことができる。

4 副センター長は、センター長の定めるところにより、センター長を補佐して当該先導的研究センターの業務を処理し、センター長に事故があるときはその職務を代理する。

5 センター長及び副センター長の任命手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(所長)

第26条の3 診療所に、所長を置く。

2 所長は、診療所の業務を掌理する。

3 所長は、本学の教員のうちから総長が指名する。

第4章 役員会、経営協議会、教育研究評議会及び総長選考・監察会議

(役員会)

第27条 本学に、法人法第11条第3項各号に規定する事項を審議するため、総長及び理事で構成する役員会を置く。

【法人法第11条】

2 役員会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(経営協議会)

第28条 本学に、法人法第20条の規定に基づき、本学の経営に関する重要事項を審議する機関として、経営協議会を置く。

【法人法第20条】

2 経営協議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(教育研究評議会)

第29条 本学に、法人法第21条の規定に基づき、本学の教育研究に関する重要事項を審議する機関として、教育研究評議会を置く。【法人法第21条】

2 教育研究評議会の議事の手続その他必要な事項は、別に規則で定める。

(総長選考・監察会議)

第30条 本学に、法人法第12条第2項から第5項までの規定に基づき、学長選考・監察会議(「総長選考・監察会議」と称する。以下「選考会議」という。)を置く。【法人法第12条】

2 選考会議の組織に関し必要な事項は、別に規則で定める。

第5章 教授会

第31条 部局(病院及び附属図書館を除く。)に、教授会を置く。【学教法第93条】

2 教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項は、九州大学教授会通則(平成16年度九大規則第8号)で定める。

第6章 雑則

(雑則)

第32条 この規則に定めるもののほか、本学の目的を達成するために必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 法人法附則第16条第1項の規定に基づき本学に置かれる九州大学医療技術短期大学部(以下「短期大学部」という。)は、平成16年4月1日に短期大学部に在学する学生が短期大学部に在学しなくなる日において、廃止する。

3 前項の短期大学部に在学する学生の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学医療技術短期大学部学則(昭和46年4月8日施行)等の規定によるものとする。

4 法人法附則第17条の規定に基づき、平成15年9月30日に当該大学に在学する者が在学しなくなる日までの間存続するものとされた九州芸術工科大学に在学する者(以下「在学者」という。)の卒業又は大学院の課程修了のため必要となる教育は、九州大学芸術工学部(以下「芸術工学部」という。)又は九州大学大学院芸術工学府(以下「芸術工学府」という。)において行うものとする。

5 前項の在学者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州芸術工科大学学則(平成5年4月1日施行)等の規定によるものとする。ただし、これによることができない事項については、総長又は芸術工学部若しくは芸術工学府の教授会が定めるところによる。

6 第12条の3に規定する附置研究所等は、文部科学大臣の認定期間である平成34年3月31日までの間存続するものとする。

7 第13条第1項に規定する宙空環境研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

8 第14条第1項に規定する工学研究院附属の環境システム科学研究センターは平成20年3月31日まで、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは平成23年3月31日まで、応用力学研究所附属の力学シミュレーション研究センター及び炉心理工学研究センターは平成19年3月31日まで存続するものとする。

9 法人法等関係法令又はこの学則等に基づき定める諸規則等のほか、承継的、定型的又は簡易な事項で総長が必要と認めるものについては、当分の間、総長が定めるところにより、廃止前の国立学校設置法(昭和24年法律第150号)に基づき設置された九州大学の諸規則等の規定を適用又は準用するものとする。

附 則(平成16年度九大規則第193号)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 人間環境学府発達・社会システム専攻は、改正後の第6条第1項の規定にかかわらず、平成

1 7年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第4号）

1 この規則は、平成17年7月15日から施行し、平成17年7月1日から適用する。

2 改正後の第13条第1項に規定するデジタルメディシン・イニシアティブ及びアジア総合政策センターは、平成22年6月30日まで存続するものとする。

附 則（平成17年度九大規則第23号）

この規則は、平成17年11月7日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第30号）

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

2 薬学部総合薬学科は、改正後の第3条第1項の規定にかかわらず、平成18年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成18年度九大規則第2号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第25号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の第14条第1項に規定する応用力学研究所附属の東アジア海洋大気環境研究センター及び高温プラズマ力学研究センターは、平成29年3月31日まで存続するものとする。

3 改正後の第22条第2項に規定する准助教の職種は、平成19年4月1日に当該職に在職する者が在職しなくなる日において、廃止する。

附 則（平成19年度九大規則第27号）

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第31号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成19年度九大規則第58号）

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

2 理学府基礎粒子系科学専攻、分子科学専攻、凝縮系科学専攻及び生物科学専攻並びに医学系学府機能制御医学専攻、生殖発達医学専攻、病態医学専攻、臓器機能医学専攻、分子常態医学専攻及び環境社会医学専攻は、改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

3 新規則第14条第1項に規定する工学研究院附属の循環型社会システム工学研究センターは、平成30年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成20年度九大規則第1号）

この規則は、平成20年4月17日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成20年度九大規則第9号）

この規則は、平成20年10月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第37号）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 システム情報科学府情報理学専攻、知能システム学専攻、情報工学専攻、電気電子システム工学専攻及び電子デバイス工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新学則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成21年度九大規則第1号）

この規則は、平成21年5月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第5号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第12号）

この規則は、平成21年8月1日から施行し、第13条第1項にシンクロトン光利用研究センターを加える改正規定は、平成21年7月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第20号）

- 1 この規則は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第36条の6の規定は、平成21年9月1日から適用する。

附 則（平成21年度九大規則第33号）

この規則は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年度九大規則第49号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 法学府基礎法学専攻、公法・社会法学専攻、民刑事法学専攻、国際関係法学専攻及び政治学専攻並びに薬学府医療薬科学専攻（修士課程）及び創薬科学専攻（修士課程）並びに工学府機械科学専攻及び知能機械システム専攻並びに生物資源環境科学府生物資源開発管理学専攻、植物資源科学専攻、生物機能科学専攻、動物資源科学専攻、農業資源経済学専攻、生産環境科学専攻、森林資源科学専攻及び遺伝子資源工学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則（以下「新規則」という。）第6条第1項の規定にかかわらず、平成22年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第6項の規定にかかわらず、生体防御医学研究所附属の感染防御研究センターは、廃止する。

附 則（平成22年度九大規則第1号）

この規則は、平成22年4月28日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成22年度九大規則第6号）

この規則は、平成22年7月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第12号）

- 1 この規則は、平成22年8月1日から施行する。ただし、第13条第1項に応用知覚研究センターを加える改正規定は同年9月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第13条第1項に規定する応用知覚研究センターは、平成24年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成22年度九大規則第30号）

この規則は、平成22年10月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第45号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第47号）

この規則は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第74号）

この規則は、平成23年1月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第78号）

この規則は、平成23年2月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第81号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第1号）

この規則は、平成23年5月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第4号）

この規則は、平成23年6月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第8号）

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定するシステム情報科学府附属の高度ICT人材教育開発センターは、平成32年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成23年度九大規則第10号）

この規則は、平成23年8月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第12号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第68号）

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第72号）

この規則は、平成24年1月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第80号）

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

2 この規則の施行前に設置された薬学府医療薬科学専攻（博士後期課程）及び創薬科学専攻（博士後期課程）は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成24年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成24年度九大規則第11号）

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第29号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。ただし、第25条に係る改正規定は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第36号）

この規則は、平成25年1月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第37号）

この規則は、平成25年2月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第42号）

この規則は、平成25年3月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第45号）

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する自然エネルギー統合利用センターは、平成35年3月31日まで存続するものとする。

附 則（平成25年度九大規則第2号）

この規則は、平成25年5月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第8号）

この規則は、平成25年6月3日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第10号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第16号）

この規則は、平成25年8月1日から施行する。ただし、知的財産本部の名称及び目的に係る改正規定は、平成25年9月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第40号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第47号）

この規則は、平成25年12月1日から施行する。ただし、第14条第1項の表に薬学研究院の項を加える改正規定は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第51号）

この規則は、平成26年1月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第76号）

この規則は、平成26年1月27日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第78号）

この規則は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第83号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 比較社会文化学府は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、平成26年3月31日に当該学府に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
 - 附 則（平成26年度九大規則第2号）

この規則は、平成26年4月30日から施行し、この規則による改正後の九州大学学則の規定は、平成26年4月1日から適用する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第6号）

この規則は、平成26年8月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第11号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。ただし、第13条第1項の表に係る改正規定は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第60号）

この規則は、平成26年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第70号）

この規則は、平成27年1月22日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第76号）
- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学高等教育機構規則（平成18年度九大規則第3号）は、廃止する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第77号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成26年度九大規則第120号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第2号）

この規則は、平成27年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第9号）

この規則は、平成27年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第21号）

この規則は、平成27年12月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第23号）

この規則は、平成28年1月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第26号）

この規則は、平成28年2月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第31号）

この規則は、平成28年3月1日から施行する。
 - 附 則（平成27年度九大規則第34号）
- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学学則第14条第1項に規定する次世代冷媒物性評価研究センターは、平成33年3月31日まで存続するものとする。
 - 附 則（平成28年度九大規則第3号）

この規則は、平成28年6月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第8号）

この規則は、平成28年7月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第14号）

この規則は、平成28年7月29日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。
 - 附 則（平成28年度九大規則第65号）

この規則は、平成28年12月1日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第６９号）

この規則は、平成２９年１月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第７６号）

この規則は、平成２９年２月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第８１号）

この規則は、平成２９年３月１日から施行する。

附 則（平成２８年度九大規則第８５号）

この規則は、平成２９年４月１日から施行する。ただし、第１４条第１項の表中のオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センターを加える規定は、平成２８年４月１日から適用する。

附 則（平成２９年度九大規則第１号）

この規則は、平成２９年５月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第５号）

この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第８号）

この規則は、平成２９年１０月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第２３号）

この規則は、平成２９年１１月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第４０号）

この規則は、平成３０年１月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第４８号）

この規則は、平成３０年２月１日から施行する。

附 則（平成２９年度九大規則第６７号）

１ この規則は、平成３０年４月１日から施行する。

２ 生物資源環境科学府生物産業創成専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第６条第１項の規定にかかわらず、平成３０年３月３１日に当該専攻に在学する者が在学なくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（平成３０年度九大規則第１号）

この規則は、平成３０年５月１日から施行し、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年度九大規則第１１号）

この規則は、平成３０年７月１日から施行する。ただし、第１３条の２の規定は、平成３０年４月１日から適用する。

附 則（平成３０年度九大規則第１８号）

この規則は、平成３０年１１月１日から施行する。

附 則（平成３０年度九大規則第２２号）

この規則は、平成３０年１０月１日から施行する。

附 則（平成３０年度九大規則第４９号）

この規則は、平成３１年１月１日から施行する。

附 則（平成３０年度九大規則第６０号）

この規則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第２号）

この規則は、令和元年８月１日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第４号）

この規則は、令和元年１０月１日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第１９号）

この規則は、令和元年１１月１日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第２４号）

１ この規則は、令和２年４月１日から施行する。

２ 芸術工学部環境設計学科、工業設計学科、画像設計学科、音響設計学科及び芸術情報設計学

科は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項の規定にかかわらず、令和2年3月31日に当該学科に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和2年度九大規則第5号）

この規則は、令和2年8月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第17号）

この規則は、令和2年10月26日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第35号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第41号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 工学部建築学科、電気情報工学科、物質科学工学科、地球環境工学科、エネルギー科学科及び機械航空工学科、工学府物質創造工学専攻、物質プロセス工学専攻、材料物性工学専攻、化学システム工学専攻、建設システム工学専攻、都市環境システム工学専攻、海洋システム工学専攻及びエネルギー量子工学専攻、システム情報科学府情報学専攻、情報知能工学専攻及び電気電子工学専攻並びに総合理工学府量子プロセス理工学専攻、物質理工学専攻、先端エネルギー理工学専攻、環境エネルギー工学専攻及び大気海洋環境システム学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第3条第1項及び第6条第1項の規定にかかわらず、令和3年3月31日に当該学科又は専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

附 則（令和3年度九大規則第1号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第50号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第55号）

この規則は、令和3年11月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第60号）

この規則は、令和4年1月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第62号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第67号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 芸術工学府芸術工学専攻及びデザインストラテジー専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和4年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則（令和4年度九大規則第4号）

この規則は、令和4年7月1日から施行する。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

九州大学学則の一部を改正する規則（案）

令和 4 年度 九 大 規 則 第 号
制 定：令和 5 年 月 日

次の理由により、九州大学学則（平成 1 6 年度九大規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 歯学府に口腔科学専攻を設置すること。
- (2) 統合新領域学府ユーザー感性学専攻をユーザー感性スタディーズ専攻に名称変更すること。

(新)	(旧)																																
(略) (大学院) 第 4 条 本学に、九州大学大学院（以下「本大学院」という。）を置く。 2・3 (略) 第 5 条 本大学院に、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 1 0 0 条ただし書に規定する研究科以外の教育研究上の基本となる組織として、教育上の目的に応じて組織する学府（大学院設置基準（昭和 4 9 年文部省令第 2 8 号）第 3 0 条の 2 第 1 項で定める研究科等連係課程実施基本組織として置く連係学府を含む。以下同じ。）及び研究上の目的に応じ、かつ、教育上の必要性を考慮して組織する研究院を置く。 第 6 条 前条の本大学院に置く学府は、次の表の左欄に掲げるとおりとし、当該学府にそれぞれ同表の右欄に掲げる専攻を置く。	(略) (大学院) 第 4 条 (同左) 2・3 (略) 第 5 条 (同左) 第 6 条 (同左)																																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 府</th><th>専 攻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>歯学府</td><td>歯学専攻、口腔科学専攻</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>統合新領域学府</td><td>ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> <tr> <td colspan="2">各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学</td></tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)		歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻	(略)		統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻	(略)		備考		各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学		<table border="1"> <thead> <tr> <th>学 府</th><th>専 攻</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>歯学府</td><td>歯学専攻</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td>統合新領域学府</td><td>ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> <tr> <td colspan="2">備考</td></tr> <tr> <td colspan="2">各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第 4 条第 3 項の</td></tr> </tbody> </table>	学 府	専 攻	(略)		歯学府	歯学専攻	(略)		統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻	(略)		備考		各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第 4 条第 3 項の	
学 府	専 攻																																
(略)																																	
歯学府	歯学専攻、口腔科学専攻																																
(略)																																	
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻																																
(略)																																	
備考																																	
各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻及び歯学府口腔科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学																																	
学 府	専 攻																																
(略)																																	
歯学府	歯学専攻																																
(略)																																	
統合新領域学府	ユーザー感性学専攻、オートモーティブサイエンス専攻、ライブラリーサイエンス専攻																																
(略)																																	
備考																																	
各学府は、博士課程とする。ただし、医学系学府医科学専攻は修士課程、人間環境学府実践臨床心理学専攻、法務学府実務法学専攻、経済学府産業マネジメント専攻及び医学系学府医療経営・管理学専攻は専門職学位課程（第 4 条第 3 項の																																	

位課程（第4条第3項の専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。 2～8（略） （略）	専門職大学院の課程をいう。以下同じ。）とし、そのうち法務学府実務法学専攻は法科大学院とする。 2～8（略） （略）
--	---

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 統合新領域学府ユーザー感性学専攻は、この規則による改正後の九州大学学則第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日に当該専攻に在学する者が在学しなくなる日までの間、存続するものとする。

目次

- 第1章 総則（第1条～第8条）
- 第2章 入学、再入学、転学及び編入学等（第9条～第17条の3）
- 第3章 教育方法等（第17条の4～第26条）
- 第4章 修了要件及び学位授与（第27条～第32条）
- 第5章 退学、留学及び休学（第33条～第36条）
- 第6章 表彰、除籍及び懲戒（第37条～第40条）
- 第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料（第41条～第45条）
- 第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生（第46条～第51条）
- 第9章 専門職大学院の教育方法等（第52条～第58条）

附則

第1章 総則
（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）第6条第8項の規定に基づき、学府の修業年限、教育方法、学生の入学、退学、修了その他の学生の修学上必要な事項を定めるものとする。

（修業年限等）

第2条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5年とする。

【大学院設置基準第4条】

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4年とする。

【大学院設置基準第36条】

3 後期3年の課程のみの博士課程（以下「後期のみの博士課程」という。）の標準修業年限は、3年とする。

【大学院設置基準第4条】

4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。

【大学院設置基準第4条】

5 前項の規定にかかわらず、システム生命科学府の博士課程にあつては、この区分を設けないものとする。

6 第4項の前期2年及び後期3年の課程並びに前項の課程は、それぞれ「修士課程」（連係学府にあつては、「博士前期課程」と称する。）及び「博士後期課程」並びに「一貫制博士課程」という。

7 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

【大学院設置基準第3条】

8 前項の規定にかかわらず、修士課程においては、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であつて、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他の特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各学府規則の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限を1年以上2年未満とすることができる。

【大学院設置基準第3条】

第3条 専門職学位課程（法務学府実務法学専攻（以下「法科大学院」という。）を除く。）の標準修業年限は、2年とする。

【専門職大学院設置基準第2条】

2 法科大学院の標準修業年限は、3年とする。

【専門職大学院設置基準第18条】

(在学期間の限度)

第4条 九州大学大学院（以下「本大学院」という。）における同一学府の在学期間の限度は、修士課程は4年、博士後期課程及び後期のみの博士課程は6年、一貫制博士課程は10年とする。

2 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8年とする。

第5条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における在学期間の限度は4年とし、法科大学院における在学期間の限度は6年とする。

(定員)

第6条 各学府の学生の定員は、別表第1、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(学年及び学期)

第7条 学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

【学教法規則第163条】

2 学期の区分は、各学府規則において定める。

3 前項に定める各学期は、2つの授業期間に区分することができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第23条】

(休業日)

第8条 休業日（授業を行わない日）は、次のとおりとする。

日曜日及び土曜日

国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

九州大学記念日 5月11日

別に定める春季、夏季及び冬季の各休業日

2 臨時の休業日は、その都度定める。

3 前2項の休業日において、特に必要がある場合には、授業を行うことがある。

第2章 入学、再入学、転学及び編入学等

(入学の時期)

第9条 学生の入学の時期は、学年の始めとする。ただし、特に必要があり、かつ、教育上支障がないと認めるときは、学期の始めに入学させることができる。

【学教法規則第163条】

(修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程の入学資格)

第10条 修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条に定める大学を卒業した者

(2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者

(3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

(6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者

(7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準

を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(8) 文部科学大臣の指定した者

(9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であつて、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

(10) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であつて、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、修士課程、一貫制博士課程及び専門職学位課程に入学させることができる。

(1) 学校教育法第83条に定める大学に3年以上在学した者

(2) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者

【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】

(博士後期課程及び後期のみの博士課程の入学資格)

第11条 博士後期課程及び後期のみの博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 修士の学位又は専門職学位を有する者

(2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

(6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、第27条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 文部科学大臣の指定した者

(8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの

【学教法第102条、学教法規則第156条】

(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)

第12条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において学校教育における18年の課程を修了した者

(3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における18年の課程を修了した者

(4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における18年の

- 課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (5) 外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が5年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において、本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本大学院の学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、24歳に達したもの **【学教法第102条、学教法規則第155条】**
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、医学系学府医学専攻、歯学学府歯学専攻及び薬学学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。
- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に4年以上在学した者
- (2) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者 **【学教法第102条、学教法規則第159条、第160条】**

(入学資格審査)

第13条 第10条第1項第10号、第11条第8号及び前条第1項第8号の入学資格審査の実施方法等については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

(入学の出願)

第13条の2 入学を志願する者は、所定の期日までに、入学志願票、所定の入学検定料その他別に定める書類を添えて願出しなければならない。

(入学者選抜)

第14条 前条の入学を志願する者については、入学者選抜を行う。

2 入学者選抜の細部については、学府教授会の議を経て各学府長が別に定める。

第14条の2 本大学院の学府の修士課程を修了し、引き続き博士後期課程及び後期のみの博士課程へ進学を志願する者については前条の規定を準用するものとする。

(入学の手續及び許可)

第14条の3 総長は、第14条第1項の入学者選抜の結果合格した者で、所定の期日までに入学料の納付(入学料の全部若しくは一部の免除又は徴収猶予を受けようとする者にあつては、当該免除又は徴収猶予に係る申請)及び所定の書類の提出を完了したものに入学を許可する。

(再入学)

第14条の4 第33条の規定により退学した後、再び同一学府に入学を志願する者については、選考の上、再入学を許可することがある。

(転学)

第15条 次の各号のいずれかに該当する者が、本大学院に転学を願出たときは、学期の始めに限り、考査の上、転学を許可することがある。

- (1) 他の大学院に在学する者

(2) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程に在学した者（学校教育法第102条第1項に規定する者に限る。）及び国際連合大学の課程に在学した者

2 前項の転学願は、当該大学長又は所属研究科等の長の紹介状を添えて、志望する本大学院の学府の長に提出するものとする。

3 第1項により転学を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

第16条 本大学院の学府の学生が、他大学の大学院に転学しようとするときは、学府長を経て、総長に転学願を提出するものとする。

2 総長は、転学の事由が適当であると認めたときは、その転学を許可する。

（転学府及び専攻の変更）

第17条 本大学院の学府に在学する者が、本大学院の他の学府に転学府を願い出たときは、当該他の学府の学府長は、学期の始めに限り、考査の上、許可することがある。

2 前項の規定により本大学院の学府の学生が、他の学府に転学府しようとするときは、指導教員を経て、学府長に転学府願を提出し、当該学府長の許可を得るものとする。

3 第1項により転学府を許可された者が既に履修した授業科目及び修得した単位並びに在学年数の認否は、学府教授会の議を経て学府長がその都度決定する。

4 前項の規定は、専攻を変更する場合に準用する。

（編入学）

第17条の2 第11条各号のいずれかに該当する者が、本大学院の一貫制博士課程を置く学府の第3年次に編入学を願い出たときは、考査の上、許可することがある。

2 前項の編入学について必要な事項は、当該学府規則において別に定める。

（再入学等の手続及び許可）

第17条の3 再入学、転学（第16条の転学を除く。）及び編入学（以下「再入学等」という。）に係る手続及び許可については、第14条の3の規定を準用する。

第3章 教育方法等

（教育課程の編成方針）

第17条の4 総長は、本大学院の学府（専門職大学院を除く。）において、当該学府及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）の計画を策定させ、体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力を修得させるとともに、当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮するものとする。

【大学院設置基準第11条】

（大学院基幹教育）

第17条の5 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を大学院基幹教育と称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

（卓越大学院プログラム）

第17条の6 本大学院に、卓越大学院プログラムを置く。

2 卓越大学院プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来共創リーダー育成プログラム）

第17条の7 本大学院に、未来共創リーダー育成プログラムを置く。

2 未来共創リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

（未来創造コース）

第17条の8 本大学院に、学府ごとに編成する教育課程のほか、学府共通の課程を置く。

2 前項の課程を未来創造コースと称し、当該課程に関し必要な事項は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第18条 本大学院の学府の教育は、授業科目の授業及び研究指導（専門職大学院にあつては、授業科目の授業。以下同じ。）によって行うものとする。【大学院設置基準第12条】

2 本大学院の学府は、前項の授業科目の授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

3 本大学院の学府は、第1項の授業科目の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第25条】

4 本大学院の学府の教育に必要な授業科目、単位、研究指導等については、この規則に定めるもののほか、各学府規則において定める。

(単位の計算方法)

第18条の2 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、各学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して、当該学府規則に定める時間の授業をもって1単位とする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

2 前項の規定にかかわらず、学位論文等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認める場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。【大学院設置基準第15条、大学設置基準第21条】

(成績評価基準等の明示等)

第18条の3 学府長は、学生に対して、授業科目の授業及び研究指導の方法及び内容並びに1年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。

2 学修の成果及び学位論文（専門職大学院にあつては、学修の成果）に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準にしたがって適切に行うものとする。

【大学院設置基準第14条の2】

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第18条の4 学府長は、当該学府の授業科目の授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。【大学院設置基準第14条の3】

(授業科目の選定等)

第19条 履修する授業科目の選定は、指導教員の指示に従うものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、教育上有益と認めるときは、他の専攻若しくは大学院基幹教育若しくは学府又は学部のカリキュラムによる授業科目及び単位を指定して、履修させることができる。

3 前項により修得した単位は、第27条から第29条まで、又は第56条のカリキュラム修了の要件となる単位に充当することができる。

(試験)

第20条 履修した各授業科目の合格又は不合格は、試験又は研究報告によって認定する。

2 前項の試験は、毎学期末又は毎学年末に行うものとする。ただし、病気その他やむを得ない

事由のため、受験できなかった者に対しては、追試験を行うことがある。

(成績)

第21条 各授業科目の成績は、S、A、B、C及びFの5種の評語をもってあらわし、S、A、B及びCを合格とし、Fを不合格とする。

2 合格した授業科目については、所定の単位を与える。

3 不合格の授業科目については、再試験を受けさせることができる。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第22条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

2 前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合、外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であつて、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合及び国際連合大学の教育課程の授業科目を履修する場合について準用する。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

3 学府長は、教育上有益と認めるときは、他の大学院等との協議に基づき、学生が他の大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受けさせる期間は、1年を超えないものとする。

【大学院設置基準第13条】

(休学期間中の外国の大学院における授業科目の履修)

第23条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が休学期間中に外国の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第24条 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準28条】

(入学前の既修得単位の認定)

第25条 学府長は、教育上有益と認めるときは、学生が本大学院の学府に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位(大学院設置基準(昭和49年文部省令第28号)第15条の規定により科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本大学院の学府に入学した後本大学院の学府における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

2 前項の規定により、各学府において、修得したものとみなすことのできる単位数は、第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、本大学院において修得した単位以外のものについては、15単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことのできる単位の上限)

第25条の2 前2条の規定により本大学院の学府において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて20単位を超えないものとする。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準30条】

(長期にわたる教育課程の履修)

第26条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を学府長に申し出たときは、学府教授会の議を経て学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準第30条の2】

第4章 修了要件及び学位授与

(修士課程の修了要件)

第27条 修士課程の修了要件は、修士課程に2年（2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該標準修業年限）以上在学し、各学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、当該修士課程の目的に応じ、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第16条】

第27条の2 第2条第4項の規定により修士課程として取り扱うものとする博士課程の前期の課程の修了の要件は、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、各学府規則で定めるところにより、前条に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

- (1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該前期の課程において修得し、又は涵養すべきものについての試験
- (2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該前期の課程において修得すべきものについての審査

【大学院設置基準第16条の2】

(博士課程の修了要件)

第28条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 2 第2条第8項の規定により標準修業年限を1年以上2年未満とした修士課程を修了した者及び第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあっては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

【大学院設置基準第17条】

- 3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第156条の規定により本大学院の学府への入学資格に関し修士の学位若しくは専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者又は専門職学位課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合の博士課程の修了要件は、博士後期課程に3年（法科大学院の課程を修了した者にあっては、2年）以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年（標準修業年限が1年以上2年未満の専門職学位課程を修了した者にあっては、3年から当該1年以上2年未満の期間を減じた期間）以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準第17条】

- 4 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件)

第29条 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

【大学院設置基準44条】

(大学院における在学期間の短縮)

第29条の2 第25条の規定により学生が本大学院の学府に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本大学院の学府において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の修士課程又は博士課程(前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く。)の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院の学府が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、修士課程については、当該課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

【大学院設置基準18条】

2 前項の規定は、修士課程を修了した者の第28条第1項(第28条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する博士課程における在学期間(第28条第1項の規定により博士課程における在学期間に含む修士課程における在学期間を除く。)については、適用しない。

【大学院設置基準18条】

(後期のみの博士課程の修了要件)

第29条の3 後期のみの博士課程の修了要件は、後期のみの博士課程に3年以上在学し、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたものについては、後期のみの博士課程に1年(第27条ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者にあつては、当該課程における在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

2 各学府規則で定めるところにより、前項の修了要件として、更に所定の授業科目を履修し、所定の単位を修得することを加えることができる。

(学位論文等及び最終試験)

第30条 第27条から前条までの最終試験は、学位論文又は特定の課題についての研究の成果(以下「学位論文等」という。)を中心とし、これに関連のある授業科目について、行うものとする。

第31条 学位論文等及び最終試験の合格又は不合格は、学府教授会において審査する。

2 論文審査及び最終試験の細部については、別に定める。

(学位の授与)

第32条 修士課程、博士課程又は専門職学位課程を修了した者には、九州大学学位規則(平成16年度九大規則第86号)の定めるところにより、学位を授与するものとする。

【学教法第104条、学位規則第2条】

2 前項に規定するもののほか、一貫制博士課程において、第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者にも、修士の学位を授与することができる。

第5章 退学、留学及び休学

(退学)

第33条 学生が退学しようとするときは、学府長を経て総長に退学許可願を提出し、その許可を受けなければならない。

(留学)

第34条 外国の大学院等に留学を志願する学生は、学府長に留学願を提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、第27条から第29条まで、又は第56条の課程修了の要件としての在学期間に通算することができる。

(休学)

第35条 疾病又は経済的理由のため2月以上修学できない学生は、学府長の許可を得て、その学年の終りまで休学することができる。

2 前項のほか、特別の事情があると認められたときは、学府長は、休学を許可することができる。

3 疾病のため修学が不相当と認められる学生に対しては、学府長は、休学を命ずることができる。

4 休学期間中に、その事由が消滅したときは、学府長の許可を得て、復学することができる。

5 休学した期間は、在学期間に算入しない。

6 休学期間は、修士課程においては2年を、博士後期課程及び後期のみの博士課程においては3年を、一貫制博士課程においては5年を超えることができない。

7 医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。

第36条 専門職学位課程（法科大学院を除く。）における休学期間は2年を超えることができない。

2 法科大学院における休学期間は3年を超えることができない。

第6章 表彰、除籍及び懲戒

(表彰)

第37条 学生に表彰に値する行為があったときは、総長がこれを表彰することがある。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(除籍)

第38条 総長は、学府長の報告により学生が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該学生を除籍する。

(1) 欠席が長期にわたるとき。

(2) 成業の見込みがないとき。

(3) 長期間にわたり行方不明のとき。

(4) 第4条又は第5条に規定する在学期間の限度を超えたとき。

(5) 第35条第6項若しくは第7項又は第36条に規定する休学期間の限度を超えてなお復学できないとき。

第39条 総長は、学生が次の各号のいずれかに該当するときは、当該学生を除籍する。

(1) 入学料の一部を免除された者若しくは免除を不許可とされた者又は入学料の徴収を猶予された者若しくは徴収の猶予を不許可とされた者が、所定の期日までに入学料を納付しないとき。

(2) 授業料の納付を怠り、督促を受けてなお納付しないとき。

(懲戒)

第40条 総長は、学生が九州大学（以下「本学」という。）の規則に違反し、又はその本分に反する行為があったときは、当該学生を懲戒する。

2 前項の場合における懲戒は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第7章 検定料、入学料、授業料及び寄宿料

(検定料)

第41条 入学及び再入学等を志願する者は、検定料を納付しなければならない。

(入学料)

第42条 入学及び再入学等に当たっては、入学料を納付しなければならない。

2 入学料の納付が困難な者に対し、その全部若しくは一部を免除し、又は徴収猶予することができる。

3 前項の入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料)

第43条 各年度に係る授業料は、次の表に掲げる納付区分ごとに、それぞれ授業料の年額の2分の1に相当する額を同表に掲げる納期に納付しなければならない。ただし、当該期の授業料の免除、徴収猶予又は月割分納を申請した者の納期については、この限りでない。

納 付 区 分	納 期
前期（4月1日から9月30日まで）	5月31日まで
後期（10月1日から3月31日まで）	11月30日まで

2 休学が前項に定めた授業料納付区分の全期間である場合は、その期間分の授業料を免除する。

3 経済的理由により授業料を納付することが困難であると認められ、かつ、学業が優秀と認められる者その他やむを得ない特別の事情があると認められる者については、授業料の全部若しくは一部を免除し、徴収猶予し、又は月割分納を許可することができる。

4 前項の授業料の免除、徴収猶予及び月割分納に関し必要な事項は、別に定める。

(寄宿料)

第44条 寄宿舎に入居した者は、所定の期日までに、寄宿料を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、特別の事情があると認められる者については、寄宿料を免除することができる。

(検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額等)

第45条 検定料、入学料、授業料及び寄宿料の額、徴収方法その他の必要な事項については、国立大学法人九州大学における授業料その他の費用に関する規程（平成16年度九大会規第12号。以下「費用規程」という。）に定める。

第8章 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生

(科目等履修生)

第46条 本学の学生以外の者で、学府の授業科目のうち一又は複数を履修することを志願する者があるときは、科目等履修生として入学を許可することがある。

【大学院設置基準第15条、大学設置基準31条】

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(聴講生)

第47条 本学において、学府又は第17条の5第2項に定める大学院基幹教育で開講する特定の授業科目を聴講することを志願する者があるときは、教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。

2 聴講生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別聴講学生)

第48条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学において、学府の開講する特定の授業科目を履修することを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別聴講学生として入学を許可することがある。

2 特別聴講学生に関し必要な事項は、別に定める。

(研究生)

第49条 学府において、特定の専門事項について研究することを志願する者があるときは、当該学府の教育研究上支障がない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することがある。

る。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第50条 他の大学院又は外国の大学院の学生で、本学の学府又は研究所等において、研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院との協議に基づき、特別研究学生として研究指導を受けることを認めることがある。

2 特別研究学生に関し必要な事項は、別に定める。

(授業料等)

第51条 科目等履修生、聴講生、特別聴講学生、研究生及び特別研究学生の検定料、入学料及び授業料の額、徴収方法その他の必要な事項については、費用規程に定める。

第9章 専門職大学院の教育方法等

(教育課程)

第52条 総長は、専門職大学院において、その教育上の目的を達成するために専攻分野に応じ必要な授業科目を、産業界等と連携しつつ開設し、体系的に教育課程を編成するものとする。

【専門職大学院設置基準第6条】

(教育課程連携協議会)

第52条の2 専門職大学院に、産業界等との連携により、教育課程を編成し、及び円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を置く。

2 教育課程連携協議会の任務、組織その他必要な事項は、別に定める。

(授業の方法等)

第53条 専門職大学院においては、その目的を達成し得る実践的な教育を行うよう専攻分野に応じ事例研究、現地調査又は双方向若しくは多方向に行われる討論若しくは質疑応答その他の適切な方法により授業を行うものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

2 第18条第2項の規定により多様なメディアを高度に利用して授業を行う教室等以外の場所で履修させることは、これによって十分な教育効果が得られる専攻分野に関して、当該効果が認められる授業について、行うことができるものとする。

【専門職大学院設置基準第8条】

(履修科目の登録の上限)

第54条 専門職大学院は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めるものとする。

【専門職大学院設置基準第12条】

(専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数の限度)

第55条 第22条(第3項を除く。)、第23条及び第25条第1項の規定により専門職大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて専門職大学院が修了要件として定める30単位以上の単位数の2分の1を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第13条、第14条】

2 前項の規定にかかわらず、第22条(第3項を除く。)、第23条、第25条第1項及び第58条第1項の規定により法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、第24条及び第25条第2項の規定にかかわらず、第15条及び第17条の規定の転学等の場合を除き、合わせて33単位を超えないものとする。ただし、認定連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した者又はこれらの者と同等の学識を有すると法科大学院が認める者について法科大学院において修得したものとみなすことのできる単位数は、合わせて49単位を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第21条、第22条】

(専門職学位課程の修了要件)

第56条 専門職学位課程(法科大学院を除く。)の修了の要件は、専門職学位課程に2年以上在学し、当該学府規則で定められた授業科目を履修し、30単位以上の修得その他の教育課程

の履修により課程を修了することとする。

【専門職大学院設置基準第15条】

- 2 法科大学院の修了の要件は、法科大学院に3年以上在学し、当該大学院規則で定められた授業科目を履修し、93単位以上の所定の単位を修得することとする。

【専門職大学院設置基準第23条】

- 3 専門職大学院において、必要と認めるときは、前2項の修了要件としての単位数に、更に単位数を加えることができる。

(専門職学位課程の在学期間の短縮)

第57条 専門職大学院は、第25条第1項の規定により、専門職大学院に入学する前に修得した単位(学校教育法第102条第1項の規定により入学資格を有した後、修得したものに限る。)を専門職大学院において修得したものとみなす場合であって当該単位の修得により当該専門職大学院の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で専門職大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第16条】

(法科大学院の法学既修者)

第58条 法科大学院は、法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者(以下「法学既修者」という。)に関しては、第56条第2項に規定する在学期間については1年を超えない範囲で法科大学院が認める期間在学し、同項に規定する単位については、法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。

【専門職大学院設置基準第25条】

- 2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて1年を超えないものとする。

【専門職大学院設置基準第25条】

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 平成16年3月31日に本大学院に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者の教育課程の履修その他当該学生の教育に必要な事項については、九州大学大学院学則(昭和50年5月20日施行)等の規定によるものとする。

附 則(平成16年度九大規則第195号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成17年度九大規則第32号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成18年度九大規則第39号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第33号)

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則(平成19年度九大規則第60号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年度九大規則第39号)

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成21年度九大規則第51号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成22年度九大規則第84号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年度九大規則第82号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24年度九大規則第1号)

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第30号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第48号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第85号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条第2項の規定は、平成26年4月1日に九州大学法務学府実務法学専攻に入学する者から適用し、同年3月31日に同専攻に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第79号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年度九大規則第37号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第4号）

この規則は、平成28年6月1日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年度九大規則第87号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第69号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第62号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第26号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第6号）

1 この規則は、令和2年10月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則（以下「新規則」という。）第10条第1項第2号の規定は、平成31年4月1日から適用する。

3 新規則第24条、第25条、第25条の2、第29条の2の規定は、令和2年6月30日から適用する。

附 則（令和2年度九大規則第38号）

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第43号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第21条及び第56条の規定は、令和3年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第52号）

この規則は、令和3年10月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第69号）

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学大学院通則第55条の規定は、令和4年4月1日に本学に入学する者から適用し、同年3月31日に本学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
人文科学府	人文基礎専攻	16	16	7	7	7	187 うち修士課程 112 博士後期課程 75
	歴史空間論専攻	20	20	9	9	9	
	言語・文学専攻	20	20	9	9	9	
	計	56	56	25	25	25	
地球社会統合科学府	地球社会統合科学専攻	60	60	35	35	35	225 うち修士課程 120 博士後期課程 105
人間環境学府	都市共生デザイン専攻	20	20	5	5	5	310 うち修士課程 190 博士後期課程 120
	人間共生システム専攻	11	11	9	9	9	
	行動システム専攻	17	17	10	10	10	
	教育システム専攻	19	19	9	9	9	
	空間システム専攻	28	28	7	7	7	
	計	95	95	40	40	40	
法学府	法政理論専攻	72	62	17	17	17	185 うち修士課程 134 博士後期課程 51
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【3】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	

理学府	物理学専攻	41	41	14	14	14	429 うち修士課程 288 博士後期課程 141
	化学専攻	62	62	19	19	19	
	地球惑星科学専攻	41	41	14	14	14	
	計	144	144	47	47	47	
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	医科学専攻	20	20	—	—	—	124 うち修士課程 94 博士後期課程 30
	保健学専攻	27	27	10	10	10	
	計	47	47	10	10	10	
歯学府	口腔科学専攻	6	—	—	—	—	6
薬学府	創薬科学専攻	55	55	12	12	12	146 うち修士課程 110 博士後期課程 36
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※ 1,191 1,171 うち修士課程 ※ 852 832 博士後期課程 339
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	
	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	10	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	10	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	8	

	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※ 20 10	※ 20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	16	
	計	※ 426 416	※ 426 416	113	113	113	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	120	30	30	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	—	—	—	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	—	—	—	5	
	計	120	120	30	30	30	
システム情報科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】 うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
生物資源環境科学府	資源生物科学専攻	66	66	26	26	26	719 うち修士課程 488 博士後期課程 231
	環境農学専攻	66	66	21	21	21	
	農業資源経済学専攻	13	13	5	5	5	
	生命機能科学専攻	99	99	25	25	25	
	計	244	244	77	77	77	
統合新領域学府	ユーザー感性スタディーズ専攻	10	—	3	—	—	143 うち修士課程

	オートモーティブサイエンス専攻	21	21	7	7	7	博士後期課程 41 102
	ライブラリーサイエンス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	－	30	－	4	4	
	計	41	61	13	14	14	
マス・フォア・イノベーション関係学府		博士前期課程		博士後期課程			〈66〉 うち 博士前期課程 〈24〉 博士後期課程 〈42〉
		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	〈14〉	
総 計		※ 1,809 1,799	※ 1,813 1,803	570	571	571	※ 5,334 5,314 うち修士課程 ※ 3,622 3,602 博士後期課程 1,712

(備考)

- 1 () を付した専攻は、学府の改組により、学生募集を停止したものである。
- 2 外国人である学生は、定員外とすることができる。
- 3 工学府共同資源工学専攻及び総計の※付きの数字は、本学及び北海道大学の合計数である。
- 4 〈 〉 を付した数字は関係学府の定員数であり、各関係協力学府の定員数の内数である。
- 5 【 】 を付した数字は関係協力学府から関係学府に割り当てる定員数で、かつ、関係協力学府の定員数の内数である。

別表第2（第6条関係）

（一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		博士課程					
		1 年次	2 年次	3 年次	4 年次	5 年次	
システム生命科学府	システム生命科学専攻	54	54	54	54	54	270
医学系学府	医学専攻	107	107	107	107	—	428
歯学府	歯学専攻	43	43	43	43	—	172
薬学府	臨床薬学専攻	5	5	5	5	—	20
総 計		209	209	209	209	54	890

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

別表第3（第6条関係）（専門職学位課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員			収 容 定 員
		専門職学位課程			
		1 年次	2 年次	3 年次	
人間環境学府	実践臨床心理学専攻	30	30	—	60
法務学府	実務法学専攻	45	45	45	135
経済学府	産業マネジメント専攻	45	45	—	90
医学系学府	医療経営・管理学専攻	20	20	—	40
総 計		140	140	45	325

（備考） 外国人である学生は、定員外とすることができる。

九州大学大学院通則の一部を改正する規則（案）

令和 4 年度 九大 規則 第 号

制 定：令和 5 年 月 日

次の理由により、九州大学大学院通則（平成 16 年度九大規則第 3 号）の一部を次のように改正する。

- (1) 歯学府に口腔科学専攻を設置すること。
- (2) 統合新領域学府ユーザー感性学専攻をユーザー感性スタディーズ専攻に名称変更すること。
- (3) その他改組に係る年次進行に伴い学生定員を整備すること。

(新)	(旧)
(略)	(略)
(修業年限等)	(修業年限等)
第 2 条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5 年とする。	第 2 条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）の標準修業年限は、5 年とする。
2 医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。	2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の標準修業年限は、4 年とする。
3 (略)	3 (略)
4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。	4 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。）は、これを前期 2 年及び後期 3 年の課程に区分し、前期 2 年の課程は、修士課程として取り扱うものとする。
5～8 (略)	5～8 (略)
(略)	(略)
(在学期間の限度)	(在学期間の限度)
第 4 条 (略)	第 4 条 (略)
2 医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8 年とする。	2 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程は、8 年とする。
(略)	(略)
(定員)	(定員)
第 6 条 各学府の学生の定員は、別表第 1、別表第 2 及び別表第 3 のとおりとする。	第 6 条 (同左)
(略)	(略)
(医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)	(医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の入学資格)
第 12 条 医学系学府医学専攻、歯学府 <u>歯学専攻</u> 及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。	第 12 条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
(1)～(8) (略)	(1)～(8) (略)
2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認め	2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者であって、本大学院の学府の定める単位を優秀な成績で修得したと認め

るものを、医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。 (1)～(4) (略) (略) (博士課程の修了要件) 第28条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2～4 (略) (医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件) 第29条 医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。 (略) (休学) 第35条 (略) 2～6 (略) 7 医学系学府医学専攻、歯学府<u>歯学専攻</u>及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。	るものを、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に入学させることができる。 (1)～(4) (略) (略) (博士課程の修了要件) 第28条 博士課程（医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程を除く。以下本条において同じ。）の修了要件は、博士課程に5年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、総長が認めるときは、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年（修士課程に2年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。 2～4 (略) (医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件) 第29条 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程の修了要件は、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に4年以上在学し、各学府規則で定めるところにより、所定の授業科目を履修し、30単位以上の所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。 (略) (休学) 第35条 (略) 2～6 (略) 7 医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程における休学期間は4年を超えることができない。
--	---

(略)	(略)
別表第1・2 <u>(別紙のとおり)</u>	別表第1・2 <u>(別紙のとおり)</u>
別表第3 (略)	別表第3 (略)

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(別紙)

新

別表第1 (第6条関係) (修士課程及び博士後期課程)

学 府 名	専 攻 名	学 生 定 員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10 【1】	166 【5】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【3】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24 【1】	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20 【9】	168 【43】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【27】
医学系学府	(略)						
歯学府	口腔科学専攻	6	二	二	二	二	6
(略)							
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	10	※1,191 1,171 うち修士課程 ※852 832 博士後期課程 339
	応用化学専攻	68	68	18	18	18	
	化学工学専攻	30	30	8	8	8	
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	

	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	<u>10</u>	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	<u>10</u>	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	<u>8</u>	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	<u>16</u>	
	計	※426 416	※426 416	113	113	<u>113</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	<u>120</u>	30	<u>30</u>	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	<u>—</u>	—	<u>—</u>	5	
	計	120	120	30	30	30	

システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	29 【3】	475 【18】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	16 【1】	うち修士課程 340 【6】 博士後期課程 135 【12】
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45 【4】	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	62	530 うち修士課程 344 博士後期課程 186
(略)							
統合新領域学 府	ユーザー感性スタディ ーズ専攻	10	二	3	二	二	143 うち修士課程 102 博士後期課程 41
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	
	(ユーザー感性学専攻)	二	30	二	4	4	
	計	41	61	13	14	14	

旧

別表第1（第6条関係）（修士課程及び博士後期課程）

学 府 名	専 攻 名	学生定員					収 容 定 員
		修士課程		博士後期課程			
		1年次	2年次	1年次	2年次	3年次	
(略)							
経済学府	経済工学専攻	20 【1】	20 【1】	10 【1】	10 【1】	10	166 【4】 うち修士課程 94 【2】 博士後期課程 72 【2】
	経済システム専攻	27	27	14	14	14	
	計	47 【1】	47 【1】	24 【1】	24 【1】	24	
(略)							
数理学府	数理学専攻	54 【8】	54 【8】	20 【9】	20 【9】	20	168 【34】 うち修士課程 108 【16】 博士後期課程 60 【18】
医学系学府	(略)						
(略)							
工学府	材料工学専攻	43	43	10	10	—	※1,193 1,173 うち修士課程 ※852 832 博士後期課程 341
	応用化学専攻	68	68	18	18	—	
	化学工学専攻	30	30	8	8	—	
	機械工学専攻	73	73	16	16	16	
	水素エネルギーシステム専攻	35	35	9	9	9	

	航空宇宙工学専攻	30	30	10	10	<u>12</u>	
	量子物理工学専攻	30	30	10	10	<u>—</u>	
	船舶海洋工学専攻	25	25	8	8	<u>—</u>	
	地球資源システム工学専攻	20	20	8	8	8	
	共同資源工学専攻	※20 10	※20 10	—	—	—	
	土木工学専攻	52	52	16	16	<u>—</u>	
	(物質創造工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	(物質プロセス工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	9	
	(材料物性工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	7	
	(化学システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	(建設システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	8	
	(都市環境システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	8	
	(海洋システム工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	8	
	(エネルギー量子工学専攻)	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>—</u>	<u>10</u>	
	計	※426 416	※426 416	113	113	<u>115</u>	
芸術工学府	芸術工学専攻	120	<u>—</u>	30	<u>—</u>	—	330 うち修士課程 240 博士後期課程 90
	(芸術工学専攻)	—	<u>92</u>	—	<u>25</u>	25	
	(デザインストラテジー専攻)	—	<u>28</u>	—	<u>5</u>	5	
	計	120	120	30	30	30	

システム情報 科学府	情報理工学専攻	105 【2】	105 【2】	29 【3】	29 【3】	二	475 【14】
	電気電子工学専攻	65 【1】	65 【1】	16 【1】	16 【1】	二	うち修士課程 340 【6】
	(情報学専攻)	二	二	二	二	14	博士後期課程 135 【8】
	(情報知能工学専攻)	二	二	二	二	15	
	(電気電子工学専攻)	二	二	二	二	16	
	計	170 【3】	170 【3】	45 【4】	45 【4】	45	
総合理工学府	総合理工学専攻	172	172	62	62	二	528
	(量子プロセス理工学 専攻)	二	二	二	二	14	うち修士課程 344
	(物質理工学専攻)	二	二	二	二	14	博士後期課程 184
	(先端エネルギー理工 学専攻)	二	二	二	二	12	
	(環境エネルギー工学 専攻)	二	二	二	二	9	
	(大気海洋環境システ ム学専攻)	二	二	二	二	11	
	計	172	172	62	62	60	
(略)							
統合新領域学 府	ユーザー感性学専攻	30	30	4	4	4	164
	オートモーティブサイ エンス専攻	21	21	7	7	7	うち修士課程 122
	ライブラリーサイエン ス専攻	10	10	3	3	3	博士後期課程 42
	計	61	61	14	14	14	

マス・フォア ・イノベーション 関係学府		博士前期課程		博士後期課程			うち 博士前期課程 博士後期課程
		〈12〉	〈12〉	〈14〉	〈14〉	二	
							<u>〈52〉</u> 博士前期課程 <u>〈24〉</u> 博士後期課程 <u>〈28〉</u>
総	計	<u>※1,823</u> <u>1,813</u>	<u>※1,813</u> 1,803	<u>571</u>	571	571	<u>※5,349</u> <u>5,329</u> うち修士課程 <u>※3,636</u> <u>3,616</u> 博士後期課程 <u>1,713</u>

(略)

別表第2 (第6条関係)

(一貫制博士課程並びに医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程)

(略)

九州大学学位規則（案）

平成16年度九大規則第86号
施行：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 月 日
（令和4年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、学位規則（昭和28年文部省令第9号）により定めるように規定されている事項その他九州大学（以下「本学」という。）が授与する学位について必要な事項を定めるものとする。

（学位）

第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。

2 本学が授与する専門職学位は、修士（専門職）及び法務博士（専門職）とする。

（学士の学位授与の要件）

第3条 学士の学位授与は、本学の課程を修了し、卒業を認定された者に対し行うものとする。

（修士の学位授与の要件）

第4条 修士の学位授与は、本学大学院の学府の修士課程を修了した者に対し行うものとする。

2 前項に定めるもののほか、修士の学位は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「大学院通則」という。）第2条第5項に定める一貫制博士課程（以下「一貫制博士課程」という。）において、大学院通則第27条及び第27条の2に規定する修了要件を満たした者に対し授与することができる。

（博士の学位授与の要件）

第5条 博士の学位授与は、本学大学院の学府の博士課程を修了した者に対し行うものとする。

（専門職学位の授与の要件）

第6条 専門職学位の授与は、本学大学院の学府の専門職大学院の課程を修了した者に対し行うものとする。

（修士の学位授与）

第7条 修士の学位授与に関して必要な事項は、各学府規則で定める。

（博士論文の提出）

第8条 博士論文（以下「論文」という。）は、博士後期課程にあっては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあっては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあっては3年以上、一貫制博士課程にあっては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、優れた研究業績を上げた者については、在学期間が博士後期課程にあっては2年、医学系、歯学及び薬学の博士課程にあっては3年、一貫制博士課程にあっては4年に満たなくても論文を提出させることができる。

3 論文は、在学期間中に提出するものとし、その期日は、各学府規則で定める。ただし、博士後期課程、医学系、歯学及び薬学の博士課程又は一貫制博士課程に所定の年限在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた者は、退学の上、別に定める期間内に論文を提出することができる。

4 論文は、論文審査願に、論文目録、論文要旨及び履歴書各1通を添え、当該学府長を経て総長に提出するものとする。

第9条 論文は、1編とし、2通を提出するものとする。ただし、参考として、他の論文を添付することができる。

2 総長は、審査のため必要があるときは、論文の副本又は訳文、模型、標本等の提出を求めることがある。

3 受理した論文は、返還しない。

（論文の審査）

第10条 総長は、論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 前項の審査は、論文を受理した後1年以内に終了するものとする。

第11条 学府教授会は、前条第1項により付託された論文を審査するため、論文調査委員（以下「調査委員」という。）を定めて、その論文の調査及び最終試験を行わせる。

2 調査委員は、3名以上とし、必要に応じ、他の大学院又は研究所等の教員等を加えることができる。

第12条 最終試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第13条 調査委員は、論文調査及び最終試験を終了したときは、調査及び最終試験の結果の要旨を、文書をもって、学府教授会に報告しなければならない。

第14条 学府教授会は、前条の報告に基づき、学位を授与すべきか否かを審査する。

2 前項の審査は、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の3分の2以上の賛成があることを必要とする。

（審査結果の報告）

第15条 学府教授会は、前条の審査の結果を文書をもって、総長に報告しなければならない。

（論文提出による博士）

第16条 第5条に定めるもののほか、博士の学位授与は、本学大学院の学府の行う論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認（以下「学力の確認」という。）をされた者に対し行うことができる。

2 第8条第3項ただし書に規定する者が、退学の上、同項ただし書に定める期間を経過した後論文を提出した場合も、前項の例による。

3 前2項により博士の学位を請求しようとする者は、学位申請書に、学位論文2通、同目録、論文要旨及び履歴書各1通並びに総長が定める審査手数料を添え、関係学府を経て、総長に提出しなければならない。

4 既納の審査手数料は、返還しない。

5 第9条の規定は、第3項の規定による学位の請求に準用する。

第17条 総長は、前条による論文を受理したときは、学府教授会にその審査を付託するものとする。

2 学府教授会は、調査委員を定めて、その論文の調査及び学力の確認を行わせる。

3 第10条第2項及び第11条第2項の規定は、前2項の場合に準用する。

第18条 論文の調査にあたっては、原則として試験を行う。

2 試験は、論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

第19条 学力の確認は、試問による。

2 試問は、口頭又は筆答によるものとし、専攻分野に関し本学大学院の学府の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有し、かつ、研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力を有するか否かについて行う。この場合、外国語を課すものとし、その種類は、各学府教授会において定める。

3 第1項の規定にかかわらず、十分な研究歴と顕著な研究業績を有する者については、試問以外の方法により学力の確認を行うことができる。

第20条 前2条の規定による論文の調査及び学力の確認の結果の取扱いについては、第13条から第15条までの規定を準用する。

（専門職学位の授与）

第21条 専門職学位の授与に関して必要な事項は、専門職大学院の課程を置く学府の各学府規則で定める。

（学位記の授与）

第22条 総長は、第15条（第20条において準用する場合を含む。）の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、博士の学位を授与すべき者に学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

2 総長は、卒業並びに修士課程及び専門職大学院の課程修了の審査結果の報告を踏まえ、学位を授与すべきか否かを決定し、学士若しくは修士の学位又は専門職学位を授与すべき者に学位記を授与する。

（学位授与の報告等）

第23条 総長は、前条第1項により博士の学位を授与したときは、当該学位を授与した日から3月以内に、所定の様式による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するとともに、その論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第24条 博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学府の承認を得て、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えて、その内容を要約したものを公表することができる。この場合において、当該学府は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。

3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

4 第1項及び第2項により論文を公表する場合には、本学において審査を受けた学位論文であることを、明記しなければならない。

第25条 本学の学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは、「九州大学」と付記しなければならない。ただし、共同教育課程に係る学位にあっては、本学に加え、当該共同教育課程を編成する他の大学の名称を付記しなければならない。

(学位の名称)

第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。

(学位授与の取消)

第27条 本学において学位を授与された者が不正な方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき、又は学位の榮譽を汚辱する行為があったときは、総長は、教育研究評議会の議を経て、既に与えた学位を取り消し、学位記を返納させ、かつ、その旨を公表するものとする。

2 教育研究評議会において前項の決定を行うには、構成員の3分の2以上が出席し、出席者の4分の3以上の賛成があることを必要とする。

(学位記等の様式)

第28条 学位記及び学位申請関係書類の様式は、別記様式のとおりとする。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成16年3月31日に本学に在学し、平成16年4月1日以降も引き続き在学する者（21世紀プログラムの教育を受ける学生を除く。）については、九州大学学位規則（昭和32年11月19日施行）の規定によるものとする。

3 九州大学学則（平成16年度九大規則第1号）附則第4項に規定する者に授与する学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

(1) 九州芸術工科大学芸術工学部の課程を修めて卒業した者に授与する学位記の様式

学 位 記		
学 位 記	氏 名	
	年 月 日 生	
本学において九州芸術工科大学芸術工学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める		
年 月 日	九州芸術工科大学教育課程担当 九州大学芸術工学部長	印

本学芸術工学部長の認定により学士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

第 号

- (2) 九州芸術工科大学大学院の博士前期課程を修めて修士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏 名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士前期課程を修めたことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により修士（芸術工学）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術第 号

- (3) 九州芸術工科大学大学院の博士課程を修めて博士課程を修了した者に授与する学位記の様式

学位記

学府印

氏 名
年 月 日生

本学において九州芸術工科大学大学院芸術工学研究科芸術工学専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格したことを認める

年 月 日

九州芸術工科大学大学院教育課程担当
九州大学大学院芸術工学府長

印

本学大学院芸術工学府長の認定により博士（〇〇）の学位を授与する

大学印

九州大学総長

印

芸術甲第 号

- 4 21世紀プログラムの課程を修了した者に授与する学位の名称は、第26条の規定にかかわらず、学士（学術）とし、学位記については、第28条の規定にかかわらず、次の様式によるものとする。

本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程（□□□□□□□□）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

日 年 月 大学印

九 州 大 学

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Doctor of 〇〇

having passed the prescribed final examination

and completed a doctoral dissertation

in the Graduate School of 〇

(〇〇)

with additional completion of □□□□

Date

大学印

Name

President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入し、□印の箇所は博士課程教育リーディングプログラムの名称を記入する。

附 則（平成16年度九大規則203号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年度九大規則第55号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第19号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第118号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第74号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大規則第11号）

1 この規則は、平成22年6月15日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

2 平成22年3月31日に九州大学大学院薬学府の修士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規

則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第151号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第113号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第4号）

この規則は、平成24年5月1日から施行し、平成24年3月14日から適用する。

附 則（平成24年度九大規則第35号）

この規則は、平成24年12月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第92号）

1 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則（以下「新規則」という。）第23条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与した場合について適用し、同日前に博士の学位を授与した場合については、なお従前の例による。

3 新規則第24条の規定は、施行日以後に博士の学位を授与された者について適用し、同日前に博士の学位を授与された者については、なお従前の例による。

4 新規則別記様式の規定は、施行日以後に授与する学位記について適用し、同日前に授与する学位記については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第116号）

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 平成26年3月31日までに九州大学大学院比較社会文化学府に入学した者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第141号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第54号）

この規則は、平成28年10月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大規則第106号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規則第101号）

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

2 平成30年3月31日に九州大学に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者に授与する学位の名称については、この規則による改正後の九州大学学位規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成30年度九大規則第53号）

この規則は、平成31年1月15日から施行する。

附 則（平成30年度九大規則第87号）

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年度九大規則第33号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第37号）

この規則は、令和2年12月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第61号）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

2 この規則による改正後の九州大学学位規則の第5条により博士課程を修了した者に授与する学位記の様式は、令和3年4月1日に本学大学院博士課程に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学大学院博士課程に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第116号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和４年度九大規則第 号）
この規則は、令和５年４月１日から施行する。

別表第1（学士の学位）

学 部	学 位 の 名 称
共創学部	学士（学術）
文学部	学士（文学）
教育学部	学士（教育学）
法学部	学士（法学）
経済学部	学士（経済学）
理学部	学士（理学）
医学部	学士（医学） 学士（生命医科学） 学士（看護学） 学士（保健学）
歯学部	学士（歯学）
薬学部	学士（創薬科学） 学士（薬学）
工学部	学士（工学）
芸術工学部	学士（芸術工学）
農学部	学士（農学）

別表第2（修士の学位及び博士の学位）

学 府	学 位 の 名 称	
	修 士	博 士
人文科学府	修士（文学）	博士（文学）
地球社会統合科学府	修士（学術） 修士（理学）	博士（学術） 博士（理学）
人間環境学府（臨床実践心理学専攻を除く。）	修士（人間環境学） 修士（文学） 修士（教育学） 修士（心理学） 修士（工学）	博士（人間環境学） 博士（文学） 博士（教育学） 博士（心理学） 博士（工学）
法学府	修士（法学）	博士（法学）

経済学府（産業マネジメント専攻を除く。）	修士（経済学）	博士（経済学）
理学府	修士（理学）	博士（理学）
数理学府	修士（数理学） 修士（技術数理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学）
システム生命科学府	修士（システム生命科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（情報科学）	博士（システム生命科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（情報科学）
医学系学府（医療経営・管理学専攻を除く。）	修士（医科学） 修士（看護学） 修士（保健学）	博士（医学） 博士（看護学） 博士（保健学）
歯学府	修士（口腔科学）	博士（歯学） 博士（学術）
薬学府	修士（創薬科学）	博士（創薬科学） 博士（臨床薬学）
工学府	修士（工学）	博士（工学）
芸術工学府	修士（芸術工学） 修士（デザインストラテジー）	博士（芸術工学） 博士（工学）
システム情報科学府	修士（情報科学） 修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（情報科学） 博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
総合理工学府	修士（理学） 修士（工学） 修士（学術）	博士（理学） 博士（工学） 博士（学術）
生物資源環境科学府	修士（農学）	博士（農学）
統合新領域学府	修士（感性学） 修士（芸術工学） 修士（工学） 修士（オートモーティブサイエンス） 修士（ライブラリーサイエンス） 修士（学術）	博士（感性学） 博士（芸術工学） 博士（工学） 博士（オートモーティブサイエンス） 博士（ライブラリーサイエンス） 博士（学術）
マス・フォア・イノベーション関係学府	修士（数理学） 修士（技術数理学） 修士（情報科学） 修士（理学）	博士（数理学） 博士（機能数理学） 博士（情報科学） 博士（理学）

	修士（工学） 修士（学術） 修士（経済学）	博士（工学） 博士（学術） 博士（経済学）
--	-----------------------------	-----------------------------

別表第3（専門職学位）

専 門 職 大 学 院	学 位 の 名 称
人間環境学府実践臨床心理学専攻	臨床心理修士（専門職）
経済学府産業マネジメント専攻	経営修士（専門職）
医学系学府医療経営・管理学専攻	医療経営・管理学修士（専門職）
法科大学院 （法務学府実務法学専攻）	法務博士（専門職）

別記様式

(1) 第3条により本学を卒業した者に授与する学位記の様式

第 号
学 位 記
氏 名 年 月 日 生
大学印
本学〇〇学部〇〇学科所定の課程を修めたことを認める 九州大学〇〇学部長 印
本学〇〇学部長の認定により本学を卒業したことを認め 学士（〇〇）の学位を授与する 年 月 日 九州大学総長 印

No.
KYUSHU UNIVERSITY hereby confers upon Name Date of Birth: 〇〇 the Degree of

Bachelor of ○○ having completed the prescribed program of the School of ○○ (○○) Date	
大学印	Name Dean of the School of ○○ Name President

(2) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程及びマス・フォア・イノベーション関係学府を除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第		号
学 位 記		
氏 名		
年 月 日 生		
本学大学院○○学府○○専攻の修士課程を修了したので 修士（○○）の学位を授与する		
年 月 日		
九 州 大 学		大学印

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Master of ○○	
having completed the Master's Program	
in the Graduate School of ○○	
(○○)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(3) 第4条第1項により修士課程（共同教育課程）を修了した者に授与する学位記の様式

△修第 号	
学 位 記	氏 名 年 月 日 生
九州大学大学院○○学府及び□□大学大学院◇◇研究科 の◎◎専攻の修士課程を修了したので修士（○○）の学位 を授与する	
年 月 日	
九 州 大 学	大学印
□ □ 大 学	大学印

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon Name Date of Birth: ○○ the Degree of Master of ○○ having completed the Master's Program in the Graduate School of ○○, Kyushu University and the Graduate School of △△, □□ (◎◎) Date	
大学印	Name President of Kyushu University
大学印	Name President of □□ University

備考1 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

2 □印の箇所は共同教育課程を構成する大学（本学を除く。）、◇印の箇所は構成大学の共同教育課程を編成する研究科の名称を記入する。

3 ◎印の箇所は共同教育課程における専攻の名称を記入する。

(4) 第4条第1項により修士課程（マス・フォア・イノベーション連係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

マ ス 修 第 号

学 位 記

氏 名

年 月 日 生

本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との
緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施
する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士前
期課程を修了したので修士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Master of 〇〇

having completed the Master's Program
in the Joint Graduate School of Mathematics
for Innovation

which offers cross-disciplinary
educational programs through
the collaboration

of the Graduate School of Mathematics,
the Graduate School of Information Science
and Electrical Engineering,
and the Graduate School of Economics.

Date

大学印

Name

President

(5) 第4条第2項により修士課程の修了に相当する要件を満たした者に授与する学位記の様

式

		△修第		号
学 位 記				
		氏 名		
		年 月 日 生		
本学大学院〇〇学府〇〇専攻において修士課程の修了に 相当する要件を満たしたので修士（〇〇）の学位を授与す る				
日		年	月	大学印
九 州 大 学				

		No.
KYUSHU UNIVERSITY		
hereby confers upon		
Name		
Date of Birth: 〇〇		
the Degree of		
Master of 〇〇		
having completed the requirement		
for a Master's Qualification		
in the Graduate School of 〇		
(〇〇)		
Date		
大学印	Name President	

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (6) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府及び未来共創リーダー育成プログラムを除く。）を修了した者に授与する学位記の様式

		△博甲第	
号			
学 位 記			
		氏 名	
		年 月 日 生	

本学大学院〇〇学府〇〇専攻の博士課程において所定の単位を修得し学位論文の審査及び最終試験に合格をしたので博士（〇〇）の学位を授与する

日 年 月 大学印

九州大学

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: 〇〇	
the Degree of	
Doctor of 〇〇	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Graduate School of 〇	
(〇〇)	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (7) 第5条により博士課程（マス・フォア・イノベーション関係学府）を修了した者に授与する学位記の様式

号	マス博甲第
学位記	
氏名	
年月日生	
本学大学院数理学府、システム情報科学府及び経済学府との緊密な関係と協力の下、横断的な分野に係る教育課程を実施する大学院マス・フォア・イノベーション関係学府の博士課程（マス・フォア・イノベーション卓越大学院プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する	

日	年	月	大学印
九州大学			

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Doctor of ○○	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Joint Graduate School of Mathematics	
for Innovation	
which offers cross-disciplinary	
educational programs through	
the collaboration	
of the Graduate School of Mathematics,	
the Graduate School of Information Science	
and Electrical Engineering,	
and the Graduate School of Economics.	
Date	
大学印	Name President

(8) 第5条により博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）を修了した者に授与する学位記の様式

△博甲第	
号	
学位記	
氏名	
年月日生	
本学大学院○○学府○○専攻の博士課程（未来共創リーダー育成プログラム）において所定の単位を修得し、学位論文の審査及び最終試験に合格したので博士（○○）の学位を授与する	

日	年	月	大学印
九州大学			

No.	
KYUSHU UNIVERSITY	
hereby confers upon	
Name	
Date of Birth: ○○	
the Degree of	
Doctor of ○○	
having passed the prescribed final examination	
and completed a doctoral dissertation	
in the Graduate School of ○○	
(○○)	
with additional completion of Graduate Program of	
Interdisciplinary Policy Analysis and Design	
Date	
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (9) 第6条により専門職学位課程を修了した者（法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者を除く。）に授与する学位記の様式

△専第		号
学位記		
氏名		
年 月 日 生		
本学大学院○○学府○○専攻の専門職学位課程を修了したので修士（専門職）の学位を授与する		
年 月 日		
九州大学		大学印

KYUSHU UNIVERSITY hereby confers upon Name Date of Birth: ○○ the Degree of Master of ○○ having completed the Professional Degree Program in the Graduate School of ○ (○○) Date	No.
大学印	Name President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

- (10) 第6条により法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了した者に授与する学位記の様式

学 位 記 氏 名 年 月 日 生 本学法科大学院（法務学府実務法学専攻）の専門職学位課程を修了したので法務博士（専門職）の学位を授与する 年 月 日 九 州 大 学	法専第 号 大学印
---	---

KYUSHU UNIVERSITY hereby confers upon Name Date of Birth: ○○ the Degree of Juris Doctor	No.
---	------------

having completed the Professional Degree Program
in the Law School
(Legal Practice)
Date

大学印

Name
President

(11) 第16条により博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することの確認をされた者に授与する学位記の様式

△博乙第 号

学 位 記

氏 名
年 月 日 生

本学に学位論文を提出し所定の審査及び試験に合格したので博士（〇〇）の学位を授与する

年 月 日

九 州 大 学

大学印

No.

KYUSHU UNIVERSITY

hereby confers upon

Name

Date of Birth: 〇〇

the Degree of

Doctor of 〇〇

having submitted a doctoral dissertation and
successfully fulfilled all the requirements

Date

大学印

Name
President

備考 △印の箇所は学府名の略号を記入する。

(12) 学位申請関係書類の様式

ア 第8条第4項による学位論文審査願様式

		年 月 日	
九州大学総長殿			
○○学府○○学専攻 ○○年入学 氏名			
学位論文審査願			
このたび博士の学位を受けたいので、九州大学学位規則第8条により、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたしますから御審査ください。			
記			
1	主論文	1 編	冊 2 通
2	参考論文	編	冊 1 通
3	論文目録		
4	論文要旨		
5	履歴書		

イ 第16条第3項による学位申請書様式

		年 月 日	
九州大学総長殿			
本籍： 氏名：			
学位申請書			
貴学学位規則第16条により、博士の学位を受けたいので、下記のとおり関係書類を添え、学位論文を提出いたします。 なお所定の手数料を納入いたします。			
記			
1	主論文	1 編	冊 2 通
2	参考論文	編	冊 1 通
3	論文目録		
4	論文要旨		

5 履歴書

ウ 添付書類の様式

① 論文目録様式

論 文 目 録 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">区分</td> <td style="padding: 2px 5px;">甲乙</td> </tr> </table>		区分	甲乙
区分	甲乙		
氏 名			
主論文 1 編〇冊 題 名 (印刷公表の方法及びその時期 (未公開の場合は予定を記入)) 参考論文 〇編〇冊 題 名 1 2 (同上) 3			
備考 1 論文題名が外国語の場合は、訳を付すること。 2 未公表の論文の場合は、原稿の枚数を記入すること。 3 参考論文が 2 以上ある場合は、その題名を列記すること。			

② 履歴書様式

履 歴 書 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 5px;">区分</td> <td style="padding: 2px 5px;">甲乙</td> </tr> </table>		区分	甲乙
区分	甲乙		
(ふりがな) 氏 名 生 年 月 日	年 月 日生	男 女	
本 籍 (都道府県名)	都 道 府 県		
現 住 所	都道 区市 町 番地 府県 郡 村		
学 歴 年 月 日 年 月 日			

職 歴

年 月 日

年 月 日

研究歴

年 月 日

年 月 日

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏

名

備考

- 1 学歴は、新制大学卒業以後又は最終学歴を記載すること。
- 2 研究歴には研究した事項とその期間を明記すること。なお、学歴又は職歴に記載した期間中に研究歴に当たるものがある場合は、それについても記入すること。

九州大学学位規則の一部を改正する規則（案）

令和 4 年度 九 大 規 則 第 号

制 定：令和 5 年 月 日

歯学府に口腔科学専攻を設置することに伴い、授与する学位について定めるため、九州大学学位規則（平成 1 6 年度 九 大 規 則 第 8 6 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)																												
(略)	(略)																												
(学位)	(学位)																												
第2条 本学が授与する学位は、学士、修士及び博士とする。	第2条 (同左)																												
2 (略)	2 (略)																												
(略)	(略)																												
(博士論文の提出)	(博士論文の提出)																												
第8条 博士論文（以下「論文」という。） は、博士後期課程にあっては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあっては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府歯学専攻及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあっては3年以上、一貫制博士課程にあっては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。	第8条 博士論文（以下「論文」という。） は、博士後期課程にあっては2年以上（法科大学院の課程を修了した者が博士後期課程に入学した場合にあっては1年以上）、医学系学府医学専攻、歯学府及び薬学府臨床薬学専攻の博士課程（以下「医学系、歯学及び薬学の博士課程」という。）にあっては3年以上、一貫制博士課程にあっては4年以上在学し、各学府規則に定める所要の授業科目の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。																												
2～4 (略)	2～4 (略)																												
(略)	(略)																												
(学位の名称)	(学位の名称)																												
第26条 第2条の学位（法務博士（専門職）を除く。）を授与するに当たっては、専攻分野の名称を付記するものとし、学位の名称は、学士にあっては別表第1のとおりとし、修士の学位及び博士の学位にあっては別表第2のとおりとし、専門職学位にあっては、別表第3のとおりとする。	第26条 (同左)																												
(略)	(略)																												
別表第2（修士の学位及び博士の学位）	別表第2（修士の学位及び博士の学位）																												
<table><tr><td rowspan="2">学 府</td><td colspan="2">学位の名称</td></tr><tr><td>修 士</td><td>博 士</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>歯学府</td><td>修士(口腔科学)</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	学 府	学位の名称		修 士	博 士	(略)			歯学府	修士(口腔科学)	(略)	(略)			<table><tr><td rowspan="2">学 府</td><td colspan="2">学位の名称</td></tr><tr><td>修 士</td><td>博 士</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr><tr><td>歯学府</td><td>=====</td><td>(略)</td></tr><tr><td colspan="3">(略)</td></tr></table>	学 府	学位の名称		修 士	博 士	(略)			歯学府	=====	(略)	(略)		
学 府		学位の名称																											
	修 士	博 士																											
(略)																													
歯学府	修士(口腔科学)	(略)																											
(略)																													
学 府	学位の名称																												
	修 士	博 士																											
(略)																													
歯学府	=====	(略)																											
(略)																													
(略)	(略)																												

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

九州大学大学院歯学府規則（案）

平成16年度九大規則第128号
制 定：平成16年 4月 1日
最終改正：令和 5年 月 日
（令和4年度九大規則第 号）

（趣旨）

第1条 この規則は、九州大学大学院通則（平成16年度九大規則第3号。以下「通則」という。）及び九州大学学位規則（平成16年度九大規則第86号）により各学府規則において定めるように規定されている事項その他歯学府（以下「本学府」という。）の教育に関し必要と認める事項について定めるものとする。

（教育研究上の目的）

第1条の2 本学府の博士（歯学）及び博士（学術）プログラムにおいては、多様な歯科疾患の分子基盤の確立、及び口腔から全身疾患を克服するための口腔保健医療体系構築に貢献する指導的人材の養成を目的とする。すなわち、歯学およびこれに関連する医学又は自然科学の分野において、高度な学術情報を発信する指導的研究者、歯学の真髄を教授する教育者、国際連携の推進者、歯科医療又は口腔保健行政の指導者等になりえる人材を育成する。

2 本学府の博士（臨床歯学）プログラムにおいては口腔から全身疾患を克服するための口腔保健医療体系構築に貢献する指導的人材の養成を目的とする。すなわち、臨床歯学及びこれに関連する医学の分野において、豊かな科学性と論理性を備えた指導的臨床医、国際連携の推進者、歯科医療又は口腔保健行政の指導者等になりえる人材を育成する。

3 本学府の修士プログラムにおいては、国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する、幅広い人間力を有した人材の養成を目的とする。すなわち、口腔科学及びこれに関連する歯学の分野において、チーム医療で中心的役割を担う医療従事者、口腔保健医療行政の指導者、医療技術開発者又は国際的な場で活躍できる研究者・教育者等になりえる人材を育成する。

（博士課程の専攻分野及び教育領域）

第2条 本学府歯学専攻の博士課程に次の専攻分野を置き、それぞれの専攻分野に教育領域を置く。

専攻分野	教育領域
口腔常態制御学	分子口腔解剖学 口腔細胞工学 口腔機能分子科学 口腔機能解析学 口腔脳機能病態学
口腔保健推進学	口腔予防医学 小児口腔医学 歯科矯正学
口腔機能修復学	生体材料学 口腔生体機能工学 歯科保存学 歯周病学 クラウンブリッジ補綴学 インプラント・義歯補綴学

口腔顎顔面病態学	口腔病理学 口腔画像情報科学 口腔顎顔面外科学 顎顔面腫瘍制御学 歯科麻酔学 高齢者歯科学・全身管理歯科学
総合歯科学	歯科医学教育学 総合診療歯科学
口腔保健開発学	口腔保健開発技法学 地域口腔保健開発学

2 学生は、前項の専攻分野のうちから1つを選択しなければならない。
(修士課程のコース)

第2条の2 本学府口腔科学専攻の修士課程に高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース及び基礎医学研究者養成コースを置く。

2 学生は、前項のコースのうちから1つを選択しなければならない。
(歯学博士国際コース)

第2条の3 本学府歯学専攻の博士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。以下同じ。）として、歯学博士国際コースを置く。
(歯学修士国際コース)

第2条の4 本学府口腔科学専攻の修士課程に、国際コースとして、歯学修士国際コースを置く。
(入学資格)

第3条 本学府歯学専攻の博士課程に入学することのできる者は、通則第12条のとおりとする。

第3条の2 本学府口腔科学専攻の修士課程に入学することのできる者は、通則第10条のとおりとする。
(入学審査及び合否審査)

第4条 入学を希望する者に対する審査は、学力検査、出身大学の学長、学部長又は大学院研究科等の長の提出する成績証明書その他本学府の定める資料によって行い、その総合成績によって合否を審査する。

2 前項に規定する学力検査は、筆答及び口頭によるものとし、試験科目については、歯学府教授会（以下「本学府教授会」という。）の議を経て、歯学府長（以下「本学府長」という。）がその都度定める。
(学期)

第5条 学期を分けて次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各学期の授業期間は、別に定める。

(授業及び研究指導)

第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行うものとする。

(授業科目、単位数及び履修方法)

第7条 本学府歯学専攻の博士課程（歯学博士国際コースを除く。）の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。

2 歯学博士国際コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表2のとおりとする。

3 本学府口腔科学専攻の修士課程（歯学修士国際コースを除く。）の授業科目、単位数及び履修方法は、別表3のとおりとする。

4 歯学修士国際コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表4のとおりとする。

5 前4項に規定するもののほか、授業上必要があるときは、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。

6 単位計算の基準は、講義及び演習については15時間をもって1単位、実験及び実習については30時間をもって1単位とする。

第8条 履修しようとする授業科目及び単位は、毎学期の始めに、指導教員の指示に従って選定し、その授業科目を担当する教員の承認を得て、本学府長に届け出なければならない。

第9条 本学府において、教育上有益と認めたときは、大学院基幹教育若しくは他の学府の授業科目及び単位を指定して履修させることがある。

2 前項の規定により修得した単位は、本学府教授会の議を経て、課程修了の要件となる単位に充当することができる。

(単位修得の認定及び成績)

第10条 各授業科目の成績評価は、学期末に各授業科目を担当する教員が行う。

第11条 前条の認定は、筆答試験又は実習報告等によって行う。

第12条 成績は、S、A、B、C及びFの5種のいずれかの評語をもって表し、S、A、B及びCをもって合格とし、Fを不合格とする。

2 前項の合格の認定を受けた授業科目については、本学府教授会の議を経て、所定の単位を与える。

(他の大学院における授業科目の履修等)

第13条 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。

2 前項の規定により修得した単位は、15単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。

3 指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院又は研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条の2 本学府の学生が、通則第26条の規定に基づき、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を本学府長に申し出たときは、本学府教授会の議を経て本学府長が定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(留学)

第14条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 前項の許可を得て留学した期間は、課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。

3 第13条の規定は、本学府の学生が留学する場合について準用する。この場合において、同条中「他の大学院」とあるのは、「外国の大学院」と読み替えるものとする。

(他の大学院における授業科目の履修により修得した単位の上限)

第14条の2 第13条第2項及び前条第3項の規定により課程修了の要件となる単位として認定することができる単位数は、通則第15条、第17条及び第17条の2に規定する転学等の場合を除き、合わせて15単位を限度とする。

(博士課程の修了要件)

第15条 本学府の博士課程の修了要件は、博士課程に4年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(修士課程の修了要件)

第16条 本学府の修士課程の修了要件は、修士課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士論文)

第17条 博士論文は、本学府の博士課程に3年以上在学し、所定の授業科目について、20単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本学府の博士課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が3年に満たなくても博士論文を提出させることができる。

第18条 博士論文の審査及び最終試験は、論文受理後1年以内に終了するものとする。

第19条 博士論文及び最終試験の合格又は不合格は、論文調査委員の報告に基づき、本学府教授会が審査する。

第20条 最終試験は、博士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

2 最終試験に関して必要な事項は、あらかじめ公示する。

(修士論文)

第21条 修士論文は、本学府の修士課程に1年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けなければ、提出することができない。

2 前項の規定にかかわらず、本学府の修士課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出させることができる。

第22条 修士論文及び最終試験の合格又は不合格は、論文調査委員の報告に基づき、本学府教授会が審査する。

第23条 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。

(科目等履修生)

第24条 科目等履修生として入学を志願できる者は、九州大学科目等履修生等規則（平成16年度九大規則第91号）第2条第2項に定めるところによる。

第25条 科目等履修生として入学を志願できる者は、所定の願書に履修しようとする授業科目名を記載し、履歴書及び検定料を添えて、本学府長に願出しなければならない。

2 本学府長は、学生の授業に支障がないときは、前項の願出があった者について選考の上、学年又は学期の始めに入学を許可することができる。

第26条 科目等履修生の履修した授業科目については、試験により所定の単位を与える。

2 前項の単位の授与については、第10条、第11条及び第12条の規定を準用する。

第27条 本学府長は、科目等履修生の修得した単位について、所要の証明書を交付することができる。

(雑則)

第28条 この規則その他の規則等に定めるもののほか、本学府の校務について必要な事項については、本学府教授会の議を経て、本学府長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第222号）

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院歯学府規則別表の規定は、平成17年度に本学府に入学する者から適用し、平成17年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成18年度九大規則第148号）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

2 改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成19年度に本学府に入学する者から適用し、平成19年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成19年度九大規則第46号）

この規則は、平成19年12月26日から施行する。

附 則（平成20年度九大規則第96号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成21年度に本学府に入学する者から適用し、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、別表中の各専攻分野共通科目のうち、「医療コンテンツの作成と応用」については、平成21年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者も履修することができる。

附 則（平成21年度九大規則第9号）

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成22年度に本学府に入学する者から適用し、平成22年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成22年度九大規則第27号）

- 1 この規則は、平成22年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成22年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成23年度九大規則第62号）

- 1 この規則は、平成23年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表2の規定は、平成23年10月1日に本学府に入学する者から適用し、同年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成24年度九大規則第113号）

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成25年度に本学府に入学する者から適用し、平成25年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成25年度九大規則第68号）

この規則は、平成25年12月26日から施行し、平成25年12月1日から適用する。

附 則（平成25年度九大規則第143号）

- 1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成26年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第47号）

- 1 この規則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成26年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成26年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成26年度九大規則第169号）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表1の規定は、平成27年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成27年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成27年度九大規則第73号）

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成28年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第48号）

- 1 この規則は、平成28年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表2の規定は、平成28年10月1日に本学府に入学する者から適用し、平成28年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成28年度九大規則第135号）

- 1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表1及び別表2の規定は、平成29年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成29年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（平成29年度九大規則第129号）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、平成30年4月1日に本学府に入学する者から適用し、平成30年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和元年度九大規則第64号）

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、令和2年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和2年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和2年度九大規則第28号）

この規則は、令和2年11月1日から施行する。

附 則（令和2年度九大規則第104号）

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則は、令和3年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和3年度九大規則第46号）

- 1 この規則は、令和3年10月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則別表1及び別表2の規定は、令和3年10月1日に本学府に入学する者から適用し、令和3年9月30日に本学府に在学し、同年10月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則（令和4年度九大規則第 号）

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則の規定は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

別表 1

区 分	授業科目	講義その他	単位数
各 専 攻 分 野 共 通	(低年次総合カリキュラム)		
	大学院特別講義Ⅰ	講義	2
	大学院特別講義Ⅱ	講義	2
	Scientific Presentation	講義・演習	2
	Scientific Writing	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	大学院特別講義Ⅲ	講義	2
	大学院特別講義Ⅳ	講義	2
口 腔 常 態 制 御 学 専 攻	(低年次総合カリキュラム)		
	分子口腔解剖学(低年次)A	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(低年次)B	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(低年次)C	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(低年次)D	講義・演習	2
	口腔細胞工学(低年次)A	講義・演習	2
	口腔細胞工学(低年次)B	講義・演習	2
	口腔細胞工学(低年次)C	講義・演習	2
	口腔細胞工学(低年次)D	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(低年次)A	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(低年次)B	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(低年次)C	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(低年次)D	講義・演習	2
	口腔機能解析学(低年次)A	講義・演習	2
	口腔機能解析学(低年次)B	講義・演習	2
	口腔機能解析学(低年次)C	講義・演習	2
	口腔機能解析学(低年次)D	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学(低年次)A	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学(低年次)B	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学(低年次)C	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学(低年次)D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	分子口腔解剖学(コア)A	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(コア)B	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(コア)C	講義・演習	2
	分子口腔解剖学(コア)D	講義・演習	2
	口腔細胞工学(コア)A	講義・演習	2
	口腔細胞工学(コア)B	講義・演習	2
	口腔細胞工学(コア)C	講義・演習	2
	口腔細胞工学(コア)D	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(コア)A	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(コア)B	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(コア)C	講義・演習	2
	口腔機能分子科学(コア)D	講義・演習	2

	口腔機能解析学（コア）A	講義・演習	2
	口腔機能解析学（コア）B	講義・演習	2
	口腔機能解析学（コア）C	講義・演習	2
	口腔機能解析学（コア）D	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（コア）A	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（コア）B	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（コア）C	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（コア）D	講義・演習	2
	(高年次専門カリキュラム)		
	分子口腔解剖学（高年次）A	講義・演習	2
	分子口腔解剖学（高年次）B	講義・演習	2
	分子口腔解剖学（高年次）C	講義・演習	2
	分子口腔解剖学（高年次）D	講義・演習	2
	口腔細胞工学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔細胞工学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔細胞工学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔細胞工学（高年次）D	講義・演習	2
	口腔機能分子科学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔機能分子科学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔機能分子科学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔機能分子科学（高年次）D	講義・演習	2
	口腔機能解析学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔機能解析学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔機能解析学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔機能解析学（高年次）D	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔脳機能病態学（高年次）D	講義・演習	2
	(低年次総合カリキュラム)		
	口腔予防医学（低年次）A	講義・演習	2
	口腔予防医学（低年次）B	講義・演習	2
	口腔予防医学（低年次）C	講義・演習	2
	口腔予防医学（低年次）D	講義・演習	2
	小児口腔医学（低年次）A	講義・演習	2
	小児口腔医学（低年次）B	講義・演習	2
	小児口腔医学（低年次）C	講義・演習	2
	小児口腔医学（低年次）D	講義・演習	2
	歯科矯正学（低年次）A	講義・演習	2
	歯科矯正学（低年次）B	講義・演習	2
	歯科矯正学（低年次）C	講義・演習	2
	歯科矯正学（低年次）D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	口腔予防医学（コア）A	講義・演習	2
	口腔予防医学（コア）B	講義・演習	2

	口腔予防医学（コア）C	講義・演習	2
	口腔予防医学（コア）D	講義・演習	2
	小児口腔医学（コア）A	講義・演習	2
	小児口腔医学（コア）B	講義・演習	2
	小児口腔医学（コア）C	講義・演習	2
	小児口腔医学（コア）D	講義・演習	2
	歯科矯正学（コア）A	講義・演習	2
	歯科矯正学（コア）B	講義・演習	2
	歯科矯正学（コア）C	講義・演習	2
	歯科矯正学（コア）D	講義・演習	2
	小児口腔医学臨床実習Ⅰ	実習	4
	小児口腔医学臨床実習Ⅱ	実習	4
	小児口腔医学臨床実習Ⅲ	実習	4
	小児口腔医学臨床実習Ⅳ	実習	4
	歯科矯正学臨床実習Ⅰ	実習	4
	歯科矯正学臨床実習Ⅱ	実習	4
	歯科矯正学臨床実習Ⅲ	実習	4
	歯科矯正学臨床実習Ⅳ	実習	4
	(高年次専門カリキュラム)		
	口腔予防医学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔予防医学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔予防医学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔予防医学（高年次）D	講義・演習	2
	小児口腔医学（高年次）A	講義・演習	2
	小児口腔医学（高年次）B	講義・演習	2
	小児口腔医学（高年次）C	講義・演習	2
	小児口腔医学（高年次）D	講義・演習	2
	歯科矯正学（高年次）A	講義・演習	2
	歯科矯正学（高年次）B	講義・演習	2
	歯科矯正学（高年次）C	講義・演習	2
	歯科矯正学（高年次）D	講義・演習	2
口腔機能修復学専攻	(低年次総合カリキュラム)		
	生体材料学（低年次）A	講義・演習	2
	生体材料学（低年次）B	講義・演習	2
	生体材料学（低年次）C	講義・演習	2
	生体材料学（低年次）D	講義・演習	2
	歯科保存学（低年次）A	講義・演習	2
	歯科保存学（低年次）B	講義・演習	2
	歯科保存学（低年次）C	講義・演習	2
	歯科保存学（低年次）D	講義・演習	2
	歯周病学（低年次）A	講義・演習	2
	歯周病学（低年次）B	講義・演習	2
	歯周病学（低年次）C	講義・演習	2
	歯周病学（低年次）D	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（低年次）A	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（低年次）B	講義・演習	2

クラウンブリッジ補綴学（低年次）C	講義・演習	2
クラウンブリッジ補綴学（低年次）D	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（低年次）A	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（低年次）B	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（低年次）C	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（低年次）D	講義・演習	2
（コアカリキュラム）		
生体材料学（コア）A	講義・演習	2
生体材料学（コア）B	講義・演習	2
生体材料学（コア）C	講義・演習	2
生体材料学（コア）D	講義・演習	2
歯科保存学（コア）A	講義・演習	2
歯科保存学（コア）B	講義・演習	2
歯科保存学（コア）C	講義・演習	2
歯科保存学（コア）D	講義・演習	2
歯周病学（コア）A	講義・演習	2
歯周病学（コア）B	講義・演習	2
歯周病学（コア）C	講義・演習	2
歯周病学（コア）D	講義・演習	2
クラウンブリッジ補綴学（コア）A	講義・演習	2
クラウンブリッジ補綴学（コア）B	講義・演習	2
クラウンブリッジ補綴学（コア）C	講義・演習	2
クラウンブリッジ補綴学（コア）D	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（コア）A	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（コア）B	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（コア）C	講義・演習	2
インプラント・義歯補綴学（コア）D	講義・演習	2
歯科保存学臨床実習Ⅰ	実習	4
歯科保存学臨床実習Ⅱ	実習	4
歯科保存学臨床実習Ⅲ	実習	4
歯科保存学臨床実習Ⅳ	実習	4
歯周病学臨床実習Ⅰ	実習	4
歯周病学臨床実習Ⅱ	実習	4
歯周病学臨床実習Ⅲ	実習	4
歯周病学臨床実習Ⅳ	実習	4
クラウンブリッジ補綴学臨床実習Ⅰ	実習	4
クラウンブリッジ補綴学臨床実習Ⅱ	実習	4
クラウンブリッジ補綴学臨床実習Ⅲ	実習	4
クラウンブリッジ補綴学臨床実習Ⅳ	実習	4
インプラント・義歯補綴学臨床実習Ⅰ	実習	4
インプラント・義歯補綴学臨床実習Ⅱ	実習	4
インプラント・義歯補綴学臨床実習Ⅲ	実習	4
インプラント・義歯補綴学臨床実習Ⅳ	実習	4
（高年次専門カリキュラム）		
生体材料学（高年次）A	講義・演習	2
生体材料学（高年次）B	講義・演習	2

	生体材料学（高年次）C	講義・演習	2
	生体材料学（高年次）D	講義・演習	2
	歯科保存学（高年次）A	講義・演習	2
	歯科保存学（高年次）B	講義・演習	2
	歯科保存学（高年次）C	講義・演習	2
	歯科保存学（高年次）D	講義・演習	2
	歯周病学（高年次）A	講義・演習	2
	歯周病学（高年次）B	講義・演習	2
	歯周病学（高年次）C	講義・演習	2
	歯周病学（高年次）D	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（高年次）A	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（高年次）B	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（高年次）C	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学（高年次）D	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学（高年次）A	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学（高年次）B	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学（高年次）C	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学（高年次）D	講義・演習	2
口 腔 顎 顔 面 病 態 学 専 攻	(低年次総合カリキュラム)		
	口腔病理学（低年次）A	講義・演習	2
	口腔病理学（低年次）B	講義・演習	2
	口腔病理学（低年次）C	講義・演習	2
	口腔病理学（低年次）D	講義・演習	2
	口腔画像情報学（低年次）A	講義・演習	2
	口腔画像情報学（低年次）B	講義・演習	2
	口腔画像情報学（低年次）C	講義・演習	2
	口腔画像情報学（低年次）D	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（低年次）A	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（低年次）B	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（低年次）C	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（低年次）D	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（低年次）A	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（低年次）B	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（低年次）C	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（低年次）D	講義・演習	2
	歯科麻酔学（低年次）A	講義・演習	2
	歯科麻酔学（低年次）B	講義・演習	2
	歯科麻酔学（低年次）C	講義・演習	2
	歯科麻酔学（低年次）D	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（低年次）A	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（低年次）B	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（低年次）C	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（低年次）D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	口腔病理学（コア）A	講義・演習	2
	口腔病理学（コア）B	講義・演習	2

口腔病理学 (コア) C	講義・演習	2
口腔病理学 (コア) D	講義・演習	2
口腔画像情報学 (コア) A	講義・演習	2
口腔画像情報学 (コア) B	講義・演習	2
口腔画像情報学 (コア) C	講義・演習	2
口腔画像情報学 (コア) D	講義・演習	2
口腔顎顔面外科学 (コア) A	講義・演習	2
口腔顎顔面外科学 (コア) B	講義・演習	2
口腔顎顔面外科学 (コア) C	講義・演習	2
口腔顎顔面外科学 (コア) D	講義・演習	2
顎顔面腫瘍制御学 (コア) A	講義・演習	2
顎顔面腫瘍制御学 (コア) B	講義・演習	2
顎顔面腫瘍制御学 (コア) C	講義・演習	2
顎顔面腫瘍制御学 (コア) D	講義・演習	2
歯科麻酔学 (コア) A	講義・演習	2
歯科麻酔学 (コア) B	講義・演習	2
歯科麻酔学 (コア) C	講義・演習	2
歯科麻酔学 (コア) D	講義・演習	2
高齢者歯科学・全身管理歯科学 (コア) A	講義・演習	2
高齢者歯科学・全身管理歯科学 (コア) B	講義・演習	2
高齢者歯科学・全身管理歯科学 (コア) C	講義・演習	2
高齢者歯科学・全身管理歯科学 (コア) D	講義・演習	2
口腔画像情報学臨床実習Ⅰ	実習	4
口腔画像情報学臨床実習Ⅱ	実習	4
口腔画像情報学臨床実習Ⅲ	実習	4
口腔画像情報学臨床実習Ⅳ	実習	4
口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅰ	実習	4
口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅱ	実習	4
口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅲ	実習	4
口腔顎顔面外科学臨床実習Ⅳ	実習	4
顎顔面腫瘍制御学臨床実習Ⅰ	実習	4
顎顔面腫瘍制御学臨床実習Ⅱ	実習	4
顎顔面腫瘍制御学臨床実習Ⅲ	実習	4
顎顔面腫瘍制御学臨床実習Ⅳ	実習	4
歯科麻酔学臨床実習Ⅰ	実習	4
歯科麻酔学臨床実習Ⅱ	実習	4
歯科麻酔学臨床実習Ⅲ	実習	4
歯科麻酔学臨床実習Ⅳ	実習	4
高齢者歯科学・全身管理歯科学臨床実習Ⅰ	実習	4
高齢者歯科学・全身管理歯科学臨床実習Ⅱ	実習	4
高齢者歯科学・全身管理歯科学臨床実習Ⅲ	実習	4
高齢者歯科学・全身管理歯科学臨床実習Ⅳ	実習	4
(高年次専門カリキュラム)		
口腔病理学 (高年次) A	講義・演習	2
口腔病理学 (高年次) B	講義・演習	2
口腔病理学 (高年次) C	講義・演習	2
口腔病理学 (高年次) D	講義・演習	2

	口腔画像情報学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔画像情報学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔画像情報学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔画像情報学（高年次）D	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学（高年次）D	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（高年次）A	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（高年次）B	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（高年次）C	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学（高年次）D	講義・演習	2
	歯科麻酔学（高年次）A	講義・演習	2
	歯科麻酔学（高年次）B	講義・演習	2
	歯科麻酔学（高年次）C	講義・演習	2
	歯科麻酔学（高年次）D	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（高年次）A	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（高年次）B	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（高年次）C	講義・演習	2
	高齢者歯科学・全身管理歯科学（高年次）D	講義・演習	2
総合歯科学専攻	（低年次総合カリキュラム）		
	総合歯科学（低年次）A	講義・演習	2
	総合歯科学（低年次）B	講義・演習	2
	総合歯科学（低年次）C	講義・演習	2
	総合歯科学（低年次）D	講義・演習	2
	（コアカリキュラム）		
	総合歯科学（コア）A	講義・演習	2
	総合歯科学（コア）B	講義・演習	2
	総合歯科学（コア）C	講義・演習	2
	総合歯科学（コア）D	講義・演習	2
	総合歯科学臨床実習Ⅰ	実習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅱ	実習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅲ	実習	4
	総合歯科学臨床実習Ⅳ	実習	4
	（高年次専門カリキュラム）		
	総合歯科学（高年次）A	講義・演習	2
	総合歯科学（高年次）B	講義・演習	2
	総合歯科学（高年次）C	講義・演習	2
	総合歯科学（高年次）D	講義・演習	2
口腔	（低年次総合カリキュラム）		
	口腔保健開発技法学（低年次）A	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（低年次）B	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（低年次）C	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（低年次）D	講義・演習	2

保健 開発 学専 攻	地域口腔保健開発学（低年次）A	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（低年次）B	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（低年次）C	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（低年次）D	講義・演習	2
	（コアカリキュラム）		
	口腔保健開発技法学（コア）A	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（コア）B	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（コア）C	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（コア）D	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（コア）A	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（コア）B	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（コア）C	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（コア）D	講義・演習	2
	（高年次専門カリキュラム）		
	口腔保健開発技法学（高年次）A	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（高年次）B	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（高年次）C	講義・演習	2
	口腔保健開発技法学（高年次）D	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（高年次）A	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（高年次）B	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（高年次）C	講義・演習	2
	地域口腔保健開発学（高年次）D	講義・演習	2

（履修方法）

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- （1） 低年次総合カリキュラム 8単位以上
- （2） コアカリキュラム 16単位以上（他の専攻分野のコアカリキュラムの授業科目は、8単位までこれに含めることができる。なお、博士（臨床歯学）の学位を取得しようとする者は専攻分野ごとの「臨床実習Ⅰ～Ⅲ」計12単位を必ず修得しなければならない。）
- （3） 高年次専門カリキュラム 8単位

別表 2

区 分	授業科目	講義その他	単位数
各 専 攻 分 野 共 通	(低年次総合カリキュラム)		
	Special lecture for graduate students I	講義	2
	Special lecture for graduate students II	講義	2
	Scientific Presentation	講義・演習	2
	Scientific Writing	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
口 腔 常 態 制 御 学 専 攻	Special lecture for graduate students III	講義	2
	Special lecture for graduate students IV	講義	2
	(低年次総合カリキュラム)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Core) A	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Core) B	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Core) C	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Core) D	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) A	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) B	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) C	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) D	講義・演習	2

	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) A	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) B	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) C	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Core) D	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Core) A	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Core) B	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Core) C	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Core) D	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Core) A	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Core) B	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Core) C	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Core) D	講義・演習	2
	(高年次専門カリキュラム)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Upper-grade) D	講義・演習	2
	(低年次総合カリキュラム)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2

専攻	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Core) A	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Core) B	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Core) C	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Core) D	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Core) A	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Core) B	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Core) C	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Core) D	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Core) A	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Core) B	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Core) C	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Core) D	講義・演習	2
	Clinical Practice I (Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice II (Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice III (Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice IV (Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice I (Orthodontics and Dentofacial Orthopedics)	実習	4
	Clinical Practice II (Orthodontics and Dentofacial Orthopedics)	実習	4
	Clinical Practice III (Orthodontics and Dentofacial Orthopedics)	実習	4
	Clinical Practice IV (Orthodontics and Dentofacial Orthopedics)	実習	4
	(高年次専門カリキュラム)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Preventive and Public Health Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2

	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Upper-grade) D	講義・演習	2
口腔機能修復学専攻	(低年次総合カリキュラム)		
	Biomaterials (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Biomaterials (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Biomaterials (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Biomaterials (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Periodontology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Periodontology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Periodontology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Periodontology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	Biomaterials (Core) A	講義・演習	2
	Biomaterials (Core) B	講義・演習	2
	Biomaterials (Core) C	講義・演習	2
	Biomaterials (Core) D	講義・演習	2

Endodontology and Operative Dentistry (Core) A	講義・演習	2
Endodontology and Operative Dentistry (Core) B	講義・演習	2
Endodontology and Operative Dentistry (Core) C	講義・演習	2
Endodontology and Operative Dentistry (Core) D	講義・演習	2
Periodontology (Core) A	講義・演習	2
Periodontology (Core) B	講義・演習	2
Periodontology (Core) C	講義・演習	2
Periodontology (Core) D	講義・演習	2
Fixed Prosthodontics (Core) A	講義・演習	2
Fixed Prosthodontics (Core) B	講義・演習	2
Fixed Prosthodontics (Core) C	講義・演習	2
Fixed Prosthodontics (Core) D	講義・演習	2
Implant and Rehabilitative Dentistry (Core) A	講義・演習	2
Implant and Rehabilitative Dentistry (Core) B	講義・演習	2
Implant and Rehabilitative Dentistry (Core) C	講義・演習	2
Implant and Rehabilitative Dentistry (Core) D	講義・演習	2
Clinical Practice I (Endodontology and Operative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice II (Endodontology and Operative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice III (Endodontology and Operative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice IV (Endodontology and Operative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice I (Periodontology)	実習	4
Clinical Practice II (Periodontology)	実習	4
Clinical Practice III (Periodontology)	実習	4
Clinical Practice IV (Periodontology)	実習	4
Clinical Practice I (Fixed Prosthodontics)	実習	4
Clinical Practice II (Fixed Prosthodontics)	実習	4
Clinical Practice III (Fixed Prosthodontics)	実習	4
Clinical Practice IV (Fixed Prosthodontics)	実習	4
Clinical Practice I (Implant and Rehabilitative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice II (Implant and Rehabilitative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice III (Implant and Rehabilitative Dentistry)	実習	4
Clinical Practice IV (Implant and Rehabilitative Dentistry)	実習	4
(高年次専門カリキュラム)		
Biomaterials (Upper-grade) A	講義・演習	2
Biomaterials (Upper-grade) B	講義・演習	2
Biomaterials (Upper-grade) C	講義・演習	2
Biomaterials (Upper-grade) D	講義・演習	2
Endodontology and Operative Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
Endodontology and Operative Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2

	Endodontology and Operative Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Periodontology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Periodontology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Periodontology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Periodontology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
口腔顎顔面病態学専攻	(低年次総合カリキュラム)		
	Oral Pathology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral Pathology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral Pathology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral Pathology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		

Oral Pathology (Core) A	講義・演習	2
Oral Pathology (Core) B	講義・演習	2
Oral Pathology (Core) C	講義・演習	2
Oral Pathology (Core) D	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Radiology (Core) A	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Radiology (Core) B	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Radiology (Core) C	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Radiology (Core) D	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Surgery (Core) A	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Surgery (Core) B	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Surgery (Core) C	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Surgery (Core) D	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Oncology (Core) A	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Oncology (Core) B	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Oncology (Core) C	講義・演習	2
Oral and Maxillofacial Oncology (Core) D	講義・演習	2
Dental Anesthesiology (Core) A	講義・演習	2
Dental Anesthesiology (Core) B	講義・演習	2
Dental Anesthesiology (Core) C	講義・演習	2
Dental Anesthesiology (Core) D	講義・演習	2
Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Core) A	講義・演習	2
Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Core) B	講義・演習	2
Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Core) C	講義・演習	2
Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Core) D	講義・演習	2
Clinical Practice I (Oral and Maxillofacial Radiology)	実習	4
Clinical Practice II (Oral and Maxillofacial Radiology)	実習	4
Clinical Practice III (Oral and Maxillofacial Radiology)	実習	4
Clinical Practice IV (Oral and Maxillofacial Radiology)	実習	4
Clinical Practice I (Oral and Maxillofacial Surgery)	実習	4
Clinical Practice II (Oral and Maxillofacial Surgery)	実習	4
Clinical Practice III (Oral and Maxillofacial Surgery)	実習	4
Clinical Practice IV (Oral and Maxillofacial Surgery)	実習	4
Clinical Practice I (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice II (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice III (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice IV (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice I (Dental Anesthesiology)	実習	4
Clinical Practice II (Dental Anesthesiology)	実習	4
Clinical Practice III (Dental Anesthesiology)	実習	4
Clinical Practice IV (Dental Anesthesiology)	実習	4
Clinical Practice I (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice II (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice III (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4
Clinical Practice IV (Oral and Maxillofacial Oncology)	実習	4

	(高年次専門カリキュラム)		
	Oral Pathology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral Pathology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral Pathology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral Pathology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry and Perioperative Medicine in Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
総合歯科学専攻	(低年次総合カリキュラム)		
	Interdisciplinary Dentistry (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	Interdisciplinary Dentistry (Core) A	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Core) B	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Core) C	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Core) D	講義・演習	2
	Clinical Practice I (Interdisciplinary Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice II (Interdisciplinary Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice III (Interdisciplinary Dentistry)	実習	4
	Clinical Practice IV (Interdisciplinary Dentistry)	実習	4
	(高年次専門カリキュラム)		
	Interdisciplinary Dentistry (Upper-grade) A	講義・演習	2

	Interdisciplinary Dentistry (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Interdisciplinary Dentistry (Upper-grade) D	講義・演習	2
口腔保健開発学専攻	(低年次総合カリキュラム)		
	Strategy of Oral Health Development (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Lower-grade) D	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Lower-grade) A	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Lower-grade) B	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Lower-grade) C	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Lower-grade) D	講義・演習	2
	(コアカリキュラム)		
	Strategy of Oral Health Development (Core) A	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Core) B	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Core) C	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Core) D	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Core) A	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Core) B	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Core) C	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Core) D	講義・演習	2
	(高年次専門カリキュラム)		
	Strategy of Oral Health Development (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Strategy of Oral Health Development (Upper-grade) D	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Upper-grade) A	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Upper-grade) B	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Upper-grade) C	講義・演習	2
	Community Oral Health Development (Upper-grade) D	講義・演習	2

	D		
--	---	--	--

(履修方法)

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- (1) 低年次総合カリキュラム 8単位以上
- (2) コアカリキュラム 16単位以上（他の専攻分野の専門科目の授業科目は、8単位までこれを含むことができる。なお、博士（臨床歯学）の学位を取得しようとする者は、専攻分野ごとの「Clinical Practice I～III」計12単位を必ず修得しなければならない。）
- (3) 高年次専門カリキュラム 8単位

別表 3

区 分	授業科目	講義その他	単位数
カ 必 リ 須 キ コ ュ ア ラ ム	歯学概論	講義	2
	歯科臨床概論	講義	2
	口腔生物学	講義	2
	口腔病態学	講義	2
	スタートアップ倫理学	講義	2
高 度 専 門 医 療 人 養 成 コ ー ス	(基礎編)		
	小児口腔医科学 (基礎編)	講義・演習	2
	矯正歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯科保存学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯周病学 (基礎編)	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学 (基礎編)	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学 (基礎編)	講義・演習	2
	口腔画像情報科学 (基礎編)	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学 (基礎編)	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯科麻酔学 (基礎編)	講義・演習	2
	高齢者歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	総合診療歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	(応用編)		
	小児口腔医科学 (応用編)	講義・演習	2
	矯正歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	歯科保存学 (応用編)	講義・演習	2
	歯周病学 (応用編)	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学 (応用編)	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学 (応用編)	講義・演習	2
	口腔画像情報科学 (応用編)	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学 (応用編)	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学 (応用編)	講義・演習	2
	歯科麻酔学 (応用編)	講義・演習	2
	高齢者歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	総合診療歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	修士研究	実験・実習	1 4

養 教 医 成 育 療 コ 機 行 ー 関 政 ス 指 ・ 導 者	(基礎編) 口腔予防医学 (基礎編) 歯科医学教育学 (基礎編)	講義・演習 講義・演習	2 2
	(応用編) 口腔予防医学 (応用編) 歯科医学教育学 (応用編)	講義・演習 講義・演習	2 2
	修士研究	実験・実習	1 4
養 医 成 療 コ 技 ー 術 ス 開 発 者	(基礎編) 生体材料学 (基礎編)	講義・演習	2
	(応用編) 生体材料学 (応用編)	講義・演習	2
	修士研究	実験・実習	1 4
基 礎 医 学 研 究 者 養 成 コ ー ス	(基礎編) 分子口腔解剖学 (基礎編) 口腔細胞工学 (基礎編) 口腔機能解析学 (基礎編) 口腔機能分子科学 (基礎編) 口腔病理学 (基礎編) 口腔脳機能病態学 (基礎編)	講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習	2 2 2 2 2 2
	(応用編) 分子口腔解剖学 (応用編) 口腔細胞工学 (応用編) 口腔機能解析学 (応用編) 口腔機能分子科学 (応用編) 口腔病理学 (応用編) 口腔脳機能病態学 (応用編)	講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習	2 2 2 2 2 2
	修士研究	実験・実習	1 4

(履修方法)

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- (1) 必須コアカリキュラム 8単位以上 (「スタートアップ倫理学」2単位を含む。)
- (2) 所属するコース内の科目 18単位以上
 - うち、基礎編 2単位以上
 - 応用編 2単位以上
 - 修士研究 14単位
- (3) 所属するコース外の選択科目 4単位以上
 - うち、基礎編 2単位以上
 - 応用編 2単位以上

別表 4

区 分	授業科目	講義その他	単位数
カ 必 リ 須 キ コ ュ ア ラ ム	Outline of Dental Sciences	講義	2
	Outline of Clinical Dentistry	講義	2
	Oral Biology	講義	2
	Oral Pathology	講義	2
	Startup Ethics	講義	2
高 度 専 門 医 療 人 養 成 コ ー ス	(Basics)		
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Basics)	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Periodontology (Basics)	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Basics)	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Basics)	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Basics)	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	General Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Applications)	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Periodontology (Applications)	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Applications)	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Applications)	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Applications)	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	General Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4

養 教 医 成 育 療 コ 機 行 ー 関 政 ス 指 ・ 導 者	(Basics)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Dental Education (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Dental Education (Applications)	講義・演習	2
養 医 成 療 コ 技 ー 術 ス 開 発 者	Master's Research	実験・実習	1 4
	(Basics)		
	Biomaterials (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
基 礎 医 学 研 究 者 養 成 コ ー ス	Biomaterials (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4
	(Basics)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Basics)	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Basics)	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Basics)	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Basics)	講義・演習	2
	Oral Pathology (Basics)	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Applications)	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Applications)	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Applications)	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Applications)	講義・演習	2
	Oral Pathology (Applications)	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4

(履修方法)

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- (1) 必須コアカリキュラム 8単位以上 (「Startup Ethics」 2単位を含む。)
- (2) 所属するコース内の科目 18単位以上
 - うち、Basics 2単位以上
 - Applications 2単位以上
 - Master's Research 14単位
- (3) 所属するコース外の選択科目 4単位以上
 - うち、Basics 2単位以上
 - Applications 2単位以上

九州大学大学院歯学府規則の一部を改正する規則（案）

令和 4 年度 九 大 規 則 第 号

制 定：令和 5 年 月 日

本学府に口腔科学専攻を設置することに伴い、九州大学大学院歯学府規則（平成 16 年度九大規則第 128 号）の一部を次のように改正する。

(新)	(旧)
(略) (教育研究上の目的) 第 1 条の 2 (略) 2 (略) 3 <u>本学府の修士プログラムにおいては、国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する、幅広い人間力を有した人材の養成を目的とする。すなわち、口腔科学及びこれに関連する歯学の分野において、チーム医療で中心的役割を担う医療従事者、口腔保健医療行政の指導者、医療技術開発者又は国際的な場で活躍できる研究者・教育者等になりえる人材を育成する。</u> (博士課程の専攻分野及び教育領域) 第 2 条 本学府歯学専攻の博士課程に次の専攻分野を置き、それぞれの専攻分野に教育領域を置く。 表 (略) 2 (略) (修士課程のコース) 第 2 条の 2 <u>本学府口腔科学専攻の修士課程に、高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース及び基礎医学研究者養成コースを置く。</u> 2 <u>学生は、前項のコースのうちから 1 つを選択しなければならない。</u> (歯学博士国際コース) 第 2 条の 3 本学府歯学専攻の博士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。<u>以下同じ。</u>）として、歯学博士国際コースを置く。 (歯学修士国際コース) 第 2 条の 4 <u>本学府口腔科学専攻の修士課程に、国際コースとして、歯学修士国際コースを置く。</u> (入学資格) 第 3 条 本学府<u>歯学専攻の博士課程</u>に入学することのできる者は、通則第 12 条のとおりとする。 第 3 条の 2 本学府口腔科学専攻の修士課程に入学することのできる者は、通則第 10	(略) (教育研究上の目的) 第 1 条の 2 (略) 2 (略) (専攻、専攻分野及び教育領域) 第 2 条 本学府の歯学専攻に次の専攻分野を置き、それぞれの専攻分野に教育領域を置く。 表 (略) 2 (略) (歯学博士国際コース) 第 2 条の 2 本学府歯学専攻の博士課程に、国際コース（英語による授業等により学位取得可能な教育課程をいう。）として、歯学博士国際コースを置く。 (入学資格) 第 3 条 本学府に入学することのできる者は、通則第 12 条のとおりとする。

<u>条のとおりとする。</u> (略) (授業及び研究指導) 第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び<u>学位論文</u>の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。 (授業科目、単位数及び履修方法) 第7条 本学府<u>歯学専攻の博士課程</u>(歯学博士国際コースを除く。)の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。 2 (略) 3 本学府<u>口腔科学専攻の修士課程</u>(歯学修士国際コースを除く。)の授業科目、単位数及び履修方法は、別表3のとおりとする。 4 <u>歯学修士国際コースの授業科目、単位数及び履修方法は、別表4のとおりとする。</u> 5 <u>前4項に規定するもののほか、授業上必要があるときは、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。</u> 6 (略) (略) (留学) 第14条 留学を志望する本学府の学生は、書面をもって本学府長に願い出て、その許可を受けなければならない。 2 前項の許可を得て留学した期間は、課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。 3 (略) (略) (博士課程の修了要件) 第15条 (略) (修士課程の修了要件) 第16条 本学府の修士課程の修了要件は、<u>修士課程に2年以上在学し、この規則の定めるところにより、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、総長が認めるときは、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。</u> 第17条～第20条 (略) (修士論文) 第21条 修士論文は、本学府の修士課程に<u>1年以上在学し、所定の授業科目について、12単位以上を修得し、かつ、必要な研究</u>	(略) (授業及び研究指導) 第6条 本学府の教育は、授業科目の授業及び<u>博士論文</u>の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)によって行うものとする。 (授業科目、単位数及び履修方法) 第7条 本学府(歯学博士国際コースを除く。)の授業科目、単位数及び履修方法は、別表1のとおりとする。 2 (略) 3 <u>前2項に規定するもののほか、授業上必要があるときは、本学府教授会の議を経て、臨時に授業科目を開設することがある。</u> 4 (略) (略) (留学) 第14条 (同左) 2 前項の許可を得て留学した期間は、<u>第15条の課程修了の要件としての在学期間に加えることができる。</u> 3 (略) (略) (修了要件) 第15条 (略) 第16条～第19条 (略)
--	--

<u>指導を受けなければ、提出することができない。</u> <u>2 前項の規定にかかわらず、本学府の修士課程に在学する者で、優れた研究業績を上げたと認めたものについては、在学期間が1年に満たなくても修士論文を提出させることができる。</u> <u>第22条 修士論文及び最終試験の合格又は不合格は、論文調査委員の報告に基づき、本学府教授会が審査する。</u> <u>第23条 最終試験は、修士論文を中心とし、これに関連のある授業科目について、筆答又は口頭により行うものとする。</u> <u>第24条～第28条 (略)</u> <u>別表1・2 (略)</u> <u>別表3 (別紙のとおり)</u> <u>別表4 (別紙のとおり)</u>	<u>第20条～第24条 (略)</u> <u>別表1・2 (略)</u>
---	---

附 則

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の九州大学大学院歯学府規則の規定は、令和5年4月1日に本学府に入学する者から適用し、令和5年3月31日に本学府に在学し、同年4月1日以降も引き続き在学する者については、なお従前の例による。

(別紙)

※改正部分の下線省略

新

別表 3

区 分	授業科目	講義その他	単位数
カ 必 リ 須 キ コ ュ ア ラ ム	歯学概論	講義	2
	歯科臨床概論	講義	2
	口腔生物学	講義	2
	口腔病態学	講義	2
	スタートアップ倫理学	講義	2
高 度 専 門 医 療 人 養 成 コ ー ス	(基礎編)		
	小児口腔医科学 (基礎編)	講義・演習	2
	矯正歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯科保存学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯周病学 (基礎編)	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学 (基礎編)	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学 (基礎編)	講義・演習	2
	口腔画像情報科学 (基礎編)	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学 (基礎編)	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学 (基礎編)	講義・演習	2
	歯科麻酔学 (基礎編)	講義・演習	2
	高齢者歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	総合診療歯科学 (基礎編)	講義・演習	2
	(応用編)		
	小児口腔医科学 (応用編)	講義・演習	2
	矯正歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	歯科保存学 (応用編)	講義・演習	2
	歯周病学 (応用編)	講義・演習	2
	クラウンブリッジ補綴学 (応用編)	講義・演習	2
	インプラント・義歯補綴学 (応用編)	講義・演習	2
	口腔画像情報科学 (応用編)	講義・演習	2
	顎顔面腫瘍制御学 (応用編)	講義・演習	2
	口腔顎顔面外科学 (応用編)	講義・演習	2
	歯科麻酔学 (応用編)	講義・演習	2
	高齢者歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	総合診療歯科学 (応用編)	講義・演習	2
	修士研究	実験・実習	1 4

養 教 医 成 育 療 コ 機 行 ー 関 政 ス 指 ・ 導 者	(基礎編) 口腔予防医学 (基礎編) 歯科医学教育学 (基礎編)	講義・演習 講義・演習	2 2
	(応用編) 口腔予防医学 (応用編) 歯科医学教育学 (応用編)	講義・演習 講義・演習	2 2
	修士研究	実験・実習	1 4
養 医 成 療 コ 技 ー 術 ス 開 発 者	(基礎編) 生体材料学 (基礎編)	講義・演習	2
	(応用編) 生体材料学 (応用編)	講義・演習	2
	修士研究	実験・実習	1 4
基 礎 医 学 研 究 者 養 成 コ ー ス	(基礎編) 分子口腔解剖学 (基礎編) 口腔細胞工学 (基礎編) 口腔機能解析学 (基礎編) 口腔機能分子科学 (基礎編) 口腔病理学 (基礎編) 口腔脳機能病態学 (基礎編)	講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習	2 2 2 2 2 2
	(応用編) 分子口腔解剖学 (応用編) 口腔細胞工学 (応用編) 口腔機能解析学 (応用編) 口腔機能分子科学 (応用編) 口腔病理学 (応用編) 口腔脳機能病態学 (応用編)	講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習 講義・演習	2 2 2 2 2 2
	修士研究	実験・実習	1 4

(履修方法)

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- (1) 必須コアカリキュラム 8単位以上 (「スタートアップ倫理学」2単位を含む。)
- (2) 所属するコース内の科目 18単位以上
 - うち、基礎編 2単位以上
 - 応用編 2単位以上
 - 修士研究 14単位
- (3) 所属するコース外の選択科目 4単位以上
 - うち、基礎編 2単位以上
 - 応用編 2単位以上

別表 4

区 分	授業科目	講義その他	単位数
カ 必 リ 須 キ コ ュ ア ラ ム	Outline of Dental Sciences	講義	2
	Outline of Clinical Dentistry	講義	2
	Oral Biology	講義	2
	Oral Pathology	講義	2
	Startup Ethics	講義	2
高 度 専 門 医 療 人 養 成 コ ー ス	(Basics)		
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Basics)		
	Endodontology and Operative Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Periodontology (Basics)	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Basics)	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Basics)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Basics)	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Basics)	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	General Dentistry (Basics)	講義・演習	2
		講義・演習	2
	(Applications)		
	Pediatric Dentistry and Special Need Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Orthodontics and Dentofacial Orthopedics (Applications)	講義・演習	2
	Endodontology and Operative Dentistry (Applications)		
	Periodontology (Applications)	講義・演習	2
	Fixed Prosthodontics (Applications)	講義・演習	2
	Implant and Rehabilitative Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Radiology (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Oncology (Applications)	講義・演習	2
	Oral and Maxillofacial Surgery (Applications)	講義・演習	2
	Dental Anesthesiology (Applications)	講義・演習	2
	Geriatric Dentistry (Applications)	講義・演習	2
	General Dentistry (Applications)	講義・演習	2
		講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4

養 教 医 成 育 療 コ 機 行 ー 関 政 ス 指 ・ 導 者	(Basics)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Basics)	講義・演習	2
	Dental Education (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
	Preventive and Public Health Dentistry (Applications)	講義・演習	2
養 医 成 療 コ 技 ー 術 ス 開 発 者	Dental Education (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4
	(Basics)		
	Biomaterials (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
基 礎 医 学 研 究 者 養 成 コ ー ス	Biomaterials (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4
	(Basics)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Basics)	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Basics)	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Basics)	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Basics)	講義・演習	2
	Oral Pathology (Basics)	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Basics)	講義・演習	2
	(Applications)		
	Molecular Cell Biology and Oral Anatomy (Applications)	講義・演習	2
	Molecular and Cellular Biochemistry (Applications)	講義・演習	2
	Oral Neuroscience (Applications)	講義・演習	2
	Aging Science and Pharmacology (Applications)	講義・演習	2
	Oral Pathology (Applications)	講義・演習	2
	Oral, Brain and Total Health Science (Applications)	講義・演習	2
	Master's Research	実験・実習	1 4

(履修方法)

学生は、次の単位数を修得しなければならない。

- (1) 必須コアカリキュラム 8 単位以上 (「Startup Ethics」 2 単位を含む。)
- (2) 所属するコース内の科目 1 8 単位以上
 - うち、Basics 2 単位以上
 - Applications 2 単位以上
 - Master's Research 1 4 単位
- (3) 所属するコース外の選択科目 4 単位以上
 - うち、Basics 2 単位以上
 - Applications 2 単位以上

九州大学教授会通則

平成 16 年度九大規則第 8 号
制 定：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：令和 3 年 4 月 27 日
(令和 3 年度九大規則第 3 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、九州大学学則（平成 16 年度九大規則第 1 号）第 31 条第 2 項の規定に基づき、教授会の組織、審議事項、議事の手続その他必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第 2 条 各学部の教授会の構成員は、次に掲げる者とする。

(1) 研究院の所属で当該学部の教育研究又は附属教育研究施設を担当する教授

(2) 病院の所属で学部の教育研究を担当する教授

2 各学府の教授会の構成員は、当該学府の教育研究を担当する教授とする。

3 各研究院の教授会の構成員は、当該研究院所属の教授とする。

4 基幹教育院の教授会の構成員は、基幹教育院所属の教授とする。

5 各附置研究所の教授会の構成員は、当該附置研究所所属の教授とする。

6 カーボンニュートラル・エネルギー国際研究所（以下「国際研究所」という。）の教授会の構成員は、国際研究所所属の教授とする。

7 情報基盤研究開発センター（以下「センター」という。）の教授会の構成員は、センター所属の教授とする。

8 教授会には、准教授その他の職員を加えることができる。

(教授会の審議事項等)

第 3 条 教授会は、総長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

(1) 学生の入学、卒業及び課程の修了

(2) 学位の授与

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして総長が定めるもの

2 教授会は、前項に規定するもののほか、総長及び教授会が置かれる部局の長（以下この項において「総長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び総長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

(議長)

第 4 条 教授会に議長を置き、当該部局の長をもって充てる。

2 議長は、教授会を主宰する。

(議事)

第 5 条 教授会は、構成員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 教授会の議事は、出席した構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 前 2 項の規定にかかわらず、特に重要な事項の審議については、別段の定めをすることができる。

(構成員以外の者の出席)

第 6 条 教授会が必要であると認めた場合は、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(代議員会等)

第 7 条 教授会は、その定めるところにより、教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される代議員会、専門委員会等（次項において「代議員会等」という。）を置くことができる。

2 教授会は、その定めるところにより、代議員会等の議決をもって、教授会の議決とすることができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教授会の議事の手続その他その運営に関し必要な事項は、各教授会の議を経て当該部局長が定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年度九大規則第246号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年度九大規則第40号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年度九大規則第14号）

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第32号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成24年度九大規則第50号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規則第41号）

この規則は、平成25年11月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第14号）

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大規則第83号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年度九大規則第3号）

この規則は、令和3年5月1日から施行する。

設置の趣旨等を記載した書類

九州大学大学院歯学府

目 次

I . 設置の趣旨及び必要性	1
II . 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か	5
III . 研究科、専攻等の名称及び学位の名称	5
IV . 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）	6
V . 教育方法，履修指導，研究指導の方法及び修了要件	17
VI . 入学者選抜の概要	20
VII . 教員組織の編制の考え方及び特色	22
VIII . 施設・設備等の整備計画	23
IX . 管理運営	24
X . 自己点検・評価	24
XI . 情報の公表	25
XII . 教育内容等の改善のための組織的な研修等	26

I. 設置の趣旨及び必要性

1. 設置の趣旨

九州大学大学院歯学府歯学専攻（博士課程）（以下、「歯学専攻（博士課程）」という。）は、医学や自然科学ならびに社会科学の分野において研究者として自立して研究活動を行うために必要な研究能力とその基礎となる豊かな学識を備えた研究者の養成を目的として、1971年4月に設置された。本課程では、歯学部における教養成果を礎として基礎歯学や臨床歯学、これらに関連する医学や自然科学ならびに社会科学の分野で活躍できる人材の養成と歯学の発展と口腔保健の向上に寄与しており、設立以来、大学院生を受け入れ、850名を超える修了生に学位を授与した。本課程を修了した者は、臨床の最前線で活躍し、地域医療のリーダーとして活躍しているほか、全国の医学部・歯学部の教授を輩出している。

一方、少子高齢化に伴う人口構成の変化や疾病構造の変化により、歯科医療を取り巻く環境は大きく変化している。また、インターネットの普及により、様々な情報を手軽に得られる状況になったことから、国民の健康や医療に対する意識も向上し、よりの確で予知性の高い医療が求められるようになった。このような状況下で、歯科医師以外の医療従事者、医療行政・教育機関の指導者、医療技術開発者にも、医療人としての高度な専門性、および新たな医療機器、医療材料の開発に携われる高度な研究能力が要請されるようになってきた。これまでに、歯科医師以外の専門学校卒業生*（専門士、一部高度専門士を含む。）を含む医療従事者、医療行政・教育機関の指導者、医療技術開発者の博士課程への入学希望があったが、博士課程で実践するコンピテンシーと、入学希望者が備えている資質や能力との間にミスマッチが生じていた。そこで、新たに修士課程を設置することで、歯科医療・口腔保健、医療工学分野および生命科学分野で活躍する、あるいは活躍を目指す者のニーズにマッチしたこれらの分野に関する最新情報、技術、および研究方法を修得する機会を提供することが可能となる。

（新設する修士課程のディプロマ・ポリシーはp6～7参照、対比の参考のために歯学専攻（博士課程）のディプロマ・ポリシーを参考資料として添付）。多様なキャリアパスをサポートすることは大学の社会に対する大学の大きな役割の1つであると考ええる。

また本学のグローバル化推進に対応して、歯学専攻（博士課程）では、中国を中心としたアジア各国からの留学希望者を積極的に受け入れており、令和2年度の大学院生総数156名のうち、留学生が41名で、1/4を占めている。一方で、留学希望者の中には医学部・歯学部以外の学部出身者も多く、本学では、修士課程相当の修業を担保するため、海外の4年制大学卒業生が歯学専攻（博士課程）へ入学する場合は2年間の研究歴を求め、研究生として2年間在籍しなければならないこととしている。現在、博士課程への進学を前提に7名が研究生として在籍しており、今後も研究生を経て博士課程へ進学する留学生が増えることが予想される。

2000年の大学院重点化以降、九州大学大学院歯学研究院は“Overall Well-being through Oral Health（口腔の健康から全身の健康に貢献する）”という理念を掲げ、大学院歯学府ならびに歯学部を含めて、この共通の理念のもとに教育、研究、診療を行ってきた。上述のような現代の社会的背景における歯科医師以外の医療従事者、医療行政・教育機関の指導者、医療技術開発者の養成と留学生を含む国際的な研究者の養成の必要性和需要を鑑みると、本学はこれらの必要性や需要に応えるべき理念を有し、その実施体制も整っているため、積極的に取り組むべきと考える。そのため、「九州大学教育憲章」に則り、自主的に課題を解決する能力を養成し、国民の健康寿命の延伸のために最先端の歯学・歯科医療の研究・開発を推進するとともに、チーム医療で中心的役割を担う医療従事者、口腔保健医療行政の指導者、医療技術開発者や国際的な場で活躍できる研究者・教育者となりうる、深い科学観、高い倫理観、豊かな人間性ならびに高い国際性を備えた人材を養成することを目的として、新たに九州大学大学院歯学府口腔科学専攻（修士課程）（以下、「口腔科学専攻（修士課程）」という。）を設置する。

※理学・作業療法士の専門学校卒業生

文科省から指定された専修学校専門課程修了者が高度専門士と称することができる（4年制大学大学卒業生相当：学士相当）

2. 設置の必要性

(1) 社会的要請

現代の疾患の多様性と歯科医療の急速な発展、少子高齢化に伴う人口構成の変化、国民の健康や医療に対する意識の向上に伴い、歯科医療を取り巻く環境は大きく変化しており、歯科衛生士などの医療スタッフはより高度で専門的な知識と技術が求められるようになってきている。さらに、超高齢社会の到来とともに健康寿命の延伸に食の重要性、周術期等における口腔機能管理^{*}及び口腔機能リハビリテーションが認識されるようになり、口腔健康の重要性は医科部門でも高まっている。そのため、歯科衛生士などの歯科医療に関わるスタッフはもちろんのこと、これまで歯学専門教育に触れることのなかった看護師、保健師、栄養士、理学・作業療法士などの職種の人達にも、最新の歯学・口腔科学の知識や技術が必要となっている。

また、急速な歯科医療のパラダイムシフトにより、歯科衛生士、看護師などの医療従事者に求められる知識や技術は大きく変わってきている。例えば、急速な超高齢社会の進展に伴って、う蝕は減少し、高齢化に伴って進展する歯周病、免疫異常を伴う口腔粘膜疾患や口腔癌が増加している。また、循環器系、呼吸器系や泌尿器系などの全身的な疾患を抱えた高齢者に対する口腔ケアの重要性が指摘され、歯科衛生士に医学、看護師に歯学の知識が求められることが発生している。これらに対応していくためには、現場のニーズに対応できる医療従事者を教育、または現場で指導する立場の人材が必要となるが、そのような人材を養成することができる機関はほとんどなく、まだまだ不足しているのが現状である。

加えて、医療機器、医療材料の開発に関して、患者や歯科医師のニーズの多様化、インプラント治療技術の発展に伴い、従来の歯科医療機器、歯科材料の改良だけでなく、新たな視点で、生体工学に基づく再生医療や生体材料の開発、および IT の発達に対応した高度なセンサー技術を持つ医療機器の開発が求められている。医療現場で求められている生体材料や医療機器を開発するためには、単なる工学的知識と技術のほかに、顎口腔領域の解剖生理学などの基礎知識の修得と臨床の現場を体感することが必要である。

歯学研究院は、生命科学分野における研究の飛躍的進歩に対応するために、前述の“Overall Well-being through Oral Health (口腔の健康から全身の健康に貢献する)”という理念に基づき、研究に取り組んでいる。これらの研究を推進するため、歯学研究院附属センターとして 2016 年に口腔機能、脳機能と全身の健康維持の連携を包括的に研究するオーラルヘルス・ブレインヘルス・トータルヘルス研究センター (Oral Health・Brain Health・Total Health (OBT) 研究センター) を設置、2022 年 1 月には、インプラントの材料開発をはじめ、歯髄や歯肉幹細胞を用いた再生医療を実現する歯科発生再生研究センター (Dent-Craniofacial Development and Regeneration (DDR) 研究センター) を設置した。

九州大学は地理的にアジアに近い国立大学であることから、中国をはじめアジアの各国から歯学研究院で実施されている生命科学研究に興味を持ち、大学院への入学を希望する留学生も多い。その中には医・歯学部以外の 4 年制大学の卒業生も多いが、現行の歯学専攻 (博士課程) に入学するためには、修士課程相当の修業を担保するため、2 年間、研究生として研究歴を積む必要がある。また、奨学金を申請する場合においても、研究生という身分では難しいことが多く、留学を躊躇する要因にもなっている。

このような社会的要請がある中、九州、西日本地区に所在する歯科大学・歯学部で修士課程を有する大学は、岡山大学、徳島大学、九州歯科大学の 3 校であり、福岡県内には九州歯科大学 1 校だけである。福岡市は人口 161.9 万人 (2022 年) で、本学附属病院を含む多くの大型の総合病院が存在する。また、福岡市内に 3 校の歯科衛生士専門学校、3 校の高度専門士の称号を付与する医療系専門学校が存在しており、ニーズは大いにあると考えられる。さらに、前述のように中国をはじめアジアの各国から、医・歯学部卒業生だけでなく 4 年制大学の卒業生から、本学で最新の歯学・口腔科学の知識と技術を学びたいという希望も多く、令和 3 年度の大学院博士課程の留学生数は九州歯科大学の 0 名に対して、本学が 35 名と圧倒的に多い状況である。

このような状況を踏まえ、短期間で職業に必要な知識、技術および技能を修得できる短期プログラムではなく、長期的な視点で基礎から応用までを体系的に学ぶことができる修士課程を本学に設置す

ることが必要である。

※周術期等における口腔機能管理

いわゆる周術期における患者に加え、化学療法や放射線療法等を受けている患者や非経口摂取患者の口腔粘膜処置に対して行われる口腔機能管理

(2) 学術的要請

日本では世界でも類を見ない速さで超高齢社会となり、高いQOL (Quality of Life) を維持して健康寿命の延伸を目指すことが喫緊の課題となっている。これまでに、咀嚼がエネルギー代謝や肥満を予防・改善するほかに、免疫機能を高めることや、脳の認知機能を高めることが報告されている。また、歯周病が糖尿病や動脈硬化と関係し、歯周病の口腔ケアが血糖値を改善すること、さらに口腔ケアが高齢者の肺炎予防に効果的であることが報告されている。これらの報告は、ライフステージに応じた健康増進や疾病管理に口腔機能の維持が重要であることを示しているが、咀嚼と脳機能、口腔ケアと疾患予防の科学的根拠はまだ不明な点が多い。

一方、近年、ゲノム解析や iPS 細胞に代表されるような生命科学の分野における革新的技術が飛躍的に進歩し、難病の病態解明や細胞移植などの再生医学への発展に貢献している。

これらの現状を踏まえ、九州大学歯学研究院では、口腔から全身の健康に貢献するための研究を推進する OBT 研究センターと新たな再生医療を実現するための DDR 研究センターを設置し、「口腔健康科学」と「口腔組織の再生・再建医療」の2つの柱で研究を進めている。この2つの研究には、ライフステージに対応した食育・摂食の研究、口腔機能と脳機能・全身の健康との関係の解明、疾病予防や介護予防における新しい分野の確立のためのエビデンスが必要であり、歯科医師や歯科衛生士だけでなく、看護師、保健師、栄養士、理学・作業療法士などの様々な職種における口腔科学の確立が求められている。

また、歯科医療機器・歯科材料の開発技術は飛躍的に発展しており、歯科医師のニーズと患者のニーズの両方に応えることができる開発技術の研究が必要不可欠である。これには、単に工学的知識や技術だけでなく、口腔顎顔面領域の解剖学、生理学を細胞・組織レベル、さらには分子・遺伝子レベルで理解するほか、ITを用いたデータ収集、解析、さらにシミュレーションを実践する能力が必要であり、基礎・臨床歯科学、生命科学と工学の融合した学際研究 (interdisciplinary) の確立も求められている。

加えて、アジア諸国では、高度な歯科医療技術の修得、近い将来に迎える超高齢社会に備えて口腔科学の知識の修得、新たな歯科医療機器・歯科材料の開発のための知識や技術の修得が必要である。これらの知識や技術を修得し、歯科医療を向上させるためには、医・歯学部出身者に限らず、看護師、歯科衛生士などの医療従事者のほか、理工学部出身者による歯科医療機器・歯科材料の開発や栄養学部出身者の食品・栄養面からの貢献も必要である。このような医・歯学部以外の4年制大学卒業者に対して、修士課程を設置することで、修士課程から博士課程の一貫教育によって多くの知識や研究能力を修得することができ、将来、母国の研究者・教育者の養成や、世界における歯科医療の向上に貢献することが可能となる。

(3) 貢献可能性

九州大学大学院歯学部に、口腔科学専攻（修士課程）を設置し、現代の疾患の多様性、医療に対する社会ニーズの変化、医療技術・再生医療の進歩に対応する能力を有する医療人、指導者、および研究者を養成することにより、以下のような大きな効果をもたらすことが期待される。

① 学術的貢献

健康寿命の延伸、QOLの向上に貢献する口腔科学分野、生命科学および工学を融合した学際研究を展開し、口腔保健学、口腔工学および口腔生命科学領域の研究者・教育者を養成することで学術的に貢献する。

九州大学歯学研究院には、高齢者歯科学・全身管理歯科学分野はじめとする歯科医療のパラダイムシフトに対応できる臨床分野が揃っており、臨床実績を上げている。また、口腔の健康を維持することで脳の健康さらには全身の健康に貢献することを目指した OBT 研究センターを全国

に先駆けて設置し、さらに DDR 研究センターを立ち上げており、口腔科学の知識を有した高度専門医療人や医療行政・教育機関指導者の養成に貢献できる。

また、歯学府の生体材料学分野と臨床分野の共同開発により、世界初の「炭酸アパタイト」を主成分とする国内初の「インプラント適用」の骨補填材が開発され、臨床応用されている。このような実績からも医療技術開発者の養成に貢献できる。

加えて、これまで博士課程において、国内外の 4 年制大学出身者を受け入れ研究指導を行い、国内外で活躍する教育者や研究者を輩出してきた実績を踏まえ、基礎医学研究者の養成にも貢献することができる。

② 教育的貢献

現代の疾患の多様性、医療に対する社会ニーズの変化に対応する高度医療専門知識や技術を有した医療人、またこれらの医療人を養成する教育者、最新の歯科医療機器や歯科材料の開発に携わる研究者、海外からの留学生に対し、それぞれのニーズにあった教育を実践する。

九州大学病院において、歯科は、医科との連携のみならず、衛生士、看護師などの医療従事者と多職種連携で地域包括ケアを行なっている。さらに歯学研究院は、総合診療歯科学分野の他に高齢者歯科学・全身管理歯科学分野を設置し、多職種連携において、口腔ケアの指導実績があり、今後、さらに分野横断的な人材育成に貢献することができる。

なお、今回の改組は、学部を新たに設置するものではなく、修士課程を設置するものであるが、これまで、学士や修士を修了してない多職種の学生を博士課程で受け入れ、学位を取得させた実績も十分あることから、その経験も踏まえ、学生のニーズにあった教育を実践することができる。

③ 地域社会への貢献

地域歯科医療への貢献はもとより、介護支援や各種施設等での口腔ケアの指導に加え、産業としての技術支援により、地域社会へ貢献する。

九州大学病院のみならず、地方の中核病院との医療連携においても医療の中心的役割を担っており、歯学府で養成した口腔科学を実践できる高度専門医療人や医療行政・教育機関指導者は地域社会の医療をあらゆる側面からサポートできる人材を輩出する。

また、新たな歯科材料や食品関連の商品開発など、様々な面から地域社会に貢献することができる。

④ 国際的貢献

高度な歯科医療技術、近い将来に迎える超高齢社会に備えた口腔科学の知識、新たな歯科医療機器・歯科材料開発のための知識や技術の修得を目的とした留学生を、将来母国で活躍する研究者・教育者として養成する。さらに研究成果を国際学会や国際雑誌に発表するとともに、優秀な人材を世界に向けて輩出し、国際貢献を行う。

歯学府では、これまでに多くの海外からの留学生の受け入れ実績があり、さらに博士課程を修了した留学生が母国で研究者や教育者として活躍している。今後、修士課程から留学生を受け入れることで、海外の医療従事者にいずれ訪れる可能性のある歯科医療のパラダイムシフトに対応できる指導者を養成することができる。

3. 養成する人材像及び終了後の進路見通し

少子高齢化に伴う人口構成の変化や疾病構造の変化により、歯科医療を取り巻く環境は大きく変化しており、歯科医師以外の医療従事者、医療行政・教育機関の指導者、医療技術開発者、及び留学生を含む国際的な研究者の養成の必要性が高まっている。こうした需要を踏まえ、歯学府口腔科学専攻（修士課程）では、「九州大学教育憲章」に定める教育の目的と 4 つの原則（人間性の原則、社会性の原則、国際性の原則、専門性の原則）に則り、国民の健康寿命の延伸のために最先端の歯学・歯科医療の研究・開発を推進するとともに、チーム医療で中心的役割を担う医療従事者、口腔保健医療行政の指導者、医療技術開発者や国際的な場で活躍できる研究者・教育者となりうる、深い科学観、高い倫理観、豊かな人間性ならびに高い国際性を備えた人材を養成する。

本専攻には、学生のニーズに幅広く対応するために 4 つのコース（高度専門医療人養成コース、医

療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース、基礎医学研究者養成コース）を開
設し、全コースに留学生のための英語での講義・実習を行う「国際コース」を設ける。

- ① 高度専門医療人養成コース：4年制大学卒業生（学士）ないし専門学校卒業生（専門士、一部高度専門士を含む）であり、看護師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、社会福祉士などの職業に従事する者、またはこれらの職業に従事する留学生を主な対象とする。各自の専門とする歯科臨床に関する高度な専門知識を持ち、大学病院・総合病院など高度専門医療機関において多職種連携に対応できる人材を養成する。各自の専門とする歯科臨床に関する高度な専門知識のほかに、解剖生理学などの基礎的知識を包括的に修得させる。また、指導的立場になるための教育力も養う。修了後は大学病院・総合病院において指導的役割を果たす看護師、歯科衛生士、歯科技工士、言語聴覚士、福祉学士など、または博士課程進学。
- ② 医療行政・教育機関指導者養成コース：4年制大学卒業生（学士）ないし専門学校卒業生（専門士、一部高度専門士を含む）であり、看護師、保健師、栄養士、歯科衛生士、各種専門学校教諭、保健行政関係者などの職業に従事する者、またはこれらの職業に従事する留学生を主な対象とする。口腔保健に関する専門知識を持ち、国民健康保険の推進に貢献できる人材、またはそのような人材を養成する教育機関で指導者となることができる人材を養成する。口腔保健に関する高度な専門知識のほかに、衛生学・高齢者歯科学の基礎的知識のほか、専門学校の教員になるための教育力も養う。修了後は行政関係、専門学校教員など、または博士課程進学。
- ③ 医療技術開発者養成コース：4年制大学卒業生（学士）ないし専門学校卒業生（専門士、一部高度専門士を含む）であり、栄養士、歯科技工士などの職業に従事する者、または学士（理学、工学、農学）などの学士を有する者、またはこれらの学位を有する留学生を主な対象とする。従来の歯科材料、歯科医療機器の改良だけでなく、新たな視点で研究開発、ブランディングまで総合的に対応できる人材を養成する。歯科材料、歯科医療機器に関する高度な専門知識のほかに、解剖生理学の基礎的知識を修得させ、さらに歯科臨床の現場を体感させる。修了後は歯科医療機器・材料企業、食品メーカー、歯科理工学分野の研究者・教育者など、または博士課程進学。
- ④ 基礎医学研究者養成コース：口腔領域から全身の健康へ貢献するような基礎研究に従事し、修士課程終了後に博士課程への進学を希望する4年制大学卒業の学生、留学生を主な対象とする。生命科学に関する知識を有し、自ら問題提起し、解決でき、さらに英語によるプレゼンテーション能力を有した人材を養成する。生命科学に関する高度な専門知識と研究計画を立案し遂行できる能力およびプレゼンテーション能力を養う。修了後は博士課程進学。将来的に国内、母国（留学生の場合）・海外の医療機関・教育機関の研究者および指導者。

II. 修士課程までの構想か、又は、博士課程の設置を目指した構想か。

修士課程までの構想である。なお、博士号取得希望者については、既設の九州大学大学院歯学府歯学専攻（博士課程）に進学する。

III. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

1. 研究科、専攻の名称

名称は、九州大学歯学府口腔科学専攻とする。

学生の多様なニーズに対応するために、高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース及び基礎医学研究者養成コースの4つのコースを置く。これら4つのコースは、専門性は異なるものの、口腔領域に特化した生命科学を研究する学問が基礎となっていることから、専攻名は「口腔科学専攻」とする。

2. 学位の名称

口腔を中心とした医療科学を明示し、4つのコース全てに共通した「修士（口腔科学）」とする。

3. 口腔科学専攻（修士課程）の英語名称

口腔科学専攻（修士課程）の英語名称は、Graduate School of Oral Science, Master's Course とする。

IV. 教育課程の編成の考え方及び特色（教育研究の柱となる領域（分野）の説明も含む。）

1. 教育課程編成の基本的な考え方や特色

口腔科学専攻（修士課程）では、ディプロマ・ポリシーに掲げる学修目標を達成するために、以下のような学生の志向に応じたきめ細かな教育を行う。

口腔科学とは、口腔領域に特化した生命科学を研究する学問をいう。口腔は消化器の入り口であり、食物の摂取、咀嚼、嚥下のほかに、体外の害的物質から身体を守る役割、味覚、発声などの機能を有する。また、口腔機能は脳機能と密接な関係を持ち、生命維持にも重要である。さらに歯周病による歯槽骨の欠損、口唇口蓋裂などの先天異常による骨・軟骨の欠損や低形成や腫瘍や外傷による硬組織・軟組織の欠損には再生医療を用いた顎口腔機能の再建が必要となる。このように口腔科学を発展させる上で、口腔領域の解剖生理学や分子生物学などの基礎的知識の修得が必要であり、その上で臨床の場で直面する様々な問題に対応する知識と技術を修得するほかに新たな歯科材料や歯科医療機器の開発が必要となる。

（5）口腔科学専攻（修士課程）のディプロマ・ポリシー

① 全コース共通

A. 主体的な学び・協働

1. 医療を通じて、国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する意欲を持っている。
2. 国際専門雑誌に研究成果を発表することの重要性を理解している。

B. 知識・理解

1. 口腔機能の維持や回復に必要な基礎的知識について理解し、説明することができる。
2. 最新の歯学・口腔科学について理解し、説明することができる。

C-1. 知識・理解の応用

1. 歯学・口腔科学に関する知識を統合し、課題を設定し、科学的アプローチで検証することができる。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

1. 社会における歯学・口腔科学の役割について理解し、遂行する意欲を持っている。
2. 研究者・医療人に必要な一定の教養ならびに高い倫理観をもって、歯科医療に取り組む意欲を持っている。

② 高度専門医療人養成コース

C-2. 新しい知識の創出

1. 歯科臨床の専門分野における高度な専門知識に基づいて、先進的口腔保健活動の発展に貢献することができる。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

3. 歯科臨床の専門分野における高度な専門知識に基づいて、多職種と主体的に連携して、口腔保健活動を通じた福祉の向上に貢献することができる。

③ 医療行政・教育機関指導者養成コース

C-2. 新しい知識の創出

1. 口腔保健に関する専門知識に基づいて、国民健康保険の推進に貢献するとともに、医療行政・

教育機関において医療従事者を養成することができる。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

3. 口腔保健に関する専門知識に基づいて、多職種と主体的に連携して、口腔保健活動を通じた福祉の向上に貢献することができる。

④ 医療技術開発者養成コース

C-2. 新しい知識の創出

1. 歯科材料、歯科医療機器に関する高度な専門知識、及び解剖生理学の基礎知識に基づいて、新たな歯科医療機器、歯科材料の開発を通じた科学技術の発展に貢献することができる。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

3. 歯科材料、歯科医療機器に関する高度な専門知識、及び解剖生理学の基礎知識に基づいて、バイオテクノロジー、医療等に関係する企業等における研究開発、又は医療関係業務を通じた福祉の向上に貢献することができる。

⑤ 基礎医学研究者養成コース

C-2. 新しい知識の創出

1. 生命化学に関する高度な専門知識と研究遂行能力に基づいて、基礎医学・歯学研究の実践を通じた科学の発展に貢献することができる。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

3. 生命化学に関する高度な専門知識と研究遂行能力に基づいて、教育研究機関で歯学・口腔科学の研究を推進することができる。

修士課程カリキュラム

必須コアカリキュラム (選択、8単位以上): 全コース共通 ※スタートアップ倫理 学は必修科目	1. 歯学概論 (2単位): 歯学、歯科医療、インフォームド・コンセントなどについて解説するとともに、口腔領域に関する解剖生理学の基礎知識、臨床歯学の領域を各分野の教員が解説し、歯学に対する造詣を深める。 2. 歯科臨床概論 (2単位): 九州大学病院歯科部門の各診療科を臨床見学することにより、歯科が対象とする疾患について理解する。歯科疾患の予防と口腔から健康増進を図ることを体感し、将来口腔科学を学ぶことに対する自覚と自身の健康に対する意識改革を促す。 3. 口腔生物学 (2単位): 主に生化学、薬理学、および分子生物学の知識と技術を学び、実験に対する基礎的知識を修得する。 4. 口腔病態学 (2単位): 歯科領域の代表的疾患の成因や経過について理解し、病理組織に関する基礎的知識を修得する。 5. スタートアップ倫理学 (2単位): 基礎研究、臨床研究を開始するにあたり必要な医の倫理、生命倫理、社会倫理、研究倫理、動物実験、遺伝子組換え実験、試薬・廃液管理、インターネット利用などを十分理解する。
高度専門医療人養成 コース (18 単位以上)	1. 小児口腔医科学 (基礎編) (2単位): 本講義および演習では、小児の口腔領域における形態および機能的発達について学ぶとともに、小児に特徴的な行動や歯科疾患の概要を学修する。特に小児の発育と発達について、身体的発育や精神発達のみならず、咀嚼・嚥下、発音等の機能についての理解を深める。 小児口腔医科学 (応用編) (2単位): 本講義および演習では、小児の口腔領域における形態および機能的発達について学ぶとともに、小児に特徴的な行動や歯科疾患の概要を学修する。特に小児の発育と発達につ

	いて、身体的発育や精神発達のみならず、咀嚼・嚥下、発音等の機能についての理解を深める。 修士研究 (14 単位) 2. 矯正歯科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、矯正歯科治療の実践のために不正咬合の病因、発病機序並びに予防に関する基礎的・臨床的研究及び社会歯科学に関する研究の進め方について理解する。口腔顎顔面領域の成長発育に見られる常態と病態及び成人における咬合異常などの診断・予防・治療に関連する論文の抄読を行い、自身の興味の対象への理解を深め、研究計画を検討、立案し、研究を開始する。同時に、それぞれの研究遂行に必要な基本的研究法を身につける。 矯正歯科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、矯正治療に必要な臨床技術を身につけると共に臨床の実践を基盤とした臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 3. 歯科保存学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯の硬組織疾患の予防と治療法に関連した最新のトピックスを理解する。研究の基礎的方法について知識および手技を修得する。またこれを自身の研究プロジェクトに応用する。 歯科保存学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、臨床実習を通して、歯の硬組織や歯周組織に生じる病変および疾患の病態、病因、診断、治療法ならびに予防法について理解する。保存修復治療および歯内治療の実践に基づいた臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 4. 歯周病学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯周組織の解剖 (硬性細胞) と生理機能を理解し、歯周組織に生じる一般的な病変の成因と病態を理解する。宿主 - 寄生物相互作用の観点から、感染源と宿主免疫応答の多様性を理解する。 歯周病学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、一般的な慢性歯周炎から始め、高度な手技を要する高度に進行した、侵襲性歯周炎や全身疾患を伴う難治性歯周炎の診断、治療計画の策定、実践、評価までを体得する。歯周病治療の実践に基づいた臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 5. クラウンブリッジ補綴学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯の実質欠損や咬合の不調和などに起因する顎口腔系の形態、機能及び審美障害などに対して、形態、機能及び外観の回復・改善を図るための治療法及び予防の実践的研究に関して理解を深める。 クラウンブリッジ補綴学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯の実質欠損や咬合の不調和などに起因する顎口腔系の形態、機能及び審美障害などに対して、形態、機能及び外観の回復・改善を図ることを体得する。補綴治療の実践に基づいた臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 6. インプラント・義歯補綴学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯牙欠損に代表される構造異常により生じる咀嚼機能障害の発症メカニズム、病態、治療法の実践的研究に関して理解を深めるとともに、咀嚼系の構造要素の相互の関連などについても理解を深める。 インプラント・義歯補綴学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、臨床実習の中で、様々な症例を通じて歯牙欠損に代表される構造異常により生じる咀嚼機能障害の発症メカニズム、病態および咀嚼系の構
--	--

	造要素の相互の関連などについての詳細を学ぶ。インプラント治療の実践に基づいた臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 7. 口腔画像情報科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯・顎・顔面の構造や機能について、画像診断学的手法により病態の解明や生体情報の解析を行った論文の抄読と、画像工学や放射線利用による生体分析の基礎的な手法を修得する。 口腔画像情報科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、各種の画像診断技術についての理解を深め、歯・顎・顔面の病態に対する画像診断学的分析を行う。さらに、画像工学的手法や放射線計測学的手法による研究技術を深める。 修士研究 (14 単位) 8. 顎顔面腫瘍制御学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、顎・口腔領域に生じる腫瘍 (良性・悪性) の病因と病態を解明するとともに、新規治療法の確立を目的とした臨床及び基礎研究を行う。講義では口腔腫瘍全般ならびに他臓器に発生する腫瘍に関する最新の治療法や研究論文を紹介し、研究に対する指針を与える。 顎顔面腫瘍制御学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、口腔腫瘍患者の担当として、治療介助を行う。また、全身麻酔下での腫瘍手術に立ち合い、実際の手術手技と周術期口腔ケアを学ぶ。口腔顎顔面外科学の臨床修練を通して治療体系を学び、治療方法、器材の使用法等を理解する。 修士研究 (14 単位) 9. 口腔顎顔面外科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、口腔顎顔面外科疾患 (先天・後天異常、顎変形症、口腔癌、良性腫瘍、嚢胞、粘膜疾患、外傷、炎症、唾液腺疾患、顎関節疾患など) に関する病態の基礎知識、口腔顎顔面外科疾患の診断法、口腔顎顔面外科疾患の治療法、臨床的および細胞生物学的、分子生物学的研究に関する基礎知識の講義、演習を行う。 口腔顎顔面外科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、口腔顎顔面外科学の臨床実習を通して治療体系を学び、治療方法、器材の使用法を学び、臨床的研究を行う。 修士研究 (14 単位) 10. 歯科麻酔学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、全身麻酔薬、局所麻酔薬及び併用される薬物の薬生作用を理解する。全身麻酔および静脈内鎮静に必要な機材の準備を学ぶ。術前検査結果や診察から、麻酔管理についての術前評価の方法を学習する。 歯科麻酔学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、静脈路確保、気管挿管などの基本手技やモニタリングや輸液管理の考え方を修得する。 修士研究 (14 単位) 11. 高齢者歯科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、高齢者歯科学・全身管理歯科学領域の専門的文献や臨床研究を通じ、「口腔機能が全身の健康に及ぼす影響」について、科学的に考察する。 高齢者歯科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、加齢および周術期口腔ケアを含む全身機能の異常や低下による口腔機能への影響および口腔領域と全身諸機能との相互関係を研究するとともに、研究成果を論文として発表するための論文構想の検討や統計処理などに関
--	--

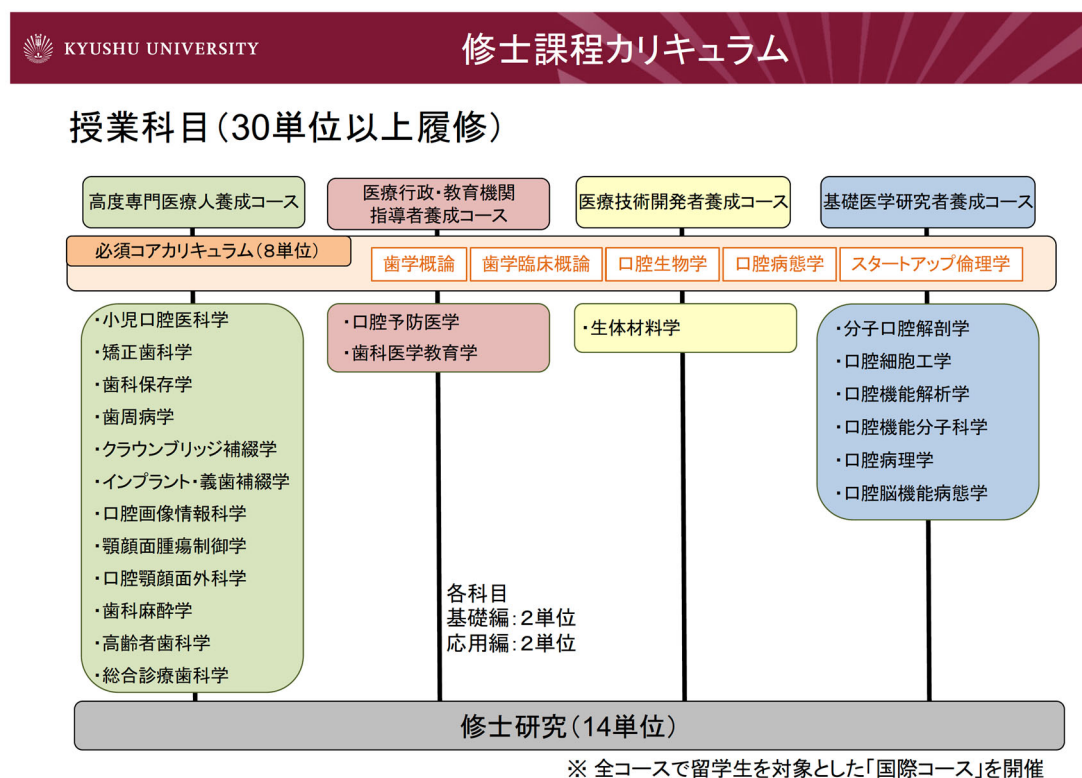
	して、指導を受けながら実践する。 修士研究 (14 単位) 12. 総合診療歯科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、総合診療歯科学分野の最新のトピックス、研究方法について講義する。また、本学府 3 年生が自身の研究内容について発表を行う大学院中間発表会に出席し、本学府における実際の研究プロジェクトについて、ディスカッションを行う。 総合診療歯科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、総合診療歯科学の臨床体系の発展に資するべく治療法、器材等の使用法を理解し、臨床の実践を基盤とした研究を行う。 修士研究 (14 単位)
医療行政・教育機関 指導者養成コース (18 単位以上)	1. 口腔予防医学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、齲蝕の病原性解明に関する基礎知識を学び、さらにその知識を自らの研究に応用する技能を修得する。歯周病の病原性解明に関する基礎知識を学び、さらにその知識を自らの研究に応用する技能を修得する。齲蝕および歯周病以外の口腔疾患の病原性解明に関する基礎知識を学び、さらにその知識を自らの研究に応用する技能を修得する。齲蝕、歯周病などの口腔疾患の予防法や発病予測法の開発に関する最新の基礎的研究について理解を深める。 口腔予防医学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、口腔疾患の予防への歯磨剤や歯刷子等の剤・用具および診断技術の最近の進歩と、それらの口腔保健向上への寄与等について科学的な観点から理解する。また、地域口腔保健が包含する問題をいかに解決すべきかについて手法を探究する。 修士研究 (14 単位) 2. 歯科医学教育学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、医系大学で実践される教育、教育プログラム評価、e ラーニング等について理解する。 歯科医学教育学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、医系大学で実践される教育、教育プログラム評価、e ラーニング等を実践し、客観的に評価する。 修士研究 (14 単位)
医療技術開発者養成 コース (18 単位以上)	1. 生体材料学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、エネルギー分散分光分析装置を備えた走査型電子顕微鏡 (SEM) による試料観察方法、電子線マイクロアナライザーによる元素分析方法の研究技術、マイクロ CT 撮影と解析法を修得する。 生体材料学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、歯科治療で使用する生体材料の基礎的性質ならびに具備すべき要件について学修する。医療用機器が具備すべき要件について説明できる能力を養う。 修士研究 (14 単位)
基礎医学研究者養成 コース (18 単位以上)	1. 分子口腔解剖学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、骨および口腔顎顔面領域における種々の再生・再建及びその制御に関する科学を広く取り扱う。特に骨代謝制御(骨吸収・骨形成及びこれらの共役現象に基づく骨改造制御)についての最新知識を講義し、硬組織再生研究に必要な高度な知識を修得する。 分子口腔解剖学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、骨および口腔顎顔面領域における種々の再生・再建及びその制御に関する科学を広く取り扱う。特に骨代謝制御(骨吸収・骨形成及びこれらの共役現象)

	象に基づく骨改造制御)についての最新知識を講義し、硬組織再生研究に必要な高度な知識を修得する。また、上記研究の実践に当たって、組織学、免疫学、分子生物学、細胞生物学、発生学、血液学等の技術を修得し、複数の技術を柔軟に組み合わせて対象とする研究を進める能力を養う。 修士研究 (14 単位) 2. 口腔細胞工学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、骨代謝、メタボリックシンドロームに関する研究および分子生物学領域で重要な最新の研究の動向を理解するために、文献を読む。生命科学を理解する上で重要な生化学・分子生物学的手法の原理を理解した上で実践し、結果を導き出す能力を養う。 口腔細胞工学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、骨代謝、メタボリックシンドロームに関する研究および分子生物学領域で重要な最新の研究の動向を理解するために、文献を読み、概要を説明する。生命科学を理解する上で重要な分子生物学的手法の原理を理解した上で実践し、結果を導き出す能力を養う。さらに低年次カリキュラムで学んだ技術を発展させた手技を修得し、信頼性の高いデータを引き出す能力を養う。 修士研究 (14 単位) 3. 口腔機能解析学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、口腔・顎・顔面の機能とその発現機序を解析するために必要な神経生物学的基礎と種々の研究戦略について、基礎的な内容を講義する。口腔機能を分子から個体に至る各レベルで解析するため、分子遺伝学的、細胞、神経、行動学的実験手法を学ばせ、基礎的な研究を実践する。 口腔機能解析学 (2 単位) (応用編) : 本講義および演習では、口腔・顎・顔面の機能とその発現機序を解析するために必要な神経生物学的基礎と種々の研究戦略について、最新の知見を加え講義する。口腔機能を分子から個体に至る各レベルで解析するため、分子遺伝学的、細胞、神経、行動学的実験手法を学ばせ、研究を実践する。 修士研究 (14 単位) 4. 口腔機能分子科学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、薬物の作用を通じて明らかにされた様々な生命活動の分子機構や疾患の病態発現機構等についての最新の知見と研究成果についての講義を実施する。 口腔機能分子科学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、肥満や腫瘍、神経変性疾患によって惹起される炎症の制御メカニズムについて、最新の知見や研究成果論文を題材にして、研究課題の選び方、実験デザインの仕方、実験方法、結果の解釈、今後の研究展開などについて講義を実施する。 修士研究 (14 単位) 5. 口腔病理学 (基礎編) (2 単位) : 本講義および演習では、臨床で病理組織診断を行うため、診断根拠となる基本的病理所見を確認し、診断の妥当性、治療や予後の基本的項目について検討する準備を行う。併せて、臨床所見や画像所見との比較を行うため基本的事項を修得する。 口腔病理学 (応用編) (2 単位) : 本講義および演習では、臨床で病理組織診断が行われた症例を用いて診断根拠となる病理所見を確認し、診断の妥当性、治療や予後の基本的項目について検討を行う。併せて、臨床所見や画像所見との比較を行う。また、CPC に参加し剖検症例を通し
--	---

	て総合的臨床病理学的見識を構築する。 修士研究 (14 単位) 6. 口腔脳機能病態学 (基礎編) : 本講義および演習では、口腔機能、脳機能、およびそれらと全身健康状態との連携について、包括的な知識修得を目的とし、生命科学における幅広い分野についての理解を深める。さらに、専門的文献を通じて、各種病態における口腔科学、脳科学の関与について考察する能力を養う。 口腔脳機能病態学 (応用編) : 本講義および演習では、口腔機能、脳機能、およびそれらと全身健康状態との連携について、包括的な知識・技術修得を目的とし、生命科学における幅広い分野についての総合的理解力・研究実践力を養う。さらに、各種病態における口腔科学、脳科学の関与について考察し、科学的根拠に基づく研究内容を立案し、実践する。 修士研究 (14 単位)
--	---

※ 留学生に対して、全コース英語で開講する「国際コース」を設ける。

図1：修士課程カリキュラム



2. カリキュラム編成の方針 (カリキュラム・ポリシー)

国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する、幅広い人間力を有した人材の育成を目指す歯学府口腔科学専攻(修士課程)の、全コース共通学修目標の達成を可能とする「必須コアカリキュラム」を設定する。「必須コアカリキュラム」は、次の5つの2単位科目(選択必修8単位以上)から構成され、九州大学の教員団に加えて、国内外の専門領域の講師を招聘することで、最新の専門知識の修得を保証する。

- ① 「歯学概論」: 口腔機能の維持や回復に必要な解剖学・生理学などの幅広い基礎科目を網羅。
- ② 「歯学臨床概論」「口腔生物学」「口腔病態学」: 生命科学に関する基礎から高度な専門知識を修得する。英語論文を解説する能力も育成する。

- ③ 「スタートアップ倫理学」：医療人、研究者として身につけるべき倫理性を修得。

「必須コアカリキュラム」の基盤の上に、コース固有の学修目標の達成を可能とする専攻分野の講義科目、及び研究能力を高めるための演習科目を充実させたカリキュラムを実現する。学修の集大成として、修士論文の執筆を必須とする。

(1) 高度専門医療人養成コース

- ① 医療・研究倫理、口腔保健学および関連領域に関する包括的知識の修得につながる講義・演習科目。
- ② 先進的口腔保健学、栄養学、生命科学および臨床研究に関する講義・演習科目。
- ③ 九州大学附属病院内で実践している周術期口腔ケアなどの多職種連携を通じた幅広い専門研究展開につながる講義・演習科目。

(2) 医療行政・教育機関指導者養成コース

- ① 科学的根拠に基づいた医療行政、歯科保健福祉事業に関する講義・演習科目。
- ② 先進的口腔保健学、栄養学、生命科学および臨床研究に関する講義・演習科目。
- ③ 国際歯科保健学、社会歯科学、災害歯科学などの医療行政に関わる講義・演習科目。

(3) 医療技術開発者養成コース

- ① 医歯用生体材料科学、医歯用機器に関する専門的な講義・演習科目。
- ② 栄養学、食品学に関する講義・演習科目。

(4) 基礎医学研究者養成コース

- ① 博士課程への進学に必要な基礎知識、および実験手技を修得するための講義・演習科目。
- ② 国際性の向上のため、英語による講義を実施し、学会発表を通して英語でのプレゼンテーション能力を修得するための講義・演習科目。
- ③ 医科学や歯科学の基礎を背景に社会への還元を目指す“橋渡し研究”に携わる基盤を修得するための講義・演習科目。

3. 専攻、コース編成の考え方

全国の歯科大学・歯学部で修士課程を有している大学は東北大学、東京医科歯科大学、新潟大学、岡山大学、徳島大学、九州歯科大学の6大学であるが、これらの大学は学部には口腔保健学科を有していることから、修士課程も主に口腔保健学を教育対象としている。一方で、今回新設する口腔科学専攻（修士課程）の場合、対象者は口腔保健学に限らず、歯科衛生士、歯科技工士などのコデントラスタッフ以外に新たな歯科医療機器や歯科材料の開発を希望する者、行政や専修学校の教育に携わる人々のほか、博士課程への進学を希望する医・歯学部卒業以外の4年制大学出身の留学生などの多様なニーズに応えるために、高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース及び基礎医学研究者養成コースの4つのコースを設置し、学生の志向に沿った教育を実施する。学生は入学時に4つのコースのうち1つを選択する。

各コースのカリキュラムは研究を実施する上で共通して必要な知識を修得する「必須コアカリキュラム」と各専攻科目のカリキュラムで構成される。各専攻科目は必要に応じて、コース間で選択できるように配慮するとともに、コース間の連携を図る。

4. 履修基準及び履修方法

各授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

- ・講義及び演習については、15時間をもって1単位とする。
- ・実験、実習については、30時間をもって1単位とする。

(1) 履修基準

必須コアカリキュラム	コース内科目 (修士研究 14 単位を含む)	コース外科目	合計
------------	---------------------------	--------	----

8 単位以上	18 単位以上	4 単位以上	30 単位以上
--------	---------	--------	---------

(2) 履修方法

第1学年

前期		後期	
必須コアカリキュラム（講義）	選択必修	コース内科目（基礎編）（講義、演習）	選択必修
修士研究（特別研究）	選択必修	コース外科目（基礎編）（講義、演習）	選択必修
		修士研究（特別研究）	選択必修

第2学年

前期		後期	
コース内科目（応用編）（講義、演習）	選択必修	修士研究（特別研究）	選択必修
コース外科目（応用編）（講義、演習）	選択必修		
修士研究（特別研究）	選択必修		

第1学年、前期に必須コアカリキュラムの受講した後から、主・副指導教員による指導のもと、研究テーマを設定して研究を行い、修士論文を作成する。研究の各過程において、主指導教員は、進捗状況を確認しながら適切な指導を行う。

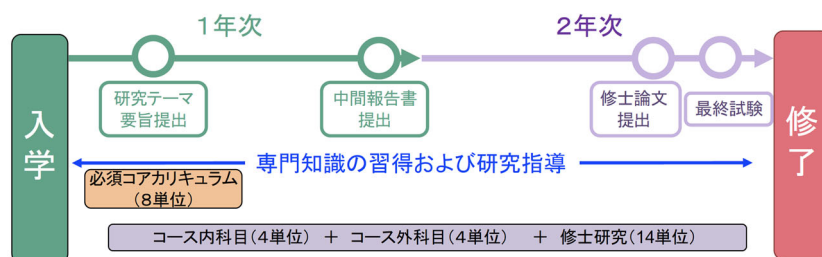


図2：カリキュラムとタイムスケジュール

5. 履修方法の特色

- ① 学生のニーズに合わせて4つのコースを設置し、学生の志向に沿った教育を実践する。
- ② 1年次に研究を開始する上で必要な基礎的知識を修得し、倫理および法令を厳守するための選択必修科目「必須コアカリキュラム」（8単位以上）を設ける。
- ③ 学生のニーズに直結するコース内科目を設け、所属するコースの科目を集中的に履修し、専門性をより強化する。
- ④ コース内科目の他にコース外科目を設け、研究に必要な科目を履修して、融合的・横断的な知識と手技を修得し、さらに複数の専門性を獲得する。
- ⑤ 複数指導教員制により、研究指導の充実を図る。
- ⑥ 「国際コース」では、留学生が日本語修得に労力をかけずに英語のみで修了を可能とする。

6. ディプロマ・ポリシーとカリキュラムの対応関係

ディプロマポリシーと対応する授業科目を示す。

① 全コース共通して対応する授業科目

(1) 口腔機能の維持や回復に必要な基礎的知識を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論）：口腔科学の基礎・臨床の基礎を教授する。
高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野で必要な口腔機能の維持や回復に必要な知識を教授する。）

基礎医学研究者養成コース（分子口腔解剖学、口腔機能解析学）：顔面顎口腔領域の解剖生理学を教授する。

(2) 最新の歯学・口腔科学の知識を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論）：口腔科学の基礎・臨床の基礎を教授する。

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野の最新の情報を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野の最新の情報を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野の最新の情報を教授する。）

(3) 社会における歯学・口腔科学の役割を理解している。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論）：口腔科学の基礎・臨床の基礎を教授する。

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野が担う社会への役割を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野が担う社会への役割を教授する。）

医療技術開発者養成コース：全科目（各専攻分野が担う社会への役割を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野が担う社会への役割を教授する。）

(4) 歯学・口腔科学に関する課題を設定し、科学的検証の基礎を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム：全科目（口腔科学の現状を理解し、科学的検証の基礎を教授する。）

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野における課題と科学的検証の基礎を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野における課題と科学的検証の基礎を教授する。）

医療技術開発者養成コース：全科目（各専攻分野における課題と科学的検証の基礎を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野における課題と科学的検証の基礎を教授する。）

(5) 研究者・医療人に必要な一定の教養ならびに高い倫理観を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム：全科目（医療人に必要な一定の教養ならびに高い倫理観を教授する。）

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野における必要な教養ならびに高い倫理観を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野における必要な教養ならびに高い倫理観を教授する。）

医療技術開発者養成コース：全科目（各専攻分野における必要な教養ならびに高い倫理観を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野における必要な教養ならびに高い倫理観を教授する。）

(6) 医療を通じて国民の健康に貢献する使命感を身につけている。

対応する授業科目：

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

医療技術開発者養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

(7) 国際専門雑誌に研究成果を発表することの重要性を理解している。

対応する授業科目：

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

医療行政・教育機関指導者コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

医療技術開発者養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野が担う国民の健康への役割を教授する。）

② 高度専門医療人養成コースに対応する授業科目

（１）多職種と主体的に連携して、口腔保健活動を通じて福祉の向上に貢献できる。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論、スタートアップ倫理学）：口腔科学の基礎・臨床の基礎および倫理を教授する。

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野における口腔保健活動内容を教授する。）

（２）高度専門的医療人として先進的口腔保健活動の発展に貢献することができる。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論、スタートアップ倫理学）：口腔科学の基礎・臨床の基礎および倫理を教授する。

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野における口腔保健活動内容を教授する。）

医療行政・教育機関指導者養成コース：全科目（口腔保健活動の実践を教授する。）

③ 医療行政・教育機関指導者養成コース

（１）多職種と主体的に連携して、口腔保健活動を通じて福祉の向上に貢献できる。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論、スタートアップ倫理学）：口腔科学の基礎・臨床の基礎および倫理を教授する。

医療行政・教育機関指導者養成コース：全科目（口腔保健活動の実践を教授する。）

高度専門医療人養成コース：全科目（各専攻分野における口腔保健活動内容を教授する。）

（２）医療行政・教育機関において、医療従事者を育成できる能力を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（歯学概論、歯科臨床概論、スタートアップ倫理学）：口腔科学の基礎・臨床の基礎および倫理を教授する。

医療行政・教育機関指導者養成コース：全科目（口腔保健活動の課題、実践を教授する。）

④ 医療技術開発者養成コース

（１）新たな歯科医療機器、歯科材料の開発を通じて、科学技術の発展に貢献できる。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（全科目）：口腔科学の基礎・臨床の基礎、課題および倫理を教授する。

医療技術開発者養成コース：全科目（現行の歯科医療機器、歯科材料の基礎、課題を教授する。）

高度専門医療人養成コース：全科目（歯科臨床における歯科医療機器、歯科材料の重要性、社会的要求を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（解剖生理学、薬理学、および生物学を教授する。）

（２）バイオテクノロジー、医療等に関する企業等において研究開発又は医療関係業務に携わるために必要な能力を身につけている。

対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（全科目）：口腔科学の基礎・臨床の基礎、課題および倫理を教授する。

医療技術開発者養成コース：全科目（現行の歯科医療機器、歯科材料の基礎、課題を教授する。）

高度専門医療人養成コース：全科目（歯科臨床における歯科医療機器、歯科材料の重要性、社会的要求を教授する。）

基礎医学研究者養成コース：全科目（解剖生理学、薬理学、および生物学を教授する。）

⑤ 基礎医学研究者養成コース

（１）基礎医学・歯学研究を実践できる能力を有し、科学の発展に貢献できる。

対応する授業科目：

- 必須コアカリキュラム（全科目）：口腔科学の基礎・臨床の基礎、課題および倫理を教授する。
基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野における歯学研究の現状、重要性を教授する。）
高度専門医療人養成コース：全科目（歯科臨床における課題、社会的要求を教授する。）
(2) 教育研究機関で歯学・口腔科学の研究を推進できる能力を身につけている。
対応する授業科目：

必須コアカリキュラム（全科目）：口腔科学の基礎・臨床の基礎、課題および倫理を教授する。
基礎医学研究者養成コース：全科目（各専攻分野における歯学研究の重要性、実践を教授する。）
高度専門医療人養成コース：全科目（歯科臨床における課題、社会的要求を教授する。）
医療行政・教育機関指導者養成コース：全科目（教育方法の現状と実践を教授する。）

7. 継続的なカリキュラム見直しの仕組み（内部質保証）

当該プログラムの中で焦点化した学修目標の達成度は、以下の方針（アセスメント・ポリシー）に基づいて評価し、その評価結果に基づいて、授業科目の教授方法や授業科目の配置等の改善の必要性がないかを大学院歯学府教務委員会において検討することで、教学マネジメントを推進する。

学生の学修成果について、1年次、2年次に分け以下の項目について分析する。

1年次：

- ① 単位認定、中間報告書の評価に基づく学生の学修目標達成度の把握。
- ② 出席率、休学・退学率に基づく学生の履修状況の把握。

2年次：

- ① 単位認定、学会発表の評価、修士論文の評価に基づく学生の学修目標達成度の把握。

V. 教育方法、履修指導、研究指導の方法及び修了要件

1. 教育方法、単位数等

(1) 必須コアカリキュラム（8単位以上）

1年次春学期、および夏学期に開講される選択必修科目である。「歯学概論（2単位）」、「歯科臨床概論（2単位）」、「口腔生物学（2単位）」、「口腔病態学（2単位）」、および「スタートアップ倫理学（2単位）」の5科目のうち、4科目以上を選択する。歯学、歯科医療、インフォームド・コンセント、口腔領域に関する解剖生理学の基礎知識、歯科が対象とする疾患などの臨床歯学の領域、分子生物学の知識と技術、歯科領域の代表的疾患の成因や経過、医の倫理、生命倫理、社会倫理、研究倫理、動物実験、遺伝子組換え実験、試薬・廃液管理、インターネット利用などを歯学研究院の教員がオムニバス形式で解説し、それぞれの科目の知識を修得する。

(2) コース内科目（18単位以上）

所属するコース内必修科目は、1年次夏学期から冬学期に開講される基礎編（2単位）と2年次春学期、夏学期に開講される応用編（2単位）の合計4単位となる。その他、必要に応じて、コース内の他分野の科目を履修することもできる。自らが選択した領域における研究の遂行に必要な実験手技を修得する。基礎編では主に研究に必要な基本的実験手技の原理を理解し、実践するとともに解析手法を修得する。さらに研究分野に関連した論文を輪読し、要旨の発表と討論を行うことで、発表方法・ディベートを実践的に学び、身につける。応用編では、研究を遂行する上で必要な高度な実験技術および解析法を修得する。また学会発表のためのプレゼンテーション技術、さらには修士論文を書くための技術を修得する。基礎編・応用編を通じて、自らの研究課題を研究テーマとして顕在化させ、問題を抽出し、研究仮説と研究方法を自ら立案できる能力を修得する。

修士研究は1年次から2年次を通して開講され、特別研究（14単位）となる。修士研究は、継続的に行うものであり、個人によって進行具合が異なるため、1年次から2年次を通して14単位と設定している。14単位は420時間分（1単位：30時間）に相当する。出席状況と月毎に複数の指導教員との研究に関するディスカッション、学会発表があれば、それを加味し、さらに1年次終了時に中間

報告書を提出することで、研究の進捗状況を教務委員会で確認し、成績を評価する。自らの研究テーマに対し、仮説の提示、研究計画の立案、実験系の組み立ておよび、研究結果の解析を実践し、論文の作成を通じて研究結果の科学的意味を解説する。一連の修士論文の作成過程を通じて、論理的に文章を構築する能力を修得する。

(3) コース外科目（4単位以上）

コース外必修科目は、1年次夏学期から冬学期に開講される基礎編（2単位）と2年次春学期、夏学期に開講される応用編（2単位）の合計4単位となる。複数科目の基礎編のみを履修しても良いが、応用編は基礎編を履修しなければ履修できない。自らの研究テーマに対し、仮説の提示、研究計画を立案する上で必要となる知識や、解析法を提示する専門性の高いコース外の科目を履修することで、融合的・横断的な知識と手技を修得するとともに、複数の専門性を獲得する。

3. 履修指導、研究指導のための指導体制

教育指導体制としては、学生の志向に応じたきめ細かく、柔軟な教育が実施できるよう、学生1名に対し複数の指導教員と研究指導補助教員を配し、研究の早期立ち上げを目指す。また、教務委員会が主体となって教育プログラムなどを整備する。

(1) 指導グループ

- ① 指導グループは、主指導教員1名および異なる分野の副指導教員2名並びに、研究指導補助教員2～3名より構成される。
- ② 主指導教員および副指導教員は、教授（研究指導教員）とする。
- ③ 主指導教員は、配属された研究室の教授とする。
- ④ 主指導教員は、学生が研究計画を遂行する上で適切な教授2名を副指導教員として選ぶ。
- ⑤ 指導教員が転出等で不在になった時は、速やかに後任者を定める。
- ⑥ 研究指導補助教員は主指導教員および副指導教員の研究室に所属する准教授、講師、または助教とする。

(2) 主指導教員

主指導教員は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。なお、研究指導する学生数は、実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

副指導教員は、各学生の研究により発展的な展開を図ることを目的に、学生の研究テーマに隣接する分野の研究室の教授が担当することとし、主指導教員とは異なる観点から履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成などの指導を、主指導教員と協力して行う。

(4) 研究指導補助教員

研究指導補助教員は、主指導教員または、副指導教員の指導補助を行い、研究遂行上必要な知識・技術の修得を支援することを目的とし、具体的には、主指導教員または副指導教員の指示に基づき、学生に対し、研究遂行上、必要な機器の使用法、薬剤・試薬の調整、分析・評価方法等の指導を行う。

4. 履修指導、研究指導及び学位請求手続き

① 履修指導、研究指導及び学位請求手続きに関するスケジュール

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための履修指導、研究指導および学位請求に関して学生が行うスケジュールは以下の通りである。

- ❶ 第1年次の春学期2週間以内に、主指導教員予定者に対し、副指導教員2名を含む3名の指導

グループの編成を依頼し、その結果を持って歯学府教務委員会に指導教員願を提出する。主指導教員が転出等で不在となる時には、速やかに指導グループに対して後任者の推薦を依頼し、その結果をもって歯学府教務委員会に指導教員変更願を提出する。

- ② 第1年次の春学期開始2週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、歯学府学生係に提出する。
 - ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、その概要をA4・1枚(1,000字程度)にまとめ、夏学期終了時までには指導グループに提出する。
 - ④ 研究計画の概要について、指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更が生じた場合には、指導グループと十分に協議する。
 - ⑤ 第1年次終了時には、研究の進捗状況の概要をA4・1枚(1,000字程度)にまとめ、教務委員会に提出する。教務委員会で精査の上、歯学府教授会で承認を受け、必要に応じて助言を得る。
 - ⑥ 第2年次秋学期終了時までには、研究成果を主指導教員の指導のもと修士論文としてまとめる。
 - ⑦ 作成した修士論文の内容は、指導グループにおいて論文の査読および修正等の指示を受ける。
 - ⑧ 必要書類と修士論文を用意し、教務委員会で資格要件を審査する。
 - ⑨ 歯学府教授会は資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。
 - ⑩ 大学院歯学府を組織する講座等に属する専任の教授を含め、歯学府教員3名(主査1名・副査2名)で審査委員会を編成する。必要と認めるときは、他の国内外の大学の大学院等の教員等を審査委員として更に加えることができる。主査は大学院歯学府を組織する講座等に属する専任の教授の中から定める。ただし、指導教員および副指導教員は審査委員になることができない。
 - ⑪ 論文は修士論文発表会において公開で発表する。
 - ⑫ 最終試験は、修士論文および関連する科目について、修士論文発表会を開催し、口頭試問により行う。
 - ⑬ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て歯学府教授会の審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに、修士の学位を取得できる。
- ② 学位論文の形式
- 修士論文は既に掲載された学術論文(受理済み)、もしくは投稿前の論文であっても可とし、日本語、英語は問わない。
- ③ 審査委員会
- 大学院歯学府を組織する講座等に属する専任の教授を含む歯学府教員3名(主査1名・副査2名)から構成される審査委員会を設ける。必要と認めるときは国内外の他大学大学院等の所属する教員等を審査委員として更に加えることができる。主査は大学院歯学府を組織する講座等に属する専任の教授の中から定める。ただし、指導グループの教員は審査委員になることができない。
- ④ オリエンテーション
- 入学時に、指導教員の決定、履修方法、研究指導の方法、学位申請に至るまでのスケジュールなど、大学院学生生活全般にわたる事項についてオリエンテーションを行う。
- ⑤ 修了試験の方法、学位論文の公表方法
- ① 教務委員会で学位申請内容について資格要件を審査し、要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。
 - ② 論文は、修士論文発表会において公開で発表する。
 - ③ 最終試験は、修士論文および関連する科目について修士論文発表会を開催し、口頭試問により行う。
 - ④ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て歯学府教授会の審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに、修士の学位を取得できる。
 - ⑤ 特許申請のために公表できないなどの理由がある場合は、学位論文の内容は学会などの公な場で公表するとともに、可能な限り学会誌や国際的なジャーナルなどに投稿し、公表する。
 - ⑥ 特許申請のため公表できないなどの理由がある場合以外は、修士論文は九州大学学術情報リポジトリによるWeb上で公開する。
- ⑥ 修了要件

口腔科学専攻（修士課程）の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上（必須コアカリキュラム8単位、コース内科目18単位（修士研究を単位に含む）、およびコース外選択科目4単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出し、その審査および最終試験に合格することが必要である。ただし、在学期間に関しては、優れた業績をあげた者で、歯学府教授会が認めた者については1年以上在学すれば足りるものとする。

- ⑦ 研究の倫理審査体制（資料添付：九州大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程、九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程、研究倫理教育の実施に関する要項）

研究実施に当たっての倫理審査については、人を対象とする生命科学・医学系研究、遺伝子治療等臨床研究のそれぞれに規程を設け、それぞれ研究を開始する前に、各部局に設置された倫理審査委員会の審査を受け、許可されたものについて研究を実施することとしている。

また、研究活動上の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）を防止し、適正な研究活動を推進することを目的として「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」を制定し、本学における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置等を規定し、研究不正等に全学的に対応する体制を整備している。

具体的には、同規程に基づき、不正行為に関する申立て等に対応するための「研究不正申立窓口」、申立て内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査と予備調査後の本調査において不正行為が行われたか否かの判定を行う「九州大学適正な研究活動推進委員会」、本調査を行うための「研究不正調査部会」が設置されている。

加えて、研究活動の不正行為を事前に防止するための「研究倫理教育の実施に関する要項」も定めており、各部長を研究倫理教育責任者とし、研究者等に対して全学的に共通の教材による e-learning システムを活用した研究倫理教育を実施している。本研究倫理教育では、受講後に実施するテストで一定の点数を超えた場合のみ受講を修了したものとし、研究者に求められる倫理規範を修得させる体制を整備している。

- ⑧ 他の大学における授業科目履修等

- ① 主指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、他の大学院との協議に基づき、他の大学院の授業科目を履修させることができる。
- ② 前項の規定により修得した単位は、4単位を限度として、課程修了の要件となる単位として取り扱うことができる。
- ③ 主指導教員が教育上有益と認めるときは、本学府長の承認を得て、本学府が指定する他の大学院または研究所等において必要な研究指導を受けさせることができる。

- ⑨ 留学生への配慮

- ① 全コース、留学生が日本語修得に労力をかけずに英語のみで修了を可能とする。
- ② 本学には国際連携推進を専門とする「国際連携推進室」を設置しており、常勤の准教授が留学生の対応を行なっている。国際連携推進室では、修士課程入学時に、留学生個別のカルテを作成する予定である。また、留学生の希望に応じて、カウンセリングに対応する。
- ③ 国際連携推進室主催で月に一度留学生間の交流を図るために、“International Research Day”を設け、研究内容の紹介とともに交流会を設定することを計画している。

VI. 入学者選抜の概要

1. 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）

優れた学力と高い向上心に加え、九州大学教育憲章に基づく秀でた人間性、社会性、国際性を有し、医療福祉の面から奉仕精神と倫理観に富む以下のような人材を求めている。

- (1) 大学卒業相当の基礎的学力を修得していること。
- (2) 積極的に問題を解決する意欲、自主性があること。
- (3) 豊かな人間性とコミュニケーション能力を有し、多様な人々と協働できること。
- (4) 生涯を通じて学修意欲を持続できること。

(5) 医療を通じて国民の健康に貢献する意欲を持つこと。

2. 入学定員

学生の入学定員は6名とする。コース毎の内訳は定めないが、6名の定数の内訳は以下のように想定している。

6名の根拠：近隣の九州歯科大学修士課程の定員が3名で、開設以来、ほぼ100%の充足率を維持している。また、九州大学病院の歯科衛生士、技士等にアンケートを実施した際に、基礎から体系的なリカレント教育の必要性を感じている医療従事者が一定数いること、さらに毎年、歯科医師以外の医療従事者の入学問い合わせが数件あることから、高度専門医療人養成コースへの入学希望が3名程度が確保できると思われる。

また、専門学校教員からの博士課程への問い合わせ、工学部・農学部など医・歯学部以外の4年制大学卒業生、医療機器、食品メーカー研究員からの博士課程への問い合わせが毎年1、2件程度あることから、医療行政・教育機関指導者コース、および医療技術開発者養成コース、合わせて1、2名程度が確保できると思われる。

加えて、医・歯学部以外の4年制大学卒業で研究生として本学で研究を行う留学生が毎年2名程度いることから、定員を6名と設定した。

口腔科学専攻（修士課程）においては、九州大学の「学府・研究院制度」により、主に歯学研究院に所属する教員が教育を担当することとなるが、入学希望者が多いと予想される高度専門医療人養成コースの学生は、臨床系分野（12分野）のいずれかに所属することになり、基礎医学研究者養成コースの学生は基礎系分野（6分野）のいずれかに所属することになる。また、医療行政・教育機関指導者コースの学生は口腔予防医学分野と歯科医学教育学分野の2分野、医療技術開発者養成コースは生体材料学分野の1分野に所属することとなることから、コース毎に入学希望者の偏りが出たとしても1つの分野に集中することはないと考えられ、対応は可能である。仮に1つの分野に希望者が集中する場合、関連分野への受け入れを依頼し、分野間の偏りがないように工夫する予定である。

3. 入学資格

入学資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。（例：医学系学府医科学専攻修士課程）

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者
- (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であること、その他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (8) 文部科学大臣の指定した者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本大学院の学府において本大学院の学府における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者

- (10) 令和3年3月31日までに大学に3年以上在学し、又は外国において学校教育法における15年の課程を終了し、本学府において、所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者
- (11) 本学府において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、22歳に達した者
- (12) その他本学府において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

4. 入学者選抜方法

試験には一般選抜試験、社会人特別選抜試験（昼夜開講制）、および外国人選抜試験の3通りを設ける。

- (1) 一般選抜試験では、志望専攻分野の基礎的な知識と応用力等を筆記試験（専門科目・英語）で考查する。さらに、口頭試問による面接試験も実施し、基礎学力、論理的思考能力や研究者としての適性等を審査する。
- (2) 社会人特別選抜試験は、医療・保健・福祉、教育研究機関、官公庁、および企業に勤務している者で専門分野におけるより高度な技術や知識の修得を目指すものを受け入れることを目的として行われる。出願時に提出された社会活動報告書（これまでに受けた教育や研究活動、各専攻と関わる臨床・教育・研究体験および取得資格等）と研究計画書（修士課程入学後の研究計画と将来の進路計画）による書類審査と、「社会活動報告書」および「研究計画書」に基づく口頭試問によって考查し、専門科目の筆記試験は課さない。
- (3) 口腔科学専攻（修士課程）では、国際水準の教育研究を展開する研究者および歯科学の各領域において専門知識を持ち、それぞれの領域で国際的な指導的立場の人材を養成するために、留学生が日本語修得に労力をかけずに英語のみで修了を可能としていることから、外国人選抜試験は、志望専攻分野の基礎的な知識と応用力等を筆記試験ならびに英語の試験により考查する。なお、オンラインを利用した面接試験の実施による代替も可とし、基礎学力、論理的思考能力や研究者としての適性等を審査する。

一般選抜試験および外国人選抜試験では、出願締切日から遡って2年以内に受験したTOEIC、TOEFL、またはIELTSのスコアシートの原本を出願時に提出することにより、英語能力評価を行い、十分な英語力を有していると判断した場合は、英語（筆記試験）を免除する。

① 社会人の定義

本学修士課程入学時に、すでに就業しているか、又は入学後に就業することが見込まれている者を指し、病院、行政機関、民間企業及びその他団体等に勤務しながら大学院に入学する者。

なお、社会人特別選抜での出願を希望する者は、修業年限以内に必要単位数を修得する見込みがあるか、出願前に確認すること。社会人特別選抜で入学を許可された学生は、正規の授業時間帯の他、あらかじめ指導グループの教員と協議し、特定の時間または時期、オンラインまたはオンデマンドによる講義および研究指導を受けることができる。

さらに就業（定職）している者等については、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了することができる長期履修制度を設けている。

VII. 教員組織の編制の考え方及び特色

1. 教員組織の編成の考え方

口腔科学専攻（修士課程）においては、九州大学の「学府・研究院制度」により、主に歯学研究院に所属する教員が教育を担当するという考え方に基づき、それぞれの専門分野における専門性とこれまでの教育実績を十分に考慮した上で、教員個々の適性等を尊重し編成した。具体的には、歯学専攻（博士課程）と同様の21の分野及び教員で組織し、教育研究を遂行する。

研究分野
分子口腔解剖学
口腔細胞工学

口腔機能分子科学
口腔機能解析学
口腔脳機能病態学
口腔予防医学
小児口腔医学
歯科矯正学
生体材料学
歯科保存学
歯周病学
クラウンブリッジ補綴学
インプラント・義歯補綴学
口腔病理学
口腔画像情報科学
口腔顎顔面外科学
顎顔面腫瘍制御学
歯科麻酔学
高齢者歯科学・全身管理歯科学
歯科医学教育学
総合診療歯科学

2. 教員組織の特色

口腔科学専攻（修士課程）は4つのコースを有しており、学生のニーズも多様である。また、4つのコースは融合すべき研究テーマも多いことから、現在の歯学専攻（博士課程）と同様の教員組織（講座）と同じ組織とし、学生のニーズや研究テーマに合わせたフレキシブルな指導体制をとることとする。専任教員は歯学部出身者だけでなく、工学部、理学部、農学部などの他学部出身者、さらに博士（歯学）、博士（医学）、博士（工学）、博士（理学）、博士（農学）、および博士（学術）の学位を取得しており、多様な学生ニーズに合わせた、教育・研究指導が可能である。また、各学生に対しては専任教員の中から主指導教員を定め、責任を持って学生を指導する。

開設年度（2023年4月1日）における専任教員は85名であり、うち教授16名、准教授12名となっている。完成年度（2025年4月1日）には、専任教員は83名となり、うち教授19名、准教授13名となる。

専任教員の年齢構成については、完成年度（2025年4月1日）時点で、30代が23名、40代が33名、50代が19名、60代が8名となっている。このように、教育研究水準の維持と活性化に十分な年齢構成となっている。なお、完成年度までに1名の教員が定年により退職となる予定であるが、他の専任教員で十分に対応可能であるため、教育研究上の支障はない。

VIII. 施設・設備等の整備計画

（1）校地、運動場の整備状況

歯学府がある病院キャンパスには、図書館、キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室、学生相談室）、食堂・売店等の福利厚生施設が充実している。

学生向けの施設については、病院キャンパスにグラウンド、体育館、テニスコートが整備されている。このほか課外活動施設（サークル棟）も整備されている。

（2）校舎等施設の整備状況（「大学院生研究室等見取り図」添付予定）

教室については、本学府の特色ある教育を展開できるよう、病院キャンパスに次のような形で歯学部・歯学府共通の講義室が整備されているほか、各研究室のオフィスやセミナー室が整備されている。なお、情報交換や留学生間・留学生と他の大学院生・教員との交流に利用できる共同のセミナー室が整備されている。

IX. 管理運営

(1) 学府ガバナンスの基本方針

九州大学は、世界的研究・教育拠点（グローバル・ハブ・キャンパス）となることを目標に、基幹教育を基盤として学部専攻教育から大学院教育に至るまでの体系的なカリキュラムによりアクティブラーナーを養成すると共に、大学や部局のIR（Institutional Research）情報等に基づき、教育研究の理念や社会的課題への対応の観点から様々な活動を自己点検評価しながら自立的改革に取り組んでいる。

歯学府は、このようなグローバル・ハブ・キャンパスを形成していくための大学全体の取組に加え、我が国の歯科医療を支える人材の養成に貢献しており、総長が任命する学府長がイニシアチブを十分に発揮しながら、九州大学のミッションを踏まえた学府としてのミッションを、迅速かつ効果的に学府運営に反映できる管理運営体制の構築、運営に努めている。

また、学府長は、大学運営上、極めて重要な職であることから、教授会が候補者を総長に推薦した上で、役員会において当該候補者から部局の運営方針等についてヒアリングを行い、役員会の議を経て、総長が任命することになっている。

(2) 教授会

教授会の審議事項は、歯学の組織運営及び教育課程に関わる重要事項並びに学生の懲戒等に関わる事項としている。教授会は、専任の教授で構成し、原則毎月1回定例で開催する。

(3) 大学院運営

歯学府の恒常的な業務を円滑に処理するため、教務委員会を置き、歯学府長が指名する者が委員長を務めている。

(4) 人事給与システム

九州大学では、魅力ある年俸制給与体系とメリハリある業績評価体制の一体的構築により、組織の活性化及び多様な人材を確保することを目的に、平成26年10月1日から教員の年俸制を導入している。今後も年俸制の導入促進に取り組むとともに、本学独自の取組である「大学改革活性化制度」を活用した多様な人事を促進し、教員の流動性の向上と教育研究の活性化を図っている。

X. 自己点検・評価

(1) 全学の自己点検・評価

全学的な自己点検・評価について、九州大学学則第2条において「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する」こと、及び「自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める」ことを定めており、大学評価に関する重要事項を審議する組織として、大学評価委員会を設置している。

大学評価委員会は、①本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況に係る評価及び内部質保証、②国立大学法人評価、③認証評価、④各部局の評価活動の総括、⑤大学評価に係る報告書の作成及び公表、⑥教員の教育・研究等活動の評価、⑦教員活動進捗・報告システム（Q-RADeRS）の運用等に係ることを任務とし、総長が指名する理事を委員長とし、理事、副学長及び副理事、各部局の長、事務局長で構成している。

全教員を対象とする教員活動評価も実施しており、教員活動評価では、①教員自身の教育研究活動の把握と改善向上、②部局の将来構想における諸施策への活用を目的に、全学での基本的枠組みを設定し、部局の特性に配慮した実施体制や実施方法を定め、部局ごとに実施している。

また、教育・研究活動の継続的な改善を行っていくためには、改善に役立つための評価活動の質の

向上を進めると同時に、効率的・効果的な評価体制の構築も必要であるため、本学では、多様かつ大量の必要データを処理・管理する情報処理システムの開発・運用を行っている。①大学経営や将来計画に関する基礎資料を収集、②自己点検・評価及び第三者評価への基礎資料、③教員が教員活動評価のために毎年度提出する報告書への活用、④国際交流や社会貢献推進のための情報公開への活用、⑤学内外からの教育研究活動に関する調査への対応の5つを目的に掲げ運用している「教員活動進捗・報告システム（Q-RADeRS）」をはじめ、中期目標・中期計画の達成を念頭におきながら、年度計画の自己点検・評価や根拠資料の収集・保管、さらには次年度計画の立案までに一連の業務をサポートする「中期目標・中期計画進捗管理システム」等を運用し、全学的な評価活動の質の向上と、効率的・効果的な評価体制の構築を図っている。

さらに、平成 28 年 4 月には学内の様々なデータを一元的に収集、管理し、組織としての管理・運営機能の強化を図ることを目的に、これまで本学における点検・評価活動に対する支援や、学内外への情報の提供等の業務を担っていた大学評価情報室を、インスティテューショナル・リサーチ（IR）室として発展的に改組し、現状把握や改善事項への対応を迅速に行える体制の強化を図っている。

本学では、国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の評価において、上記の組織体制のもと点検・評価を行うとともに、評価結果の分析を行い、課題や改善点を整理した上で学内に対応を促す等、評価を適切に改善につなげる取組を推進している。

（2）歯学府の自己点検・評価

歯学府では、中期目標期間における全学的な方針である「自己点検・評価体制に関する基本方針」と「年度計画の自己点検・評価に係る実施要領」に基づく本学府内の自己点検・評価を行う組織として、常設委員会として自己点検・評価委員会を設置している。

当該委員会を中心に、大学の中期目標・中期計画を踏まえた上で、教育面においても研究面においても、グローバル化の推進に関する目標計画を多く立てており、世界的な教育研究拠点となるために、教育の国際化、歯科医療人材養成、学際・異分野融合の推進に向けた取り組みを含んだ中期目標・中期計画を策定するとともに、学生の受入れに関する事項、教育内容及び方法に関する事項、学修成果に関する事項について、点検・評価を行っている。

XI. 情報の公表

（1）大学としての情報の公開

九州大学では、インターネット上に大学のホームページを開設し、大学としての基本方針である「教育憲章」や「学術憲章」をはじめ、中期目標・中期計画等、大学の取組に関する様々な情報を発信するとともに、カリキュラム、カリキュラムマップ、シラバス、授業科目のナンバリング、定員、学生数、教員数や学内規則等、大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容と公開しているホームページのアドレスは次のとおりである。

- ① 大学の教育研究上の目的に関すること
 - ② 教育研究上の基本組織に関すること
 - ③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
 - ④ 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
 - ⑤ 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
 - ⑥ 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
 - ⑦ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
 - ⑧ 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
 - ⑨ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に関する支援に関すること
- 上記①～⑨

<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education>

⑩その他

- a 中期目標・中期計画、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等
<https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation>
- b 学内規則
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>
- c 学府・学部等の設置関係の書類
<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/establish/>

XII. 教育内容等の改善のための組織的な研修等

(1) 全学的な取組

九州大学では、教育データに基づく教育改革のPDCAサイクルを確立させ、各学部等との連携により、全学的な教育改革を推進し、教育の国際的な通用性を高めることを目的とする全学組織として「教育改革推進本部」を設置している。同本部では、全学的なFD活動を実施するとともに、各部局と連携して、各部局のFD活動の支援を恒常的に行っている。

全学的なFD活動では、全学的な教育課題等に関する内容を中心に、部局のFD活動では、部局ごとの特性に応じた教育課題を取り上げて実施しており、FDを企画する際には、教職員を対象としたアンケートや、学生を対象とした授業評価アンケートの結果を活用している。

全学的なFD活動として、新採用となった教員等を対象に本学の将来の展望等について理解を深め、教育者・研究者としての資質と大学の構成員としての自覚を高める初任教員研修をはじめ、学修支援システム講習会、メンタルヘルス講習会、電子教材開発・著作権講習会、バリアフリー講習会等、教育活動の全般にわたるFD活動を実施している。これらの活動を通じて全学的な教育課題等に関する啓発や、課題の共有が図られ、カリキュラム、シラバス、教育手法、成績評価方法等の改善につながっている。

また、FD活動以外にも、全学的な職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を修得させて、必要な能力及び資質を向上させるために、以下の取組を実施している。

- ・コンプライアンスを確保するため、本学の体制・取組、非違行為の概要等を学び、コンプライアンスの重要性の認識と理解を深める「職員コンプライアンス研修」
- ・研究費不正を防止するための「研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育」(eラーニング)
- ・近年の不正競争防止法の諸改正等を受け、秘密情報の漏えい等を事前に防止し、適正な秘密管理を図る「大学における営業秘密管理eラーニング研修」
- ・国の方針や大学への要請等について理解を深め、職員個人の資質向上はもとより、組織として業務を円滑に遂行するための職員間における連帯意識の醸成を図る「学務事務研修」
- ・ビジネスライティングの基本的なルールと相手や状況に合わせた表現方法を学修し、留学生及び外国人研究者への対応能力及び海外の大学等とのEメールや文書による調整能力を涵養する「職員英語ビジネスライティング研修」等

(2) 病院キャンパスの取組

全学的なFD活動を踏まえ、病院キャンパスの部局合同で、毎年男女共同参画FDを開催している。今後も引き続き教育の質の向上及び学生支援の充実に資する企画を実施する。

設置の趣旨等を記載した書類（別添資料）

資料一覧

【資料 1】 国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

【資料 2】 入学から修了までのスケジュール

【資料 3】 歯学府口腔科学専攻 コース別履修モデル

- ① 高度専門医療人養成コース
- ② 医療行政・教育機関指導者養成コース
- ③ 医療技術開発者養成コース
- ④ 基礎医学研究者コース

【資料 4】 研究の審査体制に関する規程

- ① 九州大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程
- ② 九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程
- ③ 国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程
- ④ 研究倫理教育の実施に関する要項

【資料 5】 大学院生研究室等見取り図

【参考資料】 歯学専攻（博士課程）のディプロマ・ポリシー

【資料 1】

国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

平成 16 年度九大就規第 12 号
施行：平成 16 年 4 月 1 日
最終改正：平成 27 年 3 月 30 日
(平成 26 年度九大就規第 13 号)

第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成 16 年度九大就規第 1 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学に勤務する教員の定年について定めるものとする。

第 2 条 教員の定年は、65 歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

第 3 条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の定年は、70 歳とする。

- (1) 文化勲章又はノーベル賞を授与された者
- (2) 総長が前号に掲げる賞に相当すると認める賞を授与された者

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、生年月日が次表の左欄に掲げる年月日に該当する教員の定年は、同表右欄に掲げる年齢とする。

生年月日	定年年齢
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

附 則（平成 26 年度九大就規第 13 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

入学から修了までのスケジュール（歯学府口腔科学専攻・修士課程）

1 年次	内 容	指導内容等	備 考
4月	入学オリエンテーション 指導教員の決定 研究テーマ報告書の提出	履修等指導 研究テーマの検討	
4月	履修ガイダンス（年間分） 履修登録	履修指導	
4～8月	前期授業履修	必須コアカリキュラム，コース内科目（基礎編），コース外科目（基礎編）	
6～7月	研究指導	修士論文の研究テーマの設定	
10～2月	後期授業履修	コース内科目（基礎編），コース外科目（基礎編）	
10～2月	研究指導 （修士研究）	修士論文研究に関する技術指導、発表・討議、経過報告	
2月～	中間報告書提出	1 年間の研究成果のまとめ	
2 年次	内 容	指導内容等	備 考
4月	履修登録	履修指導	
4～8月	前期授業履修	コース内科目（応用編）	
4～8月	研究指導 （修士研究）	論文の論旨と執筆の進行状況、文献・資料収集の状況、データの整理の仕方、考察の方法などについて、準備の段階から完成に至る段階まで各段階に応じて助言	
10～2月	後期授業履修	コース内科目（応用編）	
10～2月	研究指導 （修士研究）	修士論文に関する発表・討議、経過報告、修士論文発表会に向けた準備等	
1月	修士論文審査申請	修士論文審査委員の選出（論文審査委員会）	
2月	最終発表会	修士論文審査会（発表）	
3月	修了合否判定	単位修得状況及び論文審査結果より合否判定・修士学位授与の判定	
3月	修士課程修了 学位記授与		

【資料3①】

【履修モデル①】

対象コース	高度専門医療人養成コース	学位	修士（口腔科学）
研究テーマ	口腔癌治療における口腔機能管理の重要性に関する研究		
指導内容	口腔癌患者の口腔支持療法の現状とがん診療連携を担う人材養成を目指す。		
養成する人材像	各自の専門とする歯科臨床に関する高度な専門知識を持ち、大学病院・総合病院など高度専門医療機関において多職種連携に対応できる人材		
活躍が期待される分野	大学病院・総合病院の歯科衛生士、博士課程進学		

科目区分	年次	系統等	修士課程 1 年次				修士課程 2 年次				修得 単位数		
			前期		後期		前期		後期				
必須コアカリキュラム (8)			歯学概論 2								8		
			歯科臨床概論 2										
				口腔病態学 2									
			スタートアップ 倫理学 2										
高度専門委人材養成コース科目 (18)				口腔顎顔面外科学（基礎編） 2							18		
							口腔顎顔面外科学（応用編） 2						
				修士研究 14									
コース外科目 (4)				口腔予防医学（基礎編） 2							4		
				口腔昨日解析学（基礎編） 2									
修得単位数			6		8		0		16		30		
学位論文指導			(研究題目決定) → (中間報告) → (学位論文作成) ・ (学位取得)										

【修了要件】30単位以上（必須コアカリキュラム：8単位以上、高度専門医療人養成コース内科目：18単位以上、高度専門医療人養成コース外科目：4単位以上）

【資料 3 ②】

【履修モデル②】

対象コース	医療行政・教育機関指導者養成コース	学位	修士（口腔科学）
研究テーマ	口腔および全身の健康管理のための口腔フローラ診断法の開発に関する分子疫学的研究		
指導内容	数千人規模での口腔常在微生物叢（フローラ）の調査から健康に寄与する微生物の組み合わせを特定して、正常口腔フローラの客観的な定義を行う。一方で、九州大学病院や高齢者施設で同様の調査を行い、健康状態の悪化に伴う口腔フローラの病的変化を定量的に捉えて、口腔フローラ診断の臨床的意義を明らかにする。さらにこれらの知見に基づいて、九州大学病院における口腔フローラ診断を利用した口腔ケアによる先進的健康管理医療の確立を目指す。		
養成する人材像	口腔保健に関する専門知識を持ち、国民健康保険の推進に貢献できる人材、またはそのような人材を養成する教育機関で指導者となることができる人材		
活躍が期待される分野	行政関係、専門学校教員、博士課程進学		

科目区分	年 次	系統等	修士課程 1 年次		修士課程 2 年次		修得単位数
			前期	後期	前期	後期	
必須コアカリキュラム (8)			歯学概論 2				8
			歯科臨床概論 2				
				口腔病態学 2			
			スタートアップ 倫理学 2				
高度専門委人材養成コース科目 (18)				口腔予防医学（基礎編） 2			18
					口腔予防医学（応用編） 2		
				修士研究			
コース外科目 (4)				高齢者歯科学（基礎編） 2			4
				口腔機能解析学（基礎編） 2			
修得単位数			6	8	0	16	30
学位論文指導			（研究題目決定） → （中間報告） → （学位論文作成）・（学位取得）				

【修了要件】30単位以上（必須コアカリキュラム：8単位以上、医療行政・教育機関指導者養成コース内科目：18単位以上、医療行政・教育機関指導者養成コース外科目：4単位以上）

【資料3③】

【履修モデル③】

対象コース	医療技術開発者養成コース	学位	修士（口腔科学）
研究テーマ	新たな骨補填材の開発に関する研究		
指導内容	骨の主成分である炭酸アパタイト顆粒の微細構造を改良することで移植した新材料に造血機能を担わせることを目指す。		
養成する人材像	従来の歯科材料、歯科医療機器の改良だけでなく、新たな視点で研究開発、ブランディングまで総合的に対応できる人材		
活躍が期待される分野	企業研究者、博士課程進学		

科目区分	年次	系統等	修士課程1年次		修士課程2年次		修得単位数
			前期	後期	前期	後期	
必須コアカリキュラム（8）			歯学概論 2				8
			歯科臨床概論 2				
				口腔生物学 2			
			スタートアップ倫理学 2				
高度専門委人材養成コース科目（18）				生体材料学（基礎編） 2			18
					生体材料学（応用編） 2		
				修士研究		14	
コース外科目（4）				インプラント・義歯補綴学（基礎編） 2			4
				歯周病学（基礎編） 2			
修得単位数			6	8	0	16	30
学位論文指導			（研究題目決定） → （中間報告） → （学位論文作成）・（学位取得）				

【修了要件】30単位以上（必須コアカリキュラム：8単位以上、医療技術開発者養成コース内科目：18単位以上、医療技術開発者養成コース外科目：4単位以上）

【資料3④】

【履修モデル④】

対象コース	基礎医学研究者コース	学位	修士（口腔科学）
研究テーマ	口腔扁平上皮癌による顎骨浸潤の分子基盤の解明		
指導内容	口腔扁平上皮癌による顎骨浸潤の分子基盤を解明し、新たな診断、治療の分子標的の探索を目指す。		
養成する人材像	生命科学に関する知識を有し、自ら問題提起し、解決でき、さらに英語によるプレゼンテーション能力を有した人材		
活躍が期待される分野	博士課程進学		

科目区分	年次	系統等	修士課程1年次		修士課程2年次		修得単位数
			前期	後期	前期	後期	
必須コアカリキュラム（8）			歯学概論 2				8
			歯科臨床概論 2				
				口腔病態学 2			
			スタートアップ倫理学 2				
高度専門委人材養成コース科目（18）				口腔細胞工学（基礎編） 2			18
					口腔細胞工学（応用編） 2		
				修士研究			
コース外科目（4）				顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 2			4
				口腔顎顔面外科学（基礎編） 2			
修得単位数			6	8	0	16	30
学位論文指導			（研究題目決定） → （中間報告） → （学位論文作成）・（学位取得）				

【修了要件】30単位以上（必須コアカリキュラム：8単位以上、基礎医学研究者コース内科目：18単位以上、基礎医学研究者コース外科目：4単位以上）

【資料 4 ①】

九州大学人を対象とする生命科学・医学系研究に関する規程

令和 3 年度九大規程第 48 号

制 定：令和 3 年 6 月 30 日

(趣旨)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する人を対象とする生命科学・医学系研究（以下「生命・医学系研究」という。）に関する取扱いは、関係法令、人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針（令和 3 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(基本方針)

第 3 条 本学において生命・医学系研究を実施する者は、次に掲げる事項を基本方針として、研究を進めなければならない。

- (1) 社会的及び学術的意義を有する研究を実施すること。
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性を確保すること。
- (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益を比較考量すること。
- (4) 独立した公正な立場にある倫理審査委員会の審査を受けること。
- (5) 研究対象者への事前の十分な説明を行うとともに、自由な意思に基づく同意を得ること。
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮をすること。
- (7) 研究に利用する個人情報等を適切に管理すること。
- (8) 研究の質及び透明性を確保すること。

(総長の責務及び権限等の委任)

第 4 条 総長は、本学における生命・医学系研究が適正に実施されるよう、必要な監督を行うことについての責任を有する。

2 総長は、生命・医学系研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該生命・医学系研究を実施する部局の長（九州大学病院の患者を対象とする生命・医学系研究にあつては、病院長。以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第 5 の 2 の (7)
- (2) 指針第 6 の 3 の (3)
- (3) 指針第 18 及び 19
- (4) 指針第 20 の 2 の (1) から (5)、(8) 及び (9)

(部局長の責務)

第 5 条 部局長は、当該部局における生命・医学系研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

- 2 部局長は、当該研究がこの指針及び研究計画書に従い、適正に実施されていることを必要に応じて確認するとともに、研究の適正な実施を確保するために必要な措置をとらなければならない。
- 3 部局長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。
- 4 部局長は、実施している又は過去に実施した生命・医学系研究について、指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を総長に報告しなければならない。

(研究者等の基本的責務)

第6条 研究者等は、法令、指針等を遵守し、当該研究の実施について倫理審査委員会の審査及び研究機関の長の許可を受けた研究計画書に従って、適正に研究を実施しなければならない。

2 研究者等は、研究の実施に先立ち、研究に関する倫理並びに当該研究の実施に必要な知識及び技術に関する教育・研修を受けなければならない。また、研究期間中も適宜継続して、教育・研修を受けなければならない。

(研究の適正な実施)

第7条 生命・医学系研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

2 研究責任者は、生命・医学系研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成しなければならない。また、研究計画書の内容と異なる研究を実施しようとするときは、あらかじめ研究計画書を変更しなければならない。

3 研究責任者は、研究の実施の適否について、倫理審査委員会の意見を聴いた後に、その結果及び当該倫理審査委員会に提出した書類、その他部局長が求める書類を部局長に提出し、当該研究の実施について、許可を受けなければならない。

4 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、生命・医学系研究を統括し、研究者等に必要な指導を行う等、第13条により定められた手順書等に従って、生命・医学系研究の適正な管理に当たらなければならない。

5 総長は、研究の実施の適正性若しくは研究結果の信頼を損なう若しくはそのおそれのある事実を知り、又は情報を得た場合には、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号）に基づき取り扱うものとする。

(多機関共同研究)

第8条 多機関共同研究を実施する研究責任者は、当該多機関共同研究として実施する研究に係る業務を代表するため、当該研究責任者の中から、研究代表者を選任しなければならない。

2 本学に所属する研究代表者は、多機関共同研究を実施しようとする場合には、各共同研究機関の研究責任者の役割及び責任を明確にした上で一の研究計画書を作成又は変更しなければならない。

3 前項で規定する研究代表者は、原則として、多機関共同研究に係る研究計画書について、一の倫理審査委員会による一括した審査を求めるものとする。

(研究結果の説明)

第9条 研究者等は、研究対象者等からインフォームド・コンセントを受ける際には、研究により得られた結果等の説明に関する方針を説明し、理解を得なければならない。その上で、研究対象者等が当該研究により得られた結果等の説明を希望しない場合には、その意思を尊重しなければならない。

2 研究者等は、研究対象者の同意がない場合には、研究対象者の研究により得られた結果等を研究対象者以外の人に対し、説明してはならない。

3 前2項の規定に関わらず、研究責任者が、第13条により定められた手順書等に従って必要と判断したときは、その結果等を研究対象者等に説明することができる。

(倫理審査委員会)

第10条 部局長は、生命・医学系研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、倫理審査委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において倫理審査委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された倫理審査委員会をもってこれに代えることができる。

2 倫理審査委員会は、部局長が合同で設置することができる。

3 部局長は、倫理審査委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定め

るところにより倫理審査委員会報告システム（以下「システム」という。）で公表しなければならない。

- 4 倫理審査委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。
- 5 研究責任者は、第1項の規定にかかわらず、指針第17の4の（1）に基づいて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 6 倫理審査委員会は、他の研究機関が実施する生命・医学系研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、倫理審査委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

（個人情報の保護及び権限等の委任）

第11条 総長は、指針第18及び第19に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い）

第12条 総長は、研究対象者等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

（手順書）

第13条 部局長は指針に従い、次に掲げる事項について手順書を定めるものとする。

- （1）人体から取得された試料及び情報等の保管に関すること。
- （2）侵襲を伴う研究を実施しようとする場合において、重篤な有害事象が発生した際に研究者等が実施すべき事項に関すること。
- （3）その他必要な事項に関すること。

（指針及びこの規程の遵守）

第14条 生命・医学系研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

（雑則）

第15条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、令和3年6月30日から施行する。
- 2 九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程（平成26年度九大規程第112号）及び九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程（平成16年度九大規程第162号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に廃止前の九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程又は九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程により実施中の生命・医学系研究については、指針において定められた範囲において、なお従前の例によることができる。

九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程

平成 27 年度九大規程第 39 号
制 定：平成 27 年 10 月 30 日
最終改正：平成 29 年 5 月 30 日
(平成 29 年度九大規程第 18 号)

(趣旨)

第 1 条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する遺伝子治療等臨床研究に関する取扱いは、関係法令、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成 27 年厚生労働省告示第 344 号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(総長の責務及び権限等の委任)

第 3 条 総長は、本学における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する最終的な責任を有する。

2 総長は、遺伝子治療等臨床研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該遺伝子治療等臨床研究を実施する部局長（九州大学病院の患者を対象とする遺伝子治療等臨床研究にあっては、病院長）（以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第十六の二の 6
- (2) 指針第十六の三の 4
- (3) 指針第二十七及び二十八
- (4) 指針第二十九の二の 1 から 5、8 及び 9

(部局長の責務)

第 4 条 部局長は、当該部局における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

- 2 部局長は、研究者に、被験者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。
- 3 部局長は、指針第十六の四の 3、4 及び三十一の四の 3 に基づき厚生労働大臣へ報告する場合、当該報告の内容について、総長にも報告しなければならない。

(研究責任者の責務)

第 5 条 遺伝子治療等臨床研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

- 2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。
- 3 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、遺伝子治療等臨床研究を統括し、研究者に必要な指導を行う等遺伝子治療等臨床研究の適正な管理に当たらなければならない。

(倫理審査委員会)

第 6 条 部局長は、遺伝子治療等臨床研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

- 2 委員会は、部局長が合同で設置することができる。
- 3 部局長は、委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定めるところにより倫理審査委員会報告システム（以下「システム」という。）で公表しなければならない。
- 4 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。
- 5 部局長が必要と認める場合には、第 1 項の規定にかかわらず、指針第二十一の四の 1 に基づ

いて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。

- 6 委員会は、他の研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

(個人情報の保護及び権限等の委任)

第7条 総長は、指針第二十七及び第二十八に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い)

第8条 総長は、本人等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

(指針及びこの規程の遵守)

第9条 遺伝子治療等臨床研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程（平成21年度九大規程第95号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程等の規定によつてした手続その他行為であつて、この規程に相当の規定があるものについては、当該規程に基づき手続等を行ったものとみなす。

附 則（平成29年度九大規程第18号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程

平成 21 年度九大就規第 14 号
施行：平成 21 年 12 月 1 日
最終改正：令和 4 年 5 月 30 日
(令和 4 年度九大就規第 2 号)

国立大学法人九州大学研究不正防止規程(平成 18 年度九大就規第 10 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この規程は、国立大学法人九州大学（以下「本学」という。）における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置その他必要な事項を定めることにより、本学における適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究者 次に掲げる者をいう。

- イ 教員、学生その他の本学において研究に従事する者
- ロ 本学において研究指導を受ける者
- ハ 本学の施設設備を利用する者
- ニ イからハまでに掲げる者であった者

(2) 不正行為 次に掲げる研究活動上の行為（故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。）をいう。

- イ 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- ハ 盗用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- ニ その他 虚偽の記述等又はイ、ロ若しくはハに準ずる行為
- ホ 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(3) 競争的研究費等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型資金をいう。

(4) 研究機関 競争的研究費等、国立大学法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関をいう。

(5) 配分機関 研究機関に対して、競争的研究費等の配分をする機関をいう。

(研究者の責務)

第 3 条 研究者は、本学が定めた研究者のための行動基準（以下「行動基準」という。）、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者は、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

3 保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等については、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、総長が別に定める。

(研究責任者及び監督者の責務)

第 4 条 研究代表者として研究を総括する立場にある者（以下「研究責任者」という。）並びに研究者を指導及び監督する地位にある者（以下「監督者」という。）は、行動基準、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に関する管理責任を果たさなければならない。

(総長の責務)

第5条 総長は、研究者、研究責任者、監督者及び第7条に規定する研究倫理教育責任者に対し、行動基準、この規程及び関係法令等の周知徹底を図るとともに、適正な研究活動を行うための必要な措置を講ずるものとする。

(研究担当理事の責務)

第6条 研究担当理事は、本学における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等について統括する。

2 研究担当理事が旅行、疾病その他事故等により、その職務を行うことができないときは、総長は、その期間中、その職務を代行させるため、理事のうちから代理者を指名するものとする。

3 研究担当理事は、行動基準に基づき、研究倫理教育その他具体的な対策を策定するとともに、その実施状況を確認し総長に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施する責任者として、各部局に研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

2 研究倫理教育責任者は、研究担当理事の指示に基づき、当該部局における研究活動に関わる全ての研究者に対し、定期的に研究倫理教育を行わなければならない。

3 各部局に、研究倫理教育責任者を補佐するため、研究倫理教育副責任者を複数人置くことができる。

4 研究倫理教育の内容、実施方法等については、研究担当理事が別に定める。

(窓口の設置)

第8条 不正行為に関する申立て若しくは相談又は学会等からの指摘（以下「申立て等」という。）に対応するため、事務局及び部局事務部に研究不正申立窓口（以下「申立窓口」という。）を置く。

2 前項に定めるもののほか、申立てに対応するため、学外の機関等に窓口（以下「学外窓口」という。）を置く。

3 申立窓口及び学外窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法等を学内外に公表するものとする。

4 申立窓口及び学外窓口の職員等は、申立て等の事案が自己との利害関係を持つものである場合、当該事案に関与してはならない。

(申立ての方法)

第9条 申立ては、原則として当該申立てを行う者（以下「申立者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面等により行わなければならない。

(1) 不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名

(2) 不正行為の態様及び事案の内容

(3) 不正行為とする科学的・合理的な理由

2 前項の規定にかかわらず、匿名による申立てがあった場合は、当該申立ての内容によっては前項の申立てがあったものとみなし、受け付ける場合がある。

3 第1項及び第2項により申立てがあった事案が、本学が調査を行うべき研究機関に該当しない場合、調査すべき研究機関又は配分機関に当該申立てを回付することができる。また、本学以外の研究機関又は配分機関から回付された申立ては、第1項の申立てがあったとみなすことができる。

4 申立窓口又は学外窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、当該申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。）に、申立てを受け付けたことを通知するものとする。

5 申立ての意思を明示しない相談を受けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談した者に対して申立ての意思があるかを確認するものとする。

- 6 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという内容の申立て又は相談を受け付けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、研究担当理事に報告するものとする。なお、学外窓口が当該申立てを受けた場合は、本学において確認又は精査し、研究担当理事に報告するものとする。
 - 7 研究担当理事は、相当の理由があると認めた場合は、被申立者に警告を行うことができる。
 - 8 申立窓口の責任者は、研究担当理事に申立内容について報告（以下「申立報告」という。）を行うものとする。
 - 9 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要がないと認める場合には、その理由を付して、申立者又は指摘を行った研究機関等にその旨を通知するものとする。
 - 10 研究担当理事は、前項の通知を行ったときは、総長及び九州大学適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。
（申立者及び被申立者の取扱い）
- 第10条 申立てを受け付けるときは、個室での面談、電話、電子メール等を申立窓口の担当職員以外は見聞できないように、適切な方法により、申立内容及び申立者の秘密を守るための方策を講じなければならない。
- 2 申立窓口又は学外窓口に寄せられた申立者、被申立者、申立内容及び調査内容は、調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏らしてはいけない。
 - 3 調査に当たっては、申立者が了承した場合を除き、不正行為に対応する委員会の委員以外の者や被申立者に申立者が特定されないように配慮しなければならない。
 - 4 公表するまでに申し立てされた事案が漏えいした場合、申立者及び被申立者の了解を得て、当該事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責により漏えいした場合は、この限りでない。
 - 5 本学は、悪意（被申立者を陥れるため、又は被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えること及び被申立者が所属する研究機関に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたことをもって、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。
 - 6 本学は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に制限したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。
（申立ての受付によらないものの取扱い）
- 第11条 第9条第5項による申立ての意思を明示しない相談について、申立ての意思表示がなされない場合においても、本学の判断により当該相談の調査を行うことができる。
- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、第9条第1項の申立てがあったとみなすことができる。
 - 3 本学に所属する研究者が不正行為の疑いをインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、研究不正の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）場合は、第9条第1項の申立てがあったとみなすことができる。
（予備調査）
- 第12条 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要があると認める場合には、適正な研究活動推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に対し、必要な調査（以下「予備調査」という。）の実施及び適切な対応を指示するものとする。
- 2 予備調査は、委員会の委員のうち委員長が指名する委員が行うものとする。
 - 3 委員長は、予備調査のため必要と認める場合は、前項の委員以外の者を加えることができる。
 - 4 予備調査は、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査するものとする。

5 予備調査は、原則として申立受理日又は第9条第2項、第11条第1項、第2項及び第3項により申立てがあったとみなした日から原則30日以内に終了するものとする。

6 委員長は、予備調査の結果を速やかに研究担当理事に報告するものとする。

(不正行為が明らかな場合等の取扱い)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、研究担当理事は、申立報告の内容について不正行為の事実が明らか又は不正行為の蓋然性が極めて高いと認める場合は、予備調査を経ずに、次条に規定する本格的な調査を実施することができるものとする。

(本調査の要否の決定)

第13条 研究担当理事は、申立報告又は第12条第6項の予備調査の報告を受けて、本格的な調査(以下「本調査」という。)が必要か否かについて速やかに決定するものとする。

2 研究担当理事は、本調査を行う必要がないと認める場合には、総長及び委員会に報告するとともに、理由を付して申立者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとする。

3 研究担当理事は、第12条第6項の予備調査の結果の報告を受けて、本調査を行う必要があると認める場合は、委員長に対し、必要な調査の実施を指示するものとする。

4 研究担当理事は、前項により本調査の実施を決定した場合は、申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。被申立者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。

(調査部会)

第14条 委員長は、本調査を実施し対策を検討するため、委員会の下に研究不正調査部会(以下「調査部会」という。)を置くものとする。

2 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があると委員長が認める場合には、この限りでない。

(1) 委員会委員である理事、副学長又は副理事のうち総長が指名する者

(2) 関連する部局等の長のうち委員長が指名する者

(3) 委員会の委員のうち委員長が指名する者

(4) 調査対象となる事案の研究分野の学内外の研究者

(5) 弁護士等の学外の有識者

(6) その他委員長が必要と認めた者

3 前項第5号の委員の数は、調査部会の委員の半数以上でなければならない。

4 調査部会の全ての委員は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

5 部会長は、第2項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長が特別な事情があると認める場合は、第2項第3号の委員をもって充てることができるものとする。

(本調査)

第15条 委員長は、調査部会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。

2 申立者及び被申立者は、委員について異議がある場合は、前項の通知を受け取った日の翌日から1週間以内に理由を添えて委員長に異議申立てをすることができる。

3 委員長は、前項の異議が妥当なものと判断した場合は、当該異議に係る委員を交代するものとし、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。

4 本調査は、当該調査の実施を決定した日から原則30日以内に開始するものとする。

第16条 本調査においては、調査対象となる事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの聴取などにより必要な調査を行うものとする。

- 2 委員長は、調査部会からの意見を受け、必要と認める場合は次の措置をとることができる。
 - (1) 調査対象となる研究活動の一時停止
 - (2) 調査対象となる事案に関連する機器、実験記録・資料等の保全
 - (3) その他委員長が必要と認めた措置
- 3 本調査においては、被申立者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、申立者が悪意に基づく申立てを行った疑いがあると調査部会が認める場合には、申立者に対しても、弁明の機会を与えなければならない。
- 4 研究者は、自身の研究活動に係る不正行為が申し立てられた場合であって、当該不正行為の疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動の適正等を科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 不正行為が行われた可能性を調査するために、調査部会が再実験等により再現性を示すことを被申立者に求める場合又は被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査部会がその必要性を認める場合には、合理的に必要と判断される範囲内において、当該再実験等に要する期間及び機会を与えるものとする。この場合においては、調査部会の指導・監督の下に行うものとする。
- 6 当該事案に係る配分機関等からの求めがあった場合、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 7 本調査は、本調査開始後、原則150日以内に終了するものとし、調査結果について、委員会に報告するものとする。

(証拠の保全)

第17条 研究担当理事は、申立て等が他機関において行われた研究活動に係る事案である場合、当該機関に対し、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するよう依頼するものとする。

- 2 研究担当理事は、他機関において申立て等がなされた事案が本学において行われた研究活動である場合、当該他機関からの依頼に応じ、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

(認定等)

第18条 委員会は、調査部会による本調査の結果を受けた日から30日以内に不正行為等が行われたか否かを認定しなければならない。ただし、調査の過程において、第16条第4項の再実験を行うなど調査に時間を要した場合は、この限りではない。

- 2 前項の認定は、調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
- 3 第1項の認定において、被申立者が、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等、本来存在すべき基本的な要素の不足により、不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せない場合、被申立者の責によらない正当な理由があると認められるときを除き、不正行為が行われたと認定するものとする。
- 4 委員会は、不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割等、不正行為の故意性の有無（故意性がないと認められるときには、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったこと）その他必要な事項について認定するものとする。
- 5 委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合には、第16条第2項の措置を速やかに解除しなければならない。
- 6 委員会は、不正行為が行われなかったと認定した場合であって、調査部会の調査の過程で申立てが悪意に基づくものであると判明した場合は、併せてその旨の認定を行うものとする。
- 7 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。

- 8 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告する。
- 9 総長は、認定結果を申立者、被申立者（被申立者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被申立者の所属する部局等の長に通知するものとする。被申立者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。
- 10 総長は、認定結果を当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 11 総長は、必要と認める場合には、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。
- 12 総長は、不正行為が行われなかったと認定された場合は、被申立者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとるものとする。

（不服申立て）

- 第19条 不正行為を行ったと認定された被申立者又は悪意に基づく申立てを行ったと認定された申立者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から30日以内に書面をもって不服申立てをすることができるものとする。ただし、不服申立てが行える期日内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 不服申立てが行われた場合は、研究担当理事が、委員長に対し、再調査の可否に係る審査を指示するものとする。
 - 3 研究担当理事は、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要と判断した場合は、委員会の委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
 - 4 研究担当理事は、不服申立てが行われた場合は、申立者（第18条第6項による認定の場合は、被申立者。以下同じ。）及び被申立者（第18条第6項による認定の場合は、申立者。以下同じ。）の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 5 委員長は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、委員会は速やかに再調査を開始するものとする。
 - 6 委員会は、当該再調査を速やかに解決するために、不服申立てを行った者等に協力を要請するものとする。
 - 7 前項の協力要請にもかかわらず、不服申立てを行った者からの協力を得られないときは、委員会は、再調査を打ち切ることができる。
 - 8 委員長は、不服申立ての趣旨が委員会又は調査部会の構成等に関する場合で、その理由が妥当なものとして判断したときは、委員の交代等を行うものとする。
 - 9 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
 - 10 総長は、再調査を行わない理由を付して、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。不服申立てを行った者が認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

（不服申立てに係る再調査）

- 第20条 委員長は、不服申立てがあった場合で、再調査を行う必要があると判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
- 2 総長は、再調査を行うことについて、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 3 委員長は、再調査が開始された日から原則50日以内（第18条第6項による認定の場合は原則30日以内）に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
 - 4 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。
 - 5 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告するものとする。

6 総長は、認定結果を申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に通知するものとする。

7 総長は、必要と認める場合は、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。

(公表)

第21条 不正行為等に関する公表は、総長が行うものとする。

2 不正行為が行われたと認定した場合は、調査結果を速やかに公表するものとする。

3 公表する調査結果の内容は、不正行為を行った研究者の氏名、不正行為の内容その他の必要な事項とする。

4 前項に掲げる公表する調査結果の内容のうち、合理的な理由のため公表を控える必要があると認めた場合はこの限りでない。

第22条 不正行為が行われなかったと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、不正行為が行われなかったことその他の必要な事項を公表するものとする。

2 申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該申立者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(調査への協力)

第23条 申立者、被申立者その他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(秘密保持)

第24条 申立窓口担当者、学外窓口担当者、委員会の委員その他の関係者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不正行為等に対する措置)

第25条 不正行為が行われたと認定した場合又は申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認められたときは、総長は、必要な措置を講ずるものとする。

2 不正行為への関与が認定された者及び関与まではしていないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うと認定された者に対し、総長は、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成22年度九大就規第14号)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則 (平成26年度九大就規第23号)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前になされた研究不正の申立ての取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の際にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程に規定されていた九州大学研究不正防止委員会及び研究不正調査委員会の業務は、それぞれ、この規程による改正後の国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程に規定される九州大学適正な研究活動推進委員会及び研究不正調査部会が承継するものとする。

附 則 (平成27年度九大就規第8号)

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則 (平成28年度九大就規第19号)

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年度九大就規第4号)

この規程は、令和３年６月１日から施行する。

附 則（令和４年度九大就規第２号）

この規程は、令和４年６月１日から施行する。

研究倫理教育の実施に関する要項

実施：平成 27 年 4 月 1 日

最終改正：平成 31 年 1 月 18 日

1 趣旨

この要項は、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成 21 年度九大就規第 14 号。以下「適正な研究活動規程」という。）第 7 条第 4 項に基づき、本学の研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 研究倫理教育

（1）研究者を対象とした研究倫理教育

- ① 研究に従事する研究者等に対し、全学的に共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を実施する。
- ② 各部局において、研究分野等の特性に応じた研究倫理教育（以下「分野別教育」という。）を実施する。

（2）学生を対象とした研究倫理教育

- ① 学部学生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。
- ② 大学院生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施するとともに、研究者共通教育を実施する。

3 研究者共通教育

（1）受講対象者

- ① 受講義務者 受講を必須とし、受講管理が必要な者。
 - ア 教員（特定有期教員等を含む。）
 - イ 研究推進職
 - ウ 技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者
 - エ 学術研究員
 - オ 研究補助者（テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等）
 - カ ア、ウ及びエ以外の身分で、本学において科学研究費助成事業へ申請する者
 - キ 日本学術研究振興会特別研究員のうち SPD、PD、RPD 及び外国人特別研究員の身分の者
 - ク 大学院生
 - ケ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

- ② 受講推奨者 受講を推奨するが、受講管理の必要のない者。
- ア 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
 - イ 学部学生（特に研究室配属後の学部学生）
 - ウ 不正行為に係る申立窓口責任者
 - エ 研究支援関係部署の事務職員
 - オ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

（２）教育内容等

- ① 教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。
- ② 教材は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）（以下「APRIN」という）が作成している「責任ある研究行為ダイジェスト」を使用する。ただし、今後、文部科学省の通知等を踏まえ、必要に応じ見直す。

（３）受講方法等

- ① 受講対象者は、APRIN の e-learning システム（eAPRIN）により受講する。
- ② 受講義務者は、当該教材を受講後にテストを実施し、一定の点数を超えた場合に受講を修了したとみなす。一定の点数は、当分の間 80 点以上とする。
- ③ 受講義務者は、受講を修了した場合、同システムから発行される受講修了証を所属部局の研究倫理教育責任者に提出する。
- ④ 各部局の研究倫理教育責任者は、受講義務者から提出された受講修了証に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を定期的に研究担当理事に報告する。

（４）受講時期

- ① 受講義務者は、原則 3 年度ごとに受講する。教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。ただし、平成 27 年度については、受講義務者は全員受講するものとする。
- ② 年度途中で採用された教員や昇任した教員等については、着任及び昇任後速やかに受講する。ただし、昇任した教員で昇任した年度に既に受講した者は受講を免除できる。

（５）他機関からの採用者等に係る研究倫理教育の取扱いについて

本学採用前に在籍していた研究機関等（以下「研究機関等」という。）において、以下の研究倫理教育を採用年度を含め 3 年度以内に受講した者については、本学における研究者共通教育を受けたこととみなす。

ただし、決定に当たっては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等が発行する受講証明書を提出させ確認するものとする。

また、当該採用者についての次の受講年度は、修了証等に記載の受講年度後3年度目とする。

(対象教材等)

① eAPRIN の次の教材

ア「責任ある研究行為ダイジェスト」

イ「責任ある研究行為：基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合

- ・責任ある研究行為について・研究における不正行為 ・データの扱い
- ・オーサーシップ ・盗用 ・公的研究資金の取り扱い

② 「科学の健全な発展のために―誠実な科学者の心得―」（日本学術振興会テキスト）

本教材については、研究機関等が教材として導入していること、かつ、受講後の理解度を測るテスト等の結果をもって研究機関等が受講を証明できることを条件とする。

4 分野別教育

- (1) 研究倫理教育責任者は、研究者共通教育に加え、当該部局の研究分野の特性に応じた教育を実施する。受講対象者、教育内容、実施方法等については、各部局で決定する。
- (2) 研究倫理教育責任者は、部局において実施した分野別教育について、定期的に研究担当理事に報告する。

5 学生を対象とした研究倫理教育

学生を対象とした研究倫理教育の実施等については、この要項に定めるもののほか、教育担当理事が必要に応じて別途定める。

6 実施

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

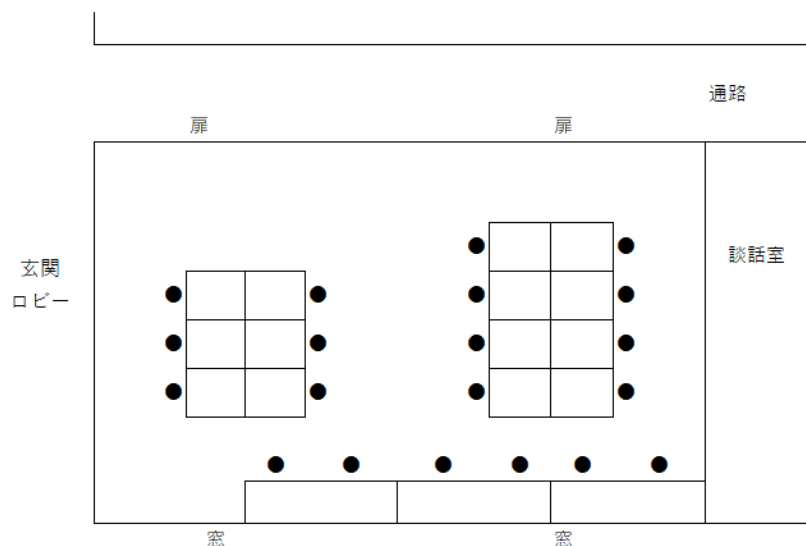
この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 記

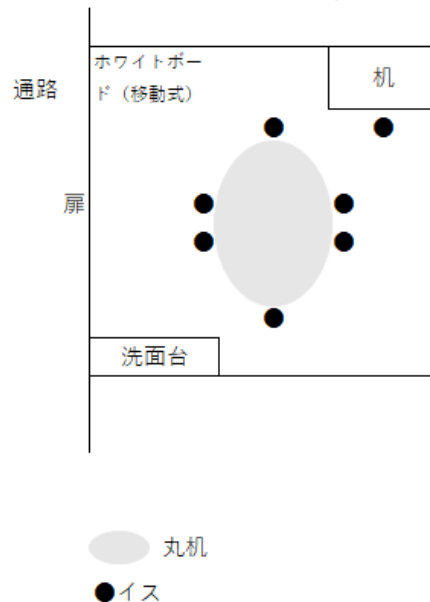
この要項は、平成31年1月18日から実施する。

大学院生研究室等見取り図

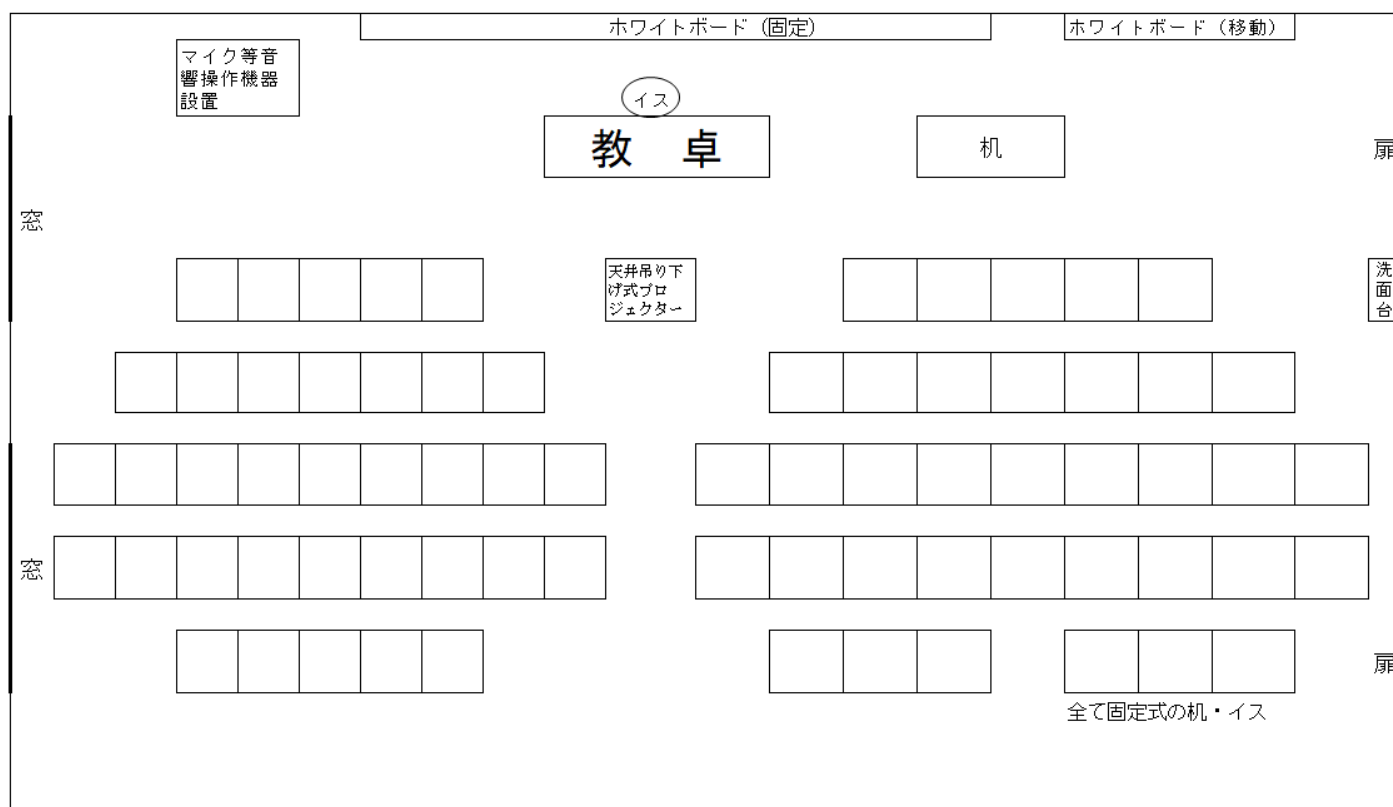
歯学部 A 棟 1 階 自習室



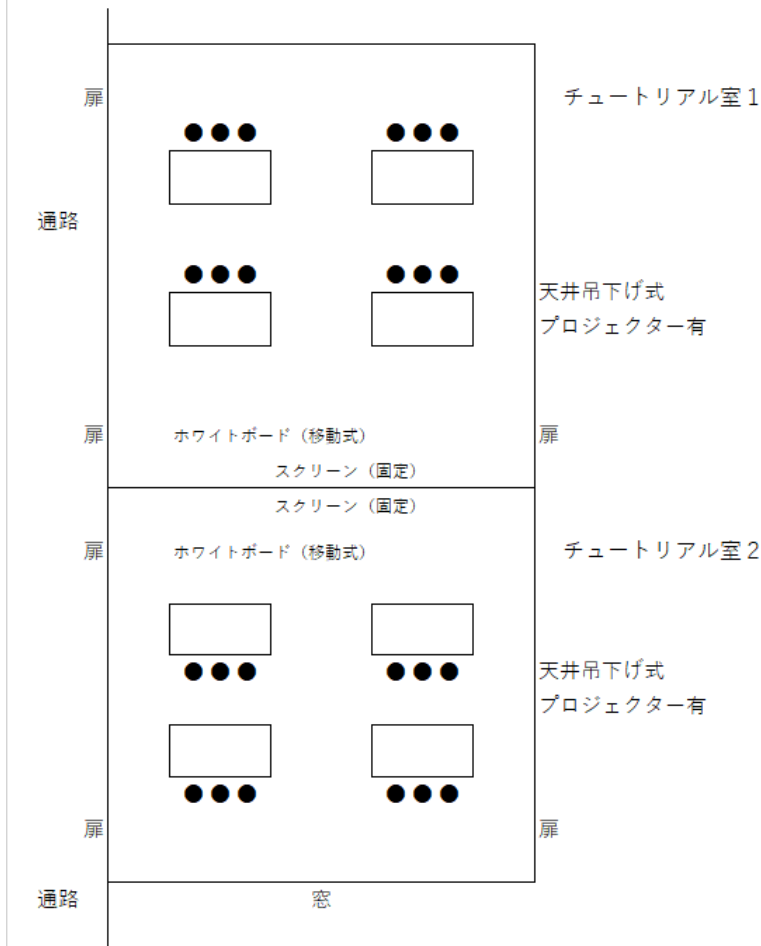
チュートリアル室 1（歯学部 B 棟 1 階）



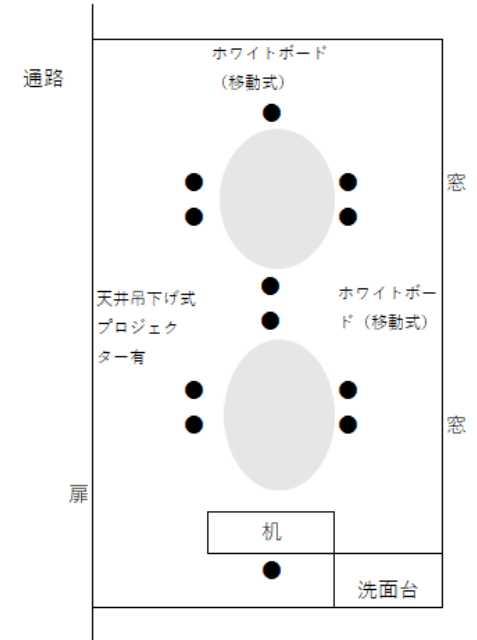
示説室（歯学部 B 棟 2 階）



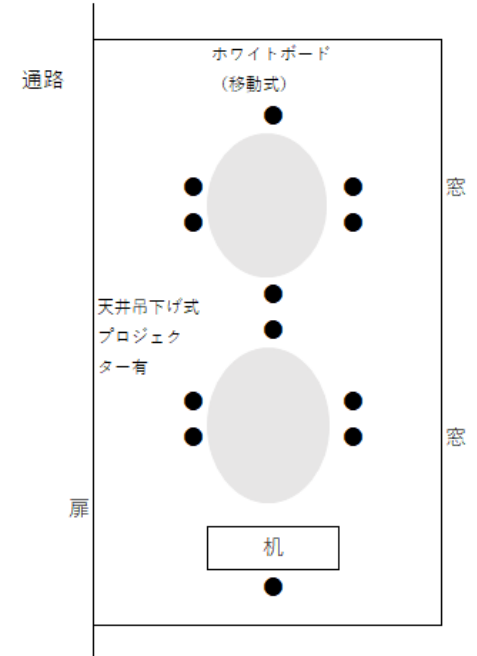
医系管理棟2階 チュートリアル室



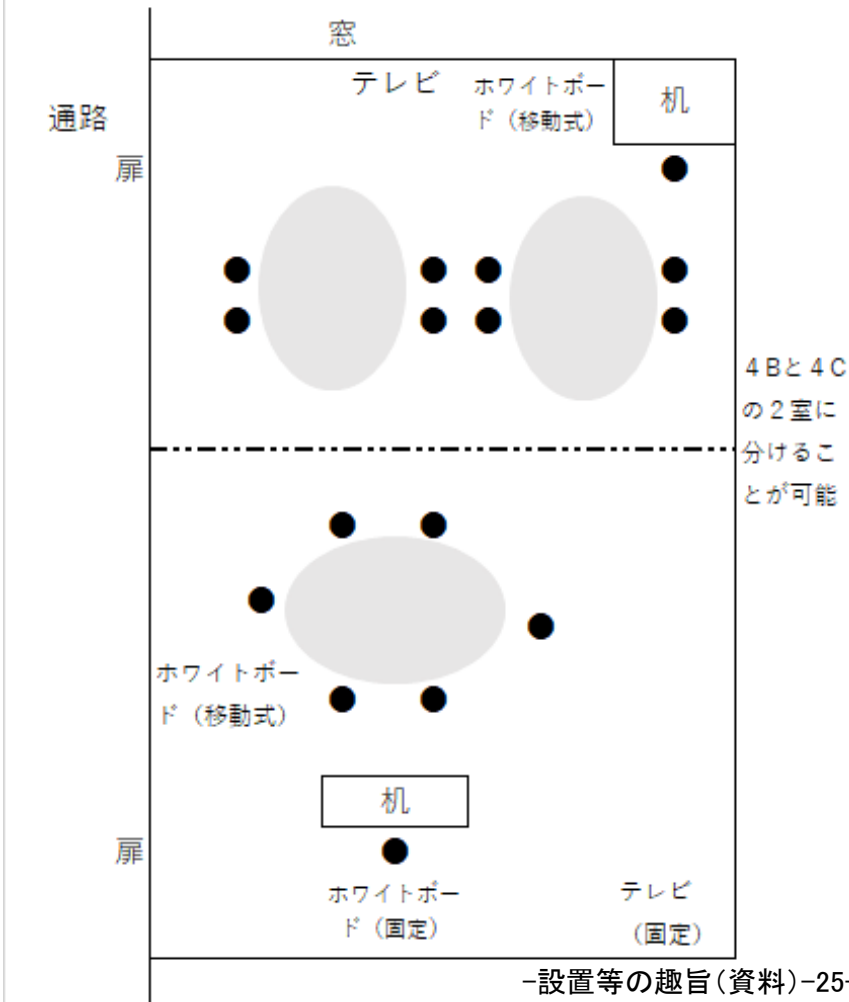
チュートリアル室3 (歯学部B棟3階)



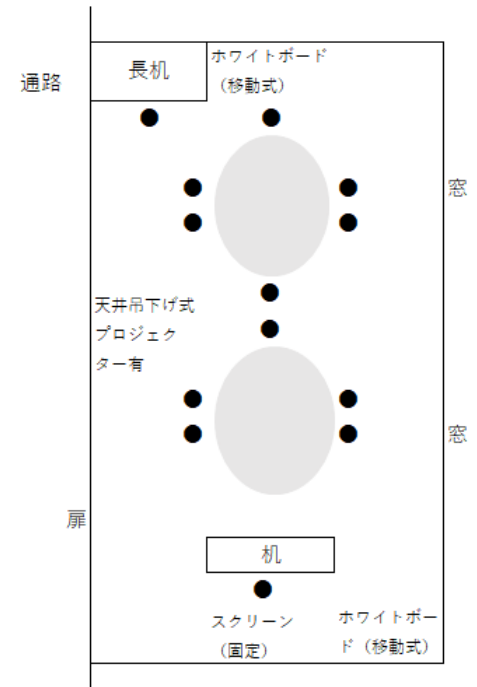
チュートリアル室4A (歯学部B棟4階)



チュートリアル室4B・C (歯学部B棟4階)



チュートリアル室5 (歯学部B棟5階)



ディプロマ・ポリシー

歯学府の教育目的・目標

歯学府における教育は、歯学部における教育成果を礎として基礎歯学や臨床歯学、これらに関連する医学や自然科学ならびに社会科学の分野で、先駆的な学術情報を世界に発信する指導的研究者、歯学教育者、国際連携が可能な教育研究者、口腔保険医療行政の指導者、指導的臨床歯科医となりうる、深い科学観、高い倫理観、豊かな人間性ならびに高い国際性を備えた人材を育成することを目的としている。

そのため、本学府は「九州大学教育憲章」に則り、自主的に課題を解決する能力を育成し、国民の健康寿命の延伸のために、最先端の歯学・歯科医療の研究・開発を推進し、さらにその臨床応用に貢献できる人材を養成することを達成目標とし、以下の能力を有する者に博士（歯学）の学位を授与する。

- ・高い専門性と倫理観を有し、研究者として自立した研究活動を行える能力を有している。
- ・歯科臨床の専門分野において、臨床研究活動を行う能力と指導的役割を果たす能力を有している。

【学修目標】

A. 主体的な学び・協働

- 1. 国民の健康寿命の延伸に口腔領域から貢献する意欲を持つ。
- 2. プレゼンテーション能力とコミュニケーション能力を鍛え、他領域（他職種）と交流できる能力を身に付けると共に、国際学会で、英語による発表、質疑応答によって、研究成果を世界に公表することができる。

- 3. 自ら進んで課題に取り組む積極性を持ち、協調性とともに統括する管理能力を備え、問題解決に向けて、蓄えた知識、他者との交流から、様々なアプローチの可能性を考える。

B. 知識・理解

- 1. 広範な生命科学の基礎と専門分野の最先端の研究について説明ができる。
- 2. 専門分野の内容を世界水準で理解し、学問固有の知識を習得する。
- 3. 先進的な技術とそれらの医療における応用について説明ができる。

C-1. 知識・理解の応用

- 1. 専門的な知識を統合し、課題を解決する能力を身に付ける。

C-2. 新しい知識の創出

- 1. 歯科臨床の専門分野において、臨床研究活動を行える能力を有し、指導的役割を果たすことができる。
- 2. 国際的視野に立って問題を解決する実践的意欲を持つ。

D. 知識・理解の実践的場面での活用

- 1. 生命科学における特定の領域で、研究遂行に必要な研究方法を習得し、研究者として自立した研究活動ができる。
- 2. 問題を提議し、それを解決するための方略を提示し、実行する能力、チームを運営する能力、後進を育成する能力を身に付ける。

学生の確保の見通し等を記載した書類

九州大学大学院歯学府

目 次

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況	・ ・ ・ ・ ・	1
① 学生の確保の見通し	・ ・ ・ ・ ・	1
② 学生確保に向けた具体的な取組状況	・ ・ ・ ・ ・	6
(2) 人材需要の動向等社会の要請	・ ・ ・ ・ ・	7
① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）	・ ・ ・ ・ ・	7
② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠	・ ・ ・ ・ ・	9

(1) 学生の確保の見通し及び申請者としての取組状況

① 学生の確保の見通し

ア 定員充足の見込み

九州大学大学院歯学府口腔科学専攻（修士課程）の入学定員は、後述のとおり、他大学の定員設定状況、アンケート結果、これまでの本学への問い合わせ状況等を総合的に判断し、6名とする。また、他大学の入学状況、アンケート結果、これまでの本学への問い合わせ状況等を鑑みるに、入学定員に対して十分な志願者が見込め、入学定員を充足する入学者を確保することができるかと判断する。

全国の歯科大学・歯学部で学部と修士課程を有する大学では、学部において歯科衛生士または歯科技工士の養成を目的とした学科を有していることから、修士課程の入学者の多くは歯科衛生士、または歯科技工士である。その中で、東北大学は、歯科衛生士の他に看護師などのこれまで歯学教育を受けてこなかった医療従事者、歯科保健医療行政に関わる人や外国人留学生を受け入れるために学生のニーズに合わせて複数のコースを設置しており、今回設置する口腔科学専攻と同様であることから、入学定員の設定にあたっては、東北大学の入学定員数（6名）と充足率を参考にした。また、本学と同じ福岡県内に修士課程を設置している九州歯科大学の入学定員数（3名）と充足率も参考にした。

加えて、九州大学病院の歯科衛生士、技工士等にアンケートを実施し、基礎から体系的なリカレント教育の必要性を感じている医療従事者が一定数いること、さらに毎年、歯科医師以外の医療従事者の入学問い合わせが複数件あることから、高度専門医療人養成コースへの入学希望者数は2～3名程度確保できる。

また、専門学校教員からの博士課程への問い合わせ、工学部・農学部など医・歯学部以外の4年制大学卒業生、医療機器、食品メーカー研究員からの博士課程への問い合わせが毎年1、2件程度あることから、医療行政・教育機関指導者コース、および医療技術開発者養成コース、合わせて1、2名程度が確保できる。

加えて、医・歯学部以外の4年制大学卒業で研究生として本学で研究を行う留学生が毎年2名程度いることから、基礎医学研究者養成コースは2～3名程度が確保できる。

過去10年間の本学大学院歯学府（博士課程）の外国人留学生は、大学院生総数の約18%を占め、2019年に歯学研究院内に国際連携推進室、2021年に馬出キャンパス内に国際推進室を設置し、国際交流の推進と積極的な大学院生のリクルートを行っている。博士課程への入学を希望する外国人留学生の中には医歯学部以外の4年制大学出身者も多く、研究生として2年間の研究経験を得た後に博士課程へ進学する者もいる。

また歯学研究院では、歯科材料の開発や味覚検査に関する研究にも力を入れていることから、国内外を問わず工学系や食品関係の大学・企業出身者の博士課程進学希望者も多い。しかし、歯学府には修士課程がないため、断っているのが現状である。

さらに、九州大学病院歯科衛生室医療スタッフに対するアンケート調査より、歯学府に新たに修士課程が設置された場合、入学を検討すると回答した方が25%程度いることが判明している。

以上のことを踏まえ、各コースの入学希望者数を下記のとおり予想し、改組後の歯学府修士課程の入学定員（6名）を確保できる見込みがあると考えられる。

対象者	コース	予想される入学 希望者数
歯科衛生士、看護師などの医療従事者	高度専門医療人養成コース	2～3
口腔保健行政関係、専門学校教員	医療行政・教育機関 指導者養成コース	1～2
工学士、理学士、歯科技工士など	医療技術開発者養成コース	1～2
4年制大学卒業生（留学生を含む）	基礎医学研究者養成コース	2～3

イ 定員充足の根拠となる客観的なデータの概要

○ 大学の修士課程の定数

令和元年度の文部科学省医学教育課の報告を示す。

▼博士課程（修業年限3年）、修士課程、博士後期課程、博士前期課程

大学名		研究科等名	専攻名	入学 定員	学位の名称	修業 年限	14条 特例
1	東北大学	歯学研究科	歯科学専攻	6	修士(口腔科学)	2	○
2	東京医科歯科大学	医歯学総合研究科	医歯理工保健学専攻	107	修士(医科学)、修士(歯科学)、修士(口腔保健学)、修士(理学)、修士(工学)、修士(保健学)	2	
			医歯理工保健学専攻(医療管理学)	5	修士(医療管理学)	1	○
			医歯理工保健学専攻(医療政策学)	10	修士(医療政策学)	2	○
			医歯理工保健学専攻(グローバルヘルスリーダー養成コース)	9	修士(グローバル健康医学)	2	
3	新潟大学	医歯学総合研究科	口腔生命福祉学専攻	3	博士(口腔保健福祉学)、博士(学術)	3	○
				6	修士(口腔保健福祉学)	2	○
4	岡山大学	医歯薬学総合研究科	医歯科学専攻	20	修士(歯科学)、修士(学術)	2	○
5	徳島大学	口腔科学教育部	口腔保健学専攻	2	博士(口腔保健学)、博士(学術)	3	○
				5	修士(口腔保健学)	2	○
国立大学 計				173			

大学名	研究科等名	専攻名	入学 定員	学位の名称	修業 年限	14条 特例
6 九州歯科大学	歯学研究科	口腔保健学専攻	3	修士(口腔保健学)	2	○
公立大学 計			3			

国立・公立大学 合計	176
------------	-----

東京医科歯科大学、岡山大学は医歯（薬）学合同の修士課程となっており、歯学専攻のみの入学定員は不明だが、東北大学、新潟大学の修士課程の入学定員が6名（東北大学は令和2年度から8名に増員）、徳島大学が5名、九州歯科大学が3名となっており、いずれの大学でも充足率はほぼ100%を維持している。

	東北大学	新潟大学	徳島大学	九州歯科大学
平成28	6（6）	3（6）	6（5）	3（3）
平成29	6（6）	4（6）	3（5）	5（3）
平成30	6（6）	6（6）	9（5）	3（3）
令和元	6（6）	5（6）	8（5）	3（3）
令和2	8（8）	4（6）	2（5）	3（3）

仙台市、新潟市、北九州市の人口がそれぞれ109.6万人、77.9万人、92.9万人（2022年）に対して、福岡市は人口161.9万人（2022年）で、本学附属病院を含む多くの大型の総合病院が存在する。また、福岡市内に3校の歯科衛生士専門学校、3校の高度専門士の称号を付与する医療系専門学校が存在する。さらに、前述のように中国をはじめアジアの各国から、医・歯学部卒業生だけでなく4年制大学の卒業生から、本学で最新の歯学・口腔科学の知識と技術を学びたいという希望も多く、令和2年度の大学院博士課程の留学生数は九州歯科大学の2名に対して、本学が34名と圧倒的に多い状況である。

福岡県内に存在する九州歯科大学で毎年3名の入学定員を充足している状況や、本学と同様に学生のニーズに合わせて複数のコースを設置している東北大学が令和2年度から6名の定数を8名に増員した上でも入学定員を充足していることに鑑み、本学の定員（6名）を確保できると考えられる。

○ 過去10年間における博士課程での受け入れ実績

九州大学大学院歯学府（博士課程）の入学定員は43名であり、平成24年(2012)度から令和3年(2021)度までの過去10年間の博士課程の入学者総数364名で平均充足率84.6%である。博士課程の入学者総数のうち、留学生の入学者総数は66名のうち5名が歯学部（口腔医学）以外の学部出身者である。また、歯学部以外の4年制大学出身者は21名であり、うち9名が学士（6名）または専門学校卒業（3名）である。

	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	合計
大学院総数	51	35	28	39	38	28	37	42	37	29	364
留学生数	6	4	5(1)	7(1)	9(1)	7(2)	4	6	11	7	66(5)
歯学部以外	1(1)	0	4(1)	3(3)	1(1)	4	2(1)	1	3(1)	2(1)	21(9)

※ 留学生数の()内の数字は歯学部・口腔医学以外の出身者

※※ 歯学部以外の()内の数字は学士または専門学校卒業資格を有した者。

修士の学位を取得していない者が博士課程に入学するためには、事前に受験資格審査が必要となる。受験資格審査は、「査読のあるインパクトファクターが付与されている英文学術誌に、筆頭著者又はそれに相当する原書論文が1報以上ある（症例報告は含まない）」とされており、非常に厳しい条件となっている。このような状況にも関わらず、過去10年間で歯学部以外の4年制大学を卒業した者が大学院歯学府（博士課程）に21名入学しており、本学府が実施している教育に対する需要の高さがうかがえる。一方で、21名のうち約半数が学士または専門学校卒業生であることを鑑みるに、修士課程を設置することで、それらの学生の受け入れを見込むことができ、加えて受験資格審査が厳しいために博士課程への入学を断念していた学生をも受け入れることが可能になる。

また、留学生に関して、大学院歯学府（博士課程）に入学した留学生の多くは歯学部・口腔医学出身者ではあるが、各分野長には歯学部・口腔医学出身者以外の留学希望者からの問い合わせが毎年複数件来ていることから、修士課程を設置することで、医歯学部以外の4年制大学出身者の受け入れが可能になり、留学生の受け入れ数も増加することが想定される。

○ 九州大学病院歯科衛生室医療スタッフに対するアンケート調査

今回の歯学府修士課程の設置にあたって、九州大学病院歯科衛生室の医療スタッフ30名（常勤18名、非常勤12名）に対してアンケートを実施した（令和3年1月18日～1月29日）。回答数27名で回収率は90%であった。

「お勤め先では、高度で専門的な知識と技術の修得の必要性のニーズが高まっていると感じます

か？」という質問に対して、「大いに感じる」が52%、「ある程度は感じる」が41%で9割以上の医療スタッフが、高度で専門的な知識と技術の修得の必要性を感じている。

選択肢	回答数	回答割合
1. 大いに感じる	14	52%
2. ある程度は感じる	11	41%
3. あまり感じない	1	4%
4. 全く感じない	1	4%

さらに「修士課程に入学したいですか？」という質問に対して、「ぜひ入学したい」が2名（8%）、「入学したい」が5名（19%）で、欄外に1名が「修士は持っているので、博士課程に進学したい」と記載していた。

選択肢	回答数	回答割合
1. ぜひ入学したい	2	8%
2. 入学したい	5	19%
3. よくわからない	18	69%
4. 入学したくない	3	4%

まだ修士課程の具体的な概要を示していない状況でのアンケートにも関わらず、9割以上の医療スタッフが高度で専門的な知識と技術の修得の必要性を感じていることに加え、定員数を超える7名が修士課程に入学したいと考えていることが判明した。

一方で、「よくわからない」と回答した方が半数以上いたことから、歯学府口腔科学専攻（修士課程）の概要を示した上で、改めて九州大学病院歯科衛生室の医療スタッフに同内容でアンケート調査を実施した。（令和4年2月14日～2月28日。回答数26名で回収率は87%であった。）

「修士課程に入学したいですか？」という質問に対して、「ぜひ入学したい」が3名（12%）、「入学したい」が5名（20%）であり、前回を上回る人数となった。

選択肢	回答数	回答割合
1. ぜひ入学したい	3	12%
2. 入学したい	5	20%
3. よくわからない	14	56%
4. 入学したくない	3	12%

また、再アンケート調査で「よくわからない」と回答した方14名には、さらに以下のどの点が明確になれば修士課程への入学を考えますか（複数回答可）という質問に追加で回答いただいたところ、主に仕事を継続しながら学位取得が可能であるかという点や経済的負担、修士課程で実施する研究内容が入学を熟考する要因となっていることが判明した。

選択肢	回答数	回答割合
1. 経済的負担が許容範囲である	8	29%
2. 働きながらの学位取得が可能である	11	41%

3. 自分のやりたい研究が選択できる	7	26%
4. キャリアパスに有利になる	0	0%
5. その他 ・ 歯科衛生士が「③医療技術開発者養成 コース」に進学できるか	1	4%

今後、学生納付金や奨学金制度に関する説明や修士課程の4つのコースの教育内容を詳細に示すことに加え、社会人特別選抜で入学を許可された学生は、正規の授業時間帯の他、あらかじめ指導グループの教員と協議し、特定の時間または時期、オンラインまたはオンデマンドによる講義および研究指導を受けることができる体制を整えており、仕事を継続しながらの学位取得が可能であること、さらに就業（定職）している者等については、標準の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して課程を修了することができる長期履修制度を設けていることを明確に説明することで、さらに入学希望者が増える可能性がある。

○ 九州大学病院歯科部門教員に対するアンケート調査

今回の歯学府修士課程の設置にあたって、九州大学病院歯科部門教員47名（講師以上、一部助教を含む）に対してアンケートを実施した（令和3年1月18日～1月29日）。

「お勤め先では、高度で専門的な知識と技術の修得の必要性のニーズが高まっていると感じますか？」という質問に対して、「大いに感じる」が48%、「ある程度は感じる」が46%で9割以上の医療スタッフが、高度で専門的な知識と技術の修得の必要性を感じている。

選択肢	回答数	回答割合
1. 大いに感じる	22	48%
2. ある程度は感じる	21	46%
3. あまり感じない	3	7%
4. 全く感じない	0	0%

また「お勤め先の職員が上記修士課程に進学した場合、何を修得してもらいたいですか？」という質問に対して、「医療現場でのリーダーとして高度専門知識と技術を備えた臨床能力」が61%、「専門学校教諭として歯科医療・口腔衛生に関わる教育能力」が20%であり、医療現場でのリーダーの養成の必要性を感じている。

選択肢（複数回答）	回答数	回答割合
1. 医療現場でのリーダーとして高度専門知識と技術を備えた臨床能力	30	61%
2. 専門学校教諭として歯科医療・口腔衛生に関わる教育能力	10	20%
3. 歯科医療機器・技術・材料の新規開発、口腔機能の維持・向上を図る機能食品の開発能力	4	8%
4. 海外医療機関、教育機関の研究者としての研究能力	3	6%
5. その他	1	2%
6. 特になし	1	2%

さらに「お勤め先の職員に上記修士課程へ入学してもらいたいですか？」という質問に対して、「ぜひ入学してもらいたい」が18%、「入学してもらいたい」が51%であり、多職種連携に対応できる医療現場でのリーダーの養成の必要性を感じている。

選択肢	回答数	回答割合
1. ぜひ入学してもらいたい	8	18%
2. 入学してもらいたい	23	51%
3. よくわからない	14	31%
4. 入学してほしくない	0	0%

ウ 学生納付金の設定の考え方

本学の学生納付金は817,800円（入学料282,000円、授業料年額535,800円）であり、「国立大学等の授業料その他費用に関する省令」第二条に定める標準額と同額に設定している。

② 学生確保に向けた具体的な取組状況

九州大学大学院歯学府では、修士課程の認知度向上をはかり、学生確保につなげるため、様々な取り組みを行うことを予定している。

ア 大学院説明会の開催

修士課程設置認可手続きと並行して、毎年7月に開催している博士課程の大学院説明会の際に修士課程の大学院説明会を開催する。改組を令和5年度（2023年度）に予定しているため、前年度の令和4年度は、全国の医療系大学、福岡県内の医療施設に修士課程の設置と大学院説明会の実施の案内を配布する。昨年度はコロナ禍のため、オンラインで博士課程の大学院説明会を実施したが、例年行ってきた対面での説明会より多くの参加者があったことから、今後、大学院説明会は対面とオンラインのハイブリッドで行う予定としている。また、修士課程は社会人の入学希望者が多いと予想されることから、修士課程の大学院説明会の模様を動画で保存し、HP上からオンデマンドで閲覧できるようにする。

イ WebサイトやSNSを通じた情報提供

歯学府のWebサイトに、今回の改組構想に関する内容を掲載したチラシをPDFデータで公開し、

理念や概要等について紹介する。加えて、改組構想に関するより具体的な情報を適切な時期に大学Web サイトや学部・学府のWebサイトで順次公開し、受験者や保護者に対して周知を行う。留学生向けには、英語のWebサイトを作成する。

ウ 広報媒体による情報提供

今回の改組構想に関する内容を、進学情報誌や新聞広告等に掲載し、広く国内外にアピールを行い、修士課程の概要と学生募集の内容につき周知を図る。また、修士課程の概要を分かりやすく説明した小冊子を作成し、全国の医療系大学、福岡県内の医療機関に配布することで、広く周知を行う。留学生向けには英語のパンフレットを作成し、学内の国際担当部署や大学の海外オフィスに配置する。

エ 海外の大学におけるリクルート活動

令和元年度に海外からの留学生のリクルーティングと大学間連携を進める目的で「国際連携推進室」を設置し、専任の教員を配置した。

これまで博士課程のリクルーティングとしてガジヤマダ大学（インドネシア）、ベトナム国立医科薬科大学（ベトナム）、ハノイ医科大学（ベトナム）、延世大学（韓国）の各歯学部を年1回程度訪問している。令和3年度の大学院生総数170名のうち、留学生が53名で、約1/3を占めており、博士課程の海外からのリクルーティングは成果を上げている。一方で、コロナ禍において、これらの大学への訪問ができなかった代替えとして、「国際連携推進室」を中心に、九州大学が主催するオンラインによる学府紹介“Virtual Graduate Study Week in KU”に参加し、歯学府の研究内容を紹介するとともに、留学生の受け入れを内定した。また、2021年度「国費外国人留学生の優先配置を行うプログラム」に『MENAの口腔保健re-buildを目指す指導者養成先端歯学研究コース』が採択され、中東・北アフリカ地域から優秀な留学生をリクルートするためにトルコ、ヨルダンなどの大学とオンラインミーティングを実施している。さらに、歯学府に留学生として来日し、学位取得後、母国の教員となった同窓生との交流を行い、部局間連携を始めている。

このように「国際連携推進室」を中心に今後はこれまで交流を行なっている大学だけでなく、新たな連携を進めながら、修士課程の紹介も行い、将来的に海外のコデンタルスタッフの修士課程への積極的な受け入れを図る。

（2）人材需要の動向等社会の要請

① 人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的（概要）

日本では世界でも類を見ない速さで超高齢社会となり、高いQOL（Quality of Life）を維持して健康寿命の延伸を目指すことが喫緊の課題となっている。現代の疾患の多様性、医療に対する社会ニーズの変化に対応するためには、医師や歯科医師だけでなく、医療従事者である看護師、歯科衛生士を含む多職種連携が必要である。また、介護施設や高齢者の治療を行う医療機関では口腔ケアの重要性が認識されており、これまで歯学専門教育に触れることのなかった看護師、保健師、栄養士、理学・作業療法士などの職種の人達にも、最新の歯学・口腔科学の知識や技術が必要となっている。このように、ライフステージに対応した食育・摂食の研究、口腔機能と脳機能・全身の健康との関係の解明、疾病予防や介護予防における新しい分野の確立のためのエビデンスが必要であり、様々な職種における口腔科学の確立が求められている。

一方、急速な歯科医療のパラダイムシフトにより、歯科衛生士、看護師などの医療従事者に求められる知識や技術は大きく変わってきている。しかし、現場のニーズに対応できる医療従事者を教育、または現場で指導する立場の人材がまだ不足しているのが現状である。そ

ここで、医療の現場で活躍する人材に加えて、次世代の医療従事者を育成できる人材を養成する必要がある。

また、歯科医療・歯科材料の開発技術は飛躍的に発展しており、歯科医師のニーズと患者のニーズの両方に応える知識と技術が必要である。口腔顎顔面領域の解剖学、生理学を細胞・組織レベル、さらには分子・遺伝子レベルで理解するほか、ITを用いたデータ収集、解析、さらにシミュレーションを実践する能力が必要である。このように基礎・臨床歯科学、生命科学と工学の融合した学際研究（interdisciplinary）の確立も求められている。

上記の高度専門医療人、医療行政機関指導者、および医療技術開発者を目指す学生は、短期間で職業に必要な知識、技術および技能を修得できる短期プログラムではなく、修士課程で学修することで各専門領域の基礎から応用までを体系的に学ぶことができ、さらに研究に必要な科目を履修することで、融合的・横断的な知識と手技を修得し、さらに複数の専門性を獲得することが可能となる。

またアジア諸国では、高度な歯科医療技術、近い将来に迎える超高齢社会に備えた口腔科学の知識、新たな歯科医療機器・歯科材料の開発のための知識や技術の修得が必要である。これらの知識や技術を修得し、歯科医療を向上させるためには、医・歯学部出身者に限らず、看護師、歯科衛生士などの医療従事者のほか、理工学部出身者による歯科医療機器・歯科材料の開発や栄養学部出身者の食品・栄養面からの貢献も必要である。このような医・歯学部以外の4年制大学卒業生に対して、修士課程を設置することで、修士課程から博士課程の一貫教育によって多くの知識や研究能力を修得することができ、将来、母国の研究者・教育者の養成や、世界における歯科医療の向上に貢献することが可能となる。これまで歯学府には修士課程がなかったため、主に歯学部を卒業した留学生を博士課程で受け入れてきた。過去5年間（令和4年3月まで）に歯学部以外の学部を卒業後、研究生を経て博士課程に進学した留学生は5名である。現在（令和4年5月1日付）、9名の研究生が在籍しているが、全員が博士課程への進学を希望している（資料1）。修士課程を設置した場合も、これまで同様に博士課程へ進学する留学生の割合が多いと予想している。また、博士課程修了後の進路は、大部分が母国で就職している（資料2）。

これまでも、歯科衛生士、歯科技工士などのコデンタルスタッフの歯学専攻（博士課程）への入学希望があったが、入学希望者の多くが専門学校卒業生（専門士、一部高度専門士を含む。）であり、学士や修士の学位を取得していないことから、修士課程相当の修業を担保するために歯学専攻（博士課程）の受験資格の審査が厳しく、受け入れたくても受け入れにくい状況であった。東北大学のデータを参考にとすると、コデンタルスタッフで修士課程への入学を希望する者の多くは入学前から就業している社会人が多いと考えられる（資料3）。また、歯科医療機器や歯科材料の開発には、歯学の知識や技術より工学・生物の知識の方が主であることから、工学系、他の理系学部からの入学希望者が多く、歯学専攻（博士課程）による修士・博士の一貫教育を受けることが難しい状況である。過去5年間で4名の4年制大学出身者（九州大学医学部生命科学科の卒業生並びに東京理科大学及び東京農業大学の理系学部卒業生など）が、食品関連企業への就職を希望して、一旦別の大学院の修士課程を経た後に入学している。さらに大学院歯学府の規則により、海外の4年制大学の卒業生が歯学専攻（博士課程）へ入学する場合、修士課程相当の修業を担保するために2年間の研究歴を求め、2年間、研究生として在籍しなければならないこととしている。毎年、複数名の海外の4年制大学卒業生が本学府での研究を希望しているが、研究生で奨学金を取ることは難しい場合が多く、生活基盤を維持することができないことから、やむなく断っているのが現状である。令和2年度に2年間の研究生を経て歯学専攻（博士課程）に入学した学生は1名で、令和2年10月から研究生として入学した者が1名である。

このような状況を考慮し、九州大学大学院歯学府では上記のような入学希望者に広く門戸を開き、高度専門職に必要な能力や歯学、口腔科学に関する研究能力を養うことを目的とした4つのコース（高度専門医療人養成コース、医療行政・教育機関指導者養成コース、医療技術開発者養成コース、基礎医学研究者養成コース）からなる修士課程を開設する。

② 上記①が社会的、地域的な人材需要の動向等を踏まえたものであることの客観的な根拠

歯学府の改組構想の検討にあたって、人材需要の社会的ニーズを明らかにするため、政府、公共機関等が公開している関連情報をもとに、歯学府の役割と求められる人材像について、データを収集した。 **（資料１）**

ア 政府の動向

○ 平成31（2019）年1月22日 文部科学省 中央教育審議会大学分科会

「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）」【官①】

同資料では、「Society 5.0 等に向けた社会の変化の中で、大学院は、知の生産、価値創造を先導する『知のプロフェッショナル』の育成を中心的に担うことが期待される存在である」とし、2040年度の社会の需要に応えていくためにも早急に「大学院教育の体質改善」が必要であり、「人材養成目的に即した教育研究組織の柔軟な見直し」、「学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実」、「高度・広範な専門的能力と高度の汎用的能力、職業社会で活用可能な実践的研究能力の育成等」、「博士後期課程における研究指導體制の強化」、「リカレント教育の充実」等に取り組むことが重要性であると述べられている。

○ 平成30（2018）年11月26日 文部科学省 中央教育審議会答申

「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）」【官②】

同資料では、「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」の中で、2040年に必要とされる人材像を「予測不可能な時代を生きる人材像」、高等教育の目指すべき姿を「学修者本位の教育への転換」としている。また、「多様性と柔軟性が確保された教育体制」として、「多様な学生」、「多様な教員」、「多様で柔軟な教育プログラム」等の重要性が述べられている。

○ 令和2年（2020）年3月5日 厚生労働省保健局医療課【官③】

「令和2年度診療報酬改定の概要（歯科）」

同資料では、「周術期口腔機能管理の推進」の中で、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）の点数が190点から200点に改正された。また、周術期等専門的口腔衛生処置1の92点について、周術期等口腔機能管理料（Ⅲ）を算出した患者に対して、歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が専門的口腔清掃の回数が月1回から2回まで算定することができるようになった。

○ 平成24（2012）年8月28日 中央教育審議会【官④】

「教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について」
教員養成の修士レベル化を提言。

○内閣府 「令和2年度高齢社会白書」【官⑤】

アジア諸国の高齢化の推移について報告。

○文化庁 「留学生政策の基本方針」【官⑥】

海外からの留学生を積極的に受け入れることで、

・諸外国の人材育成や科学技術・学術の振興等に大きく寄与するとともに、我が国の大学等

の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、我が国の学術・文化を世界に広めることといった教育・研究面における重要な役割や諸外国との国際交流を図り、相互理解と友好親善を増進させる役割。

・我が国で学んだ帰国留学生が我が国との人的ネットワークを形成し、両国・地域等間の政治、経済、学術、文化、スポーツに関する友好関係の強化・発展の架け橋となり、ひいては、我が国の安全保障にもつながるという外交上の大きな意義。

・こうした人材育成や諸外国との友好関係の構築を基礎として、我が国の企業の世界進出や貿易の促進等、我が国の経済発展に資する。

ことを期待している。

イ 企業等の動向

○ 日本歯科衛生士会 【社①】

認定歯科衛生士：特定する専門分野において高度な業務実践の知識・技能を有すると認められた歯科衛生士

同会の生涯研修制度に基づいた認定分野A、特定の専門分野との連携により特化した認定分野Bと後進の指導者となる認定分野Cの3つの認定制度が存在。 【社②】

認定分野A：

1. 生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導者担当者研修）（日本歯科衛生士会主催）
2. 摂食嚥下リハビリテーション（日本歯科衛生士会主催）
3. 在宅療養指導・口腔管理機能（都道府県歯科衛生士会共催、日本老年歯科医学会協力）
4. 糖尿病予防指導（徳島大学歯学部協力）
5. 医科歯科連携・口腔機能管理（東京歯科大学委託）
6. 歯科医療安全管理（広島大学歯学部委託）

認定分野B：

1. 障害者歯科：一般社団法人 日本障害者歯科学会
2. 老年歯科：一般社団法人 日本老年歯科学会
3. 地域歯科保健：一般社団法人 日本口腔衛生学会
4. 口腔保健管理：一般社団法人 日本口腔衛生学会
5. う蝕予防管理：特定非営利活動法人 日本歯科保存学会

認定分野C

1. 都道府県歯科衛生士会等において研修事業の企画運営を担当
2. 歯科衛生士学校養成所の専任教員、実習指導員
3. 臨床実習施設の指導教員（歯科診療所、病院等）
4. 上記のほか、臨地実習施設等において実習生の指導を実施

これらの生涯研修制度の研修コース別・研修項目において30単位以上が必要であり、修得すべき研修コースの一つに自己学習コース（15単位）がある。これは会指定の教育研修機関などの受講および学会等への参加、発表、論文掲載などが研究項目となっている。

区 別	対象研修	単 位	共著・共同演者
1. 受講学習	(省 略)		
	① 日本歯科衛生学会学術大会での発表	演者 5	共同演者 2
	② 国際学会等での発表	演者 5	共同演者 2
	③ 関連学会での発表	演者 5	共同演者 2
	④ 日本歯科衛生学会雑誌への論文投稿	著者 10	共著者 3
2. 能動学習	⑤ 国際学会等投稿	著者 10	共著者 3
	⑥ 関連学会雑誌等への論文投稿	著者 10	共著者 3
	⑦ 日本歯科衛生学会，関連学会，教育研修機関等における講演，特別講義等	講師 5	
	⑧ 日本歯科衛生士会生涯研修制度の専門研修における講義，実習指導等	講師 5	実習指導 2

各専門学会の認定歯科衛生士制度では、学会発表と論文投稿は単位として認められており、学会発表と論文投稿がキャリアパスに繋がる。

ウ 本学の実績

(資料2) 過去（H27～R4）に研究生から博士課程に入学した留学生の出身学部

(資料3) 過去3年間（R1～R3）の留学生の博士課程修了後の進路

エ 他大学の修士課程修了後の進路状況

(資料4) 進路 | 歯学研究科（修士課程） | 東北大学 | 大学ポर्टレート

学生の確保の見通し等を記載した書類（別添資料）

資料一覧

（資料１）歯学府修士課程設置根拠資料（政府関連公開情報）

（資料２）過去（H27～R4）に研究生を経て博士課程に入学した留学生の出身学部

（資料３）過去３年間（R1～R3）の留学生の博士課程修了後の進路

（資料４）進路 | 歯学研究科（修士課程） | 東北大学 | 大学ポータルレート

令和 4(2022)年 8 月 18 日現在

設置の根拠資料

歯学府口腔科学専攻の設置の根拠となる資料について、政府関連及び関連業界の公開情報から集めた。

官①	
タイトル	文部科学省「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(平成 31 年 1 月 22 日)
URL	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo4/houkoku/1412988.htm
資料名	「2040 年を見据えた大学院教育のあるべき姿 ～社会を先導する人材の育成に向けた体質改善の方策～」(審議まとめ)(要旨)(PDF 資料)
キーワード	知のプロフェッショナル、大学院教育の改善方策
抜粋	【p.1】 1. 2040 年頃に直面する社会の変化と「知のプロフェッショナル」 Society 5.0 等に向けた社会の変化の中で、大学院は、知の生産、価値創造を先導する「知のプロフェッショナル」の育成を中心的に担うことが期待される存在である。 【p.1】 2. 大学院教育が 2040 年の需要に応えるために こうした課題が、若手研究者ポストの確保の困難さという問題と相まって、キャリアパスに対する不安を招き、学生の大学院への進学を躊躇させる原因となっており、今後、2040 年の社会の需要に応じていくためにも、早急に社会のニーズへのより一層の対応をはじめとした「大学院教育の体質改善」とも言える取組が必要である。 【p.2】 3. 大学院教育の改善方策 ①三つの方針を出発点とした学位プログラムとしての大学院教育の確立 【具体的取組】 ・人材養成目的に即した教育研究組織の柔軟な見直し(特に、学生の進路に責任を負う意識の下、修了者の状況の把握・追跡等を踏まえ、進路の確保が見込めない専攻等について、定員の縮小や社会的ニーズの高い専攻等への振替を含む見直しが必要。) 【p.2】 3. 大学院教育の改善方策 ②各課題に共通して求められる教育の在り方 【具体的取組】 大学院における教育課程の編成については、学修課題を複数の科目等を通して体系的に履修し、基礎的素養と専門知識の応用力等を培うコースワークの充実が必要である。 【p.3】 3. 大学院教育の改善方策 ③各課程ごとに求められる教育の在り方 【具体的取組】 ・特定の職業に即時に結びつくわけではないが、様々な職業を担う上で必要となる高度かつ広範な専門的能力と高度の汎用的能力をより重点的に培うことを意識した教育 ・特に職業社会での活用が可能であり、社会の潜在的な要求を顕在化させることで社会的価値の創出にもつなげられる実践的な研究能力を育成することを意識した教育

	【p. 4】 3. 大学院教育の改善方策 ④学位授与の在り方 一方、未だ我が国においては、いわゆる「碩学泰斗」の証として博士の学位を認識している大学教員もいるという指摘もあり、円滑な学位授与、研究指導体制等の強化、学位審査の透明性・公平性の確保を引き続き図っていくことが必要。 【p. 6】 3. 大学院教育の改善方策 ⑦リカレント教育の充実 社会経済が急速に高度化・複雑化する中、労働生産性向上や人生 100 年時代の豊かな生き方を実現するため、生涯を通じたキャリアチェンジやキャリアアップが行われることが見込まれるため、社会人を対象としたリカレント教育は重要なテーマとなっており、高度専門職業人を養成する大学院におけるリカレント教育は極めて重要な課題となっている。
--	--

官②	
タイトル	文部科学省 2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)(中教審第 211 号) (平成 30 年 11 月 26 日)
URL	https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/1411360.htm
資料名	「2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン(答申)」
キーワード	2040 年の展望、高等教育のグランドデザイン
抜粋	I. 2040 年の展望と高等教育が目指すべき姿—学修者本位の教育への転換— 【p.4】 1. 2040 年に必要とされる人材と高等教育の目指すべき姿 (2040 年に必要とされる人材) 予測不可能な時代の到来を見据えた場合、専攻分野についての専門性を有するだけではなく、思考力、判断力、俯瞰力、表現力の基盤の上に、幅広い教養を身に付け、高い公共性・倫理性を保持しつつ、時代の変化に合わせて積極的に社会を支え、論理的思考力を持って社会を改善していく資質を有する人材が多く誕生し、変化を受容し、ジレンマを克服しつつ、更に新しい価値を創造しながら、様々な分野で多様性を持って活躍していることが必要である。 (高等教育の目指すべき姿) 基礎的で普遍的な知識・理解と汎用的な技能を持ち、その知識や技能を活用でき、ジレンマを克服することも含めたコミュニケーション能力を持ち、自律的に責任ある行動をとれる人材を養成していくためには、高等教育が「個々人の可能性を最大限に伸長する教育」に転換し、次のような変化を伴うものとなることが期待される。 ・「何を学び、身に付けることができたのか」という点に着目し、教育課程の編成においては、学位を与える課程全体としてのカリキュラム全体の構成や、学修者の知的習熟過程等を考慮し、単に個々の教員が教えたい内容ではなく、学修者自らが学んで身に付けたことを社会に對し説明し納得が得られる体系的な内容となるよう構成することが必要となる。 II. 教育研究体制—多様性と柔軟性の確保— 【p.14】

	「多様な価値観が集まるキャンパス」となるためには、「18 歳で入学してくる日本人学生を中心とした教育体制(18 歳中心主義)」や従来の大学や学部・学科における教員の「学内出身者を中心とした教育研究体制(自前主義)」から脱却し、「多様な学生」を受け入れることのできる体制を整備するとともに、学部・学科を越え、大学を越えた人的資源の共有を通して、「多様な教員」による多様な教育研究を展開することが必要である。 こうした「多様な価値観が集まるキャンパス」において、個々人の特性を伸ばし、文系・理系の区別にとらわれず、新たなリテラシーにも対応した「多様で柔軟な教育プログラム」を提供することができるよう、迅速かつ柔軟なプログラム編成を可能とすることも含め、既存の制度の見直しを行うことも必要である。
--	---

官③	
タイトル	令和2年度診療報酬改定の概要(歯科) (令和2年3月5日)
URL	https://www.mhlw.go.jp/content/12400000/000604400.pdf
資料名	令和2年度診療報酬改定の概要(歯科)
キーワード	周術期口腔機能管理の推進
抜粋	【p.4】 II-3 地域との連携を含む多職種連携の取組の強化 III-4 地域包括ケアシステムの推進のための取組の評価 ◆周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)の評価の見直し 放射線療法、化学療法、緩和ケア時の口腔機能管理 190 点→200 点 ◆周術期等専門的口腔衛生処置の見直し 周術期口腔機能管理(Ⅲ)を算定した患者への処置 1 回/月→2 回/月

官④	
タイトル	教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)
URL	https://www.mext.go.jp/component/b_menu/shingi/toushin/_icsFiles/afieldfile/2012/08/30/1325094_1.pdf
資料名	教職生活の全体を通じた教員の資質能力の総合的な向上方策について(答申)
キーワード	修士レベルの教員養成・体制の充実と改善

抜粋	【p.7-8】Ⅱ. 改革の方向性 ○ グローバル化や少子高齢化など社会の急激な変化に伴う、求められる人材像、学校教育に求められる役割や内容の変化を踏まえ、授業の実施方法を含む教育のスタイル自体を変えていくことが求められている。基礎的・基本的な知識・技能の習得に加えてこれらを活用して課題の解決を図る力など学習指導要領においてねらいとされている力を育成するためには、「Ⅰ. 現状と課題」で述べたような新たな学びに対応した新たな授業スタイルや教育方法が開発され、学生や現職教員にしっかりと伝えられていくことが必要である。 ○ また、こうした新たな学びは、子ども自身が自らの主体的な関心に基づいて課題を探究していく学習が核となって実現するものである。 ○ そのような学習形態を前提とすると、教員養成については、学部における能動的な学修等により、基礎的・基本的な知識・技能や汎用的能力を身に付けた上で、大学院レベルで自ら課題を設定し、学校現場における実践とその省察を通じて、解決に向けた探究的活動を行うという学びを教員自身が経験した上で、新たな学びを支える指導法を身に付ける必要がある。 ○ こうした学びを学部レベルで行えないかとの考えもあるが、学部においては、教養教育と専門分野の基礎・基本を重視した教育が展開されている。教科の専門的知識の不足や、学校現場での体験機会の充実、ICTの活用など新たな分野への対応が指摘される中で、こうした応用的な学びは、量的な面から考えても、また学びの質的な深まりから考えても学部レベルのみで行うことは困難であり、学部教育の改善・充実の上に、大学院レベルで行うことがふさわしいと考えられる。 ○ さらに、これからの教育は、どのような教育活動の展開が学習成果に結びつくかという、学習科学等の実証的な教育学の成果に基づいて行われることが望まれるが、そうした実証的なアプローチについての教育研究を大学院レベルで進めることも必要である。 ○ 上記のような大学院レベルの教育研究は、未だ十分に行われているとはいえない。今後、教育委員会・学校と大学との連携・協働の中で、こうした理論に裏打ちされた高度かつ効果的な教育実践に係る教育研究が、教職大学院を中心とした修士レベルの課程において深められ、現場における実践との往還の中で検証・刷新され、学生や現職教員に還元されるような仕組みの構築が必要である。 ○ 我が国においては、大学進学率の上昇により、高等教育のユニバーサル化の時代となっているが、欧米諸国では、修士号以上の学位取得者が社会のマネジメント層の相当部分を占める状況となっていることに加え、フィンランドやフランスなどでは教員養成を修士レベルで行い、専門性の向上を図る例が見られるところである。今後、グローバル化が急激な勢いで更に進展し、国境を越えた人材の流動性が高まることが予想される中で、我が国の高学歴化も今後更に進展することが見込まれる。 ○ 以上を踏まえ、教員の高度専門職業人としての位置付けを確立するため、教員養成を修士レベル化することが必要である。
-----------	--

官⑤	
タイトル	令和 2 年版高齢社会白書
URL	https://www8.cao.go.jp/kourei/whitepaper/w-2020/html/zenbun/s1_1_2.html
資料名	令和 2 年版高齢社会白書
キーワード	アジア諸国の高齢化
抜粋	令和元年度 高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況 第 1 章 高齢化の状況 第 1 節 高齢化の状況 2. 高齢化の国際的動向 図1-1-6 世界の高齢化率の推移 図1-1-7 主要国における高齢化率が7%から14%へ要した期間 アジア諸国に目を移すと、韓国が 18 年、シンガポールが 17 年など、今後、一部の国で、我が国を上回るスピードで高齢化が進むことが見込まれている。

官⑥	
タイトル	文化庁「留学生政策の基本方針」
URL	https://www.bunka.go.jp/seisaku/kokugo_nihongo/kyoiku/taikai/r02/pdf/92746701_09.pdf
資料名	文化庁「留学生政策の基本方針」
キーワード	留学生政策の基本方針
抜粋	【p.1】〈意義・目的〉 外国人留学生の受入れ ○ 諸外国の人材育成や科学技術・学術の振興等に大きく寄与するとともに、我が国の大学等の国際化を促し、教育・研究力を向上させ、我が国の学術・文化を世界に広めることといった教育・研究面における重要な役割や諸外国との国際交流を図り、相互理解と友好親善を増進させる役割。 ○ 我が国で学んだ帰国留学生が我が国との人的ネットワークを形成し、両国・地域等間の政治、経済、学術、文化、スポーツに関する友好関係の強化・発展の架け橋となり、ひいては、我が国の安全保障にもつながるという外交上の大きな意義。 ○ こうした人材育成や諸外国との友好関係の構築を基礎として、我が国の企業の世界進出や貿易の促進等、我が国の経済発展に資する。

社①	
タイトル	認定歯科衛生士について
URL	https://www.jdha.or.jp/learning/ninteidh.html
資料名	認定歯科衛生士制度規則

キーワード	認定歯科衛生士
抜粋	【p.1】(定義) 第4条 認定歯科衛生士とは、歯科衛生士法(昭和23年法律第204号)第3条の規定により歯科衛生士免許を受けた者(以下「歯科衛生士」という。)であって、本会の生涯研修制度における認定研修(事業名 認定歯科衛生士セミナーという。)および研修指導者・臨床実地指導者等講習会(以下「指導者等講習会」という。)、または本会が指定・委託する専門学会、教育機関等の教育研修を修了した者若しくは本会が指定・委託する専門学会等が推薦した者で、本会の認定審査に合格し、特定する専門分野において高度な業務実践の知識・技術および指導力・支援力を有すると認められた者をいう。認定歯科衛生士は、次の役割を果たすことができる。 一 特定の専門分野において、高度および総合的な知識・技術を有し、水準の高い歯科衛生業務を実践する。(業務実践) 二 特定の専門分野において、歯科衛生業務の実践に関する技術指導を行う。(技術指導) 三 保健医療および福祉の分野において、歯科衛生業務の実践に関する相談および企画調整を行う。(相談・企画調整) 四 歯科衛生士の教育研修におけるプログラム立案、企画運営および臨床実地指導を行う。(教育研修プログラムの立案・企画運営・臨床実地指導) 【p.2-3】(認定分野) 第13条 認定歯科衛生士の認定分野は、保健、医療、福祉および歯科衛生士教育・研修の場において、一定の業務経験に加え、特定する専門分野の高度な知識・技術および指導力・支援力を必要とする分野であり、本会が認定分野として特定した分野とする。 (認定分野の区分) 第14条 認定分野は、次の三つに大別する。 一 認定分野A 歯科衛生業務において、十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。 二 認定分野B 歯科衛生業務において、十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において、高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。 三 認定分野C 歯科衛生士の卒後研修や復職支援等に関する教育研修プログラムの立案、企画運営および臨床実地指導等の指導力・支援力を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。 (認定分野の決定) 第15条 前条の認定分野および特定する認定分野の認定研修(以下「コース」という。)は、認定委員会において審議し、理事会の議を経て決定する。

社②	
タイトル	認定歯科衛生士について
URL	https://www.jdha.or.jp/learning/ninteidh.html
資料名	認定歯科衛生士制度施行細則
キーワード	認定歯科衛生士

抜粋	別表 1 認定分野 公益社団法人日本歯科衛生士会認定歯科衛生士制度規則第13条、14条、15条に定める認定分野およびコースは、次のとおりとする。 <table> <tr> <td>認定分野A</td><td> 歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。 </td><td> 1 生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修） 2 摂食嚥下リハビリテーション 3 在宅療養指導・口腔機能管理 4 糖尿病予防指導 5 医科歯科連携・口腔機能管理 6 歯科医療安全管理 </td></tr> <tr> <td>認定分野B</td><td> 歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。 </td><td> 1 障害者歯科 2 老年歯科 3 地域歯科保健 4 口腔保健管理 5 う蝕予防管理 </td></tr> <tr> <td>認定分野C</td><td> 歯科衛生士の卒後研修や復職支援等に関する教育研修プログラムの立案、企画運営および臨床実地指導等の指導力・支援力を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。 </td><td> 1 研修指導者・臨床実地指導者 </td></tr> </table> （表1）認定研修コース別受講者基準1 「生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修）」、「在宅療養指導・口腔機能管理」、「糖尿病予防指導」、「医科歯科連携・口腔機能管理」は、下記の生涯研修制度「専門研修」コース別・研修項目において、2コース(30単位)以上を修了していること。 <table> <tr> <th>区分</th><th>研修コース</th><th>研修項目</th><th>単位 (1単位60分)</th></tr> <tr> <td rowspan="17">基本研修</td><td rowspan="2">A 臨床研修コース</td><td>a 歯周治療の基本技術</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>b 摂食嚥下機能療法の基本技術</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td rowspan="15">B リフレッシュコース</td><td>a 幼児・学齢期歯科保健</td><td rowspan="15">1.5</td></tr> <tr> <td>b 成人歯科保健</td></tr> <tr> <td>c 高齢者歯科保健</td></tr> <tr> <td>d 障害者(児)歯科保健</td></tr> <tr> <td>e 歯科薬品・歯科材料等の管理、取扱い方</td></tr> <tr> <td>f 医療面接</td></tr> <tr> <td>g 口腔機能低下症</td></tr> <tr> <td>h 災害支援活動</td></tr> <tr> <td>i 歯科衛生ケアプロセス(歯科衛生過程)</td></tr> <tr> <td>j 歯科治療の基礎知識</td></tr> <tr> <td>k 業務記録</td></tr> <tr> <td>l 口腔粘膜の知識</td></tr> <tr> <td>m 全身管理</td></tr> <tr> <td>n 医療の接遇</td></tr> <tr> <td>z トピックス・その他</td></tr> <tr> <td rowspan="3">C 特定コース</td><td>a 歯科診療所等における医療安全管理対策※</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>b 周術期等の口腔機能管理</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>c 在宅歯科医療の基礎</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>特別研修</td><td>D 自己学習コース</td><td>本会指定の教育研修機関等の受講および学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。</td><td>1.5</td></tr> <tr> <td>指定研修</td><td>E 指定研修コース</td><td>4年制大学、大学院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。</td><td>1.5</td></tr> </table> ※ 特定コースにおける、「a 歯科診療所等における医療安全管理対策」コースの修了単位は、1.5単位とする。ただし、認定研修「歯科医療安全管理」コースは、1.0単位以上の修了をもって受講することができる。	認定分野A	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	1 生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修） 2 摂食嚥下リハビリテーション 3 在宅療養指導・口腔機能管理 4 糖尿病予防指導 5 医科歯科連携・口腔機能管理 6 歯科医療安全管理	認定分野B	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。	1 障害者歯科 2 老年歯科 3 地域歯科保健 4 口腔保健管理 5 う蝕予防管理	認定分野C	歯科衛生士の卒後研修や復職支援等に関する教育研修プログラムの立案、企画運営および臨床実地指導等の指導力・支援力を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	1 研修指導者・臨床実地指導者	区分	研修コース	研修項目	単位 (1単位60分)	基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	1.5	b 摂食嚥下機能療法の基本技術	1.5	B リフレッシュコース	a 幼児・学齢期歯科保健	1.5	b 成人歯科保健	c 高齢者歯科保健	d 障害者(児)歯科保健	e 歯科薬品・歯科材料等の管理、取扱い方	f 医療面接	g 口腔機能低下症	h 災害支援活動	i 歯科衛生ケアプロセス(歯科衛生過程)	j 歯科治療の基礎知識	k 業務記録	l 口腔粘膜の知識	m 全身管理	n 医療の接遇	z トピックス・その他	C 特定コース	a 歯科診療所等における医療安全管理対策※	1.5	b 周術期等の口腔機能管理	1.5	c 在宅歯科医療の基礎	1.5	特別研修	D 自己学習コース	本会指定の教育研修機関等の受講および学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。	1.5	指定研修	E 指定研修コース	4年制大学、大学院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。	1.5
認定分野A	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、さらに医療連携・多職種連携に対応した高度かつ総合的な知識・技術を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	1 生活習慣病予防（特定保健指導-食生活改善指導担当者研修） 2 摂食嚥下リハビリテーション 3 在宅療養指導・口腔機能管理 4 糖尿病予防指導 5 医科歯科連携・口腔機能管理 6 歯科医療安全管理																																																		
認定分野B	歯科衛生業務において十分な実践力を有し、歯科医療の特定の専門分野において高度な知識・技術を必要とする分野であり、関連する専門学会等との連携により特定できる分野とする。	1 障害者歯科 2 老年歯科 3 地域歯科保健 4 口腔保健管理 5 う蝕予防管理																																																		
認定分野C	歯科衛生士の卒後研修や復職支援等に関する教育研修プログラムの立案、企画運営および臨床実地指導等の指導力・支援力を必要とする分野であり、本会が特定する分野とする。	1 研修指導者・臨床実地指導者																																																		
区分	研修コース	研修項目	単位 (1単位60分)																																																	
基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	1.5																																																	
		b 摂食嚥下機能療法の基本技術	1.5																																																	
	B リフレッシュコース	a 幼児・学齢期歯科保健	1.5																																																	
		b 成人歯科保健																																																		
		c 高齢者歯科保健																																																		
		d 障害者(児)歯科保健																																																		
		e 歯科薬品・歯科材料等の管理、取扱い方																																																		
		f 医療面接																																																		
		g 口腔機能低下症																																																		
		h 災害支援活動																																																		
		i 歯科衛生ケアプロセス(歯科衛生過程)																																																		
		j 歯科治療の基礎知識																																																		
		k 業務記録																																																		
		l 口腔粘膜の知識																																																		
		m 全身管理																																																		
		n 医療の接遇																																																		
		z トピックス・その他																																																		
C 特定コース	a 歯科診療所等における医療安全管理対策※	1.5																																																		
	b 周術期等の口腔機能管理	1.5																																																		
	c 在宅歯科医療の基礎	1.5																																																		
特別研修	D 自己学習コース	本会指定の教育研修機関等の受講および学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。	1.5																																																	
指定研修	E 指定研修コース	4年制大学、大学院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。	1.5																																																	

(表2) 認定研修コース別受講者基準2

「摂食嚥下リハビリテーション」は、下記の生涯研修制度「専門研修」コース別・研修項目において、必修コースを含む2コース(30単位)以上を修了していること。

必修コース

区 分	研修コース	研修項目	単位 (1単位 60分)
基本研修	A 臨床研修コース	b 摂食嚥下機能療法の基本技術	15

52

選択コース

区 分	研修コース	研修項目	単位 (1単位 60分)
基本研修	A 臨床研修コース	a 歯周治療の基本技術	15
	C 特定コース	a 歯科診療所等における医療安全管理対策	15
		b 周術期等の口腔機能管理	15
		c 在宅歯科医療の基礎	15
特別研修	D 自己学習コース	本会指定の教育研修機関等の受講および学会等への参加、発表、論文掲載等。自己申告による。	15
指定研修	E 指定研修コース	4年制入子、入子院課程、専攻科および病院等の臨床研修課程等を修了。自己申告による。	15

過去(H27～R4)に研究生を経て博士課程に入学した留学生の出身学部

専攻分野	国籍	研究生 入学年	研 究 生 終了年月	大 学 院 入学年月	出身学部 (歯学部以外)
口腔機能分子科学	中国	H25	H27.3	H27.4	化学
分子口腔解剖学	中国	H26	H27.9	H27.10	
インプラント・義歯補綴学	中国	H26	H27.9	H27.10	
生体材料学	インドネシア	H27	H27.9	H27.10	
口腔機能分子科学	中国	H26	H28.3	H28.4	
インプラント・義歯補綴学	中国	H27	H28.3	H28.4	
生体材料学	中国	H27	H28.3	H28.4	臨床医学
歯周病学	イエメン	H27	H28.9	H28.10	
小児口腔医学	中国	H27	H28.9	H28.10	
インプラント・義歯補綴学	中国	H28	H28.9	H28.10	
口腔機能分子科学	中国	H28	H29.3	H29.4	生物学
小児口腔医学	中国	H28	H29.3	H29.4	
歯科矯正学	中国	H29	H30.3	H30.4	
口腔顎顔面外科学	シリア	H29	H30.3	H30.4	
歯科矯正学	台湾	H30	H31.3	H31.4	
口腔予防科学	中国	H30	H31.3	H31.4	
小児口腔医学	中国	H30	H31.3	H31.4	
総合歯科学	トンガ	H30	H31.3	H31.4	
歯周病学	中国	H30	R1.9	R1.10	
歯科保存学	シリア	R1	R2.3	R2.4	
歯周病学	シリア	R1	R2.3	R2.4	
小児口腔医学	中国	R1	R2.3	R2.4	
小児口腔医学	中国	R1	R2.3	R2.4	
生体材料学	中国	H30	R2.9	R2.10	無機非金属材料工学
口腔細胞工学	中国	R1	R2.9	R2.10	
口腔顎顔面外科学	中国	R2	R3.3	R3.4	
口腔細胞工学	中国	R2	R3.3	R3.4	
歯科矯正学	中国	R2	R3.3	R3.4	
歯科矯正学	中国	R2	R3.3	R3.4	
生体材料学	マレーシア	R2	R3.9	R3.10	
生体材料学	シリア	R2	R3.9	R3.10	
口腔顎顔面外科学	日本	R3	R3.9	R3.10	
生体材料学	中国	R2	R4.3	R4.4	
口腔細胞工学	中国	R3	R4.3	R4.4	
口腔細胞工学	中国	R3	R4.3	R4.4	
口腔機能分子科学	中国	R3	R4.3	R4.4	臨床医学
インプラント・義歯補綴学	中国	R3	R4.3	R4.4	
総合診療歯科学	中国	R3	R4.3	R4.4	
歯周病学	中国	R3	R4.3	R4.4	

過去3年間(R1～R3)の留学生の博士課程修了後の進路について

専攻分野	出身学部	留学生経費	国籍	就職先_企業等名	就職先(国・都市)	
令和元年度修了者						
生体材料学	歯学	国費留学生	インドネシア	Airlangga University	インドネシア	
インプラント・義歯補綴学	歯学	私費留学生	中国	中山大学第一附属医院(The First Affiliated Hospital of Sun Yat-sen University)	中国	広州市
口腔機能分子科学	歯学	私費留学生	中国	南方医科大学附属口腔医院	中国	広州市
インプラント・義歯補綴学	歯学	政府派遣留学生	中国	首都医科大学附属北京口腔医院	中国	北京
小児口腔医学	歯学	国費留学生	ベトナム	Meclical and Pharmacy University in Ho Che Munh City	ベトナム	Ho Chi Munh City
令和2年度修了者						
小児口腔医学	歯学	私費留学生	中国	上海市口腔病院/復旦大学大学附属病院 小児口腔科	中国	上海
口腔画像情報科学	歯学	私費留学生	タイ	Chiang Mai University	タイ	Chiang Mai
生体材料学	歯学	政府派遣留学生	中国	四川大学	中国	
歯周病学	歯学	国費留学生	イエメン	Sunstar	大阪府	大阪市
インプラント・義歯補綴学	歯学	私費留学生	中国	首都医科大学附属北京朝阳医院	中国	北京
小児口腔医学	歯学	私費留学生	中国	南京市小児病院口腔科	中国	南京
歯科矯正学(薬理)	歯学	私費留学生	中国	中国上海市第十人民医院口腔科	中国	上海
歯科矯正学	歯学	国費留学生	タイ	Chulabhorn Hospital	タイ	Bangkok
口腔機能分子科学	生物学	国費留学生	中国	Shenzhen Institute ofAdvanced Technology, Chinese Academy of Sciences	中国	深圳
令和3年度修了者						
口腔予防医学	予防獣医学	政府派遣留学生	中国	成都中医薬大学	中国	成都
口腔機能分子科学	歯学	私費留学生	中国	中国医科大学	中国	瀋陽
口腔機能分子科学	歯学	私費留学生	中国	中国医科大学	中国	瀋陽
インプラント・義歯補綴学	歯学	私費留学生	中国	九州大学病院	福岡県	福岡市
インプラント・義歯補綴学	歯学	未設定	中国	長崎大学病院	長崎県	長崎市
生体材料学	歯学	私費留学生	スーダン	エディンバラ大学	イギリス	エディンバラ
顎顔面外科学	歯学	国費留学生	シリア	九州大学歯学研究院 特別研究員	福岡県	福岡市



東北大学

歯学研究科（修士課程）

- 教育研究上の目的と3つの方針
- 学部・研究科等の特色等
- 教育課程
- 資格
- 入試
- 教員
- 学生
- キャンパス
- 費用及び経済的支援
- 進路



進路

- 文学部
- 教育学部
- 法学部
- 経済学部
- 理学部
- 医学部（修業年限6年）
- 医学部（修業年限4年）
- 歯学部（修業年限6年）
- 歯学部（修業年限4年）
- 工学部
- 農学部
- 文学研究科（博士課程(前期)）
- 教育学研究科（博士課程(前期)）
- 法学研究科（博士課程(前期)）
- 経済学研究科（博士課程(前期)）
- 理学研究科（博士課程(前期)）
- 医学系研究科（博士課程(前期)）
- 歯学研究科（修士課程）
- 歯学研究科（博士課程(前期)）
- 工学研究科（博士課程(前期)）
- 農学研究科（博士課程(前期)）
- 国際文化研究科（博士課程(前期)）
- 情報科学研究科（博士課程(前期)）
- 生命科学研究科（博士課程(前期)）
- 環境科学研究科（博士課程(前期)）
- 理工学研究科（博士課程(前期)）
- 歯学研究科（博士課程(後期)）
- 法学研究科（博士課程(後期)）
- 経済学研究科（博士課程(後期)）
- 理学研究科（博士課程(後期)）
- 医学系研究科（修業年限4年）（博士課程(一貫)）
- 歯学研究科（修業年限4年）（博士課程(一貫)）
- 歯学研究科（4年制）（博士課程(一貫)）
- 工学研究科（博士課程(後期)）
- 農学研究科（博士課程(後期)）
- 国際文化研究科（博士課程(後期)）
- 情報科学研究科（博士課程(後期)）
- 生命科学研究科（博士課程(後期)）
- 環境科学研究科（博士課程(後期)）
- 理工学研究科（博士課程(後期)）
- 法科大学院（専門職学位課程）
- 公共政策大学院（専門職学位課程）
- 会計大学院（専門職学位課程）

お気に入りリスト 一覧へ

進路

卒業・修了者数

2019年度	2020年度	2021年度
4人	5人	5人

数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

卒業・修了者の構成（職業別、男女別）

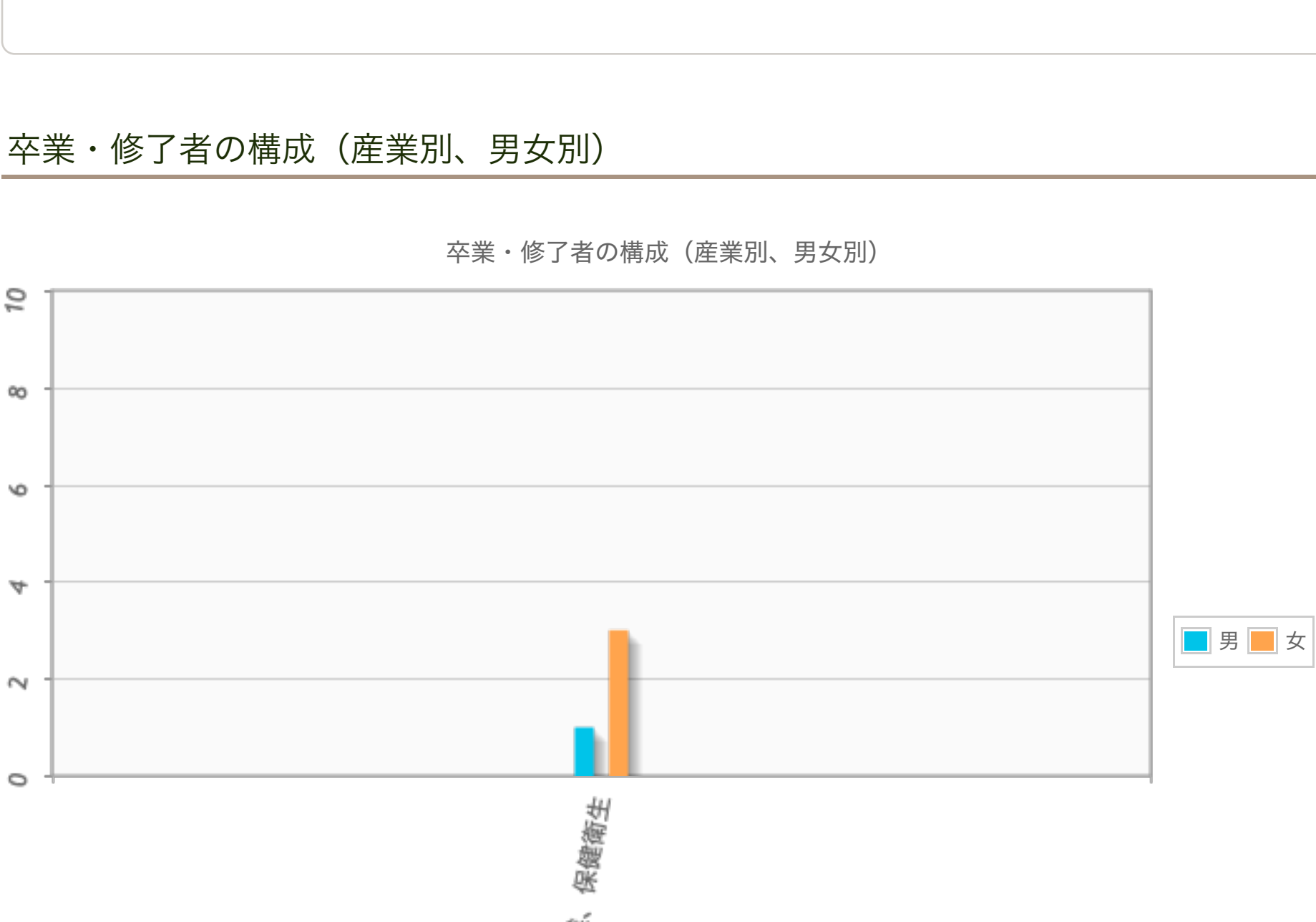


職業分類	男	女
研究者		
農林水産技術者		
製造技術者（開発）		
機械		
電気		
化学		
その他		
製造技術者（開発除く）		
機械		
電気		
化学		
その他		
建築・土木・測量技術者		
情報処理・通信技術者		
その他の技術者		
幼稚園		
小学校		
中学校		
高等学校		
中等教育学校		
高等専門学校		
短期大学		
大学		
特別支援学校		
その他		
医師、歯科医師、獣医師、薬剤師		
医師		
歯科医師		
獣医師		
薬剤師		
保健師・助産師・看護師		
医療技術者	1人	2人
その他の保健医療従事者		
栄養士		
その他		1人
美術・写真・デザイナー・音楽・舞台		
その他		
管理的職業従事者		
事務従事者		
販売従事者		
サービス職業従事者		
保安職業従事者		
農林漁業従事者		
農林業従事者		
漁業従事者		
生産工程従事者		
輸送・機械運転従事者		
建設・振興従事者		
運搬・清掃等従事者		
上記以外		

数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

卒業・修了者の構成（産業別、男女別）



産業分類	男	女
農業・林業		
漁業		
鉱業・採石業・砂利採取業		
建設業		
製造業		
食料品・飲料・たばこ・飼料製造業		
繊維工業		
印刷・関連産業		
化学工業・石油・石炭製品製造業		
鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業		
はん用・生産用・業務用機械器具製造業		
電子部品・デバイス・電子回路製造業		
電気・情報通信機器・電気器具製造業		
輸送用機械器具製造業		
その他の製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業		
情報通信業		
運輸業・郵便業		
卸売・小売業		
卸売業		
小売業		
金融業・保険業		
金融業		
保険業		
不動産業・物品賃貸業		
不動産取引・賃貸・管理業		
物品賃貸業		
学術研究専門・技術サービス業		
学術・開発研究機関		
法務		
その他の専門・技術サービス業		
宿泊業・飲食サービス業		
生活関連サービス業・娯楽業		
教育、学習支援業		
学校教育		
その他の教育、学習支援業		
医療、福祉	1人	3人
医療業、保健衛生		
社会保険・社会福祉・介護事業		
複合サービス事業		
サービス業（他に分類されないもの）		
宗教		
その他のサービス業		
公務（他に分類されるものを除く）		
国家公務		
地方公務		
上記以外		

数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

卒業・修了者の構成（就業地域別）

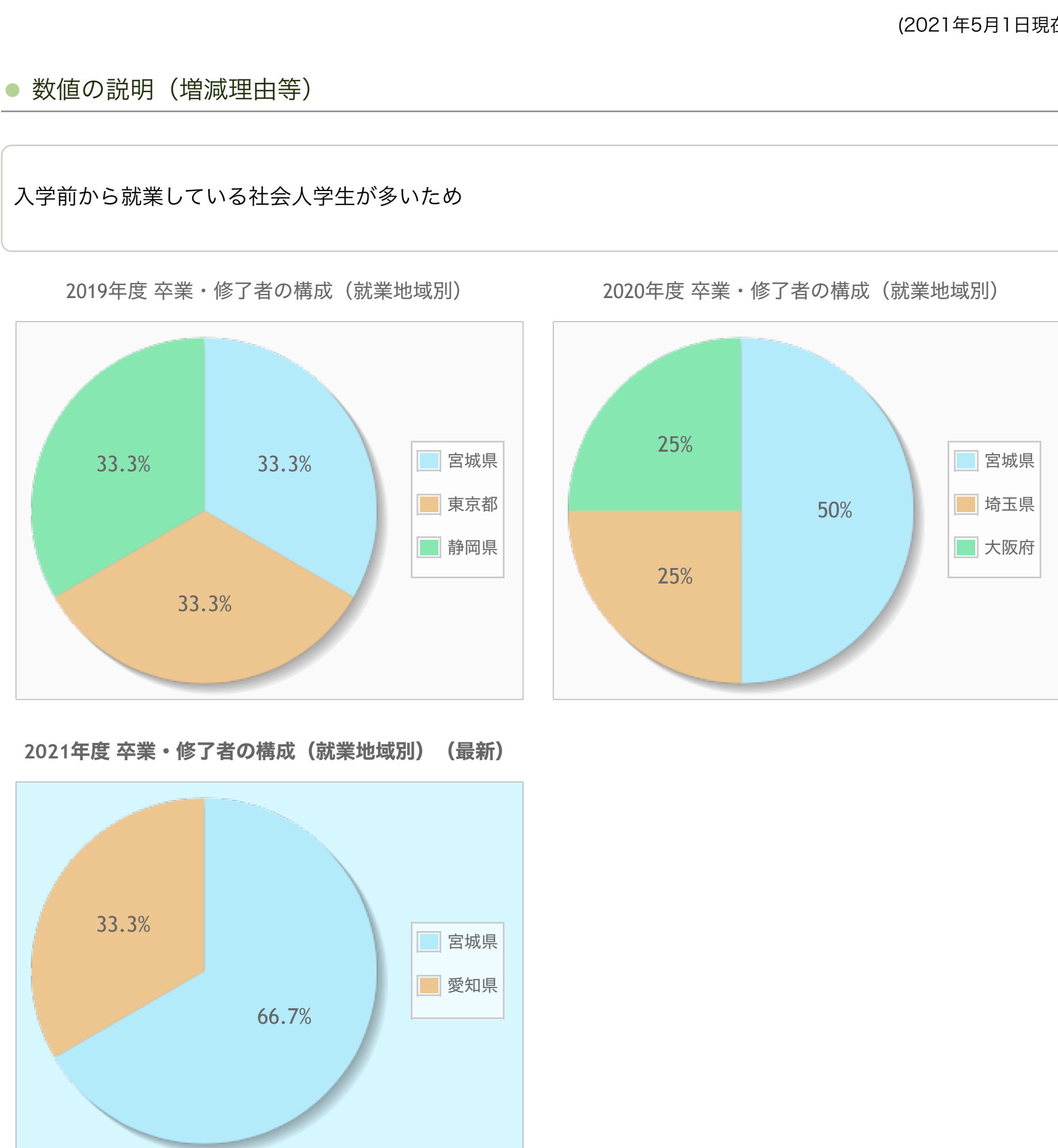
卒業・修了者の構成（就職地域別）

2019年度		2020年度		2021年度	
都道府県	学生数	都道府県	学生数	都道府県	学生数
宮城県	1人	宮城県	2人	宮城県	2人
東京都	1人	埼玉県	1人	愛知県	1人
静岡県	1人	大阪府	1人	北海道	0人
北海道	0人	北海道	0人	青森県	0人

※その他は外国

数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため



卒業・修了後の進路



🔄 教育研究上の目的と3つの方針

⚙️ 学部・研究科等の特色等

📊 教育課程

📄 資格

✍️ 入試

👤 教員

🏠 学生

🏠 キャンパス

💰 費用及び経済的支援

👤 進路

👤 進路

☰ 全て開く

卒業・修了者数

2019年度	2020年度	2021年度
4人	5人	5人

(2021年5月1日現在)

● 数値の説明（増減理由等）

進学者数、就職者数

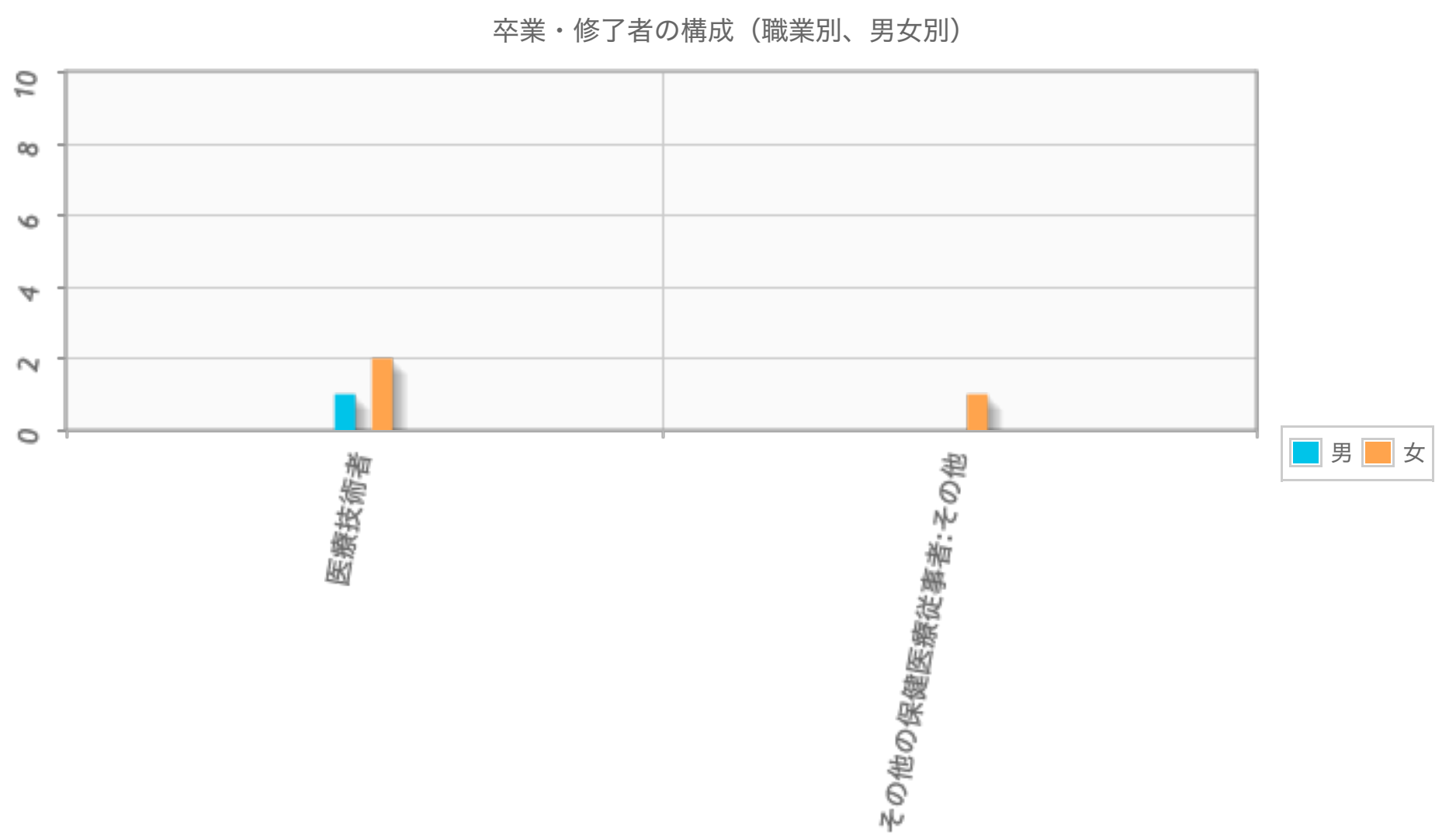
進学先・就職先		人数
進学者	大学院研究科	1人
	大学学部	
	短期大学本科	
	専攻科	
	別科	
就職者	正規の職員・従業員、自営業主等	2人
	正規の職員等でないもの	1人
臨床研修医		
専修学校・外国の学校等の入学者		
一時的な仕事に就いた者		0人
上記以外の者	進学準備中の者	
	就職準備中の者	1人
	その他	
不詳・死亡の者		

(2021年5月1日現在)

● 数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

卒業・修了者の構成（職業別、男女別）



東北大学

🏠 文学部

🏠 教育学部

🏠 法学部

🏠 経済学部

🏠 理学部

🏠 医学部（修業年限6年）

🏠 医学部（修業年限4年）

🏠 歯学部（修業年限6年）

🏠 薬学部（修業年限6年）

🏠 薬学部（修業年限4年）

🏠 工学部

🏠 農学部

🏠 文学研究科（博士課程(前期)）

🏠 教育学研究科（博士課程(前期)）

🏠 法学研究科（博士課程(前期)）

🏠 経済学研究科（博士課程(前期)）

🏠 理学研究科（博士課程(前期)）

🏠 医学系研究科（博士課程(前期)）

🏠 医学系研究科（修士課程）

🏠 歯学研究科（修士課程）

🏠 薬学研究科（博士課程(前期)）

🏠 工学研究科（博士課程(前期)）

🏠 農学研究科（博士課程(前期)）

🏠 国際文化研究科（博士課程(前期)）

🏠 情報科学研究科（博士課程(前期)）

🏠 生命科学研究科（博士課程(前期)）

🏠 環境科学研究科（博士課程(前期)）

🏠 医工学研究科（博士課程(前期)）

- ▶ 文学研究科（博士課程(後期)）

▶ 教育学研究科（博士課程(後期)）

▶ 法学研究科（博士課程(後期)）

▶ 経済学研究科（博士課程(後期)）

▶ 理学研究科（博士課程(後期)）

▶ 医学系研究科（博士課程(後期)）

▶ 医学系研究科（修業年限4年）（博士課程(一貫)）

▶ 歯学研究科（修業年限4年）（博士課程(一貫)）

▶ 薬学研究科（博士課程(後期)）

▶ 薬学研究科（4年制）（博士課程(一貫)）

▶ 工学研究科（博士課程(後期)）

▶ 農学研究科（博士課程(後期)）

▶ 国際文化研究科（博士課程(後期)）

▶ 情報科学研究科（博士課程(後期)）

▶ 生命科学研究科（博士課程(後期)）

▶ 環境科学研究科（博士課程(後期)）

▶ 医工学研究科（博士課程(後期)）

▶ 法科大学院（専門職学位課程）

▶ 公共政策大学院（専門職学位課程）

▶ 会計大学院（専門職学位課程）
- ★ お気に入りリスト

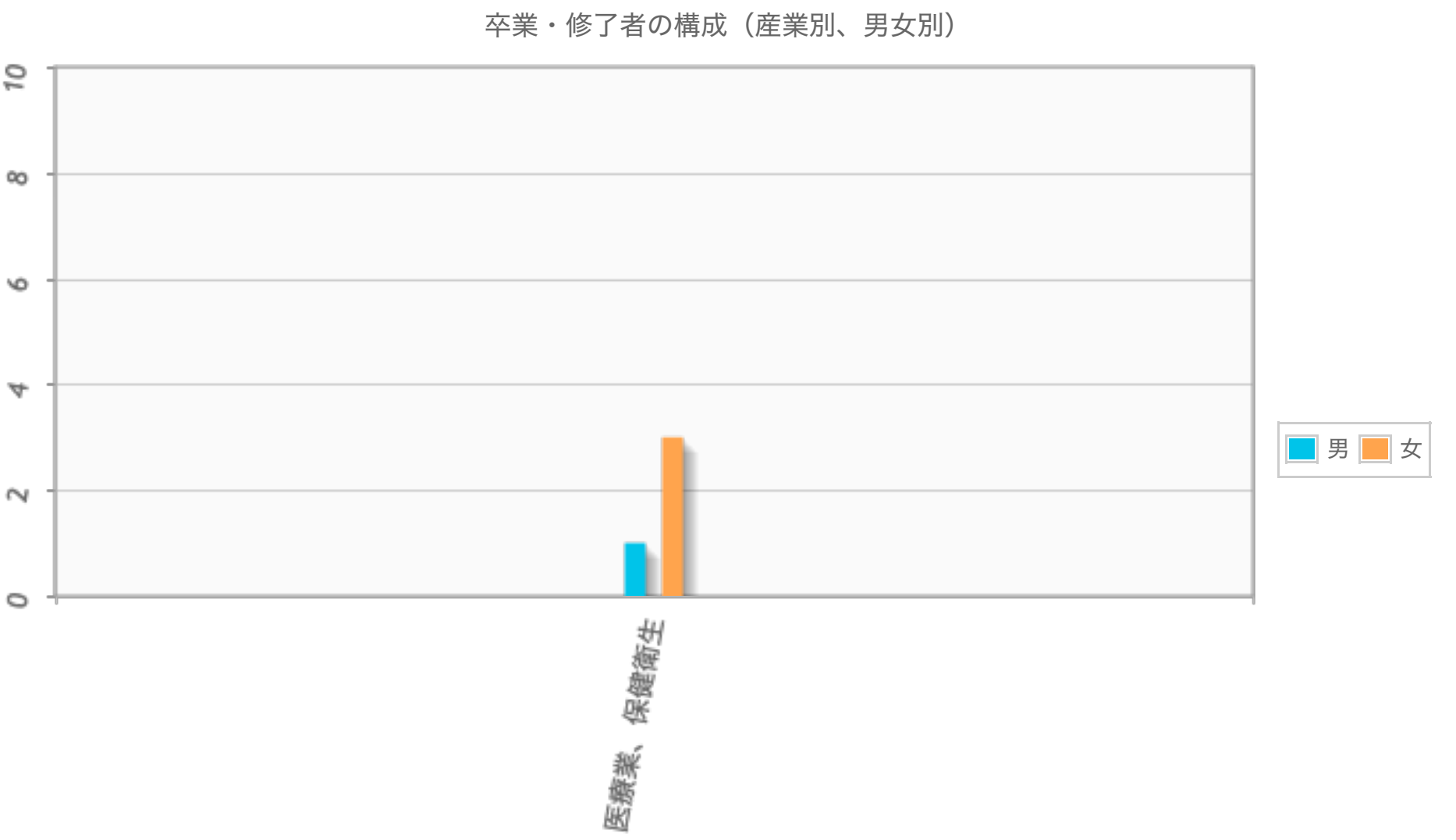
▶ 一覧へ

職業分類		男	女
専門的・技術的職業従事者	研究者		
	農林水産技術者		
	製造技術者（開発）	機械	
		電気	
		化学	
		その他	
	製造技術者（開発除く）	機械	
		電気	
		化学	
		その他	
	建築・土木・測量技術者		
	情報処理・通信技術者		
	その他の技術者		
	教員	幼稚園	
		小学校	
		中学校	
		高等学校	
		中等教育学校	
		高等専門学校	
		短期大学	
		大学	
		特別支援学校	
		その他	
	医師、歯科医師、獣医師、薬剤師	医師・歯科医師	
		獣医師	
		薬剤師	
	保健師・助産師・看護師		
	医療技術者		1人2人
	その他の保健医療従事者	栄養士	
		その他	1人
	美術・写真・デザイナー・音楽・舞台		
	その他		
管理的職業従事者			
事務従事者			
販売従事者			
サービス職業従事者			
保安職業従事者			
農林漁業従事者	農林業従事者		
	漁業従事者		
生産工程従事者			
輸送・機械運転従事者			
建設・採掘従事者			
運搬・清掃等従事者			
上記以外			

(2021年5月1日現在)

● 数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため



産業分類		男	女
農業・林業			
漁業			
鉱業・採石業・砂利採取業			
建設業			
製造業	食料品・飲料・たばこ・飼料製造業		
	繊維工業		
	印刷・同関連業		
	化学工業・石油・石炭製品製造業		
	鉄鋼業・非鉄金属・金属製品製造業		
	はん用・生産用・業務用機械器具製造		
	電子部品・デバイス・電子回路製造業		
	電気・情報通信機械器具製造業		
	輸送用機械器具製造業		
	その他の製造業		
電気・ガス・熱供給・水道業			
情報通信業			
運輸業・郵便業			
卸売・小売業	卸売業		
	小売業		
金融業・保険業	金融業		
	保険業		
不動産業・物品賃貸業	不動産取引・賃貸・管理業		
	物品賃貸業		
学術研究専門・技術サービス業	学術・開発研究機関		
	法務		
	その他の専門・技術サービス業		
宿泊業・飲食サービス業			
生活関連サービス業・娯楽業			
教育、学習支援業	学校教育		
	その他の教育、学習支援業		
医療、福祉	医療業、保健衛生	1人	3人
	社会保険・社会福祉・介護事業		

複合サービス事業			
サービス業（他に分類されないもの）	宗教		
	その他のサービス業		
公務（他に分類されるものを除く）	国家公務		
	地方公務		
上記以外			

(2021年5月1日現在)

- 数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

卒業・修了者の構成（就職地域別）

2019年度		2020年度		2021年度	
都道府県	学生数	都道府県	学生数	都道府県	学生数
宮城県	1人	宮城県	2人	宮城県	2人
東京都	1人	埼玉県	1人	愛知県	1人
静岡県	1人	大阪府	1人	北海道	0人
北海道	0人	北海道	0人	青森県	0人
青森県	0人	青森県	0人	岩手県	0人

全て表示

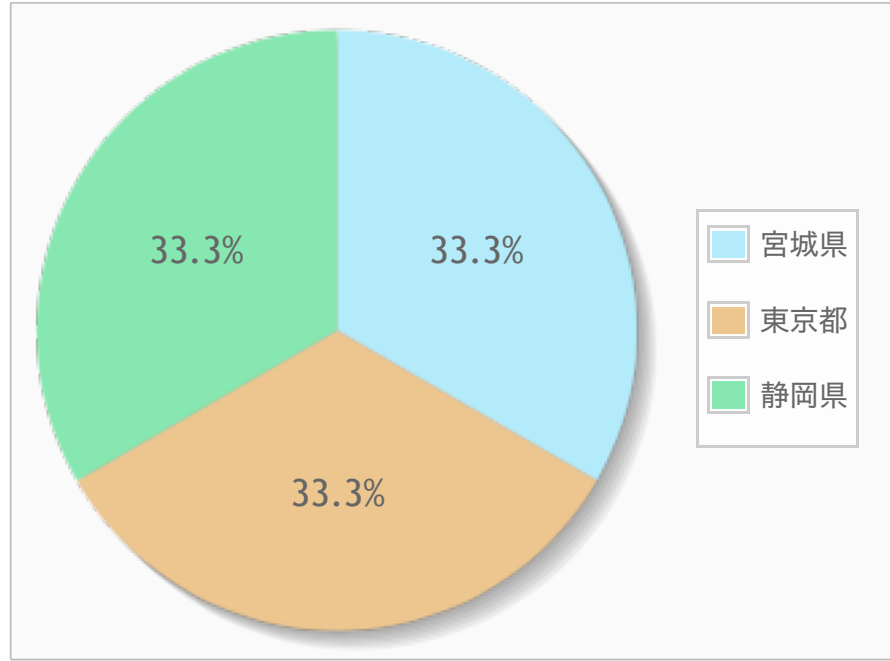
※その他は外国

(2021年5月1日現在)

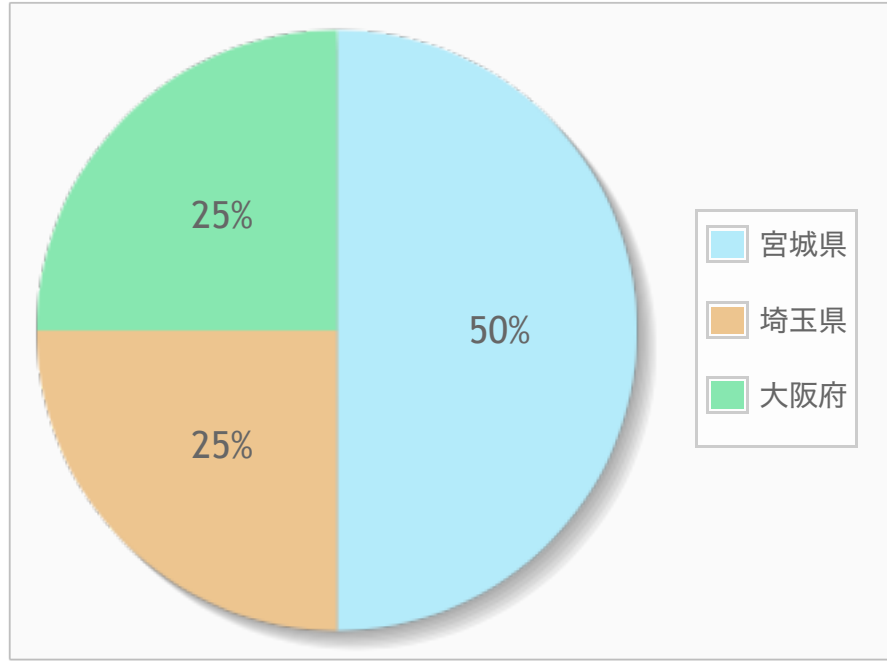
- 数値の説明（増減理由等）

入学前から就業している社会人学生が多いため

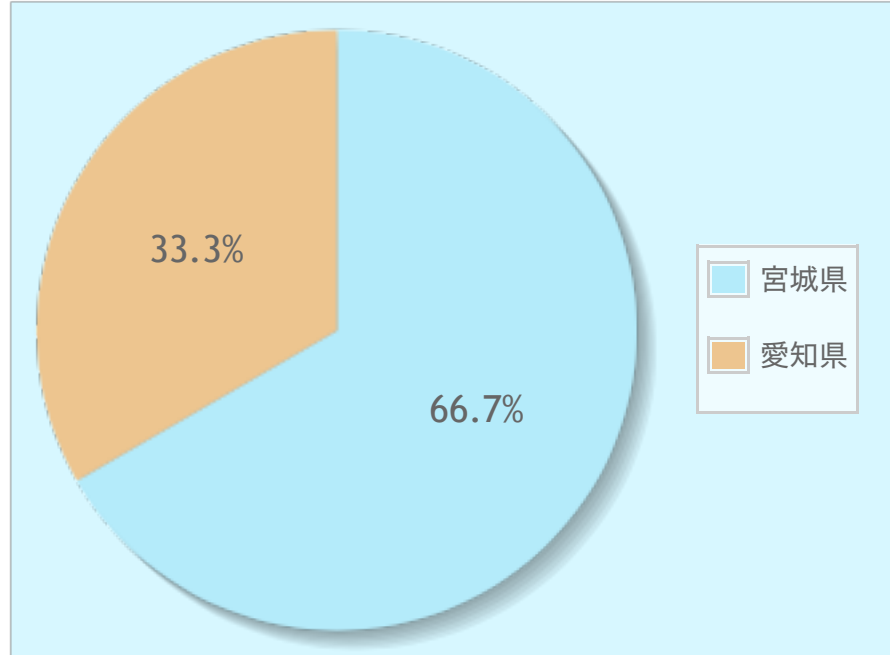
2019年度 卒業・修了者の構成（就業地域別）



2020年度 卒業・修了者の構成（就業地域別）



2021年度 卒業・修了者の構成（就業地域別）（最新）



卒業・修了後の進路

前のページに戻る

教 員 名 簿

学 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 ＜就任(予定)年月＞	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)
-	学長	イバシ タツロウ 石橋 達朗 ＜令和2年10月＞		医学博士		九州大学学長 (令和2.10～令和8.9)

教 員 の 氏 名 等													
（歯学府口腔科学専攻修士課程）													
調 書 番 号	専任等 区分	職位	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年 齢	保有 学位等	月額 基本給 （千 円）	担当授業科目の名称	配当 年次	担 当 単 位 数	年 間 開 講 数	現 職 （就任年月）	申請に係る大学等 の職務に従事する 週当たり平均日数	
1	専	教授	アユカワ ヤスリ 鮎川 保則 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ クラウンブリッジ補綴学（基礎編）※ インプラント・義歯補綴学（基礎編）※ クラウンブリッジ補綴学（応用編）※ インプラント・義歯補綴学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②～後④ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 0.3 1.5 0.3 1.5 14	1 1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （令3.4）	5日	
2	専	教授	イシカワ ケニオ 石川 邦夫 ＜令和5年4月＞		博士 （工学）		歯学概論※ 生体材料科学（基礎編）※ 生体材料科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.5 0.5 14	1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平13.11）	5日	
3	専	教授	カシワザキ ハルヒコ 柏崎 晴彦 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病理学※ 高齢者歯科学（基礎編）※ 高齢者歯科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.1 0.3 0.8 0.8 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平28.11）	5日	
4	専	教授	ナカマツ タシ 兼松 隆 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 口腔生物学※ 口腔機能分子科学（基礎編）※ 口腔機能分子科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 0.9 0.9 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平31.4）	5日	
5	専	教授	キヨシマ タモツ 清島 保 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 口腔生物学※ 口腔病理学※ 口腔病理学（基礎編）※ 口腔病理学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.1 0.3 0.9 0.9 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平26.4）	5日	
6	専	教授	シゲムラ リアツ 重村 憲徳 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 口腔生物学※ 口腔機能解析学（基礎編）※ 口腔機能解析学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 0.9 0.9 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平28.4）	5日	
7	専	教授	シミエイジロウ 自見 英治郎 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 口腔生物学※ 口腔細胞工学（基礎編）※ 口腔細胞工学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 1.2 1.2 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平29.4）	5日	
8	専	教授	タカハシ イロウ 高橋 一郎 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病理学※ 矯正歯科学（基礎編）※ 矯正歯科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 0.3 2 2 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平21.4）	5日	
9	専	教授	ツキヤマ ヨシヒロ 築山 能大 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ スタートアップ倫理学 歯科医学教育学（基礎編）※ 歯科医学教育学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前① 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 2 2 2 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平29.4）	5日	
10	専	教授	ニシムラ フサリ 西村 英紀 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病理学※ 歯周病学（基礎編）※ 歯周病学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.1 0.2 0.4 0.4 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平25.4）	5日	
11	専	教授	フクモト サトシ 福本 敏 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病理学※ 小児口腔医科学（基礎編）※ 小児口腔医科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.4 0.3 1 1 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平31.4）	5日	
12	専	教授	マエダ ヒデアキ 前田 英史 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病理学※ 歯科保存学（基礎編）※※ 歯科保存学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.1 0.3 0.6 0.6 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平27.4）	5日	
13	専	教授	ヤマザキ タカヨシ 山座 孝義 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 口腔生物学※ 分子口腔解剖学（基礎編）※ 分子口腔解剖学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.7 0.8 0.8 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （令3.4）	5日	
14	専	教授	ヨコヤマ タケシ 横山 武志 ＜令和5年4月＞		博士 （医学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 歯科麻酔学（基礎編）※ 歯科麻酔学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.1 0.1 0.8 0.8 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平21.4）	5日	
15	専	教授	ヨシウラ カズリ 吉浦 一紀 ＜令和5年4月＞		博士 （歯学）		歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔画像情報科学（基礎編）※ 口腔画像情報科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②～後④ 2 前①～後③ 1 前②～後④	0.2 0.1 0.6 0.6 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 （平16.12）	5日	

16	専	教授	ワタナベサ 和田 尚久 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯学概論※ 歯科臨床概論※ 総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1前②～後④ 2前①～後③ 1前②～2後④	0.1 0.1 0.6 0.6 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 教授 (令3.11)	5日
17	専	准教授	オキノヨウイチロウ 荻野 洋一郎 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	クラウン・リッジ補綴学（基礎編）※ クラウン・リッジ補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平31.4)	5日
18	専	准教授	カワノシンタロウ 川野 真太郎 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病態学※ 顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1前②～後④ 2前①～後③ 1前②～2後④	0.1 0.1 0.1 0.7 0.7 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (令2.10)	5日
19	専	准教授	タケヒロ 武 洲 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔機能分子科学（基礎編）※ 口腔機能分子科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平22.4)	5日
20	専	准教授	タケノタロウ 竹下 徹 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯学概論※ 口腔病態学※ 口腔予防医学（基礎編）※ 口腔予防医学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前②・1 後③ 1前②～後④ 2前①～後③ 1前②～2後④	0.1 0.1 1 1 14	1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平25.8)	5日
21	専	准教授	チキトオル 筑井 徹 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔画像情報科学（基礎編）※ 口腔画像情報科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平20.11)	5日
22	専	准教授	ハヤシユウイチロウ 林 幸彦朗 ＜令和5年4月＞	博士 (工学)	生体材料科学（基礎編）※ 生体材料科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平30.4)	5日
23	専	准教授	マツダ(ムツ)ミホ 松田(野村)美穂 ＜令和5年4月＞	博士 (理学)	口腔細胞工学（基礎編）※ 口腔細胞工学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平30.5)	5日
24	専	准教授	ミズタニ シンスケ 水谷 慎介 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	高齢者歯科学（基礎編）※ 高齢者歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平30.4)	5日
25	専	准教授	ミヅハシ アキコ 溝上 顕子 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔脳機能病態学（基礎編）※ 口腔脳機能病態学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	1 1	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平29.7)	5日
26	専	准教授	ヤスウチ トモヨ 安河内 友世 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔脳機能病態学（基礎編）※ 口腔脳機能病態学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	1 1	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (令2.3)	5日
27	専	准教授	ヤマザキ ハルヨシ 山座 治義 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	小児口腔医学（基礎編）※ 小児口腔医学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	1 1	1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平29.3)	5日
28	専	准教授	ヤマダ トモヒロ 山田 朋弘 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯学概論※ 歯科臨床概論※ 口腔病態学※ 口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※ 修士研究	1 前①・② 1 前①・② 1 前②・1 後③ 1前②～後④ 2前①～後③ 1前②～2後④	0.1 0.1 0.1 0.5 0.5 14	1 1 1 1 1 1	九州大学 歯学研究院 准教授 (平25.12)	5日
29	専	講師	オオヤマ ユキコ 大山 順子 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 講師 (令元.8)	5日
30	専	講師	オムラ カズトシ 岡村 和俊 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔画像情報科学（基礎編）※ 口腔画像情報科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学病院 講師 (令3.7)	5日
31	専	講師	キハラ マサミ 木原 優文 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	インプラント・義歯補綴学（基礎編）※ インプラント・義歯補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学病院 講師 (令2.3)	5日
32	専	講師	クママル ワタル 熊丸 渉 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 講師 (平30.4)	5日
33	専	講師	サカモト エイジ 坂本 英治 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 講師 (平23.4)	5日
34	専	講師	サスイ テルカズ 讃井 彰一 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯周病学（基礎編）※	1前②～後④	0.8	1	九州大学病院 講師 (平28.3)	5日
35	専	講師	サネマツ ケイスケ 實松 敬介 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	口腔機能解析学（基礎編）※ 口腔機能解析学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 講師 (平31.4)	5日
36	専	講師	トモキヨ アツシ 友清 淳 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯科保存学（基礎編）※ 歯科保存学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学病院 講師 (平27.12)	5日
37	専	講師	ヒスキ ヲサシ 一杉 岳 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯科麻酔学（基礎編）※ 歯科麻酔学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学 歯学研究院 講師 (令3.1)	5日
38	専	講師	フクダ タカオ 福田 隆男 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)	歯周病学（基礎編）※	1前②～後④	0.8	1	九州大学病院 講師 (平31.1)	5日

39	専	講師	フジシンスケ 藤井 慎介 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔病理学（基礎編）※ 口腔病理学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 講師 (令2.4)	5日
40	専	講師	フルタ(ふた)ミチコ 古田(本村) 美智子 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔予防医学（基礎編）※ 口腔予防医学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	1 1	1 1	九州大学 歯学研究院 講師 (平31.3)	5日
41	専	講師	ミツマス タケシ 光安 岳志 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学病院 講師 (令2.10)	5日
42	専	講師	ヤマゾエ ジュンイチ 山添 淳一 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		高齢者歯科学（基礎編）※ 高齢者歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学病院 講師 (令3.4)	5日
43	専	講師	シミズ(ヨシノ) マユミ 清水(吉野) 真弓 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔画像情報科学（基礎編）※ 口腔画像情報科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学病院 講師 (平24.2)	5日
44	専	助教	イマジヨウ(アキヤマ) イクミ 今城(秋山) 育美 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令1.9)	5日
45	専	助教	イワタ ミサキ 岩下 未咲 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯周病学（応用編）※	2前①～後③	0.8	1	九州大学 歯学研究院 助教 (平31.1)	5日
46	専	助教	イワタ シュウスケ 岩田 周介 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔機能解析学（基礎編）※ 口腔機能解析学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平31.4)	5日
47	専	助教	オウチダ' リイチ 大内田 理一 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		クラウン' リップ' 補綴学（基礎編）※ クラウン' リップ' 補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 助教 (平19.4)	5日
48	専	助教	オオキ キョウスケ 大木 郷資 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		クラウン' リップ' 補綴学（基礎編）※ クラウン' リップ' 補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学病院 助教 (平30.4)	5日
49	専	助教	オシマ ユウ 大島 優 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯科麻酔学（基礎編）※ 歯科麻酔学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令3.7)	5日
50	専	助教	オマル トミ 王丸 寛美 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学病院 助教 (平19.4)	5日
51	専	助教	オカタ ケンイチ 緒方 謙一 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学病院 助教 (令2.2)	5日
52	専	助教	ガオ ジン GAO JING ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔細胞工学（基礎編）※ 口腔細胞工学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平22.11)	5日
53	専	助教	かう ヒロキ 加藤 大樹 ＜令和5年4月＞	博士 (理学)		分子口腔解剖学（基礎編）※ 分子口腔解剖学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.5)	5日
54	専	助教	カネコ ナオキ 金子 直樹 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令3.4)	5日
55	専	助教	カワバタ ユウコ 川端 由子 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔機能分子科学（基礎編）※ 口腔機能分子科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令3.4)	5日
56	専	助教	キンダ リョウ 岸田 良 ＜令和5年4月＞	博士 (工学)		生体材料科学（基礎編）※ 生体材料科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平30.4)	5日
57	専	助教	キウマチ ユカリ 久本 由香里 ＜令和5年4月＞	博士 (薬学)		分子口腔解剖学（基礎編）※ 分子口腔解剖学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平25.12)	5日
58	専	助教	サカモト タイキ 坂本 泰基 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (令2.4)	5日
59	専	助教	サノ トミ 佐野 朋美 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔機能分子科学（基礎編）※ 口腔機能分子科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.5)	5日
60	専	助教	シンジヨウ 効ハ 新城 尊徳 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯周病学（応用編）※	2前①～後③	0.8	1	九州大学 歯学研究院 助教 (令1.6)	5日
61	専	助教	シンノ テツヘイ 神野 哲平 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 助教 (平30.4)	5日
62	専	助教	スキ' トモタカ 杉 友貴 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (平28.4)	5日
63	専	助教	スキ' イデキ 杉井 英樹 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯科保存学（基礎編）※ 歯科保存学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令2.4)	5日

64	専	助教	スキヤマゴロウ 杉山 悟郎 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令1.9)	5日
65	専	助教	ソダ ソウイチロウ 園田 聡一朗 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		分子口腔解剖学（基礎編）※ 分子口腔解剖学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.6 0.6	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平30.6)	5日
66	専	助教	カインシゴ 高井 信吾 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔機能解析学（基礎編）※ 口腔機能解析学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.4)	5日
67	専	助教	カハシ アキラ 高橋 良 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		クワンブ`リッヅ`補綴学（基礎編）※ クワンブ`リッヅ`補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平30.4)	5日
68	専	助教	ツカヒ マサリ 塚本 真規 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯科麻酔学（基礎編）※ 歯科麻酔学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学病院 助教 (平24.4)	5日
69	専	助教	ツチヤ アキラ 土谷 享 ＜令和5年4月＞	博士 (工学)		生体材料学（基礎編）※ 生体材料学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.5 0.5	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.4)	5日
70	専	助教	ナガノ コウキ 長野 公喜 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (令3.6)	5日
71	専	助教	ハセガワ カナ 長谷川 佳那 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔病理学（基礎編）※ 口腔病理学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.10)	5日
72	専	助教	ハセガワ ダイサク 長谷川 大学 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯科保存学（基礎編）※ 歯科保存学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 助教 (令4.4)	5日
73	専	助教	ハマノ サユリ 濱野 さゆり ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		歯科保存学（基礎編）※ 歯科保存学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平28.1)	5日
74	専	助教	ハラグチ アキラ 原口 晃 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.4 0.4	1 1	九州大学病院 助教 (平27.10)	5日
75	専	助教	フジナガ カキヒロ 藤永 貴大 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (令2.2)	5日
76	専	助教	マエハラ カシ 前原 隆 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平30.4)	5日
77	専	助教	マツザキ ツツヤ 松崎 達哉 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		クワンブ`リッヅ`補綴学（基礎編）※ クワンブ`リッヅ`補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平29.4)	5日
78	専	助教	マルセ ヤスキ 丸瀬 靖之 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平31.4)	5日
79	専	助教	ミライヒロミ 御手洗 裕美 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (平30.4)	5日
80	専	助教	モリヤマ マサフミ 森山 雅文 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		顎顔面腫瘍制御学（基礎編）※ 顎顔面腫瘍制御学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.2 0.2	1 1	九州大学病院 助教 (令2.10)	5日
81	専	助教	モロイ リョウジ 諸井 亮司 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		クワンブ`リッヅ`補綴学（基礎編）※ クワンブ`リッヅ`補綴学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学病院 助教 (平19.4)	5日
82	専	助教	ヤナイ ユウタ 矢内 雄太 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平30.4)	5日
83	専	助教	ユウダ アスカ 祐田 明香 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		総合診療歯科学（基礎編）※ 総合診療歯科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (平31.1)	5日
84	専	助教	ヨシハマ ナオヤ 吉濱 直哉 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔顎顔面外科学（基礎編）※ 口腔顎顔面外科学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.1 0.1	1 1	九州大学病院 助教 (令3.4)	5日
85	専	助教	ワダ ヒロコ 和田 裕子 ＜令和5年4月＞	博士 (歯学)		口腔病理学（基礎編）※ 口腔病理学（応用編）※	1前②～後④ 2前①～後③	0.3 0.3	1 1	九州大学 歯学研究院 助教 (平22.4)	5日

専任教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29 歳 以 下	30 ～ 39 歳	40 ～ 49 歳	50 ～ 59 歳	60 ～ 64 歳	65 ～ 69 歳	70 歳 以 上	合 計	備 考
教 授	博 士	11人	5人	人	人	16人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	5人	1人	人	人	12人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	5人	2人	人	人	15人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	4人	人	人	人	42人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	25人	8人	人	人	85人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 学	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

第564回 役員会議事録(抄)

日 時： 令和4年4月11日(月) 10:00～10:04

場 所： 特別応接室を中心に web 開催

出席者： 石橋総長 荒殿理事 谷口理事 久枝理事 福田理事
 河野理事 西田理事 村上理事 前田理事

オブザーバー： 山口監事 工藤監事 中村病院長

欠席者：

1 歯学府の改組について

歯学府の改組について説明があり、審議の結果、これを議決した。

(以 上)

この写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和4年7月27日
九州大学学長 石 橋 達 朗



専任教員一覧

九州大学大学院歯学府口腔科学専攻(M)

研究領域	調書番号	職名	フリガナ 氏名 ＜就任（予定）年月＞	年齢	保有学位等	担当授業科目の名称	備考
歯学分野	1	教授	アスカリ ヤスノリ 鮎川 保則 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 クランブリッジ補綴学（基礎編） インプラント・義歯補綴学（基礎編） クランブリッジ補綴学（応用編） インプラント・義歯補綴学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	2	教授	イシカワ クニオ 石川 邦夫 ＜令和5年4月＞		博士 (工学)	歯学概論 生体材料学（基礎編） 生体材料学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	3	教授	カシワザキ ハルヒコ 柏崎 晴彦 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 高齢者歯科学（基礎編） 高齢者歯科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	4	教授	カネマツ タカシ 兼松 隆 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔生物学 口腔機能分子科学（基礎編） 口腔機能分子科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	5	教授	キヨシマ タモツ 清島 保 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔生物学 口腔病態学 口腔病理学（基礎編） 口腔病理学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	6	教授	シゲムラ リアツ 重村 憲徳 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔生物学 口腔機能解析学（基礎編） 口腔機能解析学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	7	教授	ジミ エイジロウ 自見 英治郎 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔生物学 口腔細胞工学（基礎編） 口腔細胞工学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	8	教授	タカハシ イチロウ 高橋 一郎 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 矯正歯科学（基礎編） 矯正歯科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	9	教授	ツギヤマ ヨシヒロ 築山 能大 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 スタートアップ倫理学 歯科医学教育学（基礎編） 歯科医学教育学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	10	教授	ニシムラ フサリ 西村 英紀 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 歯周病学（基礎編） 歯周病学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
	11	教授	フクモト サトシ 福本 敏 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 小児口腔医科学（基礎編） 小児口腔医科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)

12	教授	マエダ ヒデフミ 前田 英史 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 歯科保存学（基礎編） 歯科保存学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
13	教授	ヤマザキ 孝義 山座 孝義 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔生物学 分子口腔解剖学（基礎編） 分子口腔解剖学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
14	教授	ヨコヤマ 武志 横山 武志 ＜令和5年4月＞		博士 (医学)	歯学概論 歯科臨床概論 歯科麻酔学（基礎編） 歯科麻酔学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
15	教授	ヨシウラ カズノリ 吉浦 一紀 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔画像情報科学（基礎編） 口腔画像情報科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
16	教授	ワタナベ 尚久 和田 尚久 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
17	准教授	ハグノ 洋一郎 萩野 洋一郎 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クワンブリング補綴学（基礎編） クワンブリング補綴学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
18	准教授	カワノ シンタロウ 川野 真太郎 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
19	准教授	タケヒロ 武洲 武 洲 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能分子科学（基礎編） 口腔機能分子科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
20	准教授	タケシタ トオル 竹下 徹 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 口腔病態学 口腔予防医学（基礎編） 口腔予防医学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)
21	准教授	チカイ トオル 筑井 徹 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔画像情報科学（基礎編） 口腔画像情報科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
22	准教授	ハヤシ コウイチロウ 林 幸彦朗 ＜令和5年4月＞		博士 (工学)	生体材料学（基礎編） 生体材料学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
23	准教授	マツダ（ノムラ） ミホ 松田(野村) 美穂 ＜令和5年4月＞		博士 (理学)	口腔細胞工学（基礎編） 口腔細胞工学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
24	准教授	ミズタニ シンスケ 水谷 慎介 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	高齢者歯科学（基礎編） 高齢者歯科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
25	准教授	ミヅカミ アキコ 溝上 顕子 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔脳機能病態学（基礎編） 口腔脳機能病態学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
26	准教授	ヤスウチ トモヨ 安河内 友世 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔脳機能病態学（基礎編） 口腔脳機能病態学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
27	准教授	ヤマザキ 治義 山座 治義 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	小児口腔医学（基礎編） 小児口腔医学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
28	准教授	ヤマダ トモヒロ 山田 朋弘 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯学概論 歯科臨床概論 口腔病態学 口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編） 修士研究	研究指導 (Mマル合)

29	講師	オヤマ ユキ 大山 順子 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
30	講師	オカムラ カズトシ 岡村 和俊 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔画像情報科学（基礎編） 口腔画像情報科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
31	講師	キハラ マサフミ 木原 優文 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	インプラント・義歯補綴学（基礎編） インプラント・義歯補綴学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
32	講師	クママル リタル 熊丸 渉 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
33	講師	サカモト エイジ 坂本 英治 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
34	講師	サメイ テルカズ 讃井 彰一 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯周病学（基礎編）	研究指導 (Mマル合)
35	講師	サネツ ケイスケ 實松 敬介 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能解析学（基礎編） 口腔機能解析学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
36	講師	トモキヨ アツシ 友清 淳 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科保存学（基礎編） 歯科保存学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
37	講師	ヒトシギス タカシ 一杉 岳 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科麻酔学（基礎編） 歯科麻酔学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
38	講師	フクダ タカオ 福田 隆男 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯周病学（基礎編）	研究指導 (Mマル合)
39	講師	フジイ シンスケ 藤井 慎介 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔病理学（基礎編） 口腔病理学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
40	講師	フルタ(モトムラ) ミチコ 古田(本村) 美智子 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔予防医学（基礎編） 口腔予防医学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
41	講師	ミツヤス タケシ 光安 岳志 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
42	講師	ヤマザキ エジユンイチ 山添 淳一 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	高齢者歯科学（基礎編） 高齢者歯科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
43	講師	ジミズ(ヨシノ) マユミ 清水(吉野) 真弓 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔画像情報科学（基礎編） 口腔画像情報科学（応用編）	研究指導 (Mマル合)
44	助教	イマジ ヨウ(アキヤマ) イクミ 今城(秋山) 育美 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
45	助教	イワシタ ミサキ 岩下 未咲 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯周病学（応用編）	研究指導補助 (M合)
46	助教	イワタ シュウスケ 岩田 周介 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能解析学（基礎編） 口腔機能解析学（応用編）	研究指導補助 (M合)
47	助教	オウチタ リイ 大内田 理一 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クラウンブリッジ補綴学（基礎編） クラウンブリッジ補綴学（応用編）	研究指導補助 (M合)
48	助教	オホキ キョウスケ 大木 郷資 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クラウンブリッジ補綴学（基礎編） クラウンブリッジ補綴学（応用編）	研究指導補助 (M合)
49	助教	オシマ ユウ 大島 優 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科麻酔学（基礎編） 歯科麻酔学（応用編）	研究指導補助 (M合)
50	助教	オマル トミ 王丸 寛美 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
51	助教	オガタ ケンイチ 緒方 謙一 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)

52	助教	ガオジン GAO JING ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔細胞工学（基礎編） 口腔細胞工学（応用編）	研究指導補助 (M合)
53	助教	カノウ ヒロキ 加藤 大樹 ＜令和5年4月＞		博士 (理学)	分子口腔解剖学（基礎編） 分子口腔解剖学（応用編）	研究指導補助 (M合)
54	助教	カネナガ 金子 直樹 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)
55	助教	カワバタ ユウコ 川端 由子 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能分子科学（基礎編） 口腔機能分子科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
56	助教	キシタ リョウ 岸田 良 ＜令和5年4月＞		博士 (工学)	生体材料学（基礎編） 生体材料学（応用編）	研究指導補助 (M合)
57	助教	キヨミト ユカリ 久本 由香里 ＜令和5年4月＞		博士 (薬学)	分子口腔解剖学（基礎編） 分子口腔解剖学（応用編）	研究指導補助 (M合)
58	助教	サカモト タケ 坂本 泰基 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)
59	助教	サノ トモミ 佐野 朋美 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能分子科学（基礎編） 口腔機能分子科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
60	助教	シンジ ヨウ カリ 新城 尊徳 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯周病学（応用編）	研究指導補助 (M合)
61	助教	シンノ テツペイ 神野 哲平 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
62	助教	スキトモカ 杉 友貴 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
63	助教	スキイ ヒデアキ 杉井 英樹 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科保存学（基礎編） 歯科保存学（応用編）	研究指導補助 (M合)
64	助教	スキヤマ コウロウ 杉山 悟郎 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
65	助教	ソノダ ヨウイチロウ 園田 聡一朗 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	分子口腔解剖学（基礎編） 分子口腔解剖学（応用編）	研究指導補助 (M合)
66	助教	タカイ シンゴ 高井 信吾 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔機能解析学（基礎編） 口腔機能解析学（応用編）	研究指導補助 (M合)
67	助教	タカハシ アキラ 高橋 良 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クワンブリッジ 補綴学（基礎編） クワンブリッジ 補綴学（応用編）	研究指導補助 (M合)
68	助教	ツカモト マサリ 塚本 真規 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科麻酔学（基礎編） 歯科麻酔学（応用編）	研究指導補助 (M合)
69	助教	ツチヤ アキラ 土谷 享 ＜令和5年4月＞		博士 (工学)	生体材料学（基礎編） 生体材料学（応用編）	研究指導補助 (M合)
70	助教	ナカノ コウキ 長野 公喜 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
71	助教	ハセガワ カ 長谷川 佳那 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔病理学（基礎編） 口腔病理学（応用編）	研究指導補助 (M合)
72	助教	ハセガワ ダイゴ 長谷川 大学 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科保存学（基礎編） 歯科保存学（応用編）	研究指導補助 (M合)
73	助教	ハマノ サユリ 濱野 さゆり ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	歯科保存学（基礎編） 歯科保存学（応用編）	研究指導補助 (M合)
74	助教	ハラガチ アキラ 原口 晃 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編）	研究指導補助 (M合)

75	助教	フジナガ タカヒロ 藤永 貴大 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
76	助教	マエハラ タシ 前原 隆 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)
77	助教	マツザキ タツヤ 松崎 達哉 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クラウンブリッジ補綴学（基礎編） クラウンブリッジ補綴学（応用編）	研究指導補助 (M合)
78	助教	マルセ ヤスエキ 丸瀬 靖之 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)
79	助教	ミタライ ヒロミ 御手洗 裕美 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
80	助教	モリヤマ マサフミ 森山 雅文 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	顎顔面腫瘍制御学（基礎編） 顎顔面腫瘍制御学（応用編）	研究指導補助 (M合)
81	助教	モロイ リョウジ 諸井 亮司 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	クラウンブリッジ補綴学（基礎編） クラウンブリッジ補綴学（応用編）	研究指導補助 (M合)
82	助教	ヤナイ ユウタ 矢内 雄太 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
83	助教	ユウダ アスカ 祐田 明香 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	総合診療歯科学（基礎編） 総合診療歯科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
84	助教	ヨシハマ ナオヤ 吉濱 直哉 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔顎顔面外科学（基礎編） 口腔顎顔面外科学（応用編）	研究指導補助 (M合)
85	助教	ワタ ヒロコ 和田 裕子 ＜令和5年4月＞		博士 (歯学)	口腔病理学（基礎編） 口腔病理学（応用編）	研究指導補助 (M合)